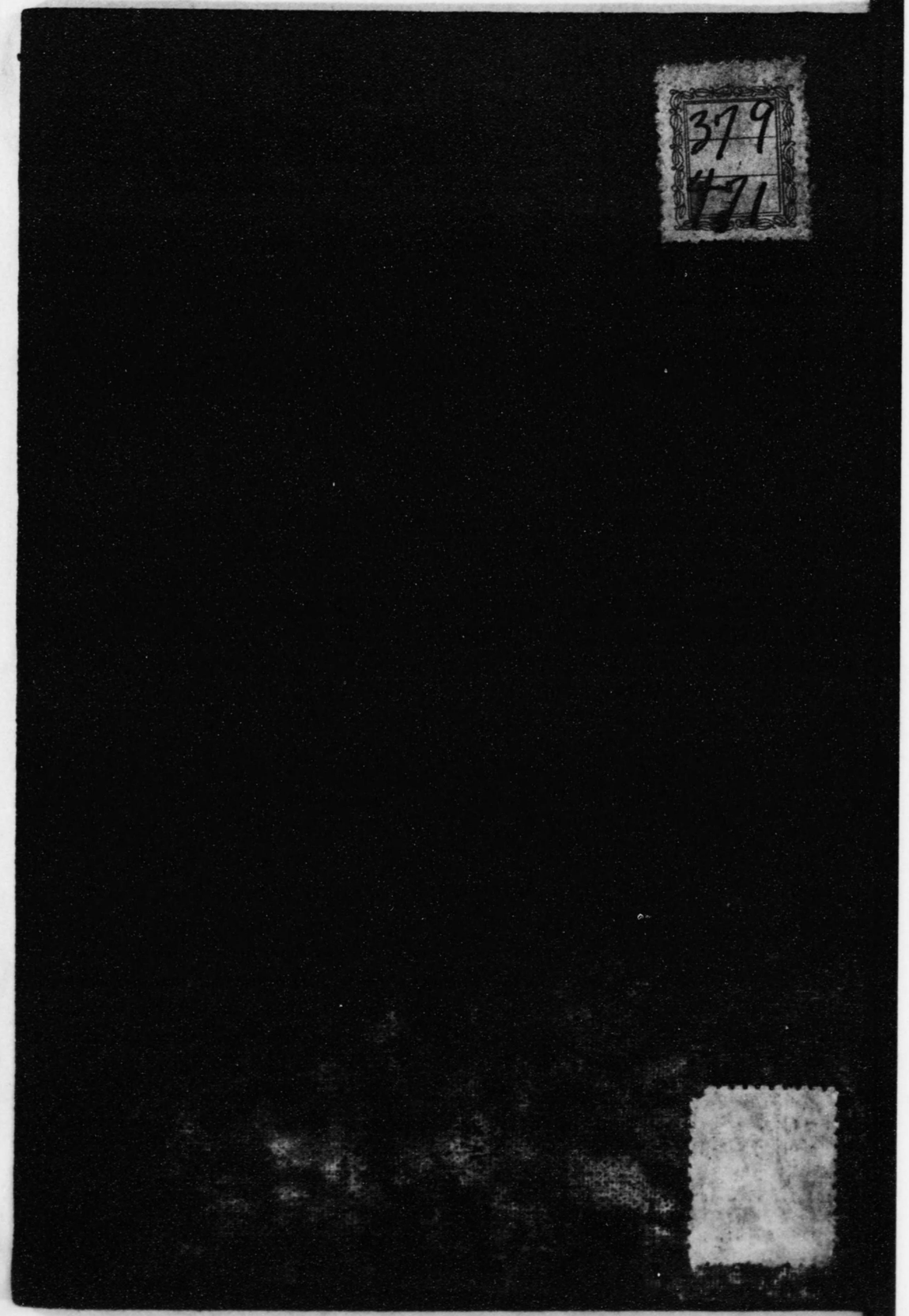

379
471

2

0001143000

0001143-000

特２００－３８４

非常時国民常識読本

山下光太郎・著

大日本出版社峯文荘

昭和１２

AAA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２３日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです

特200
384

法學士 山下光太郎著

非常時

國民常識讀本

東京 大日本出版社峯文莊

序

油繪を描くには先づ最初に、その繪の基調をなす色彩を定め、それからカンヴアスを以て統一するのが常道である。だから色彩の調和を無視しては、油繪は藝術としての意義を失つてしまふ。人物を描くにしても形を整ふべきは勿論だが、それ以上に必要なのは色彩の調和と言ふことである。世の中にはこの色彩の調和を缺いた繪が相當に多いが、いかに形が整ひ、寫實的であつても、これを完全な藝術とは言へない。色に對する認識の深い人の描いたものこそ、眞の名畫と言ひ得るのである。

長唄をやる人や聲樂をやる人も、結局は聲のハーモニーの人が上手と言はれてゐる。いかに練習しても、先天的に調子の取れぬ者では、長唄でも聲樂でも乃至清元でも上手にはなれない。香りにも調子や調和があつて、調和の取れた香りは床しく美しいが、然らざるものは不快の感を起さしめる。

世の中でも同樣で調和の取れた國家、調子の整つた社會こそ、幸福な平和な世界といへる譯だが、色盲の世界や調子外れの世界は、決して人類を進化せしめ。文明を向上せしめない。平和に文化を向上させるためには、調和ある社會を作らなくてはならぬが、それには社會構成の

一分子である個人が、すべて調和の取れた存在であらねばならない。目は見えても耳が聽えなかつたり、鼻が利かないやうな跛行的な人間の集團では、世の中は氣持よく進化するものではない。つまり國家社會は、これを構成する個々人が、完全な常識を具有することに依つて進化するのである。

ところで常識とは、專門的な學問や知識の謂ではない。英語ではコンモンセンスと言つて居るが、精神的に健全な人間ならば誰しもが把持するやうな物の見方、換言すれば專門的でない一般の知識や見解が常識で、判斷力や理解力等もこれに含まれて居る。そして固定的なものではなく、時と處によつて等差のあるものである。だから昔の常識は現代の常識ではなく、西洋の常識は必ずしも東洋の常識ではない場合もあるのである。

早い話が今の日本は非常時局と言はれて居るが、この非常時に處して社會の進化國家の向上を計らんためには、平常時の常識のみでは役立たない。例へば經濟の部門から言つて見ても、平時ならば教科書によつて得た知識を以て、經濟上の一般常識と言ふことも出來やうが、非常時となるとそれだけでは常識とは言へないのである。

一國の經濟界が戰時體制下に入れば、戰時に適應せしむべき統制の程度は一層深刻化する。經濟界の動きも、經營の方針も、個人の理財の道も、戰時體制期に入る以前の狀況とは一變する。これに善處するには、何うしても非常時に適應する常識が必要となつて來るのである。

ところで非常時局と言へば、誰しも先づ國家といふことが强く胸を打つ。次いで國防は何うかと考へる。續いて政治、外交、經濟、財政等のことが念頭を往來する。實際においても亦最も多忙となり、華々しくなるのが是等部門の活動である。果して然うとすれば國民たる者は、深く强く非常時局を認識すると共に、是等部門に關する常識を養はなくては、國家社會の一員として何の役にも立たない存在となつて終ふ。

調和や調子のよく整つた社會のみが獨りよく進歩するのだ。吾々は頭デッカチ尻つぼみのやうな社會を作つてはならない。個々人が目も耳も鼻も全身全體がよく調和して、よくこの非常時局に適應する常識を持つことに依り、この難局を突破し個人の幸福と、國家の隆盛と、社會の進化を招來し得るのであることを深く考へなくてはならぬ。

この意味において、是非本書の一讀を煩はしたいと冀ふものである。

昭和十二年十二月

著者識

非常時

國民常識讀本

目次

第一編 國家知識

第一章 國家の成立と實質……一

第一節 國家成立の要素……一

國家の目的　領土　領土の分合

人民　主權　主權の所在

統治權

第二節 國家成立論……三

國家財產說　國家契約說　國家實力說

第三節 國家の實質……五

國家合力說　有機體說　倫理說

階級說

第二章 國體及び政體……七

第一節 國體……七

國體の意義　君主國體の通念　君主國體の特質

第二節 共和國體の歷史……九

第三節 政體……九

政體の意義　政體の種類　專制政體

現在の專制國　立憲政體　立憲政治

第三章 世界に持立する日本帝國……一三

我國の建國　我國體　我政體

第二編 國防知識

第一章 國防の意義と陸海軍の沿革……一五

陸軍の沿革　海軍の沿革

第二章 統帥權と編制權……一六

統帥大權　編制大權

陸軍

第一章 陸軍の編制……一七

元帥　軍事參議院　陸軍省

參謀本部　教育總監部　師團司令部

旅團司令部　聯隊區司令部　航空兵團司令部

要塞司令部　東京警備司令部　防衛司令部

陸軍航空本部　陸軍航空廠　憲兵司令部

陸地測量部　陸軍造兵廠　陸軍兵器廠

陸軍被服廠　陸軍糧秣廠　千住製絨所
陸軍築城部　陸軍技術本部　陸軍運輸部
軍馬補充部　陸軍衞生材料廠

第二章　教育機關……二〇
陸軍大學校　陸軍步兵學校　陸軍砲工學校
陸軍戶山學校　陸軍騎兵學校　陸軍野戰重砲兵學校
陸軍重砲兵學校　陸軍工兵學校　陸軍士官學校
陸軍幼年學校　陸軍教導學校　陸軍飛行學校
陸軍工科學校　陸軍經理學校　陸軍軍醫學校
陸軍獸醫學校　陸軍習志野學校　陸軍戰車學校
陸軍通信學校　陸軍自動車學校　陸軍航空技術學校
憲兵練習所　兵卒教育

第三章　陸軍管區……二三

第四章　團隊の編成……二六

第五章　我外地軍隊と其任務……二〇
我外地軍隊　朝鮮軍　臺灣軍
臺灣守備隊　關東軍　關東獨立守備隊
旅順重砲兵聯隊

第六章　陸軍給與令表……三一

第七章　世界八大國陸軍現有軍備表……三二

海軍

第一章　海軍の編制……三五
海軍省　軍令部　高等軍法會議
將官會議　艦政本部　水路部
鎭守府　要港部　海軍港務部
航空本部　航空隊　海軍工廠
火藥廠　燃料廠　海軍航空隊
海兵團　防備隊　防備戰隊
警備戰隊　駐滿海軍部　陸戰隊

第二章　海軍の任務……三七

第一節　平時に於ける任務……三七
領海權の保護　航海及び通商權の保護
外交問題の後援　局外中立の維持　在外邦人の保護

第二節　戰時に於ける任務……三八

第三章　艦船の種類と任務……三八
海防艦　砲艦　驅逐艦
潛水艦　潛水母艦　航空母艦

敷設艦及掃海艇　特務艦其他

第四章　軍港、要港及び艦隊……三九
軍港及び要港　艦隊の目的

第五章　教育機關……四〇
海軍大學校　海軍兵學校　海軍機關學校
海軍工機學校　海軍通信學校　海軍軍醫學校
海軍砲術學校　海軍水雷學校　海軍潛水學校
海軍航海學校　海軍經理學校　海軍軍樂練習
信號練習　四等兵教育

第六章　海軍區と志願兵徵募管區……四二
第一節　海軍區……四二
第二節　志願兵徵募管區……四二

第七章　海軍給與令表……四三

第八章　帝國海軍常備艦船表……四三

第九章　世界六大國海軍現有勢力比較表……四九

空軍及び兵器

第一章　帝國の空軍……五一
空中國防　我空軍の組織　航空隊の機數
戰鬪單位の不足　民間飛行界　航空工業
各種軍用機　投下爆彈
海軍航空部隊の任務　海軍航空隊の組織
海軍航空隊の現狀　海軍航空隊の將來
海軍機の任務　飛行艇

第二章　陸海軍の兵器……五六
戰車　裝甲自動車　裝甲列車
各種の機關銃　各種の火砲　各種の砲彈
毒瓦斯　煙幕と火焰　殺人光線
各種の海軍砲　砲彈と火藥　魚雷と機雷
各種の光學兵器

第三章　兵役義務と徵兵制度……六四
兵役義務　徵兵制度と服役　現役期間の伸縮
短期現役兵　幹部候補生　下士任官者
徵集と延期　召集と免除

第三編　外交知識

第一章　外交の基調と國際會議……六七
第一節　日本の國際的地位……六七

英米の對日外交　支那を誤るもの　條約と自衛權
羈絆を脫した日本　新日本外交の將來
第二節　二大思想の對立……七〇
國民主義　國民主義と帝國主義
帝國主義　國際主義　二大主義の將來
第三節　國際聯盟……七一
國際聯盟の目的　聯盟加盟國　聯盟の機構
聯盟總會　聯盟理事會　聯盟事務局
第四節　軍備縮小會議……七三
各國の軍擴競爭　會議開催の事情　華府會議の開催
比率協定の成立　失敗した華府會議　倫敦軍縮會議
倫敦會議の結果　日本の軍縮　會議脫退
三國協約
第五節　不戰條約……七九
不戰條約案　不戰條約と日米交涉　批准問題
第六節　極東及び太平洋の諸問題……八二
東亞に及ぶ列國の帝國主義　日露戰爭
歐洲大戰前の極東　太平洋と列國　我國の發展
我が發展策の頓挫　米國の對日政策
華府會議と太平洋問題
第七節　四ケ國條約及び九ケ國條約……八七
四ケ國條約　四ケ國條約の效果　九ケ國條約
華府條約廢棄
第八節　我國の聯盟脫退……八九
聯盟と滿洲事變　滿洲の建國　上海事變
聯盟と上海事變　聯盟理事會の解決案
リットン報告書　聯盟總會の經過
第二章　委任統治及び移民……九四
第一節　南洋の委任統治……九四
聯盟脫退と南洋問題　南洋は誰に返すべきか
委任統治に出るまで　聯盟規約による解釋
ヤップ島　南洋の開發
第二節　米國の移民禁止……九八
移民制限の理由　日本人の移民禁止　排日斷行
第三節　滿洲移民……一〇〇
滿洲移民計畫　移民の生活狀態
第四編　政治知識
第一章　五箇條の御誓文……一〇一

第二章　帝國憲法……一〇一
第三章　國體と政體……一〇一
第一節　國體……一〇一
第二節　國家……一〇二
第三節　國民……一〇二
第四節　政體……一〇三
第四章　政府……一〇四
第一節　內閣總理大臣……一〇四
第二節　閣議事項……一〇四
第三節　各省大臣……一〇四
第四節　行政裁判所……一〇五
第五節　會計檢查院……一〇五
第五章　立法……一〇五
第一節　立法、司法、行政……一〇五
第二節　帝國議會……一〇六
第三節　衆議院……一〇六
第四節　選擧區……一〇七
第五節　貴族院……一〇七
第六節　召集、開會、閉會……一〇七
第七節　議會の權限……一〇八
第八節　議院の權限……一〇八
第九節　議員の權利義務……一〇八
第十節　休會、停會、解散……一〇九
第十一節　協贊と承諾……一〇九
第十二節　上奏と奏上……一〇九
第十三節　建議……一一〇
第十四節　委員會……一一〇
第十五節　政府委員……一一〇
第十六節　政黨……一一〇
第十七節　法律と命令……一一一
第六章　司法……一一一
第一節　司法制度……一一一
第二節　司法職員……一一三
第七章　行政機關……一一四
第一節　官制と職制……一一四
第二節　地方行政機關……一一五

第八章　府縣行政……一一七
第一節　府縣の組織……一一七
第二節　府縣稅……一一八
第三節　府縣の監督……一一八
第九章　市町村行政……一一九
第一節　市町村の構成……一一九
第二節　市町村條例及び規則……一二〇
第三節　市町村の機關……一二一
第四節　町村吏員の選任、待遇……一二三
第五節　市町村稅……一二四
第六節　市町村組合……一二四
第七節　市町村の監督……一二四
第十章　警察行政……一二四
第一節　警察の分類……一二五
第二節　警察官廳……一二六
第三節　警察執行機關……一二六
第十一章　行政救濟……一二六
第一節　請願……一二六
第二節　行政訴願……一二七
第三節　行政訴訟……一二七

第五編　法律知識

民法

第一章　總則……一二八
第一節　人……一二八
第二節　能力……一二八
第三節　民法上の無能力者……一二八
第四節　住所……一二九
第五節　法人……一二九
第六節　物……一二九
第七節　法律行爲……一二九
第八節　時效……一二九
第二章　物權法……一三〇
第一節　物權……一三〇

第二節　所有權……一三〇
第三節　所有權に關する實際問題……一三〇
第四節　占有權……一三一
第五節　地上權……一三一
第六節　地上權と土地賃借權の異同……一三一
第七節　永小作權……一三一
第八節　地役權……一三二
第九節　留置權……一三二
第十節　先取特權……一三二
第十一節　質權……一三二
第十二節　抵當權……一三三
第十三節　附加物と從物……一三三
第十四節　賣渡抵當と根抵當……一三三
第三章　債權法……一三三
第一節　債權……一三三
第二節　債權の效力……一三四
第三節　債權の消滅……一三四
第四節　時效の中斷……一三四
第五節　契約……一三五
第六節　金錢貸借上の實際問題……一三五
第七節　保證と連帶……一三五
第八節　貸金の利子……一三六
第九節　債權の賣買……一三六
第十節　金錢債務臨時調停法……一三七
第十一節　買戻契約……一三七
第十二節　不動產賃貸借の實際問題……一三七
第十三節　事務管理……一三八
第十四節　不當利得……一三八
第十五節　不法行爲……一三八
第四章　親族法……一三九
第一節　親族……一三九
第二節　準血族……一三九
第三節　戶主……一三九
第四節　家族……一四〇
第五節　戶主權……一四〇
第六節　婚姻……一四〇
第七節　離婚……一四〇
第八節　婚姻豫約の問題……一四一

第九節　實子……一四一
第十節　養子……一四一
第十一節　養子緣組……一四二
第十二節　養子離緣……一四二
第十三節　親權……一四二
第十四節　後見……一四二
第十五節　親族會員……一四二
第十六節　親族會……一四三
第十七節　扶養義務……一四三
第十八節　扶養義務の發生……一四四
第五章　相續法……一四四
第一節　家督相續……一四四
第二節　遺產相續……一四四
第三節　單純承認……一四四
第四節　限定承認……一四四
第五節　相續の拋棄……一四四
第六節　家督相續人の廢嫡……一四六
第七節　遺言……一四六
第八節　遺留分……一四六

借地借家法

第一章　借地法……一四七
第一節　借地法の特質……一四七
第二節　借地法の解釋……一四七
第三節　借地法施行地區……一四九
第二章　借家法……一四九
第一節　借家法の特質……一四九
第二節　借家法の解釋……一四九
第三節　借家法施行地區……一五〇
第四節　借家法の實際問題……一五一

民事訴訟法

第一章　裁判所の取扱事件……一五一
第二章　訴訟……一五一
第一節　訴訟の手續……一五一
第二節　和解……一五三
第三節　支拂命令……一五三

第四節　訴訟費用……一五三
第五節　訴狀に貼用の印紙……一五四
第三章　上訴……一五四
第一節　控訴……一五四
第二節　上告……一五四
第四章　再審……一五五
第五章　强制執行……一五六
第一節　執行の手續……一五六
第二節　差押の範圍……一五六
第三節　差押の出來る物權……一五六
第四節　不法なる差押……一五六
第五節　假差押……一五七
第六節　假差押の取消……一五七
第七節　假處分……一五八
第八節　破產……一五八
第九節　强制執行の費用……一五八
第十節　競賣手數料……一五九

商法

第一章　商行爲……一五九
第一節　絕對的商行爲……一五九
第二節　相對的商行爲……一六〇
第三節　附屬的商行爲……一六〇
第四節　商事……一六〇
第五節　小商人……一六一
第六節　商業上の契約……一六一
第二章　運送及び寄託……一六一
第一節　運送……一六一
第二節　寄託物損滅の實際問題……一六一
第三節　倉庫の寄託物……一六一
第三章　保險……一六一
第一節　火災保險……一六二
第二節　生命保險……一六二
第四章　手形及び小切手……一六二

第一節　手形……一六二
第二節　手形の不渡……一六三
第三節　手形の裏書……一六三
第四節　引受人……一六三
第五節　小切手……一六三

刑法

第一章　總則……一六四

第一節　刑の種類……一六四
第二節　刑の執行猶豫……一六四
第三節　時效……一六五
第四節　犯罪の構成……一六五
第五節　正當防衛……一六六
第六節　緊張避難……一六六
第七節　未遂罪……一六六
第八節　共犯……一六六
第九節　併合罪……一六七
第十節　累犯……一六七
第十一節　酌量減輕……一六七

第二章　罪……一六八

第一節　罪と刑罰……一六八
第二節　騷擾の罪……一七〇
第三節　放火及び失火の罪……一七一
第四節　住居を侵す罪……一七一
第五節　文書僞造の罪……一七一
第六節　過失死傷の罪……一七二
第七節　名譽毀損の罪……一七二
第八節　業務を妨害する罪……一七三

第三章　盜犯防止法……一七三

第四章　暴力行爲處罰法……一七四

第五章　不穩文書臨時取締法……一七四

第六章　警察犯處罰令……一七五

第一節　拘留のみに處すべき場合……一七五
第二節　拘留又は科料に處すべき場合……一七六
第三節　科料のみに處すべき場合……一七七
第四節　教唆者、從犯者の處分……一七八

刑事訴訟法

第一章　裁判所の管轄……一七八

第一節　事物管轄……一七九
第二節　土地管轄……一七九

第二章　公訴權……一八〇

第一節　公訴權の發生……一八〇
第二節　公訴提起の方式……一八〇
第三節　公訴權の消滅……一八〇

第三章　訴訟關係者……一八一

第一節　裁判所……一八一
第二節　檢事及び其補助者……一八二
第三節　被告人及び代理人……一八二
第四節　辯護人……一八三

第四章　起訴の準備及び起訴……一八三

第一節　公訴の準備……一八三
第二節　公訴の提起……一八三
第三節　豫審……一八四

第五章　公判……一八四

第一節　公判前の手續……一八四
第二節　公判の審理……一八五

第六章　上訴……一八五

第一節　控訴……一八六
第二節　上告……一八六
第三節　抗告……一八六

第七章　再審……一八六

第一節　再審の原因……一八七
第二節　再審の請求……一八七

第八章　非常上告……一八七

第九章　略式手續……一八七

第十章　刑の執行……一八八

第一節　死刑の執行……一八八
第二節　自由刑の執行……一八八
第三節　財產刑、科料、沒收の執行……一八八

第十一章　私　訴……一八九
第十二章　陪　審　法……一八九
第一節　陪審法に附すべき事件……一八九
第二節　陪　審　員……一八九
第三節　陪審の方法……一九〇
第四節　罰　則……一九〇

工場法

第一章　工場法の沿革……一九一
第二章　工場法の實際……一九一
第一節　適用の範圍……一九一
第二節　時間の制限……一九二
第三節　年齢の制限……一九四
第四節　扶養其他……一九五
第五節　罰　則……一九五

選擧法

第一節　選擧權及び被選擧權……一九六
第二節　選擧區制……一九七
第三節　選擧方法……一九七
第四節　候補者及び當選人……一九八
第五節　選擧運動……一九八
第六節　選擧違反……一九八

書式

第一章　諸届諸願書及び諸證書樣式……一九九
第二章　戸籍に關する諸届の心得……一九九
第一節　届出一般の通則……一九九
第二節　記載すべき事項……二〇〇
第三節　届出の義務者……二〇一
第四節　二通以上を要する場合……二〇一
第五節　届出の期間……二〇一
第三章　出生に關する届出……二〇一
第一節　嫡出子の出生……二〇一
第二節　庶子と私生子……二〇一
第三節　届出期間……二〇二
第四節　届　出　人……二〇三
第五節　出生届の書式例……二〇三
第六節　庶子及び私生子届出の書式例……二〇五
第四章　婚姻に關する届出……二〇七
第一節　婚姻の届出……二〇七
第二節　婚姻届出の書式例……二〇八
第五章　離婚に關する届出……二一一
第一節　離婚届出の手續……二一一
第二節　離婚届出の書式例……二一一
第六章　家督相續に關する届出……二一四
第一節　届出上の注意……二一四
第二節　相續届の書式例……二一五
第三節　家督相續人の廢除、指定取消……二一六
第四節　廢除、指定取消の書式例……二一六
第七章　後見に關する届出……二一七
第一節　届出の心得……二一七
第二節　後見に關する書式例……二一八
第八章　隱居及び失踪に關する届出……二一九
第一節　隱　居　届……二一九
第二節　失　踪　届……二一九
第九章　死亡に關する届出……二一〇
第一節　届出の心得……二一〇
第二節　死亡届の書式例……二一〇
第十章　入籍、就籍、離籍に關する届出……二一〇
第一節　入籍の心得……二一〇
第二節　入籍届の書式例……二一一
第三節　就籍届の心得……二一一
第四節　就籍届の書式例……二一一
第五節　離籍の心得……二一二
第六節　復籍拒絶届……二一三
第十一章　廢家、絶家、分家に關する届出……二一四
第一節　廢家の届出心得……二一四
第二節　廢家届の書式……二一五
第三節　分家の届出心得……二一五
第四節　分家届の書式例……二一五
第五節　絶家再興届と絶家及一家創立届の心得……二一六

第六節　絶家再興届の書式例……二三六
第十二章　轉籍、寄留に關する届出……二三七
第一節　届出の注意……二三七
第二節　轉籍届の書式例……二三七
第三節　寄留届の心得……二三八
第四節　寄留届の書式例……二三八
第十三章　戸籍謄、抄本附請求願及び戸籍簿閲覧……二三九
第一節　謄本、抄本下附請求……二三九
第二節　謄、抄本下附願書式例……二三九
第三節　閲覧願……二四〇
第十四章　改名届……二四〇
第一節　届出の心得……二四〇
第二節　改名届書式例……二四〇
第十五章　兵事に關する願届……二四〇
第十六章　其他一般書式……二四一
第一節　一般の書式例……二四一
第二節　警察に關する届出……二四六
第十七章　一般證書の書き方……二四七
第一節　金錢貸借の證文……二四七
第二節　動産擔保……二四九
第三節　不動産擔保……二五〇
第四節　物品賃貸借……二五〇
第五節　借家證文……二五一
第六節　借地證文……二五二
第七節　委任狀の書き方……二五二
第六編　財政知識
第一章　總論……二五三
第二章　國家の經費及び收入……二五三
第一節　國家の事業……二五三
第二節　國家の經費……二五三
第三節　經費の負擔……二五三
第四節　收入の種類……二五四
第五節　剩餘金……二五四

第三章　豫算と決算……二五五
第一節　豫算……二五五
第二節　豫備金……二五五
第三節　決算……二五五
第四章　貨幣……二五六
第一節　本位貨幣……二五六
第二節　現行貨幣の品位……二五六
第五章　國税……二五六
第一節　國税の種類……二五六
第二節　地租……二五七
第三節　營業收益税……二五八
第四節　所得税……二五九
第五節　資本利子税……二五九
第六節　兌換銀行券發行税……二五九
第七節　狩獵免許税……二五九
第八節　取引所税……二五九
第九節　相續税……二五九
第十節　酒造税……二五七
第十一節　織物消費税……二五八
第十二節　砂糖消費税……二五八
第十三節　骨牌税……二五九
第十四節　印紙税……二五九
第十五節　登錄税……二六〇
第十六節　有價證券移轉税……二六一
第六章　臨時租税增徴法……二六三
第一節　所得税……二六三
第二節　法人の營業收益税……二六四
第三節　資本利子税……二六五
第四節　相續税……二六五
第五節　鑛産税……二六五
第六節　酒税……二六五
第七節　砂糖消費税……二六八
第八節　取引所税……二六七
第九節　臨時利得税……二六七
第十節　附加税の制限……二六七
第七章　地方税……二六七

第一節 特別地稅……二六七
第二節 家屋稅……二六七
第三節 營業稅……二六八
第四節 雜種稅……二六八
第五節 市町村戶數割……二六八
第六節 營業收益稅附加稅……二六八
第七節 所得稅附加稅……二六八

第七編 經濟知識

第一章 經濟學……二六九
第二章 現代の經濟社會組織……二六九
第一節 自由主義……二六九
第二節 價格主義……二七〇
第三節 資本主義……二七〇
第三章 現代經濟社會組織の利害……二七〇
第一節 利益ある點……二七一
第二節 弊害ある點……二七一
第四章 現代經濟社會組織に對する新思想……二七一
第一節 社會主義……二七一
第二節 共產主義……二七二
第三節 產業革命主義……二七二
第五章 生產……二七三
第一節 生產の意義……二七三
第二節 生產の三要素……二七三
第六章 企業……二七五
第一節 企業の意義……二七五
第二節 カルテル（企業組合）……二七六
第三節 トラスト（企業合同）……二七六
第七章 交換……二七七
第一節 交換の意義……二七七
第二節 貨幣交換……二七八
第三節 信用交換……二七九
第八章 價格……二八〇
第一節 價格の意義……二八〇
第二節 價格變動の一般原因……二八〇

第三節 價格の法則と競爭との關係……二八一

第九章 物價

第一節 物價の意義及び種類……二八一
第二節 物價變動の原因……二八三

第十章 分配及び消費

第一節 所得……二八四
第二節 勞銀……二八四
第三節 地代……二八四
第四節 利子……二八五
第五節 利潤……二八五
第六節 消費……二八六
第七節 消費と生產の均衡……二八六
第八節 消費と生產の不均衡（恐慌）……二八七

第十一章 諸利息早見表

第一節 利子早見表……二八八
第二節 年利日步換算表……二八九
第三節 日步年利換算表……二九〇
第四節 公債、株式市價利廻表……二九〇

第十二章 外國度量衡及び貨幣換算表

第一節 外國度量衡換算表……二九三
第二節 各國貨幣の換算表……二九四

——終——

第一編　國家知識

第一章　國家の成立と實質

第一節　國家成立の要素

國家の意義　國家とは何んぞやといへば特定の土地において、獨立した主權の下に統治される人民の團體で、土地と、人民と、主權がその三要素となつて居り、その成立については征服起源說、神意說、社會契約說、財產說などいろ〳〵に分かれて居る。以下これを敷衍して說明もやう。

一國家は土地を以てその存立要素として居る。領土が即ちこれである。故に特定した土地でなければならぬ。二國家は統治組織を有つてゐる。即ち統制社會であるが、この統治組織は繼續的でなければならぬ。事實上一時亡びる場合があつても、豫めその存續期間を限定しないところが、國家の一特質である。三國家は體制社會である。故に統一された法的規範がある。同時に又國家は自主社會である。

國家の目的　古代希臘時代から人類の幸福を計る點にありとされてゐたが、最近の「警察國家主義」によれば、國民全體の福祉を目的とする警察國家主義や、一定の法律秩序を維持するを目的とする法治國家主義や、國民の文化を增進することを目的とする文化國家主義など種々の見解を生じて來た。然し通說としては獨立を擁護し、秩序を維持するとゝもに、その構成員たる國民の精神的、生理的發達を計り、且能ふ限り社會文化の興隆に努力することを以て、國家究極の目的であるとされてゐる。

領土　國家を成立する土地はこれを領土と稱するが、これは人爲を以て自然を區劃した國家の範圍である。そしてこの土地の上空は領空と稱し、領土と區別して說く場合もある。法律的にいへば、領土は統治權の客體で、統治關係に立つ土地である。從つて領土に在るものや、領土に入り來るものは、國際法上の治外法權を有する者を除き、他は悉くその統治權の支配を受けなければならぬ。

領土の分合　昔は憲法または皇室の家法により、領土は分割出來ないものとしたが、現在では必要に應じ分割出來るものとされてゐる。他國の領土を自國に併合し得ることは各時代を通じて否認されなかつたが、最近では帝國主義に對する反動

として、領土の併合は非難される。然し或國がその生存上新たに開拓するとか、又は能力のない他國の領土を開拓し得ることは、國家の生存權として認められるべきものである。かゝる場合その領土の變更に關する手續については憲法の變更、法律の發布、議會の協賛などいろ〳〵の區別がある。

封建時代は人民は、その領土の附屬物の如くに考へられたが、現在では領土の變更に際しては、その人民は新舊何れの國籍に屬するとも、各人の選擇に任すことを通例としてゐる。又法令はその施行區域を明記しない限り、新領土にも效力を及ぼすが、領土減少の場合は、その範圍内に效力を縮小されるものである。

人民　國家成立の一要素である人民を臣民と稱し、必然的に國家と永久從屬の關係を有してゐる。そしてこの從屬する關係を國籍又は臣民籍といひ、これは國民たる身分を示すものであるから、臣民は領土内の住民と同じ意味ではない。尤も通常の場合は、一國の住民はその國の臣民であるが、外國の臣民にして國内に住居するものは、その國の臣民ではない。臣民籍を有するには、必ずしも領土内に在留することを必要とせず、國家團體の一員たる法律上の能力を有することを必要とするのである。この從屬關係を基として、臣民には更に二つの關係が生ずる。義務的の關係と權利的の關係である。その中で第一に含まれる服從の義務は、尤も根本的關係で、若しこの關係のないときは、國家の成立は不可能である。

主權　主權は國家の發生と同時に保有し、他の何者からも侵されない最高唯一の權力であり、獨立絶對の權力であつて、この主權のない團體は國家ではない。

主權はこれを分割することは出來ない。主權が分割されたら忽ち無國家の狀態となるのである。主權の唯一不可分は國家の統一と、連續を維持するために極めて大切である。又主權は獨立不可分である。外部の勢力に對して獨立を維持することの出來ない國家は、完全な國家ではなく、他の國家の屬國に過ぎない。國家の主權は唯一不可分的であるから、それと對立併存し得るものはない。又主權は獨立不可抗的であるから、若し制限されるものがありとすれば、それは眞正の主權ではなく、それを制限するものこそ眞の主權である。憲法は政府の權利を制限し、人民の權利を規定するが、國家の主權を制限することは出來ない。國家は憲法以上の存在であり憲法は主權によつて初めて效力を生ずるのである。

主權の所在　主權の所在については國家にありとするもの、特殊階級にありとするもの、議會にありとするもの、人民にありとするものなど諸說があつて一定しないが、大體に於て共和國は人民に、英吉利は議會にあり、日本は我國の憲法第一條に「大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す」とある如く、天皇が常に主權者であらせられるのである。攝政を置かれた場合でも、大權の行使は總て、天皇の御名に於てすべきものとなつてゐる。

統治權　統治權は國權ともいひ、主權者が臣民を支配し得る力で、これもまた絶對的のものである。普通の服從關係にあつては、その關係を絶てばこれに服從するの要はないが、統治權の場合は、自己の意思によつてこれを脫することは出來ない。統治權は自治團體もこれを有するが、國家の統治權が固有であるのに對して、自治團體の有する統治權は、國家から委託されたものに過ぎないのである。

第二節　國家成立論

國家の成立については古來多くの學說があるが、そのうち國家神意說、國家財産說、國家契約說、國家實力說などが最も有力である。

國家神意說　國家は神が自ら建設したもの、又は神の命令によつて建設したものだとする說である。即ち主權及び國家成立の基礎を、人力を超絶した神意に歸せんとするもので、政教一致の古代社會には、洋の東西を問はず普く行はれた。例へば、ヘブライ人はその國家を以て神の建設にかゝるものとし、神人自治の政治から君主政治を經て、法治政治が布かれるに至つたものだと信じ、希臘人、羅馬人も、法に從ふことは神の意思に從ふものと考へた。ポーロの如きも國權の神聖を說き、プルタルコスは「神の信仰なくして國家を建設することは、宛ら領土なしに都市を建設するよりも困難である」と斷じ、アウグスティヌスも「國家こそ神の命令によつて人類救濟の力をもつ」と述べた。かくて多くの法王は、教會を以て君權の上に位するものとし、法王は君主廢嫡權を有つてゐると主張したが、近代法王の權勢が衰へると共に「帝王神權說」がこれに代り、帝王は君主が神の命によつて任ぜられたものとか、帝王は神の映像であり全智全能であるなどの說が起るに至り、「君主は國家である。君主の意思は國家の意思である」とした佛蘭西のボスエーや「國家は神の命令による

倫理的存在である」と唱へた獨逸のシタールなどが、當時の學界を風靡した。

この神意説から派生して、フイルマーは「族父權論」を唱へた。それは、神よりアダムを經て、代々の家長に授かつた家長權なるものが、君主權の起源であるといふのである。

國家財産説　この説は國家成立の起源を財産に求めんとするもので、社會經濟の基礎が土地であつた時代には、土地を領有することが、政治上の權力を生む主なる原因となつたから、土地の領有權は國家權力であるとの思想が生じ、中世紀の封建制度が一層この思想を助成し、近代ではこの思想は、主としてフイジオクラットとフオン・ハルラーにより唱道された。

フイジオクラットは先づ社會を發展的に考へ、人類最初の社會狀態を、何等組織のない人間群の集團とし、そこには自給自足的な經濟が行はれたが、次第に自然的生産物の不足を來すや、狩獵と魚漁との時代となり、更に第三段階に於て、遊牧と家畜飼養の時代を假定した。そしてこの第二段階に於ては權力、第三段階に於ては財産制度が發生し、有産者と無産者との對立を假定し、第四段階に至つて自然的生産物の不足と人類の慾望の增加とが原因となつて、自然を支配する技術としての農業が始まり、定住時代となつた。この時代に至つて初めて、自給自足の經濟は不可能となり、分業が始まつた結果として、統制せられた社會即ち國家が發生した。されば國家の發生原因は土地の所有であり、土地所有權の發生と共に、この段階に於ける權力者は、土地所有者として支配階級をなすに至つたといふのである。フオン・ハルラーは、一面國家實力説の主張者であるが、他面には又財産説の主張者でもあり、その實力は土地の領有によつて、現はれるものであるとした。

國家契約説　これは各個人が相互の安全を保障せんがため、その自由意思に基く契約によつて社會を形成し、國家を組織するに至つたとする説である。

國家成立の起源を個人の契約に歸する思想は、古代希臘の哲學者中に見出されるが、近代に於ては宗教改革以後、教會について先づ主張され、次いで國家に論及せられるやうになつた。その先驅者は英國々立教會の僧フーカーで、彼の説くところは、國家の基礎を、社會を成さんとする人間の本性と物質生活を中心としての個人間に行はれる闘爭を、各自の安寧福祉のために防止する目的で、各自の合意契約の上で、外的の規律を設定せんとする人間の欲求に求めてゐる。從つて國家は個人間の闘爭を除き、その幸福を增進せんがために、契約を以て作られたものであるから、支配者の權力は、契約當事者の全體の承認により與へられるものか、又は直接神によつて與へられるものかの何れかであるが、彼は人民の承認によつて君主の權力の生ずる場合と、神の任命によつて生ずる場合とを認め、契約論者である半面に於てまた君權神授説の影を留めてゐる。この契約説は十七、八世紀に於ける自然法學の發達と共に最も隆盛を極め、ホツブス、ロック、ブーフエンドルフ、ルーソーなどによつて盛んに主張された。

國家實力説　これは征服起源説で、國家の起源を專ら實力による征服に歸したものである。從つて權利を强者の實力と見る思想と相關聯して、國家權力説とも呼ばれてゐる。歐洲では古代希臘のソクラテス時代に既に詭辯學派によつて、國家は强者の利益を保護する制度であると唱へられたが、近代ではスピノーザが法と權力とを同一視し、國家を以て衆人の權力を集合したものであると説き、又十九世紀に於てはフオン・ハルラーが神權的權力説の代表者となつて、當時勢興してゐた急進思想に反對し、强者が弱者を支配するのは自然の法則であり、永久に停止せらるべきものではなく、國家も亦この法則に基いて生じた事實であるとした。

この説は最近グンプロウイッツ、ラッツエンホーフアー、オツペンハイマーなどによつて代表せられる社會學的國家論者によつて繼承せられる外、社會主義者や、無政府主義者などによつて支持せられてゐる。

以上の如く國家成立の起源については、種々の説があり、人により時代によつて變遷は免れないが、今日歐洲では實力説が、正當なものとして一般に受け入れられてゐる。

第三節　國家の實質

國家の成立に關する説には、一面亦國家の實質に關する見解をも含むが、更に國家の實質觀として國家合力説、國家有機體説、國家倫理説、國家階級説とにつき述べて見やう。

國家合力説　これは國家乃至國權を以て、國民のエネルギーの結合した特殊な力の表現だとする説である。

スピノーザも「萬物はその生存する能力を有つてゐるだけそれだけ生存する權利を有つてゐる」との前提から「國家も各人の能力權利の集合したものだ」といつたが、合力説はオ

ストワルドやメンッエルによつて、初めて大成されたものである。

オストワルドは主として內容に對する觀察を行づた結果、兵力と金貨の集積を以て國力の源だといつたが、メンッエルは專ら形式上の研究から、人類はその本能的衝動や支配者又は團體を愛する情や、習慣及び因襲に對する惰性や、結果に對する批判から生理的、心理的、經濟的エネルギーを繼續的に一つに合し、特殊の獨立した力を現出するから、國家はこの力を基礎として構成されるものであると述べた。ベロルッハイマーも亦一種の合力說を唱道したが、彼は國權の淵源を以て法的、人爲的のものとした。

スピノーザ

有機體說　この說は國家を生物學上の、自然有機體に擬して說かんとしたものである。

アリストテレスは「人は蜜蜂や蟻よりも遙かに政治的なり」といひ、ボーロは、教會を人體に譬へたが、是等の言葉の中に、既に有機體說の萌芽を見出すことが出來る。然し國家及び其の機關や人民の關係を、有機體の神經中樞と、その權關や細胞などの關係で說明したのは、中世紀に入つてからのことである。

倫理說　古代希臘のプラトンは、國家を以て正義を目的とするものと說いた。彼によると國家は社會の公正を維持し、一般人民の利益並に幸福を增進するための組織である。「規律ある生活」に於てのみ人は眞善美たり得る。だから「國家は最高の道德」でなければならぬ——とした。アリストテレスは國家を以て善を目的とする各人の團結だから、國家は最高の善を目的とする一定の地域團體であるとした。近代に於てはヴォルフは、國家は各人が自己を完成すべき倫理的團體であるといひ、フイヒテはまた國家は人類をして文化を獲得せしめるために存し、自由の進化を確保することを目的とすべきだと說いた。

然かし國家倫理說を大成したのはヘーゲルである。彼は社會と國家とは本質的に異るものと解し、國家は倫理的理念を表現するもので、法はその客觀的表現、道德は自由の主觀的內在であると說いた。卽ち法と道德とが完全に一致合體した規範が、倫理であるといふのである。

階級說　國家を以て一の階級が、他の階級に對する抑壓的、權力的、組織的搾取機關だとするのがこの說で、マルクス及びエンゲルスによつて唱へられ、その一派によつて支持されてゐる。

エンゲルス

エンゲルスはモルガンの「古代社會論」を擴充し、そこに彼の國家觀を樹立した。

彼によるときは原始共產社會は、父權制の確立と共に記錄ある歷史時代に入るが父權制やこれに伴ふ財產相續制の發達に從つて、富の集積が行はれ、土地なども家族から個人の所有に移つた。然かし更に自給經濟組織が交換經濟組織に進み、農と工との分化が起り、商品生產が勃興して、貨幣經濟が完備し、自由民と奴隷との區別の外に、有產者對無產者の對立が顯著となるに及んで民族制度が崩壞した。國家はこの民族制度の廢墟の上に、新に取機關として現はれた。民族制度と國家との相異は、國家が地域團體であり、且被搾取階級を抑壓するための强制的權力を有ち、その設備の費用に充てるための租稅制度をもつ點にある。

第二章　國體及び政體

第一節　國體

國體の意義　國家主權の特質は各國とも皆同一であるが、その所在は國々の國情によつて異るし、又同一國民に於ても、時代によつて異ることがある。例へば佛蘭西や露西亞などの革命のあつた國では、革命の前後によつて國民が異る譯ではないが、主權の所在は革命前には君主にあつたものが、革命後は主權が人民に歸したのである。かやうに主權の所在によつて異る國家の體樣を國體といふのである。

君主國體の通念　一人の自然人の意思によつて統治せられる國家が君主國體である。この國體では、一人の主權者は國家の意思を代表し、國家の主權はその主權者の固有のものである。故に古代に於てはこれを天與又は神授の權と稱し、君主自身も神の子孫として尊崇せられたのである。

第十九世紀の中葉まで、羅馬の獨裁君主であつた羅馬法王の政治は神權政治であつたが、その後次第に君主を神として崇拜する宗教的信仰が衰へ、封建思想に基いて、君主は國家

の所有主と看做され、土地や人民は君主の私有財産と看做されるやうになつた。

かく君主を神又は神の代表者と信じ、若しくは國家の所有主と見る觀念は、君主は國家の上又は國家の外にありと看做すもので、國家は全人民の組織した共同生活體であるといふ學說とは相反するが、社會が一種の宗教的信仰に支配せられ、又は封建的思想に基いて公私の區別を知らない間は、前述の如き君主國體は、國家を組織し又はこれを支持すべき唯一の制度であつた。佛國王ルイ第十四世が「國家は卽ち余なり」といつたのは、神權主義と封建主義とを混淆した、當時に於ける君主の思想をよく代表したものである。

然かし近代では君主國體の觀念は大に變化し、神權主義にもあらず又封建思想にもよらない、純然たる政治的基礎の上に立つて、專ら國家の本質に基き、統一せられたる人民共同團體の元首として、君主を國家の一員乃至國家の機關と看做すやうになつた。

然しながら現在に於ける君主國體は、歷史の産物で理論から發生したものでないから、實際今も尙ほ神權主義、封建主義及び最近代の思想が混淆されてゐる。たとへば英國の國體は主權が議會にあるから、理論上共和國體であるが、形式上では英國は依然君主國體であり、又法律の上に於ては、英國王が今尙ほ英國全土の所有主である。歐洲大戰前の獨逸、露西亞、殊に我日本の如きは一概に、最近の思想のみを以て論ずべからざることは言ふまでもない。

君主國體の特徵　君主國體の第一の特徵は、君主が國家の最高權を固有することで、法律の裁可、不裁可、國際上の條約、宣戰講和、軍隊の指揮、大臣の任命、獨立命令、赦免などの特權が君主固有の權として認識せられる間は、君主國體は儼然として存在する。次に、君主が凡て國家權能の泉源たることもその特徵である。君主は無論一人で國家の職務を悉く自ら執行し得るものではないが、君主國體なる以上は國家の立法權、司法權、行政權は、皆悉く君主に屬さなければならぬ。卽ち法律案を通過し、裁判をなし、百般の行政事務を行ふことは、それ〴〵の特別の機關に管掌せしめることは出來ても、是等の機關は君主の意思によつて存立し、君主の委任によつて活動し、君主の名義によつて執行されるのである。第三の特徵は、憲法の修正變更は君主の意思に從はねばならないことで、若し元首の意思でなく、又は元首の意思に反して憲法が修正變更され得るならば、その國體は名義の如何に拘らず、最早君主國體ではない。

第二節　共和國體の歷史

共和國體は君主國體の反對で、國家の主權は一人の固有にあらず、團體の協同的意思に存する國體である。君主國體の主權者は、一方に於て自然人たる資格を有するけれども、共和國體の主權者は、多少の人員によつて成立せる團體であるから、一方に於て自然人たるの資格を有することなく、唯だ法律上に於て人格を有して存在するのみである。

共和國體の最もよく發達したのは、古代に於ける希臘、羅馬の盛時であつた。希臘や羅馬も最古代は君主制であつたが、漸次貴族制となり、次いで民主制となつたのである。然し希臘人羅馬人といへども、共和制といふ稱名を有した譯ではない。單に君主制に反對なものとして少數者若しくは多數者の會議制を採用し、貴族制、民主制、寡頭制、富族制等の區別をしたまでのことである。

共和制の語源であるレパブリックは、羅甸語では「公共の福祉」といふ意味を有し、公共團體である凡ての國家をいひあらはす語であつた。ルーソーの民約論に於ても「如何なる政體にても法律によつて支配せられ、公共の福祉のためにするものはレパブリックである。正當なる政體は凡てレパブリックであつて、必ずしも貴族制、民主制を指すものではない」といつてゐる。レパブリックなる語が全く共和制を意味するに至つたのは千七百七十六年に北米合衆國が獨立したとき、自らその政體を稱してレパブリックと名づけてから後のことである。

第三節　政體

政體の意義　古代では國體と政體とは混同して考へられたが、近代では兩者の區別が認められることゝなつた。卽ち、國體は國家主權の所在によつて定まり、政體は主權運用の形式如何によつて定まるのである。從つて政體とは、國家の主權運用の形式如何によつて定まる政治の體樣といふことになるのである。

古代の國家では國家と政府との區別がなかつたから、個人の自由權利は、確立的な保證がなかつたが、近代では國家と政府との區別を明かにし、個人の自由と權利が確立的に保證されてゐる。國家の主權者が主權を保持し、然も凡てその主

權を運用する權力をも掌握する場合は、國家と政府との區別は判然しないが、主權者は主權を保持しても、これを運用する權限を他に委任するときは、主權の所在と政權の所在との區別を生じ、こゝに國體と政體とは分れることゝなるのである。かくて國家の體樣は主權の所在によつて定まり、政治の體樣は主權運用の形式によつて定まるのである。

政體の種類　古代に於て國體と政體とを混同して考へられてゐた當時は、政體を分つて君主、寡頭、民主の三種とし、或は君主、僭主、貴族、寡頭、民主(良民)、暴民の六種とし、更にこれに混合政體を加へて七種とし、また近代に至つてはマキサヴエリーの如く、君主、共和の二種に分類したものもあるが、一般には君主、貴族、民主の三種に分類した。然しかゝる政體別は、立憲代議制度が行はれるやうになつてからは、不完全たるを免れないので、近代では立憲及び專制の二種に分類されることになつた。即ち國體が君主、民主の何れであつても、憲法に依據して主權を運用するか否かによつて區別するところの政體別が、今日行はれてゐるところの分類法で、それが立憲、專制の二大政體別である。

從つて君主國體中にも、その政體は專制なるもの、或は立憲なるものがあり、又共和國體であつてその政體は專制なるもの、或は立憲なるものもあるのである。

專制政體　專制政體は立憲政體に對立するもので、その特質は憲法によつて何等の制限を設けず、國家の主權者が、直接凡ての政權を運用する。この場合その國家が君主國體、貴族國體、民主國體の何れであつても、その政體は專制政體なのである。又その國家がその全權(主權)を擧げてこれを政府に附與し、人民各個のために、何等の自由も權利も確定的に保證しないものもまた專制政體である。要するに專制政體は、爲政者が國家の主權を運用するに當つて、憲法による何等の制限、規定を設くることなく、一切を專斷するものをいふのである。

現在の專制國　專制政體の國を專制國といひ、その政治を專制政治といふが、專制政治は古代から近代立憲政治の確立するまでに一般に行はれた政治體樣で、立憲政治が確立し流行するに及び次第に消滅し、現在若主國體の國で、專制政體を保持してゐるのは、僅かにアビシニア、ネパール、暹羅などの三四ヶ國を數へるに過ぎず、また共和國體で專制政體を採つてゐるのに勞農露西亞の如きがある。

立憲政體　立憲政體にあつては、國家の主權者が、直接政權を運用しないで、政府を機關として權力を附與し、成文若しくは不成文の憲法を以て政府の權力を制限し、政權を運用せしむることを第一の特質としてゐる。

第二の特質は直接或は間接人民をして、一國の政治特に立法に參與せしむることである。國家は絶對無制限の主權を有するから、各人はこれに對して絶對服從をなすべき義務があるが、國家と人民との關係が、單にこの法律のみによるときは、主權者と人民との關係が主人と奴隸との關係の如くなり、人格を有し、理性や良心を有する人民の甘受出來ないところである。そこで歐米に於ける近代の人民は、參政の權利を有することを以て自由民の特權となし、革命の手段によつてこの特權を得んことに努力した。唯だ近代國家は、古代希臘や羅馬の共和時代の如き都市國家でなく、尨大な國家を形成するに至つたところから、直接に人民議會を開くことが不可能となり、こゝに人民代議制を以て、古代の自由民全體の議會に代へることゝなつたのである。かくて第十九世紀に於ける歐洲列國の人民が要求した憲法とは、人民代議會を開き人民をして一國の立法に參與せしめやうといふことにあつた。立法は國家の行政、司法の根本であり、これが非なるときは、人民の自由、權利は保證せられず、司法、行政も元全に行ふことが出來ないから、人民は代議院をして立法の事に參與せしめ、且政府を監督せしめて、專制の弊を防遏することゝしたのである。

立憲政治　立憲政體の國を立憲國といひ、その政治を立憲政治といふのである。プラトンは法律が遵守せられるか否かによつて、公正の國と不公正の國とに分ち、君主制と僭主制、貴族制と寡頭制、民主制と暴民制とに分類し、アリストテレスはこの標準を、公共の福利を目的とするか否かに置いた。從つて立憲政治の概念は既に彼等の時代において、その萌芽を發してゐたのである。それが羅馬の共和政治に現はれ、中世紀の末葉にはマルシリウスによつて學說としての基礎を築かれたのである。

近世の立憲政治は、自由平等論をその思想的背景として居る。モンテスキューが政治的自由を主張して三權分立を說きルーソーが天賦人權を高調し、自由平等を叫ぶに及び、北米合衆國の獨立を招來し、佛蘭西革命を生み、遂に立憲政治が世界に流行し始めたのであるが、一面から見れば、農工商階

級の專制君主、封建諸侯、寺院僧侶等に對する階級鬪爭の成果である。從つて議會、租稅法がその先驅をなした。千二百十五年英吉利王ジョンは大憲章に署名し、英國は立憲政治の祖國とせられたが、立憲政治の基礎的成文は、北米合衆國の獨立憲法と、佛蘭西革命の人權宣言とにその源を發してゐる。米國ヴアジニア州憲法は「凡て人は自然に於て、平等自由且獨立として、一定の先天的權利を有す」。「凡ての權力は國民に存し、國民より出で、政府は國民の受任者なり」と明示し、佛蘭西の人權宣言には、第一條に「人は出生及び生存に於て自由及び平等の權利を有す」、第二條には「凡ての政治的結合の目的は人の天賦且不可讓の權利を保持するにあり」、第三條には「主權の本源は必ず國民に存す」といつてゐる。かくて第十九世紀の歐洲大陸は、擧つて是等の新憲法に追隨して、立憲政治の確立に狂奔したのであつた。

第三章　世界に特立する日本帝國

我國の建國　我國の建國は神武天皇の御代に至つて完成されたのであるが、建國の基礎は、皇孫瓊々杵尊に賜はつた「豐葦原の瑞穗の國は、これ吾が子孫の王たるべきの地なり。爾、宜しく就いて治すべし、寶祚の隆なる、常に天壤とともに窮りなかるべし」の神勅がそれである。豐葦原の瑞穗の國が、我日本であることはいふまでもないが、これより先出雲を中心とした日本は、大國主命によつて支配されてゐたのである。そして高天原からの數度の使節派遣によつて、大國主命の讓國となり、ついで皇孫の降臨となつたのであるが、我國主權の所在はこの時の神勅により萬世に亙つて確立し、其後二代を經て神武天皇に至り、建國が完成されると同時に、國家の主權は確實に萬世一系の天皇に歸着したのである。

かくの如くして我國家は成立したのであるが、こゝで吾々日本國民として、最も注意しなければならぬのは、支配することでなく、統治すためであつたといふ一事である。大國主命の讓國にも神武天皇の建國にも、無論武力は用ゐられてゐるが、その目的は大國主命が實力を以て宰領してゐる國土を、德風を以て統治することであつた。

これによつて見れば、我國家の成立は抽象的な神意說や、物質的な財產說や、社的會な契約說や、鬪爭的な實力說などによつて解釋さるべきものでなく、夫等を凡て超越した獨立的なものなのである。

我國家の實質　我國家の實質は、萬世一系の天皇によつて統治せられる一大家族で、上下一心、君民同治、大家族全體の道德的繁榮を、永久に企圖するところの特殊な團體である。我國家は萬邦に比類のない萬世一系の天皇によつて統治せられ建國以來曾て寸毫の變改、罅隙を見ないのである。また我國は單なる人類の有機的結合體や、物理學的エネルギーの結合體ではない。極めて道德的に結合された血族的團體であるから、一の階級が他の階級に對する抑壓的、權力的、組織的搾取機關ではなく、上下一心、君民同治、大家族全體の道德的繁榮を、然も永遠に亙つて企圖するところの渾一的團體である。かくの如く我國家は、道德的團體ではあるが、それが單なる理念的表現としての倫理的團體ではなく、自然的、實際的、且情實的な現實の道德的團體である。

我國體　我國の國體は尤も理想的にして、且萬邦無比なる君主國體である。それは、皇祖天照大神の神勅によつて、我國の統治者は、萬世一系の天皇であらせられることが確定されてこの方、數千年の間僅乎たる事實として繼續され、その間些の變改、罅隙をも發見し得ないからである。卽ち國家主權の所在は萬世に亙つて不易であり、然も主權者でおはす天皇の御位は、天壤と共に窮りなく、かくの如き君主國體は、世界廣しといへども何處にも求め得られないのである。

然らばかくの如き國體が何故に、我國に於てのみ嚴存し得るか、國史の證するところによれば我大和民族は、其先を皇室に發してゐる。皇室があつて後我臣民が生々發展して來たのである。從つて我國は元來一大家族である。我君臣の關係を家系の觀點からすれば、皇室は宗家であり億兆の臣民は無類の分家である。これを人倫の觀點からすれば、君主は尊親であり臣民は赤子である。そして是等の關係は元來は眞個の事實であり、今日では不拔の信念となつてゐる。「義は乃ち君臣、情は父子を兼ね」といふことは、一の觀念ではなくして肇國以來、實際に行はれ來つた眞事實であり且大信念である。かくの如き君臣の關係により、從つて親子自然の至情によつて結合された我國に於て、最も理想的なる且萬邦無比なる國體が成立嚴存することは敢て怪しむに足らないのである。

我政體　我國の政體は立憲政體であるが、國體が歐米各國のそれと選を異にし、君臣の關係も、歐米各國のそれと絕對にその類を別にしてゐるところから、立憲政體の確立するに至つた事情もまた、彼我の間雲泥の差があるのである。歐米各國

に於ては幾度か官民の衝突により、流血の慘事を見て、君主事制を破壞し、その後に立憲政體の成立を見たのであるが、我國に於てはかゝる不祥事は少しもなく、憲法の制定に當つては、明治大帝に於かせられて親しくこれを統理あらせられ、明治二十二年二月十一日を以て純なる欽定憲法が發布せられ、我立憲政體が確定したのである。

これより先明治元年三月十四日、大帝は五ヶ條の御誓文を發し「廣く會議を興し萬機公論に決すべし」と宣らせられて以來、着々としてこれを事實の上に現はし給ひ、明治十四年十月に至り、二十三年を以て國會を開設すべしとの大詔が渙發せられ、超えて十七年三月宮中に憲法制度取調局を設け、伊藤博文等をして憲法の起草に着手せしめられ、遂に二十二年紀元節の佳辰を以て、最も莊嚴な儀式によつて欽定憲法を發布されたのである。

我欽定憲法が如何なる聖旨によつて發布せられたかは、「憲法發布」の告文を拜誦すれば知悉することが出來る。

皇朕れ謹み畏み　皇祖　皇宗の神靈に誥げ白さく、皇朕れ天壤無窮の宏謨に循ひ、惟神の寶祚を承繼し、舊圖を保持して敢て失墜する無し。顧みるに世局の進運に膺り人文の發達に從ひ、宜しく皇祖皇宗の遺訓を明徵し、典憲を成立し、條章を昭示し、內は以て子孫の率由する所と爲し、外は以て臣民翼贊の道を廣め、永遠に遵行せしめ、益々國家の本基を鞏固にし、八洲民生の慶福を增進すべし。茲に皇室典範及憲法を制定す。惟ふに此れ皆　皇祖皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならず。而して朕が身に逮で時と俱に擧行することを得るは洵に　皇祖　皇宗及我が皇考の威靈に倚藉するに由らざるは無し。皇朕れ仰で　皇祖　皇宗及　皇考の神祐を禱り、併せて朕が現在及將來に、臣民に率先して、此の憲章を履行して愆らざらんことを誓ふ。庶幾くは神靈これを鑒みたまへ。

我國は萬世一系の天皇これを統治したまひ、君臣の義は父子の情を兼ね、上下一心君民同治、只管國家の道德的繁榮を企圖するところの國體である。從つて「廣く會議を興し、萬機公論に決し」させ給ふことは、「此れ皆　皇祖皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述」したまふ所以に外ならぬ。憲法を制定せさせたまふて、我國を立憲政體にあそばされることは、取りも直さず、我國體に遵據して、皇祖皇宗の洪範を紹述したまふ所以に外ならないのである。

第二編　國防知識

第一章　國防の意義と陸海軍の沿革

國防とはいふまでもなく、國家を泰山の安きに置かんがため、外敵に對して國家の安全を防護するの謂ひである。明治六年明治大帝によつて布かれた國民皆兵主義の徵兵令が出るまでは、國防は武士の專有物の如く思はれてゐたのであるが、今日では寧ろ國民全體の義務であり、國民全體の事業となつたのである。前述の如く明治維新の際、國民皆兵主義の下に布かれた兵役が一般國民の義務となつてからは、國民の任務は全國民の負擔するところとなり、其後日清、日露の兩役によつて國民皆兵主義の優越なることを實證し、更に歐洲大戰によつて國防の大任務は、眞に國民の總動員を必要とすることを痛感するに至つたのである。然し今日においても國防の第一線に立つものは所謂武人なる陸海軍人であることは事新しくいふまでもない。

陸軍の沿革　國民皆兵主義の徵兵令が發布されたのは明治六年一月であるが、これより先、同四年四月鹿兒島、高知、山口の三藩から、數大隊の兵を徵集して親兵とし、別に東京、大阪、仙臺、熊本の四鎭臺を置いたのが我陸軍の濫觴である。而して同六年一月には更に名古屋、廣島の二鎭臺が增設され同十七年には從來の親兵六鎭臺を、近衞及び第一乃至第六師團に改編し、東京に二箇師團、仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本に各一箇師團を置いたのである。

かくて同二十七八年の日淸戰役後、更に六箇師團を增設し旭川、弘前、金澤、姬路、善通寺、小倉に各一箇師團を置いたのである。而して同三十七八年の日露戰役後、再び六箇師團を增設して高田、宇都宮、豐橋、京都、岡山、久留米に各一箇師團を置き、大正四年に至り更に又朝鮮に二箇師團を增設し、都合二十一箇師團になつたのであるが、彼の歐洲大戰後、同十四年五月高田、豐橋、岡山、久留米の四箇師團司令部を廢止し小倉の第十二師團司令部を久留米に移し、兵員數萬を減少するに至つたのである。

海軍の沿革　德川幕府が多年鎖國政策を固守して來たため、嘉永六年に米艦が浦賀に來て修交を求めた頃には、我國には海軍の核子だになかつたのである。然るに其後英國や和蘭から軍艦の援助を受け。安政四五年に至り、辛うじて洋式による海軍建設の曙光を見るに至つたのである。

かくて明治維新後、新政府は銳意これが建設に努め、日清日露の兩戰役以來、海軍力は漸次に充實し、大正七年には戰艦八隻、巡洋戰艦六隻を基本とする所謂八六艦隊編成案が議會を通過するに至つたのである。然るに同九年の第四十三特別議會において、更に右八六案を八八案即ち戰艦八隻、巡洋戰艦八隻を基本とする所謂八八艦隊編成案の新計畫が可決されたのであるが、同十一年二月、歐洲戰後の華府軍縮條約の結果、右計畫を一擲して六四計畫、即ち戰艦六隻、巡洋戰艦四隻に止めることゝなり、更に昭和五年の倫敦條約の結果、補助艦に對しても縮少を加へ今日に至つてゐるのである。

第二章　統帥權と編制權

統帥大權　天皇御親ら陸海軍を御統帥あらせられる大權を統帥大權といふのである。卽ち帝國憲法第十一條に「天皇は陸海軍を統帥す」と明記されてゐる。また明治十五年一月四日、明治天皇が御下しになつた軍人勅諭に

「夫兵馬の大權は　朕の統ふる所なれは　其司々をこそ臣下には任すなれ　其大綱は　朕親之を攬りて肯て臣下に委ぬへきものにあらす　子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ　天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり　朕は汝等軍人の大元帥なるそ　されは朕は汝等を股肱と賴み　汝等は朕を頭首と仰きてそ　其親は特に深かるへき」

と仰せられてゐる。これによつて我國陸海軍の統帥權が一に天皇の大權に屬することは、一點の疑ひも容れぬところである。我陸海軍を稱して皇軍といふのもこれが爲めである。

この統帥大權は軍司令に關する天皇の大權であつて、これを軍令權ともいふ。この軍令は全然國家の行政機關から離れて、專ら軍務當局卽ち天皇の帷幄が其責に任ずるのである。

編制大權　統帥權は軍司令に關する天皇の大權であるが、國防乃至陸海軍に對する天皇の大權は、統帥權と並んで編制大權を包含してゐる。卽ち憲法第十二條に「天皇は陸海軍の編制及び常備兵額を定む」と明記されてゐる。卽ち軍隊の編制、管區の決定、兵器の整備、軍隊の教育、動員計畫、武官の任免等一切の軍務はすべて直接天皇の統べさせ給ふところで、これは統帥權が軍司令に關する大權であるに對して、軍行政に關する天皇の軍政大權である。而して軍政に對する補弼の責は主として陸海軍大臣がこれに任ずるのである。

伊藤博文公の憲法義解には、「本條（憲法第十二條）は、陸海軍の編制及び常備兵額もまた天皇の親裁する所なることを示す。これ固より責任大臣の輔翼によると雖も、帷幄の軍令（同第十一條）と均しく、至尊の大權に屬すべくして、而して議會の干渉を須たざるなり」と記されてゐる。

陸　軍

第一章　陸軍の編制

元帥府　元帥府は、元帥の稱號を賜はる陸海軍大將を以て組織する軍事上の最高顧問で、陛下の軍務を輔翼し、勅を奉じて陸海軍の檢閱を行ふ。

軍事參議院　軍事參議院は帷幄の下に在り重要な軍務の諮詢機關で、參議官は元帥、陸海軍大臣、參謀總長、海軍々令部總長及ひ特に軍事參議官に親補せられた陸海軍將官を以てし、諮詢を待つて參議會を開き重要なる軍務上の意見を上奏する。

陸軍省　陸軍省は陸軍々政を管理し、陸軍々人、軍屬を統督し所轄部を監督する所で、人事、軍務、兵務、兵器、整備、經理、醫務、法務の八局を置き各所轄の事務を分掌せしむ。

參謀本部　參謀本部は國防及び用兵の事を掌る所で、總長は陸軍大將又は中將を以て親補せられ、天皇に直屬して帷幄の軍務に參畫する。又參謀の職にある將校を統督してその教育に任じ、陸軍大學校及び陸地測量部を管轄する。

教育總監部　教育總監部は陸軍教育の斉進歩を規畫し、所轄學校の教育を掌り、總監は陸軍大將又は中將を以て親補せられ、天皇に直隷して居る。部内に騎兵、砲戰砲兵、重砲兵、工兵、輜重兵監部を置き、陸軍砲兵學校、陸軍土官學校、陸軍幼年學校、陸軍砲工學校、陸軍飛行學校、陸軍戸山學校、陸軍自動車學校、陸軍通信學校等を統轄する。

師團司令部　師團司令部は參謀部、副官部、兵器部、法務部、經理部、軍醫部、獸醫部の七部より組織し、師團長の指揮を受けて所管の事務を分掌する。師團長は陸軍中將を以て親補せられ、天皇に直隷して部隊及び軍隊を統率し、且師管内の聯隊區司令部を管轄して、軍事に關する諸務を統監する。

旅團司令部　旅團長は陸軍少將を以て補任し、部下の軍隊を統率して、各隊の齊一なる進歩を圖り軍紀、風紀、内務、經理、衞生、動員計畫等を統監する。

聯隊區司令部　聯隊區司令部は各所屬師團長に隷屬し、聯隊區内の徵兵事務及び召集事務を掌るが、徵兵事務については當

該旅團に於ける旅團長の監督を受ける。又條例の規定に從ひ聯隊區内の在鄉軍人及び補充兵役に在る者を管轄し、その服役に關する事務及び在鄉將校團、在鄉軍人會に關する事務を取扱ふ。

航空兵團司令部　航空兵團長は陸軍大將又は中將を以て親補せられ、天皇に直隷し部下飛行部隊を統率し、その動員計畫を監督する。航空兵團長は軍政人事に關しては陸軍大臣、作戰計畫及び動員計畫に關しては參謀總長、敎育に關しては敎育總監の區處を承ける。

要塞司令部　要塞司令官は要塞防禦計畫を擔當し、要塞備付の兵器、器具、材料及び防禦建造物を管理し、軍需品を整備する任を帶びて居る。

東京警備司令部　東京警備司令部は東京市、橫濱市及び神奈川縣橘樹郡をその警備區域とし、主として帝都及びその附近の警備に任ずる。司令官は陸軍大將又は中將を以て親補せられ天皇に直隷して居る。

防衞司令部　防衞司令部は東京、大阪及び小倉にこれを置き、司令官は陸軍大將又は中將を以て親補せられ、天皇に直隷して要地の防空の計畫に任じ、且要塞系の防禦計畫を擔任する

陸軍航空本部　陸軍航空本部は陸軍大臣の管轄に屬する省外官衙で、陸軍航空に關する調査、研究、立案、航空兵科の敎育、航空器材の整備等を管掌する。

陸軍航空廠　陸軍航空廠は航空に關する兵器、燃料等の購買、貯藏、保存及び補給並に航空に關する兵器の廢品處分、修理を掌る。又航空廠は技術に從事すべき航空兵科幹部候補生に對し、技術に必要なる敎育を行ふことが出來る。廠長は陸軍航空本部長に隷屬して居る。

憲兵司令部　憲兵司令部には憲兵司令官を置く。司令官は憲兵諸部隊を統轄し、司令部の事務を總理する。憲兵は陸軍大臣に屬し、主として軍事警察を掌り、兼て行政警察、司法警察をも掌る。

陸地測量部　陸地測量部は陸地の測量及び兵用地圖並に一般の使用に充つべき、内國地圖を製作修正する外最地に關する事務を掌る。部長は參謀總長に隷屬して部務を整理し、陸地測量官養成の任に當る。

陸軍造兵廠　陸軍造兵廠は東京工廠、名古屋工廠、大阪工廠小倉、平壤の直轄兵器製造所を以て組織し、陸軍兵器の考案及び設計を爲し、陸軍所要の兵器其他の軍需品の製造修理及び火藥製造の任に當る。長官は陸軍大臣に隷屬して、工廠の事務を總理する。

陸軍兵器廠　陸軍兵器廠は本廠及び東京、千葉、名古屋、大阪廣島、小倉の各支廠を以て組織し、兵器の購買、貯藏、保有修理、支給、廢品處分を掌る。廠長は陸軍大臣に隷屬して本廠を總理し、支廠長は本廠長の指揮監督を受けて、各々各その事務を管理する。

陸軍被服廠　陸軍被服廠は本廠及び大阪、廣島の二支廠を以て組織し、陸軍被服品の調辨、製造、貯藏、補給の事を掌り且陸軍縫靴工長養成の任に當る。本廠長は陸軍大臣に隷屬して被服廠の業務を管理し、支廠長は本廠長の命令を受けて各支廠の業務を分掌する。

陸軍糧秣廠　陸軍糧秣廠は糧秣品の調辨、製造、貯藏及び補給を掌り、且つ糧秣に關する試驗を行ふ。廠長は陸軍大臣に隷屬して廠内を總理し、支廠長を指揮監督してその業務を分掌せしめる。

千住製絨所　本所は陸軍大臣の管理に屬し、陸軍所要の絨類及び毛絲の製造を掌る所で、この業務を妨げない限り副產物の加工をすることが出來る。又官廳や民間より依賴あるときは、試驗及び指導に應ずることも出來る。

陸軍築城部　築城部は本部の外佐賀關、函館市、嚴原、武生、横須賀、釜山の各地に支部を置き、防禦營造物の建築、檢査要塞の備砲工事並に築城技術に關する調査、研究を掌り、工事中の防禦營造物及び國防用土地を管理する。部長は陸軍大臣に隷屬して部内を總理し、支部長を指揮監督して、各々その事務を處理せしめる。

陸軍技術本部　陸軍技術本部は陸軍所要の兵器及びその材料の考察、審査及び制式統一をなし、是等兵器及び材料の檢査を統一し、陸軍技術の調査及び研究並に試驗を行ひ、その改良進歩を圖る所で、部長は陸軍大臣に隷屬して部内を總理する。

陸軍運輸部　陸軍運輸部は本部を東京に、出張所を神戸、門司、釜山、大連、塘沽、基隆の六ヶ所に置いて居る。部長は陸軍大臣に隷屬し、陸軍所屬の船舶輸送、これと連絡する鐵道輸送の業務及び陸軍用の船舶を管理し、船舶運輸用補助物件を整備保管し、必要に應じては所管船舶搭載の人馬物件に關し檢閲消毒の事を行ふ。

軍馬補充部　軍馬補充部は本部の外川上、釧路、十勝、三木本六原、白河、高鍋、雄基の各地に支部を置いて居る。部長は

陸軍大臣に隷屬し、軍馬の供給、育成、購買の事務等を掌る。

陸軍衛生材料廠　廠長は陸軍大臣に隷屬し、衞生材料及び蹄鐵の購買、製造、修理、貯藏及び補給を掌り、廳工長の奏成をなし、且右材料に關する試驗を行ふ所である。

第二章　教育機關

陸軍大學校　陸軍大學校は東京市にありて參謀總長に隷屬し、才幹ある少壯士官を入學せしめ、高等用兵に關する學術を授け、且軍事研究に必須な各科の學識を增進せしめる所で、修業年限は三ヶ年と規定されて居る。憲兵科以外の各科中少尉にして、二年以上隊務に服し、品行方正にして學力に富み、身體强健なる者を學生候補者とし、試驗の上合格したる者につき、陸軍大臣の命によつて所要の人員を入學せしめる。

陸軍步兵學校　陸軍步兵學校は千葉縣に在り、學生に步兵隊に必要なる諸學術を修得せしめこれを各隊に普及し、是等諸學術の調査及び研究を行ひ以て步兵教育の進步を圖り、且步兵用兵器其他の資料の研究及び試驗を行ふ所である。本校は教育總監部に隷屬し學生を甲乙の二種に分ち、甲種學生は修業年限を六ヶ月とし主として教練陣中勤務、戰術及び射擊練習及び通信術を練習せしめる。

陸軍砲工學校　陸軍砲工學校は東京に在り、教育總監部に隷屬し、修業年限は一ヶ年である。砲工兵科の少尉を入學せしめて、砲工兵科の勤務に必要な學術を研究する所であるが、少尉で入學し得なかつた者に就ては、中尉又は大尉に進級した後も入學せしめる。

陸軍戸山學校　本校は東京市に在り、學生に體操、劍術及び喇叭譜等の訓練をなし、且是等に關する調査、研究、試驗を行ひ、軍樂生徒に樂手補たるに必要なる教育を施す所で、學生は甲種、乙種に分れ、甲種は中少尉及び下士官を入學せしめて、體操、劍術の訓練を爲さしめ、乙種は喇叭兵を入學せしめて、樂手補の教育を行ふ。

陸軍騎兵學校　本校は千葉縣二宮村に在り、學生に騎兵隊に必要なる諸學術を修得せしめ、これを各隊に普及し、是等諸學術の調査、研究を行ひ、騎兵教育の進步を圖り、且騎兵用兵器其他資材の研究、試驗を行ふ所である。又この外下士官兵に裝甲車又は無線電信に關する教育をも行ふ。學生は甲、乙

丙の三種に分れ、修學期間は八ヶ月乃至十一ヶ月である。

陸軍野戰砲兵學校　本校は千葉縣千代田村に在り、學生に野戰砲兵に必要なる諸學術を修得せしめてその普及を圖り、砲兵情報に關する學術の修得、調査、研究を行ふ所で、學生は甲種、乙種、丙種、丁種及び特種に分れ、砲兵中少尉、下士官を入學せしめる。修學期間は六ヶ月乃至十一ヶ月である。

陸軍重砲兵學校　本校は神奈川縣浦賀町に在り、學生に重砲兵に必要なる諸學術を修習せしめてこれを普及し、その調査、研究を行ひ、重砲兵教育の進步を圖り、兵器其他の資材の研究、試驗を行ふ所である。學生は甲種、乙種、丙種に分れ、修學期間は六ヶ月乃至七ヶ月である。

陸軍工兵學校　本校は千葉縣松戸町に在り、各工兵隊より選拔した士官及び下士官を入學せしめこれに工兵隊に必要なる諸學術、測量に關する學術を修得せしめ、その調査、研究、試驗を行ふ所で、學生は甲種、乙種及び丙種に分れ修學期間は六ヶ月乃至八ヶ月である。

陸軍士官學校　本校は憲兵科を除き陸軍各兵科の將校を養成する所で豫科と本科及び學生隊に分れ、本科は神奈川縣に、他は東京市にあり、陸軍幼年學校卒業者、一般志願者及び年齡二十六歲未滿の現役下士官、幹部候補生の志願者に就き、試驗の上入學せしめるが有妻者、禁錮以上に處せられた者、操行不良の者、本人又は戸主が家資分散又は破產の宣告を受けて、未だ復權しない者は入學を許されない。

陸軍幼年學校　陸軍幼年學校は東京市と廣島市とに在り、修業年限を三ヶ年とし、陸軍士官學校豫科生となるべき者を養成する所で、學生は特待（學資全免）、半特待（學資半減）、自費の三種に分れて居る。

陸軍教導學校　本校は仙臺、豐橋、熊本の三ヶ所に在り、步、騎、砲兵科の現役下士官となるべき學生を教育する所で、修業期間は一ヶ年である。仙臺、熊本では步兵科下士官、豐橋では步、騎、砲兵科下士官となるべき學生を教育する。

陸軍飛行學校　本校は下志津、明野、濱松、熊谷、東京及び陸軍士官學校能谷分校等に在り、陸軍航空本部に屬して、航空術に關する教育及び高等飛行を練習せしめ、學生は主として各航空隊より選拔した中、少尉及び下士官をこれに充てる。

陸軍工科學校　本校は東京市に在り、陸軍技術本部に隷屬し、陸軍造兵廠内に置き、技術に從事する砲、工兵科士官となるべき學生及び砲工兵工長となる生徒を教育する所で、學生は

甲種、乙種に分かれ、甲種は少尉候補者たる砲、工上等工長、一等工長で、修學期間は一ヶ年である。乙種は砲、工兵工長で修學期間は一ヶ年である。

陸軍經理學校　陸軍經理學校は東京に在り、陸軍經理に關する高等學術を修得せしめる所で、各兵科の士官及び經理部士官より適材を選拔して入學せしめる。

陸軍々醫學校　陸軍々醫學校は東京市に在り、衞生部に必要な學術の研究、軍陣醫學、藥學の研究を始め、教科圖書の編纂選擇及び軍事衞生に關する諸試驗を行ふ所で、學生は甲種、乙種、丙種に分れ、修學期間は一ヶ年である。

陸軍獸醫學校　陸軍獸醫學校は東京市に在り、獸醫又は蹄鐵に關して必要な學術の練習、材料の調査、教科圖書の編纂選擇其他軍馬衞生に關する試驗及び、蹄鐵候補生に對して必要な教育を施す所である。

陸軍習志野學校　習志野學校は千葉縣津田沼町に在り、軍事に關する科學の教育竝に調査、研究等を行ふ所で、校長は教育總監に屬し、校務を總理し學術進歩の責に任ずる。

陸軍戰車學校　本校は學生に戰車隊又は輕裝甲車隊に必要なる諸學術を修得せしめ、これを各隊に普及し、是等諸學術の研究及び調査を行ひ以て戰車隊、輕裝甲車隊の教育進歩を圖り是等に必要なる兵器其他の資料の研究、試驗、機械化部隊に關する綜合研究を行ふ所である。學生は甲種、乙種、丙種、丁種及び輕裝甲車學生とに分れ、少、中尉、下士官を以てこれに充てる。修學期間は八ヶ月乃至一ヶ年である。校長は教育總監に隷屬する。

陸軍航空技術學校　本校は航空兵科將官に航空技術に關する諸般の學術を修得せしめ、竝に航空兵科現役士官となる學生現役下士官となる生徒を教育し、且航空技術の實務に關する調査及び研究を行ふ所である。學生は甲、乙、丙種の三種に分れ、修學期間は一年乃至二年である。尚生徒は技術生徒と幹部候補生とに分れて居る。校長は陸軍航空本部長に隷屬して居る。

陸軍通信學校　陸軍通信學校は東京市杉並區に在り、電信隊及び各兵科より選拔した士官又は下士官を入學せしめ、通信の學理及び技術に關する教育訓練を始め、軍事通信に必要な事項を調査研究せしめる所である。

陸軍自動車學校　陸軍自動車學校は東京市世田谷區にあり、砲兵及各兵科より士官、下士官を選拔入學せしめ、自動車隊の

訓練、學術の調査、研究、軍事運輸の調査研究等をする所である。

憲兵練習所　憲兵練習所は東京市にあり、修學期間を十ヶ月と規定し、各憲兵隊から派遣した士官、上等兵に對し、憲兵に必要な學術を修得せしめる。

兵卒教育　普通入營者に對しては、入營のときより翌年の十一月までを教育年度とし、各中隊に分屬せしめ、當該中隊付の下士官及び上等兵をして訓練せしめ、一期檢閱の後成績の優良なる者を上等兵候補者とする。又各隊中操行の方正な者及び再役志願者中試驗に合格した者を下士候補者とし、聯隊又は大隊毎に是等の者を一團として、下級幹部に必要な學術を行ふのである。

第三章　陸軍管區

第一師管

麻布聯隊區（東京府）麹町區　神田區　日本橋區　京橋區　芝區　麻布區　赤坂區　四谷區　牛込區　小石川區　品川區　目黒區　大森區　荏原區　蒲田區　世田谷區　澁谷區　淀橋區　中野區　杉並區　八王寺市　南多摩郡　北多摩郡　大島區　八丈島　小笠原島

甲府聯隊區（山梨縣）川越市　入間郡　比企郡　秩父郡

本郷聯隊區（東京府）本所區　深川區　豊島區　荒川區　王子區　板橋區　足立區　向島區　城東區　葛飾區　江戸川區　川口市　浦和市　北足立郡　（埼玉縣）熊谷市　北埼玉郡　大里郡　兒玉郡　南埼玉郡　北葛飾郡　千葉縣　佐倉聯隊區

第二師管

仙臺聯隊區　宮城縣

福島聯隊區　福島縣

新發田聯隊區（新潟縣）新潟市　長岡市　三條市　岩船郡　北蒲原郡　東蒲原郡　中蒲原郡　西蒲原郡　南蒲原郡　古志郡　佐渡郡

高田聯隊區（新潟縣）高田市　三島郡　刈羽郡　北魚沼郡　中魚沼郡　中頸城郡　南魚沼郡　東頸城郡　西頸城郡

第三師管

名古屋聯隊區（愛知縣）名古屋市　一宮市　瀨戸市　愛知郡　東春日井郡　西春日井郡　丹羽郡　葉栗郡　中島郡　海部郡　知多郡　（岐阜縣）岐阜市　稻葉郡　本巢郡　山縣郡　武儀郡　羽島郡　上郡　加茂郡　可兒郡　土岐郡　惠那郡　豊橋聯隊區（愛知縣）豊橋市　岡崎市　渥美郡　寶飯郡　北設樂郡　南設樂郡　東加茂郡　八名郡　碧海郡　幡豆郡　西加茂郡　額田郡

靜岡聯隊區	（靜岡縣）磐田郡 靜岡市 庵原郡 賀茂郡	濱松市 榛原郡 沼津市 富士郡 志太郡	濱名郡 小笠郡 清水市 駿東郡	引佐郡 周知郡 安倍郡 田方郡

第四師管

大阪聯隊區	（大阪府）大正區 東淀川區	西區 港區 西淀川區	北區 東成區 三島郡	此花區 旭區 豐能郡
	（兵庫縣）（兵庫縣）川邊郡	津名郡 神戸市 有馬郡	三原郡 尼ヶ崎市 多紀郡	西宮市 氷上郡
神戸聯隊區	（大阪府）武庫郡	東區 住吉區 中河內郡	南區 堺市 泉北郡	天王寺區 岸和田市 泉南郡
堺聯隊區	浪速區 北河內郡	西成區 南河內郡		
和歌山聯隊區	和歌山縣			

第五師管

廣島聯隊區	（廣島縣）安藝郡 雙三郡	廣島市 安佐郡 山縣郡	尾道市 佐伯郡	吳市 高田郡
福山聯隊區	（廣島縣）比婆郡 世羅郡	福山市 甲奴郡 御調郡	深安郡 蘆品郡 豐田郡	神石郡 沼隈郡 賀茂郡
濱田聯隊區	（島根縣）邑智郡 邇摩郡	鹿足郡 安濃郡	美濃郡 飯石郡	那賀郡 簸川郡
山口聯隊區	（山口縣）厚狹郡 佐波郡	山口市 大津郡 美彌郡 都濃郡	宇部市 吉敷郡 玖珂郡	萩市 阿部郡 大島郡

第六師管

熊本聯隊區	熊本縣	大分市	別府市	中津市
大分聯隊區	（大分縣）大分郡 直入郡 東國東郡	北海部郡 下毛郡 速見郡	南海部郡 宇佐郡 玖珠郡	大野郡 西國東郡
都城聯隊區	宮崎縣			
鹿兒島聯隊區	鹿兒島縣			
沖繩聯隊區	沖繩縣			

第七師管

札幌聯隊區	（北海道廳）膽振支廳	札幌市 日高支廳	室蘭市 空知支廳	石狩支廳
函館聯隊區	（北海道廳）檜山支廳	函館市 後志支廳	小樽市	渡島支廳
釧路聯隊區	（北海道廳）網走支廳	釧路市 釧路支廳	帶廣市 根室支廳	十勝支廳
旭川聯隊區	（北海道廳）留崩支廳	旭川市 樺太	上川支廳	宗谷支廳

第八師管

青森聯隊區	青森縣			
盛岡聯隊區	岩手縣			
秋田聯隊區	秋田縣			
山形聯隊區	山形縣			

第九師管

金澤聯隊區	石川縣			

富山聯隊區	（富山縣）（岐阜縣）吉城郡	大野郡	益田郡	
敦賀聯隊區	（福井縣）敦賀郡	三方郡	遠敷郡	
	大飯郡			
	（滋賀縣）高島郡	伊香郡	犬上郡	
	愛知郡	坂田郡		
	（岐阜縣）大垣市	安八郡	海津郡	
	揖斐郡			
福井聯隊區	（福井縣）福井市	坂井郡	丹生郡	
大野郡	吉田郡	足羽郡	今立郡	南條郡

第十師管

姬路聯隊區	（兵庫縣）明石市	姬路市	明石郡	
加古郡	印南郡	美囊郡	飾磨郡	
揖保郡	佐用郡	多可郡	加西郡	
鳥取聯隊區	（鳥取縣）鳥取市	岩美郡	八頭郡	
	（兵庫縣）出石郡	城崎郡	養父郡	
岡山聯隊區	岡山縣	宍粟郡	神崎郡	
松江聯隊區	（島根縣）松江市	八束郡	能義郡	
	大原郡	隱岐島		
	（鳥取縣）仁多郡	氣高郡	東伯郡	
	西伯郡			

第十一師管

丸龜聯隊區	香川縣			
松山聯隊區	愛媛縣			
德島聯隊區	德島縣			
高知聯隊區	高知縣			

第十二師管

小倉聯隊區	（福岡縣）若松市 築上郡	門司市 戸畑市 田川郡	小倉市 企救郡 遠賀郡	八幡市 京都郡
	（山口縣）下關市	豐浦郡		
福岡聯隊區	（福岡縣）筑紫郡 嘉穗郡	福岡市 早良郡 鞍手郡	直方市 糸島郡 宗像郡	飯塚市 糟屋郡 朝倉郡
大村聯隊區	長崎縣			
久留米聯隊區	（福岡縣）山門郡 浮羽郡	久留米郡 八女郡 佐賀郡	大牟田市 三潴郡	三池郡 三井郡
	（大分縣）日田郡			

第十四師管

水戸聯隊區	茨城縣			
宇都宮聯隊區	栃木縣			
高崎聯隊區	群馬縣			
松本聯隊區	長野縣			

第十六師管

京都聯隊區	（京都府）京都市	愛宕郡	紀伊郡	
	宇治郡	綴喜郡	相樂郡	久世郡
	（滋賀縣）大津市	滋賀郡	栗太郡	
	野州郡	伊賀郡	蒲生郡	神崎郡
福知山聯隊區	（京都府）何鹿郡	乙訓郡	葛野郡	南桑田郡
船井郡	中郡	北桑田郡	天田郡	加佐郡
與謝郡		竹野郡	熊野郡	
津聯隊區	三重縣			
奈良聯隊區	奈良縣			

第四章　團隊の編成

我が陸軍の編成は、平時に於ては十六個師團と近衞師團とを置く。

一個師團は師團司令部、歩兵二個旅團、騎兵一個聯隊、砲兵一個聯隊、工兵一個聯隊、輜重兵一個聯隊から編成されるのを普通とするが例外として特種部隊を配置さるゝ師團がある。（詳細は左の陸軍常備團體一覽表によること）。

而して歩兵一個旅團は歩兵旅團司令部及び歩兵二個聯隊から成り、歩兵聯隊は歩兵三個大隊から成り、一個大隊は四個中隊から成るのを普通とする。

騎兵旅團は旅團司令部及び騎兵三個聯隊より成つて居る。

野戰重砲兵旅團は三個聯隊の野戰重砲兵を以て編成される。

我が陸軍常備軍の配置は次の如くである。

近衞師團		
師團司令部	東京	
近衞歩兵第一旅團司令部	同	
近衞歩兵第一聯隊	同	
近衞歩兵第二聯隊	同	
近衞歩兵第二旅團司令部	同	
近衞歩兵第三聯隊	同	
近衞歩兵第四聯隊	同	
騎兵第一旅團司令部	習志野	
近衞騎兵聯隊	東京	
騎兵第十三聯隊	習志野	
騎兵第十四聯隊	同	
野戰重砲兵第四旅團司令部	東京	
近衞野砲兵聯隊	同	
野戰重砲兵第四聯隊	下志津	
野戰重砲兵第八聯隊	同	
鳥射砲第二聯隊	同	
氣球聯隊	同	
近衞工兵聯隊	同	
鐵道第一聯隊	同	
鐵道第二聯隊	同	
電信第一聯隊	同	
近衞輜重兵聯隊	同	
第一師團		
師團司令部	東京	
歩兵第一旅團司令部	國府臺	
歩兵第一聯隊	千葉	
歩兵第四十九聯隊	東京	
歩兵第二旅團司令部	習志野	
歩兵第三聯隊	東京	
歩兵第五十七聯隊	佐倉	
戰車第二聯隊	習志野	
騎兵第二旅團司令部	同	
騎兵第一聯隊	東京	
騎兵第十五聯隊	習志野	
騎兵第十六聯隊	同	
騎砲兵聯隊	國府臺	
野戰重砲兵第三旅團司令部	習志野	
野砲兵第一聯隊	國府臺	
野戰重砲兵第一聯隊	東京	
野戰重砲兵第七聯隊	國府臺	
橫須賀重砲兵聯隊	同	
工兵第一聯隊	橫須賀	
輜重兵第一聯隊	東京	

第二師團		
師團司令部	仙臺	
歩兵第三旅團司令部	同	
歩兵第四聯隊	同	
歩兵第二十九聯隊	若松	
歩兵第十五旅團司令部	高田	
歩兵第十六聯隊	新發田	
歩兵第三大隊	村松	
歩兵第三十聯隊	高田	
騎兵第二聯隊	仙臺	
野砲兵第二聯隊	同	
獨立山砲第一聯隊	高田	
工兵第二聯隊	仙臺	
輜重兵第二聯隊	同	
第三師團		
師團司令部	名古屋	
歩兵第五旅團司令部	同	
歩兵第六聯隊	同	
歩兵第六十八聯隊	岐阜	
歩兵第二十九旅團司令部	靜岡	
歩兵第十八聯隊	豐橋	
歩兵第三十四聯隊	靜岡	
騎兵第四旅團司令部	豐橋	
騎兵第三聯隊	名古屋	
騎兵第二十五聯隊	豐橋	
騎兵第二十六聯隊	豐橋	
野戰重砲兵第一旅團司令部	三島	
野戰重砲兵第三聯隊	名古屋	
野戰重砲兵第二聯隊	三島	
野戰重砲兵第三聯隊	同	
高射砲第一聯隊	若松	
工兵第三聯隊	高田	
輜重兵第三聯隊	新發田	
第四師團		
師團司令部	仙臺	
歩兵第七旅團司令部	同	
歩兵第八聯隊	高田	
歩兵第七十聯隊	仙臺	
歩兵第三十二旅團師令部	同	
歩兵第三十七聯隊	村松	
歩兵第六十一聯隊	高田	
騎兵第四聯隊	仙臺	
野砲兵第四聯隊	同	
深山重砲兵聯隊	高田	
工兵第四聯隊	仙臺	
輜重兵第四聯隊	同	
第五師團		
師團司令部	大阪	
歩兵第九旅團司令部	同	
歩兵第十一聯隊	同	
歩兵第四十一聯隊	篠山	
歩兵第二十一旅團司令部	和歌山	
歩兵第二十一聯隊	大阪	
歩兵第四十二聯隊	和歌山	
騎兵第五聯隊	堺	
野砲兵第五聯隊	信太山	
工兵第五聯隊	深山	
電信第二聯隊	高槻	
輜重兵第五聯隊	堺	
第六師團		
師團司令部	廣島	
歩兵第十一旅團司令部	同	
歩兵第十三聯隊	同	
歩兵第四十七聯隊	同	
歩兵第三十六旅團司令部	廣島	
歩兵第二十三聯隊	同	
歩兵第四十五聯隊	同	
騎兵第六聯隊	同	
野砲兵第六聯隊	同	
深山重砲兵聯隊	同	
工兵第六聯隊	同	
輜重兵第六聯隊	同	
第七師團		
師團司令部	旭川	
歩兵第十三旅團司令部	同	
歩兵第二十五聯隊	札幌	
騎兵第二十六聯隊	熊本	
野戰重砲兵第二旅團司令部	同	
野戰重砲兵第一聯隊	同	
野戰重砲兵第二聯隊	大分	
野戰重砲兵第三聯隊	鹿兒島	
高射砲第一聯隊	都城	
工兵第三聯隊	鹿兒島	
輜重兵第三聯隊	熊本	
第四師團		
師團司令部	熊本	
歩兵第七旅團司令部	同	
歩兵第八聯隊	同	
歩兵第七十聯隊	大分	
歩兵第三十二旅團師令部	鹿兒島	
歩兵第三十七聯隊	都城	
歩兵第六十一聯隊	鹿兒島	
騎兵第四聯隊	熊本	
野砲兵第四聯隊	同	
深山重砲兵聯隊	同	
工兵第四聯隊	同	
輜重兵第四聯隊	同	
第五師團		
師團司令部	廣島	
歩兵第九旅團司令部	同	
歩兵第十一聯隊	同	
歩兵第四十一聯隊	山口	
歩兵第二十一旅團司令部	濱田	
歩兵第二十一聯隊	山口	
歩兵第四十二聯隊	廣島	
騎兵第五聯隊	同	
野砲兵第五聯隊	同	
工兵第五聯隊	同	
電信第二聯隊	同	
輜重兵第五聯隊	同	
第六師團		
師團司令部	福山	
歩兵第十一旅團司令部	同	
歩兵第十三聯隊	同	
歩兵第四十七聯隊	同	
歩兵第三十六旅團司令部	福山	
歩兵第二十三聯隊	同	
歩兵第四十五聯隊	同	
騎兵第二十六聯隊	同	
野戰重砲兵第一旅團司令部	同	
野戰重砲兵第三聯隊	同	
野戰重砲兵第二聯隊	同	
野戰重砲兵第三聯隊	同	
高射砲第一聯隊	同	
工兵第三聯隊	同	
輜重兵第三聯隊	同	
第四師團		
師團司令部	熊本	
歩兵第七旅團司令部	同	
歩兵第八聯隊	同	
歩兵第七十聯隊	大分	
歩兵第三十二旅團師令部	鹿兒島	
歩兵第三十七聯隊	都城	
歩兵第六十一聯隊	鹿兒島	
騎兵第四聯隊	熊本	
野砲兵第四聯隊	同	
深山重砲兵聯隊	同	
工兵第四聯隊	同	
輜重兵第四聯隊	同	
第五師團		
師團司令部	廣島	
歩兵第九旅團司令部	同	
歩兵第十一聯隊	同	

歩兵第二十六聯隊	旭川	
歩兵第十四旅團司令部	同	
歩兵第二十七聯隊	同	
歩兵第二十八聯隊	同	
騎兵第七聯隊	同	
野砲兵第七聯隊	函館	
函館重砲兵聯隊	旭川	
工兵第七聯隊	同	
輜重兵第七聯隊	同	

第八師團

師團司令部	弘前	
歩兵第四旅團司令部	同	
歩兵第五聯隊	青森	
歩兵第三十一聯隊	弘前	
歩兵第十六旅團司令部	秋田	
歩兵第十七聯隊	同	
歩兵第三十二聯隊	山形	
騎兵第三旅團司令部	盛岡	
騎兵第八聯隊	弘前	
騎兵第二十三聯隊	盛岡	
騎兵第二十四聯隊	同	
野砲兵第八聯隊	弘前	
工兵第八聯隊	盛岡	
輜重兵第八聯隊	弘前	

第九師團

師團司令部	金澤	
歩兵第六旅團司令部	同	
歩兵第七聯隊	同	
歩兵第三十五聯隊	富山	
歩兵第十八旅團司令部	敦賀	
歩兵第十九聯隊	同	
歩兵第三十六聯隊	鯖江	
騎兵第九聯隊	金澤	
山砲兵第九聯隊	同	
工兵第九聯隊	同	
輜重兵第九聯隊	同	

第十師團

師團司令部	姫路	
歩兵第八旅團司令部	同	
歩兵第三十九聯隊	同	
歩兵第四十聯隊	鳥取	
歩兵第三十三旅團司令部	同	
歩兵第十聯隊	岡山	
歩兵第六十三聯隊	同	
騎兵第十聯隊	松江	
野砲兵第十聯隊	姫路	
工兵第十聯隊	同	
輜重兵第十聯隊	岡山	

第十一師團

師團司令部	善通寺	
歩兵第十旅團司令部	善通寺	
歩兵第十二聯隊	丸龜	
歩兵第二十二聯隊	松山	
歩兵第二十二旅團司令部	德島	
歩兵第四十三聯隊	同	
歩兵第四十四聯隊	高知	
騎兵第十一聯隊	善通寺	
山砲兵第十一聯隊	同	
工兵第十一聯隊	同	
輜重兵第十一聯隊	同	

第十二師團

師團司令部	久留米	
歩兵第十二旅團司令部	福岡	
歩兵第十四聯隊	小倉	
歩兵第二十四聯隊	福岡	
歩兵第二十四旅團司令部	久留米	
歩兵第四十六聯隊	大村	
歩兵第四十八聯隊	久留米	
歩兵第三大隊	佐賀	
戰車第一聯隊	久留米	
騎兵第十二聯隊	同	
野戰重砲兵第二旅團司令部	小倉	
野砲兵第二十四聯隊	久留米	
獨立山砲兵第三聯隊	同	
野戰重砲兵第五聯隊	小倉	
野戰重砲兵第六聯隊	同	

下關重砲兵聯隊	下關	
佐世保重砲兵聯隊	佐世保	
鷄知重砲兵聯隊	鷄知	
高射砲第四聯隊	佐賀	
工兵第十八聯隊	久留米	
輜重兵第十八聯隊	同	

第十四師團

師團司令部	宇都宮	
歩兵第二十七旅團司令部	同	
歩兵第二聯隊	水戸	
歩兵第五十九聯隊	宇都宮	
歩兵第二十八旅團司令部	高崎	
歩兵第十五聯隊	同	
歩兵第五十聯隊	松本	
騎兵第十八聯隊	宇都宮	
野砲兵第二十聯隊	同	
工兵第十四聯隊	水戸	
輜重兵第十四聯隊	宇都宮	

第十六師團

師團司令部	京都	
歩兵第十九旅團司令部	同	
歩兵第九聯隊	同	
歩兵第三大隊	大津	
歩兵第二十聯隊	福知山	
歩兵第三十旅團司令部	津	
歩兵第三十三聯隊	奈良	
歩兵第三十八聯隊	京都	
騎兵第二十聯隊	同	
野砲兵第二十聯隊	舞鶴	
高射砲第三聯隊	同	
輜重兵第十六聯隊	京都	

第十九師團

師團司令部	羅南	
歩兵第三十七旅團司令部	咸興	
歩兵第三聯隊	羅南	
歩兵第七十三聯隊	咸興	
歩兵第七十四聯隊	羅南	
歩兵第三十八旅團司令部	會寧	
歩兵第七十五聯隊	羅南	
歩兵第七十六聯隊	會寧	
騎兵第二十七聯隊	羅津	
山砲兵第二十五聯隊	同	
高射砲第五聯隊	同	
工兵第十九聯隊	會寧	

第二十師團

師團司令部	龍山	
歩兵第三十九旅團司令部	平壤	
歩兵第七十七聯隊	同	
歩兵第七十八聯隊	龍山	
歩兵第四十旅團司令部	龍山	
歩兵第八十聯隊	同	
歩兵第三大隊	大邱	
騎兵第二十八聯隊	大田	
野砲兵第二十六聯隊	同	
馬山重砲兵聯隊	馬山	
高射砲第六聯隊	平壤	
工兵第二十聯隊	龍山	

航空兵團

航空兵團司令部	東京	
第一飛行團司令部	各務原	
飛行第一聯隊	同	
飛行第二聯隊	濱松	
飛行第七聯隊	八日市	
飛行第三聯隊	會寧	
第二飛行團司令部	平壤	
飛行第六聯隊	會寧	
飛行第九聯隊	平壤	
飛行第五聯隊	立川	
飛行第四聯隊	太刀洗	
飛行第八聯隊	屏東	
飛行第十四聯隊	嘉義	

其他

東京警備司令部	東京	

東部防衛司令部	東京
中部防衛司令部	大阪
西部防衛司令部	小倉
朝鮮軍司令部	京城
（第十九、第二十兩師團及第二飛行團を統轄す）	
臺灣軍司令部	臺北
臺灣守備司令部	同
臺灣歩兵第一聯隊	同
臺灣歩兵第二聯隊	臺南
臺灣山砲兵聯隊	臺北
基隆重砲兵隊	基隆
馬公重砲兵隊	馬公

第五章　我外地軍隊と其任務

我外地軍隊　我國陸軍の任務は、對內的と對外的とに分れてゐるが、對外的には亞細亞大陸に對する、國防線を嚴守する任務を帶びてゐるから、平時においても常に、國防の第一線に立つものである。而して外地軍隊の重なるものは朝鮮軍、臺灣軍、臺灣守備隊及び重砲兵隊、關東軍及び獨立守備隊並びに重砲兵隊などである。

朝鮮軍　朝鮮には第十九、第二十の兩師團があるが、國境方面の狀勢が不安である關係上、その一部隊を徳戒地外に分屯せしめて、最も辛勞の多い任務に服せしめてゐる。朝鮮軍司令部は師團司令部に準ずる編制を有して、右の二箇師團及び第二飛行團を統率し、司令官は天皇に直屬して、朝鮮の防衛に任ずるものである。軍隊配置の原則に則り、國境附近に大兵團を集中する必要上、近く本軍に一箇師團が加へられることになつてゐる。

臺灣軍　臺灣軍司令部の任務は、朝鮮軍司令部と大同小異で、その司令官は臺灣本島及び澎湖島にある陸軍諸部隊を統率し臺灣防衛の任務に服してゐる。

臺灣守備隊　臺灣守備隊は司令部、歩兵二箇聯隊、山砲兵一箇聯隊から成る混成旅團ともいふべきもので、近く工兵聯隊が加はる豫定である。

以上の外基隆重砲兵隊、馬公重砲兵隊、屏東飛行第八聯隊及び嘉義飛行第十四聯隊が臺灣軍司令官に屬し、守備隊と共に我南方戰略地域防衛の任に當つてゐるのである。

關東軍　關東軍司令部は滿洲における我軍隊の中樞機關で、司令官は天皇に直屬し、關東州並びに南滿洲にある陸軍諸部隊を統率し、主として南滿鐵道沿線の守備に當つてゐる。

關東獨立守備隊　獨立守備隊は關東軍司令官の下にあり、歩兵隊を各地に分散して、鐵道守備の任務に服するものであるが、常に關東軍中の最前線に立つ地位にあり、極めて辛勞の多い任務についてゐる。

旅順重砲兵聯隊　旅順重砲兵聯隊は關東軍に屬して旅順に駐屯し、その重砲を以て、南滿洲の最重要地點守備の任に服するものである。

關東軍の主力となつてゐる駐屯軍は、內地の各師團より二年交代を以て派遣せられることゝなつてゐるが、師團司令部は遼陽に在つて奉天、新京その他の重要地點に分駐せしめ、各地の守備及び匪賊の掃滅に從事してゐるのである。

關東軍司令部	新京
支那駐屯軍司令部	天津
天津駐屯歩兵隊	同
北平駐屯歩兵隊	北平

要塞

東京灣（第一師團）	橫須賀市
父島（第一師團）	東京府小笠原父島
由良（第四師團）	兵庫縣由良町
奄美大島（第六師團）	鹿兒島縣東方村
豐豫（第六師團）	大分縣佐賀關町
津輕（第七師團）	函館市
下關（第十二師團）	下關市
對馬（第十二師團）	長崎下縣郡鷄知村
長崎（第十二師團）	長崎市
壹岐（第十二師團）	長崎縣武生水町
舞鶴（第十六師團）	京都加佐郡餘內村
鎭海灣（朝鮮軍）	慶尙南道鎭海邑
永興灣（朝鮮軍）	咸鏡南道元山府
羅津（朝鮮軍）	咸鏡北道羅津
基隆（臺灣軍）	基隆市
澎湖島（臺灣軍）	澎湖島馬公街
旅順（關東軍）	旅順市

この外北支那には、支那駐屯軍があつて、直接我國の權益保護の任に當つてゐる。

第六章　陸軍給與令表

（各科共通、相當官も同一である）

士官		年俸	士官及下士官	年俸
大將		六、六〇〇圓	二等樂長（一等 二等）	一、五四〇圓 一、三九〇圓
中將		五、八〇〇圓	三等樂長（一等 二等）	一、二四〇圓 一、一三〇圓
少將		五、〇〇〇圓	准士官（一等 二等）	九六〇圓 九〇〇圓
大佐		四、一五〇圓	曹長（一等 二等 三等）	月俸 三九圓〇〇 三四圓〇〇 三〇圓〇〇
中佐		三、三一〇圓	軍曹（一等 二等 三等 四等）	二三圓五〇 二八圓〇〇 二五圓〇〇 二三圓五〇
少佐		二、三三〇圓	伍長（一等 二等）	一〇圓五〇 九圓〇〇
大尉	一等	一、九〇〇圓	下士官	七圓〇〇
	二等	一、六五〇圓		
	三等	一、四七〇圓		
中尉	一等	一、一〇三圓		
	二等	一、〇三〇圓		
少尉		八五〇圓		
一等樂長	一等	二、一五〇圓		
	二等	一、九〇〇圓		
	三等	一、七五〇圓		

第七章　世界八大國陸軍現有軍備表

（昭和十一年十一月陸軍省發表）

區分＼國名	日本	中華民國	ソビエト聯邦
平時兵員　總數	約二十五萬	約二百廿五萬 外に支那共產軍約二十萬	約百六十萬
平時兵員　內譯			正規軍及民兵軍幹部　約六十九萬 民兵代軍　約六十六萬 舊ゲ國家保ペ安部ウ軍隊　約十六萬 護送軍隊　約九萬
主要團隊數	十七個師團	百九十八個師團 五十個旅團 騎兵六個師團 騎兵九個旅團	步兵 正規約三十五個師團 民兵約五十個師團 騎兵 正規約十五個師團 民兵約五個師團
摘要	約二十五萬は一年を通じ在營人員最も多き場合に於ける兵力である。	本表の外多數の土匪團ありて軍隊と略々同樣の實力を有し軍隊に改編せらるゝこと屢々であるが、其兵力は固より算定するを得ない。	本表の平時兵員中には空軍部隊のものを含む
新兵器	飛行機　約一千機 高射砲（野戰砲）　二聯隊と一隊 戰車　二聯隊		飛行機　約五千機 高射砲　多數 戰車　約五千輛 裝甲自動車　約一千輛

區分＼國名	米國	英國
平時兵員　總數	約三十三萬	約三十五萬
平時兵員　內譯	正規軍　法定數　約二十九萬八千 現在數　約十三萬七千 護國軍　法定數　四十二萬五千（臨時規定額最小限二十五萬） 現在數　約十九萬	正規軍　法定數　約十七萬 現在數　約十三萬五千 地方軍　法定數　約十七萬 現在數　約十三萬五千
主要團隊數	步兵九個師團 騎兵三個師團 步兵十八個師團（一部未完成） 騎兵四個師團（基幹部隊のみ現在す）	正規軍　外に在印度約六萬 英本國五個師團 各師團は約半數の兵力を海外に交代派遣してある 在印度四個師團 騎兵五個旅團 正規將兵を基幹とし、印度人を加ふ 十四個師團 騎兵二個旅團 防空三個旅團
摘要	一、正規軍は一九三九年迄に十六萬五千に增加せらるゝ、而して其中步兵各約一師團はフィリピン、ハワイ及パナマに駐屯してゐる。 二、護國軍法定數は一九二三年臨時最小限二十五萬と規定せられ、一九二六年迄に其實現を期したが未完成である。 三、別に編成豫備軍約十二萬を有してゐる。	本表の外空軍約三萬三千及海外自治領及植民地に左記兵力（土民軍を含む）を有してゐる カナダ　約十三萬五千 オーストラリヤ　約二萬九千 インド　約十六萬七千 ニュージランド　約一萬七千 南アフリカ　約一千 アイルランド　約六千 計　約三十五萬五千
新兵器	飛行機　約二千三百機 高射砲　約二百門 戰車　約五百輛 裝甲自動車　約二百輛	飛行機　約一千五百機 高射砲　約五十門 戰車　約二百七十輛 裝甲自動車　約二百輛

佛國		獨國	伊國
約六十萬		約五十五萬	約三十五萬
在本國軍　約四十萬五千			本國軍　約三十萬 內憲兵約五萬
在海外軍　約十九萬	植民地軍約五萬		
歩兵二十三個師團 騎兵　五個師團 二個旅團 別に植民地軍隊	本表の外左の部隊がある 一、空軍陸上部隊人員約三萬五千 二、北アフリカに不正規補助兵約一萬四千 三、憲兵及遊動憲兵約四萬	三十六個師團	歩兵三十一個師團 輕快師團　二 アルプス旅團三
飛行機　約四千五百機 高射砲　約二百門 戰車　約一千五百輛 裝甲自動車　約二百輛	陸軍以外に左記の軍隊類似團隊がある。 警察隊（二十萬） 親衞隊 突撃隊 ナチス自動車團 勞働勤務隊（二十萬）	飛行機　約二千五百機 その他は不詳	飛行機　約一千五百機 高射砲　約百四十門 戰車　約二百輛 裝甲自動車　約五十輛

本表の外空軍約二萬四千を有し、又義勇軍其他左の如くである。

護國義勇軍　約三十九萬二千
但非常勤務部隊約三十六萬を含む
稅關兵團　約二萬六千
警察隊　約一萬五千

海軍

第一章　海軍の編制

海軍省　海軍省は軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局に分ち、各局に課を置いて、所管事務を司らしめる。海軍大臣は現役の將官を以て任じ、海軍々政を管理し且海軍々人を統督して、所管諸部を監督する。

軍令部　軍令部は陸軍の參謀本部に相當して國防及び用兵の事を掌る。長官を總長といひ、その下に次長、副官、部長、課長等があり、總長は天皇に直屬して帷幄の機務に參し、部務統理の任に當る。尙ほ部内を四部に分ち、

第一部は出師及び作戰の計畫、艦船の配備及びその進退任務に關すること。

第二部は艦隊、軍備の編制、運動、運輸、通信、演習、檢閱に關すること。

第三部は軍港、要港、防禦港其他軍事上必要な地點の選定及び防禦計畫に關すること。

第四部は軍事諜報、飜譯、編纂に關することを司る。

高等軍法會議　軍人軍屬に關する刑事裁判を取扱ふ特別裁判所で、高等、東京、鎭守府、艦隊、合圍地臨時軍法會議等がある。裁判官は判士及び法務官を以てし、判士は海軍將校より、法務官は文官を以てこれに充てる。

將官會議　海軍將官會議は東京に置き帝國海軍の重要事項を審議する合議機關である。海軍大臣を議長とし、若干の海軍將官を議員として組織せられて居る。

艦政本部　海軍艦政本部は、兵器及び艦船に關する計畫、審査、造修、研究、實驗を掌る所で、部長は海軍大臣に隸屬して居る。

水路部　水路部は水路の測量、水路に關する圖誌の調製、航海の保安、測量水路官の勤務、教育に關する事項を掌り、部長は海軍大臣に隸屬して居る。

鎭守府　帝國の海岸及び海面を三海軍區に分ち、第一海軍區を橫須賀、第二海軍區を吳、第三海軍區を佐世保と定め、各區に軍港を設け鎭守府を置く。鎭守府は出師の準備、防禦の計畫、海軍區の警備の所轄事務等を掌る。司令長官は天皇に直屬し、艦隊、艦船部隊を統べ、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を承け、各部を監督する。

鎮守府　我國の要港部は舞鶴、馬港、大湊、鎮海、旅順の五ケ所に定められて居る。要港の防禦、その附近の警備、軍需品の配給、艦船の修理等がその任務で、司令官は天皇に直屬し軍政と人事は海軍大臣に、防禦計畫は軍令部總長に、艦政、兵事、警備は所屬鎮守府司令長官の指揮を受けて處理する。

海軍港務部　海軍港務部は各軍港に置き、軍港水域の警備、艦船の繫留、出入渠、浚渫船の使用、測標、運輸、救難、防火等の事を掌る。

航空本部　航空本部は航空兵器の計畫、審査、造修、研究、實驗、準備、保管、供給など航空に關する一般事項を掌る所で、總務部、教育部、技術部の三部に分れ、本部長は海軍大臣に隷屬して居る。

航空廠　航空廠は橫須賀軍港に置き、航空兵器の設計及び實驗航空兵器及びその材料の研究、調査及び審査並にこれに關する諸種の技術的試驗を掌る官衙である。總務部、科學部、飛行機部、發動機部、兵器部、飛行實驗部、會計部、醫務部等に分れて居る。

海軍工廠　各鎮守府及び舞鶴要港に海軍工廠を置き、各廠とも造船、造機、造兵の各部に分ち、造船と造機の二部は艦船及び兵器の製作、內部の機關製造、修理、鐵裝等の造船事業に關することを掌らしめ、造兵部は兵器の製造、修理等造兵に關する事を掌る。

火藥廠　火藥廠は平塚市に置き、火藥類、火藥原料の製造、修理、審査、研究に當る官衙である。火藥部、爆藥部、研究部、會計部、醫務部を置き、海軍大臣に隷屬して居る。

燃料廠　燃料廠は山口縣都濃町に在りて、海軍所要の燃料及びその副生品の生產、加工、研究、調査に關する事項を掌る所である。廠長は吳鎮守府司令長官に隷屬する。

海軍航空隊　海軍航空隊は各軍港、要港、其他海軍大臣の指定する地に置きその所在の地名を付ける。海軍航空隊はその所在地を管轄する鎮守府又は要港に屬し、海上部隊との協同任務及び航空機を以てする空中防禦、海面防禦に關することを掌る所である。

海兵團　海兵團は各軍港に設置せられて、その地の鎮守府に屬し、軍港の警衞及び陸上の防火、補缺員の統轄、新兵の敎育、特修兵たるべき下士官の敎育等を掌る所である。

防備隊　防備隊は鎮守府又は要港に置き、海面防禦に關することを掌り、又海兵團の無い場合は、軍港、要港の航空廠に

依らない空中防禦、警衞並に陸上防火を掌るのである。司令官は鎮守府、要港部司令官に隷屬し、部下を統率、訓練し軍紀、風紀を維持して隊務を總理する。

防備戰隊　各軍港に防備戰隊を置く。防備戰隊は所在鎮守府所屬の在役艦船、豫備艦船、驅逐隊、潛水隊、水雷隊又は掃海隊等特に定めたもので編制する。防備戰隊は海面防禦及び防禦海面を警衞をする。司令官は鎮守府司令長官に隷屬し、部下の艦船部隊を指揮統率する。

警備戰隊　各軍港に警備戰隊を置き、海軍區の防禦及び警備の一部を掌らしむ。警備戰隊も防備戰隊と同一の艦船及び部隊を以て編制する。司令官は鎮守府司令長官に隷屬し、部下の艦船部隊を指揮統率する。

駐滿海軍部　滿洲國新京に駐滿海軍部を置く。駐滿海軍部は滿洲國沿海及び河川の防禦に關することを擔任し、且滿洲國河川の警備に任ずる。司令官は天皇に直隷し、部下の艦船部隊を統率し、海軍大臣の命を承けて軍政を掌り、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を受ける。

陸戰隊　陸戰隊は居留民の保護又は陸軍の上陸掩護、局地の一時的占領、海陸交通の保護等の目的のため乘員を以てし、或は特別に編制する、軍艦から陸上に送る武裝兵力である。

第二章　海軍の任務

海軍の任務は平時と戰時とに分れ、平時に於ては領海權及び通商貿易の保護、外交の後援、局外中立の維持、在外國民の保護等に當り、戰時に於ては敵の艦隊と交戰してこれを全滅せしめる等、重大な任務を帶びて居るのである。

第一節　平時に於ける任務

領海權の保護　海軍は平時に於て、我版圖に屬する港灣及び海上保護の任に當り、海賊船の逮捕、難破船の救助等陸上機關力の及ばざる區域に亙つて治安の維持に努める。

航通及び通商權の保護　海岸を距ること三海里以上の海洋はこれを公海と稱し、何れの國の版圖にも屬して居ない。從つて通商貿易の諸船舶が公海を航通することは自由であるが、若し或國の船舶が不法に公海を航通した場合は、國家は當然これを除去する必要があり、この必要を充すためには海軍力の發動に俟たねばならぬ。又各國は通商條約により、各港灣に於て通商を營む權利を持つて居るが、若し國家が故なくして

この權利を侵害された場合は、外交談判を開始すると同時に必要に應じて軍艦を派遣し、侵害國に對して威嚇を加へて、國家の通商貿易を保護するのである。

外交問題の後援　國家と國家との間に外交問題が紛糾して、國交の斷絶を來すが如き危機に際しては國家は外交官の後援として軍艦を派遣し、相手國を牽制して問題を有利に解決せしめ、或は手段として相手國の要港を封鎖し、又は商船を抑留して國威を示し、飽くまで自國の主張を貫徹せしめるために努力する。

局外中立の維持　他の國家と國家との間に戰爭が開始せられ、然もその事が何等自國に關係なきときは、國家は局外中立を布告するのが常である。若し局外中立を布告しても、交戰國の軍艦が自國の港灣内に侵入し、又は兵器糧食等を強要する場合、これを拒絶し或は領海外に驅逐するについては、自國海軍力の發動に俟たねばならぬ。又自國が交戰中の場合には、中立國の船舶に對して軍需禁制品を搭載するか否かを檢査する必要があるが、これも亦海軍の有する重要な任務である。

在外邦人の保護　海軍は又在外國民に對し、その生命財産等を保護する任務に當り、邦人の海外進展に援助を與へて居る。

第二節　戰時に於ける任務

戰時に於ける任務は敵の艦隊を全滅せしめ、その沿岸に迫つて敵を攻略し、敵の船舶を拿捕して交通々商を絶ち、軍港、商港を攻撃封鎖すると共に、自國船舶の航通を保護し、陸軍の護送、上陸の援護其他偵察捜索の任に當る等、その任務は頗る廣範圍に亙つて居る。

第三章　艦船の種類と任務

戰艦　戰艦は艦隊の中樞となつて敵艦隊の主力と交戰し、或は砲臺を攻撃し又は敵の商船を拿捕して、海上の權力を掌握することを目的とする。

巡洋艦　巡洋艦は平時に於ては、海上公權及び在外國民の保護等に任じ、戰時には偵察、拿捕、捕獲及び敵艦の攻撃破壞に當ると共に、我運送船及び商船保護の任務につく。巡洋艦は大型巡洋艦と輕巡洋艦とに區別されて居るが、戰時に於て前者は主力艦隊と行動を共にし、敵の主力艦、巡洋艦又はその弱點を攻撃し、後者は主として敵逃走艦の追撃、敵船舶の拿捕又は偵察の任務に、燕鷗の二艦は後者に屬して居る。

航空母艦　航空母艦は飛行機及び航空に要する兵器其他を積載し、飛行機を艦上より飛翔せしめ、又はその破損箇所を修繕する軍艦である。

敷設艦及掃海艇　敷設艦は水雷敷設の任に當り、掃海艇はこれと反對に海面の危險物を掃去することを任務として居る。

特務艦其他　練習特務艦は航海術其他海上勤務一切の練習のために使用せられ、標的艦は海軍演習に際して標的となり、測量艦は海底の深淺を測量することを任務とする。又運送艦は軍需品を運搬し、碎氷艦は海面の氷を破碎して、艦船の航行を助ける任務を帶びてゐる。

第四章　軍港、要港及艦隊

軍港及び要港　平時は數百の艦艇を何れの地に碇泊せしめて置いても自由であるが、一朝國際間に戰火を交へることになつた場合は、軍港及び要港の必要が起つて來る。その理由は戰時中艦隊に軍需品即ち兵器、彈藥、糧食、炭水等を供給する所を要するのみでなく、艦隊の策源地となり、根據地となるべき所を要するからである。故に軍港は海軍の根據地とし

捕又は偵察を以てその任務とする。

海防艦　海防艦は自國の沿岸を保護して、敵艦の襲來を邀撃し敵の砲臺を攻撃破壞することを任務とする。この任務の性質上戰艦や巡洋艦に比して、速力は劣り乾水は淺いのを普通とするが攻防力は強い。

砲艦　砲艦は敵の陸軍と交戰するため、河川に溯り或は島嶼に出沒して敵を威嚇するを任務とするから、艦體も輕少で乾水は淺く、防禦力の備へはないが攻撃力は強大である。

驅逐艦　驅逐艦は速射砲を放つて敵水雷艇を攻撃し、又は魚形水雷を以て、敵艦を攻撃することをその任務として居る。

潛水艦　潛水艦は平時は背部を海面に表はして居るが、戰闘中敵に發見せられた場合、其他必要に應じ水中に潛入して攻防の行動を開始する。主として海防艦又は砲艦と共に沿岸港灣を防禦し、又海戰中夜陰雲霧等に乘じて敵艦に接近し、水雷を發射して奇功を收めることをその特質として居る。

潛水母艦　潛水母艦は潛水艦に對して兵器、糧食を供給し、又は破損した箇所を修繕するなど、主として潛水艦の動作を助けることを以てその任務とする。最近潛水艦の發達に伴ひこれを防ぐため急設網艦及び捕獲網艦が出現した。我白鷹は

て極めて設備の完全なものであり、要港はこれに次ぐべきものとされてゐる。尚は我國の軍港は、鎮守府の所在地たる横須賀、呉、佐世保の三ヶ所、要港は舞鶴、大湊、鎮海、馬公、旅順の五ヶ所である。

艦隊の目的　現今我國では第一、第二、第三及び第一遣外艦隊練習艦隊の五艦隊を有し、何れも軍港に直屬して居る。この中第一艦隊は本邦附近、第二艦隊は西岸及び朝鮮附近、第三艦隊は南清方面、第一遣外艦隊は支那方面を警備する。練習艦隊は臨時必要に應じて編成されるが現今では常備艦隊に編入されて居る。艦隊の編成は同一なる軍艦にして、同一なる速力、廻轉圈、航續力を有するものを以て組織される。

第五章　教育機關

海軍大學校　本校は東京市に在り、海軍各科將校に對し、高等兵學其他の學術を教授するを目的とする。學生を甲種、特修機關、選科の四種に分ち、甲種學生は海軍少佐又は大尉中より詮衡し、特修學生は甲種學生の教程を修めない海軍大佐、中佐より詮衡し、機關學生は機關大、中尉より詮衡し、選科學生は海軍佐官、大尉で志願した者を詮衡して入學を命ずる

海軍兵學校　兵學校は廣島縣の江田島に在り、將來海軍の將校たる者を養成する所で、教授科目は普通學の外砲術、水雷運用術、航海術、航空術、機關術を課し、修業年限は四ヶ年である。年齢滿十六歲以上十九歲以下の男子にして、入學を志願する者について試驗を行ひ、その合格者中より所要の人員を入學せしめ、卒業の上は士官候補生に任ぜられる。

海軍機關學校　機關學校は横須賀市に在り、將來海軍機關科士官となるべき者を養成する所で、教授科目は普通學の外、機關術と水雷術とを課し、修業年限は四年である。滿十六歲以上十九歲以下の男子にして、入學を志願する者について檢査を行ひ、その合格者の中より所要の人員を採用し、卒業の上は海軍機關少尉候補生に任ぜられる。

海軍工機學校　本校は横須賀市に在り、機關科將校、特務士官准士官及び特修兵となる下士官兵に對し、必要なる機關術及び工術を教授する所である。學生は高等科、特修科、專攻科に分れ、各々その資格者中から詮衡して命ずる。修業期間は六ヶ月乃至一ヶ年である。

海軍通信學校　通信學校は横須賀市田浦町に在り、高等、特修

修業期間は一ヶ年乃至四ヶ年である。

海軍兵學校　兵學校は廣島縣の江田島に在り、將來海軍の將校たる者を養成する所で、教授科目は普通學の外砲術、水雷運用術、航海術、航空術、機關術を課し、修業年限は四ヶ年である。年齢滿十六歲以上十九歲以下の男子にして、入學を志願する者について試驗を行ひ、その合格者中より所要の人員を入學せしめ、卒業の上は士官候補生に任ぜられる。

海軍機關學校　機關學校は横須賀市に在り、將來海軍機關科士官となるべき者を養成する所で、教授科目は普通學の外、機關術と水雷術とを課し、修業年限は四年である。滿十六歲以上十九歲以下の男子にして、入學を志願する者について檢査を行ひ、その合格者の中より所要の人員を採用し、卒業の上は海軍機關少尉候補生に任ぜられる。

海軍工機學校　本校は横須賀市に在り、機關科將校、特務士官准士官及び特修兵となる下士官兵に對し、必要なる機關術及び工術を教授する所である。學生は高等科、特修科、專攻科に分れ、各々その資格者中から詮衡して命ずる。修業期間は六ヶ月乃至一ヶ年である。

海軍通信學校　通信學校は横須賀市に在り、水雷術の教授及びこれが改良進歩を計ることを目的とする所である。學生には海軍兵科將校、特務士官、准士官及び特修兵となる海軍下士官兵に對し、これに必要な砲術を教授する所であるが、又砲術の研究とその教育の規畫に關する研究調査をも行ふ。學生は高等科、特修科、專攻科に分かれ、各々その資格者を詮衡して命ずる。修業期間は六ヶ月乃至一ヶ年以内である。

海軍水雷學校　本校は横須賀市に在り、水雷術の教授及びこれが改良進歩を計ることを目的とする所である。學生には海軍兵科將校、特務士官、准士官及び特修兵となる海軍下士官兵に對し、必要な航海術、運用術、信號術及び見張術を教授する所である。學生は航海學生、運用學生、特修科學生、專攻科學生に分れて居る。航海學生は海軍大、中尉から錨術の上これを命じ、運用學生は海軍大、少佐からこれを命じ、特修學生は海軍佐、尉官、特務士官、准士官より志願した夫の中に就てこれを命ずる。專攻科學生は航海學生又は運用學生の教程を修了した者に特に研究項目を指定せしめてこれを專攻せしめるのである。修業期間は六ヶ月乃至一ヶ年で各學生によつて異なつて居る。

海軍經理學校　本校は東京市に在り、學生を甲種、乙種、補修選科、選修に分ち、海軍主計士官になるべき者に對して必要な學術を教授し、又主計兵曹長及び一等主計兵曹に對し必要な學術を教授する所で、修業期間は六ヶ月乃至一ヶ年、一ヶ

海軍砲術學校　砲術學校は横須賀市に在り、海軍兵科將校、特務士官、准士官並に海軍特修兵となる海軍下士官兵に對し、必要な砲術を教授する所である。學生は甲種、乙種、機關、特修、專攻に分れ、修業期間は四ヶ月乃至一ヶ年以内である。

海軍航海學校　本校は横須賀市に在り、海軍兵科將校、特務士官及び准士官並に海軍特修兵となる海軍下士官及び兵に對し、必要な航海術、運用術、信號術及び見張術を教授する所である。學生は航海學生、運用學生、特修科學生、專攻科學生に分れて居る。航海學生は海軍大、中尉から錨術の上これを命じ、運用學生は海軍大、少佐からこれを命じ、特修學生は海軍佐、尉官、特務士官、准士官より志願した夫の中に就てこれを命ずる。專攻科學生は航海學生又は運用學生の教程を修了した者に特に研究項目を指定せしめてこれを專攻せしめるのである。修業期間は六ヶ月乃至一ヶ年で各學生によつて異なつて居る。

海軍經理學校　本校は東京市に在り、學生を甲種、乙種、補修選科、選修に分ち、海軍主計士官になるべき者に對して必要な學術を教授し、又主計兵曹長及び一等主計兵曹に對し必要な學術を教授する所で、修業期間は六ヶ月乃至一ヶ年、一ヶ

海軍潛水學校　本校は呉市吉浦町に在り、潛水術の教授及びそ

年乃至四ヶ年である。

海軍々樂練習　軍樂兵曹、軍樂兵に必要なる音樂上の學理及び技術を敎授するもので、學期を六ヶ月とし、練習生は海兵團長がこれを命ずるのである。

信號練習　信號練習生は兵敎育を三ヶ月以上受けた者の中から視聽完全にして、齒列正しく品行方正にして資性鋭敏活潑理解力に富み、讀書、算術をなし得る志願者中から、海兵團長これを選拔して命ずるものとして居る。

四等兵敎育　四等兵とは兵籍に初めて入つた者をいひ、これが敎育は海兵團に於てする。但四等看護兵は海兵團及び病院に於てこれを敎育する。

第六章　海軍區と志願兵徴募管區

第一節　海軍區

我海軍に於ては全國の海岸及び海面を三海軍區に分ち、各區に軍港を設けて艦隊の根據地となし、各鎭守府を置きその海軍區を管掌せしめる。又その區內の要港に要港部を置いてゐる尙は關東州の海岸面を關東州海軍區とし、佐世保鎭守府がこれを管し、又南洋島委任統治區域の濱岸海面を南洋海軍區とし横須賀鎭守府がこれを管する。海軍の艦船はこれを艦隊に分ち、二つ以上の艦隊を以て聯合艦隊を編成する。艦隊はまた必要に應じてこれを戰隊に區分されるのである。

第一海軍區　（軍港　横須賀）
青森縣　岩手縣　宮城縣　福島縣　茨城縣　千葉縣　東京府　靜岡縣　愛知縣　三重縣　神奈川縣　北海道及び樺太の海岸海面。

第二海軍區　（軍港　呉）
大阪府　兵庫縣　岡山縣　廣島縣　山口縣　島根縣　鳥取縣　京都府　福井縣　石川縣　富山縣　新潟縣　山形縣　秋田縣　德島縣　高知縣　愛媛縣　香川縣　和歌山縣　大分縣及宮崎縣の海岸海面竝に福岡縣遠賀、宗像郡界より以東の海岸海面。

第三海軍區　（軍港　佐世保）
第二海軍區に屬するものを除きたる福岡縣の海岸海面並に佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、沖繩縣、臺灣及び朝鮮の海岸海面。

第二節　志願兵徴募管轄區

海軍に志願する者は水兵、航空兵、軍樂兵、船匠兵、機關兵、看護兵、主計兵の一を選び身體檢査を受けて合格し、その中より所要人員を採用するもので、水兵と機關兵は滿十七歲より二十一歲まで、船匠兵と看護兵とは滿十七歲より十九歲まで各年齡に制限があり、應募資格としては軍樂兵、看護兵の二種は讀書作文、算術の出來得る者でなくてはならぬ。陸軍の豫後備兵役にある者、兵役法の規定に該當する者、禁錮以上の刑に處せられた者、賭博犯の處分を受けた者、刑事被告人、家資分散、破產の宣告を受けた者、又はその相續人、無敎育者は海軍に志願することは出來ぬ。又海軍志願兵徴募區域は、次の如く全國を橫須賀、呉、佐世保の三鎭守府に分つて居る。

第一徴募區　（橫須賀）
北海道　樺太　青森縣　岩手縣　秋田縣　山形縣　宮城縣　福島縣　東京府　千葉縣　茨城縣　埼玉縣　群馬縣　栃木縣　長野縣　山梨縣　新潟縣　靜岡縣　神奈川縣

第二徴募區　（呉）
愛知縣　岐阜縣　富山縣　石川縣　福井縣　京都府　大阪府　滋賀縣　三重縣　奈良縣　兵庫縣　岡山縣　廣島縣　鳥取縣　島根縣　山口縣　和歌山縣

第三徴募區　（佐世保）
香川縣　愛媛縣　德島縣　高知縣　福岡縣　佐賀縣　長崎縣　大分縣　宮崎縣　熊本縣　沖繩縣　鹿兒島縣

第七章　海軍給與令表

（各科共通、相當官も同一）

	士官	年俸	特務士官	年俸
大	將	六、六〇〇圓	特務少尉（一級 二級）	一、四七〇圓 一、三六八圓
中	將	五、八〇〇圓	候補生	六七〇圓
少	將	五、〇〇〇圓		
大	佐	四、一五〇圓	準士官（一級 二級 三級）	一、二三〇圓 一、一五〇圓 一、〇四三圓
中	佐	三、二三〇圓		
少	佐	二、三三〇圓		
			下士官	月俸
大	尉（一級 二級 三級）	一、九〇〇圓 一、六五〇圓 一、四七〇圓	一等下士官（一級 二級 三級 四級）	五五圓 四九圓 四四圓 三四圓
中	尉（一級 二級）	一、三三〇圓 一、〇二〇圓	二等下士官（一級 二級）	二八圓 二七圓 三三圓 三二圓
少	尉	八五〇圓	三等下士官（一級 二級）	二四圓 二二圓
特務大尉（一級 二級）		二、〇五〇圓 一、九二〇圓	備考　準士官以上待命中は俸給の十分の八、休職中は俸給の十分の六、停職中は俸給の十分の三を給す	
特務中尉（一級 二級）		一、七四〇圓 一、六三〇圓		

第八章　帝國海軍常備艦船表

我國の海軍力は、一九三〇年の倫敦會議の結果、

主力艦	九隻	二十八萬四千九百噸	
大型巡洋艦	十二隻	二十萬八千四百噸	
輕巡洋艦		十萬四百五十噸	
驅逐艦		十萬五千五百噸	
潛水艦		五萬二千七百噸	

に制限され、現在の常備艦船は左表の如き狀態となつて居る。

艦名	長サ（米）	排水量（噸）	速力（節）	竣工年度
戰艦				
金剛	一九九・二	二九・三三〇	二六	大正七年
霧島	同	同	同	大正四年
榛名	同	同	同	同　四年
扶桑	一九二・〇二	同	二三	同　四年
山城	同	同	同	大正六年
伊勢	一九五・〇七	二九・九九〇	二三	同　六年
日向	同	同	同	大正七年
長門	二〇一・三五	三二・七三〇	同	大正九年
陸奥	同	同	同	大正一〇年
比叡	一九九・一九	一九・五〇〇	一八	昭和七年
一等巡洋艦				
加古	一七六・七八	七・一〇〇	三三	大正一五年
古鷹	同	同	同	同　一五年
衣笠	同	同	同	昭和二年
青葉	同	同	同	同　二年
妙高	一九二・〇七	一〇・〇〇〇	同	昭和四年
那智	同	同	同	昭和三年
足柄	同	同	同	昭和四年
羽黒	同	同	同	同　四年
高雄	一九八米	九・八五〇	同	昭和七年
愛宕	同	同	同	同　七年
鳥海	同	同	同	同　七年
摩耶	同	同	同	同　七年

艦名	長サ（米）	排水量（噸）	速力（節）	竣工年度
航空母艦				
鳳翔	一五四・四五	七・四七〇	二五・〇	大正十一年
加賀	二七・九五	二六・九〇〇	二三・〇	昭和三年
赤城	二三二・五六	同	二八・五	昭和二年
龍驤	一六七・二〇	七・一〇〇	二五・〇	昭和八年
蒼龍	二〇九・八四	一〇・〇〇〇	三〇・〇	同　八年
飛龍	同	同	同	同　八年
二等巡洋艦				
平戸	一三四・一	四・四〇〇	二六・〇	明治四四年
矧	同	同	同	同　四五年
矢矧	同	三・二三〇	三一・〇	大正八年
天龍	同	同	同	同　八年
龍田	同	五・一〇〇	三三・〇	同　九年
球磨	一五三・一四〇	同	同	同　一〇年
多摩	同	同	同	同　一〇年
北上	同	同	同	同　一〇年
大井	同	同	同	同　一〇年
木曾	同	同	同	同　一〇年
長良	同	五・一七〇	同	同　一〇年
五十鈴	同	同	同	同　一〇年
名取	同	同	同	同　一〇年
由良	同	同	同	同　一〇年
鬼怒	同	同	同	同　一〇年
阿武隈	同	五・一九四	同	同　一〇年
那珂	同	同	同	同　一〇年
川内	同	同	同	同　一〇年

艦名	長サ（米）	排水量（噸）	速力（節）	竣工年度
神通	一五二・四〇	三・一九四	三三・〇	大正一四年
夕張	一三三・五九	二・八九〇	同	同　一三年
最上	一〇〇・五〇	八・四〇〇	同	昭和一〇年
三隈	同	同	同	同　一〇年
鈴谷	同	同	同	同　一〇年
利根	同	同	同	同　一〇年
熊野	同	同	同	同　一〇年
筑摩	同	同	同	同　一〇年
潛水母艦				
駒橋	六四・〇一	一・二五	一三・九	大正三年
迅鯨	一二五・八二	五・一六〇	一六・〇	同　一三年
長鯨	同	同	同	同　一三年
大鯨	一九七・三〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇一	昭年九年
敷設艦				
常磐	一二四・三六	九・二四〇	二一・二五	明治三〇年
勝力	七三・一五	一・五四〇	一三・〇〇	大正六年
白鷹	七九・二〇	一・三四五	一六・〇〇	昭和四年
嚴島	一〇〇・〇〇	一・九七〇	一七・〇〇	同　四年
八重山	八五・五〇	一・一三五	二〇・〇〇	同　七年
沖ノ島	同	同	同	同　一〇年

艦名	排水量（噸）	速力（節）	竣工年度
一等驅逐艦			
浦風	一・一二五	三四・〇	大正四年
江風	一・一八〇	三四・〇	同　七年
峯風	一・二二五	同	同　九年
澤風	一・二二五	同	同　九年
沖風	一・二二五	三四・〇	大正九年
島風	同	同	同　九年
灘風	同	同	同　九年
矢風	同	同	同　九年
羽風	同	同	同　九年
汐風	一・二二五	三四・〇	大正九年
秋風	同	同	同　九年
夕風	同	同	同　九年
太刀風	同	同	同　九年
帆風	同	同	同　九年

艦名	長サ（米）	排水量（噸）	速力（節）	竣工年度
海防艦				
砲艦				
淺間	一二四・三六	九・二四〇	二一・二五	明治三一年
雲	一二四・六六	九・〇一〇	二〇・〇〇	同　三二年
八雲	一三五・八九	八・六四〇	同	同　三二年
吾妻	一三一・九二	九・一八〇	同	同　三二年
出雲	一三一・九二	同	二〇・七五	同　三三年
磐手	同	同	同	同　三四年
春日	一〇四・八八	七・〇八〇	二〇・〇〇	同　三七年
對馬	一〇三・〇一	三・一一〇	同	同　三七年
淀	八五・三四	一・三一〇	二三・〇〇	明治四一年
安宅	六七・六七	七三五	一六・〇〇	大正一一年
鳥羽	五四・八六	一一五	一五・〇〇	明治四四年
鰹	六四・〇〇	六八五	同	大正元年
峨	五四・八六	三〇五	一六・〇〇	同　一三年
多勢	同	同	同	同　一三年
堅田	同	同	同	同　一三年
比良	同	同	同	同　一三年
保津	同	同	同	同　一三年
熱海	四五・三〇	一七〇	昭和四年	
二見	同	同	同	同　一二年

艦名	艦種	噸數（公噸）	竣工年度
伊號第五一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第五二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第五三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第五四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第五五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第五六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第五七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第五八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第五九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第六〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第六一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第六二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第六三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第六四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第六五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第六六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第六七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第六八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第六九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第七〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第七一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第七二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第七三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第七四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第七五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第七六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第七七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第七八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第七九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第八〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第八一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第八二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第八三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第八四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第八五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第八六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第八七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第八八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第八九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第九〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第九一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第九二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第九三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第九四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第九五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第九六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第九七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第九八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第九九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一〇〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一〇一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一〇二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一〇三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一〇四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一〇五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一〇六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一〇七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一〇八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一〇九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一一〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一一一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一一二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一一三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一一四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一一五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一一六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一一七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一一八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一一九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一二〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一二一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一二二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一二三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一二四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一二五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一二六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一二七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一二八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一二九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一三〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一三一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一三二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一三三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一三四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一三五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一三六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一三七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一三八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一三九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一四〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一四一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一四二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一四三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一四四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一四五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一四六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一四七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一四八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一四九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一五〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一五一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一五二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一五三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一五四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一五五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一五六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一五七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一五八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一五九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一六〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一六一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一六二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一六三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一六四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一六五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一六六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一六七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一六八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一六九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一七〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一七一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一七二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一七三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一七四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一七五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一七六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一七七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一七八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一七九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一八〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一八一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一八二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一八三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一八四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一八五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一八六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一八七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一八八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一八九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一九〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一九一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一九二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一九三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一九四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一九五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一九六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一九七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一九八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第一九九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二〇〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二〇一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二〇二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二〇三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二〇四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二〇五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二〇六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二〇七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二〇八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二〇九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二一〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二一一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二一二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二一三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二一四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二一五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二一六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二一七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二一八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二一九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二二〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二二一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二二二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二二三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二二四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二二五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二二六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二二七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二二八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二二九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二三〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二三一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二三二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二三三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二三四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二三五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二三六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二三七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二三八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二三九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二四〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二四一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二四二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二四三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二四四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二四五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二四六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二四七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二四八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二四九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二五〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二五一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二五二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二五三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二五四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二五五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二五六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二五七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二五八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二五九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二六〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二六一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二六二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二六三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二六四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二六五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二六六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二六七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二六八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二六九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二七〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二七一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二七二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二七三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二七四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二七五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二七六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二七七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二七八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二七九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二八〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二八一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二八二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二八三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二八四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二八五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二八六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二八七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二八八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二八九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二九〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二九一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二九二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二九三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二九四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二九五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二九六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二九七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二九八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第二九九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三〇〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三〇一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三〇二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三〇三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三〇四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三〇五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三〇六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三〇七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三〇八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三〇九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三一〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三一一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三一二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三一三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三一四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三一五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三一六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三一七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三一八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三一九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三二〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三二一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三二二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三二三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三二四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三二五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三二六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三二七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三二八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三二九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三三〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三三一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三三二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三三三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三三四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三三五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三三六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三三七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三三八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三三九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三四〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三四一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三四二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三四三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三四四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三四五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三四六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三四七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三四八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三四九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三五〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三五一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三五二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三五三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三五四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三五五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三五六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三五七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三五八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三五九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三六〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三六一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三六二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三六三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三六四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三六五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三六六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三六七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三六八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三六九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三七〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三七一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三七二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三七三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三七四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三七五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三七六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三七七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三七八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三七九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三八〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三八一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三八二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三八三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三八四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三八五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三八六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三八七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三八八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三八九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三九〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三九一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三九二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三九三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三九四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三九五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三九六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三九七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三九八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第三九九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四〇〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四〇一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四〇二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四〇三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四〇四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四〇五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四〇六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四〇七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四〇八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四〇九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四一〇潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四一一潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四一二潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四一三潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四一四潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四一五潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四一六潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四一七潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四一八潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四一九潛水艦	潛水艦（機）	一、六五五	大正十三年
伊號第四二

艦名	排水量(噸)	速力(節)	竣工年度
呂號第五四	八九三	一七	大正一〇年
呂號第五五	同	同	同 一〇年
呂號第五六	同	同	同 一一年
呂號第五七	八八九	同	同 一一年
呂號第五八	同	同	同 一一年
呂號第五九	同	同	同 一三年
呂號第六〇	九八八	一六	同 一三年
呂號第六一	同	同	同 一三年
呂號第六二	同	同	同 一三年
呂號第六三	同	同	同 一三年
呂號第六四	同	同	同 一三年
呂號第六五	同	同	同 一三年
呂號第六六	同	同	同 一三年
呂號第六七	同	同	同 一三年
呂號第六八	同	同	同 一三年

水雷艇

千鳥	五二七	二六	昭和八年
眞鶴	同	同	同 九年
友鶴	同	同	同 九年
初雁	同	同	同 九年
鴻	同	同	同 一〇年
鵯	同	同	同 一一年
鵲	同	同	同 一一年
隼	同	同	同 一一年

掃海艇

艦名	排水量(噸)	速力(節)	竣工年度
第一號	六一五	二〇・〇	大正一三年
第二號	同	同	同 一三年
第三號	同	同	同 一三年
第四號	同	同	同 一三年
第五號	同	同	同 一三年
第六號	同	同	同 一三年
第七號	一・〇三〇	二四・〇	明治四四年
第八號	同	同	同 四四年
第九號	七七〇	同	大正七年
第一〇號	同	同	同 七年
第一三號	五〇〇	二〇・〇	昭和八年
第一四號	同	同	同 八年
第一五號	同	同	同 一〇年
第一六號	同	同	同 一〇年
第一七號	一〇九〇	同	同 一一年
第一八號	同	同	同 一一年

練習特務艦

○は華府條約の規定により戰鬪任務に堪へざるものとなし保有し得たもの

朝日○	一一・四四一	一八・二〇	明治三三年
敷島○	一一・二七五	一八・六〇	同 三三年
富士	九・一七九	一八・二五	同 三〇年

標的艦

攝津○	一六・一三〇	二一・〇〇	明治四五年

測量艦

艦名	排水量(噸)	速力(節)	竣工年度
膠州	二・〇八〇	一〇・三〇	明治三七年

運送艦

青島	七・五四二	一〇・〇〇	不詳
洲埼	八・八〇〇	一四・〇〇	大正七年
室戸	八・二一五	一三・五〇	同 七年
野島	同	同	同 八年
能登呂	一四・〇五〇	一三・〇〇	同 九年
知床	同	同	同 九年
襟裳	同	同	同 九年
佐多	同	同	同 一〇年
鶴見	同	同	同 一一年
尻矢	同	同	同 一一年
石廊	同	同	同 一一年
神威	一七・〇〇〇	一五・〇〇	同 一一年
隱戸	一四・〇五〇	一三・〇〇	同 一三年
早鞆	同	同	同 一三年
鳴戸	同	同	同 一三年
間宮	一五・八二〇	一四・〇〇	同 一三年
劍崎	不詳	同	同
高崎	同	同	同

碎氷船

大泊	二・三三〇	一三・〇〇	大正一〇年

▲其他特務艇に敷設艇、驅潜艇、掃海特務艇、潜水艦母艇等がある。

第九章　世界六大國海軍現有勢力比較表

（昭和十一年十月海軍省發表）

艦種	區別	國名	艦齢内既成艦 隻數	艦齢内既成艦 噸數	艦齢超過既成艦 隻數	艦齢超過既成艦 噸數	既成艦計 隻數	既成艦計 噸數	建造中 隻數	建造中 噸數	未起工 隻數	未起工 噸數
主力艦	日		九	二七二、〇七〇	—	—	九	二七二、〇七〇	—	—	—	—
	米		一五	四六四、三〇〇	—	—	一五	四六四、三〇〇	—	—	二	七〇、〇〇〇
	英		一五	四七四、七五〇	—	—	一五	四七四、七五〇	—	—	二	不詳
	佛		一〇	二一二、四二五	—	—	一〇	二一二、四二五	二	六一、五〇〇	一	三五、〇〇〇
	伊		四	八六、五三二	—	—	四	八六、五三二	二	七〇、〇〇〇	—	—
	獨		三	三〇、〇〇〇	三	三九、六〇〇	六	六九、六〇〇	二	五二、〇〇〇	—	—
航空母艦	日		四	六八、三七〇	—	—	四	六八、三七〇	二	二〇、一〇〇	—	—
	米		三	八〇、五〇〇	一	一一、五〇〇	四	九二、〇〇〇	三	五四、五〇〇	—	—
	英		六	一一五、三五〇	—	—	六	一一五、三五〇	一	二二、〇〇〇	二	不詳
	佛		一	二二、一四六	—	—	一	二二、一四六	—	—	—	—
	伊		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	獨		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

		艦種	艦齢	排水量	速力	備砲	備砲口径	備砲門数	魚雷発射管	魚雷口径	魚雷門数	装甲	装甲厚	搭載機数	乗員
補助艦	日	一三七	三四三、七一三	四七	一八四	四〇二、六四〇	二五	六三、九二六	五	九、三〇〇					
	米	七五	二八八、六二五	二三九	三一四	五三二、一四五	五三	一五七、四八〇	六二	一〇六、四〇〇					
	英	一三七	四〇四、九〇八	一五〇	二八七	六四二、二七九	三六	一一二、八三〇	三九	不詳					
	佛	一四五	三〇二、三七五	二七	一七三	三六〇、九四三	二七	五四、八〇四	七	八、六九四					
	伊	一一八	二三八、六〇六	六〇	一七八	三一四、四五九	三九	四六、四八四	—	—					
	獨	三〇	四八、〇〇〇	七	三七	五三、三一五	三九	六三、五〇〇	—	—					
總計	日	一五〇	六八四、一五二	四七	一九七	七四三、〇八〇	二七	八四、〇六二	五	七、五〇〇					
	米	九三	八三三、四二五	二四〇	三三三	一、〇八八、四四五	五六	二一一、九八〇	六四	一七六、四〇〇					
	英	一五八	九九五、〇〇八	一五〇	三〇八	一、二三二、三七九	三七	一三三、八三〇	四三	不詳					
	佛	一五六	五三六、九四六	二七	一八三	五九五、一三三	二九	一一六、三〇四	八	四三、六九四					
	伊	一二三	三一五、一三八	六〇	一八二	四〇〇、九九二	四二	一一六、四八四	—	—					
	獨	三三	七八、〇〇〇	一〇	四三	一三三、九一五	四一	一一五、五〇〇	—	—					

備考　一　英國七・五吋甲級巡洋艦「ホーキンス」級四隻は條約規定に鑑み便宜乙級巡洋艦中に計上せるものである。
二　佛國驅逐艦建造中には「エスコーター」一二隻を含む
三　各艦種艦齢次の如し
主力艦二六年、航空母艦、甲級巡洋艦各二〇年、潜水艦一三年、乙級巡洋艦及驅逐艦は倫敦條約規定に依る
四　未起工欄には議會の協賛を經たるものゝみを掲ぐ
五　補助艦は巡洋艦、驅逐艦、潜水艦である。

空軍及兵器

第一章　帝國の空軍

空中國防　現代の國防は、陸海軍の外に新たに空中國防を加へた。千九百三十一年伊太利の空相バルボ中將は「飛行機は今世紀の文明が生んだ最も恐しい武器である。空軍はあらゆる兵種中の王として將來戰の主兵となるべきものである」と言つたが、これは決して一空相の放言ではなく、現代國防の新傾向を喝破したものといはねばならぬ。從つて世界列強は空軍の擴張充實に狂奔しつゝあるが、我國の空軍は果して如何なる現狀にあるであらうか。

我空軍の組織　從來我國の空軍は陸軍と海軍とに分ち、これを監督するため陸海軍に各々航空本部が置かれてあつた。而して陸軍航空本部は陸軍大臣の管轄下にあつて陸軍航空隊全般に關する兵器の充足、研究、調査及び監督をするだけで、軍隊の編制上獨立せず、各地の航空隊は所屬師團の一師團長の指揮命令に從つたものであるが、かくては航空の飛躍的進歩をはかり、近代的國防に缺陷あるを免れないので、陸軍では師團に隷屬してゐる飛行聯隊を統合するため、昭和十一年八月一日より、左記の如く航空兵團司令部令を發して航空兵團を創設した。

第一條　航空兵團長は陸軍大將又は陸軍中將を以てこれに親補し、天皇に直隷し部下飛行部隊を統率す

第二條　航空兵團長は部下飛行部隊の練成に付き其責に任ず但し專門教育に付てはこの限に在らず

第三條　航空兵團長は部下飛行部隊の動員計畫を監督す

第四條　航空兵團長は軍政及び人事に關しては陸軍大臣、作戰計畫及び動員計畫に關しては參謀總長、教育に關しては教育總監の區處を承く

第五條　航空兵團長は陸軍大臣の定むる所により、部下飛行部隊長をして當該部隊の經理、衞生其他必要なる事項に關し、師團長又は軍司令官區處を承けしむるものとす

第六條　航空兵團長は隨時部下飛行部隊を檢閲し、毎年概ね軍隊教育期の終に於て檢閲の實況及び意見を上奏し且陸軍大臣、參謀總長及び教育總監に報告すべし

第七條　航空兵團司令部に左の職員を置く
參謀長、參謀、副官、部附、參謀長及び副官を合して幕僚とす

第八條　參謀長は航空兵團長を補佐し、航空兵團長に對して事務整理の責に任ず

第九條　幕僚の各將校及び部附は、參謀長の指揮を承け各自擔任の事務を掌る

第十條　准士官、下士官及び判任官文官は、上官の命を承

け技術又は事務に從事す

第十一條　疫疾其他非常の場合に際し航空兵團長は、一時其部下飛行部隊を移轉せんとするに當り急を要する時は之を實行したる後直に陸海軍大臣、參謀總長に報告し、關係師團長に通報すべし

航空隊の機數　我陸軍航空部隊は前記の如く、航空兵團に統轄せられる。九飛行聯隊及び一氣球隊と、六飛行學校を有し、外に滿洲國には飛行若干隊が配置されてゐるが、公表されてゐる保有機數は約千臺に過ぎない。

これを列強の現狀について見るに、米國は約二千五百機、佛蘭西は四千五百機、ソヴイエット露西亞は四千機、英吉利は一千六百機、伊太利は千五百機、獨逸は二千五百機である是等に比べ我國の空軍は甚だしく劣勢である。

戰鬪單位の不足　我國の空軍は上述の如き現況であるが、空軍の戰鬪單位である中隊數の如きも從つて非常に少ない。これをソヴイエット露西亞の赤色空軍の陸軍部隊に比較するときは次の如き狀況である。

	露國	日本
偵察隊	七十四個中隊	十一個中隊
戰鬪隊	六十八個中隊	十一個中隊
爆擊隊	四十九個中隊	四個中隊

右の如く非常な劣勢を示してゐるが、事實において機數は約十對六の比であるから、右の表は一面赤色空軍が、その外形のみ大きく內容は不完全なことを物語つてゐる。然かし我空軍の戰鬪單位の不足せることは事實で、殊に爆擊隊の四中隊は餘りにも貧弱であるから、この戰鬪力を增大するためには出來得る限り速かに新銳機の配備が肝要である。

又我陸軍航空部隊の兵力は九飛行聯隊と一氣球隊であるが飛行聯隊中には戰鬪中隊と偵察中隊の混成のものが多い。これは騎兵と工兵とを同一聯隊としたやうなものであるから、戰略及び戰術上の不便が甚だしい。尙又爆擊聯隊たる第七聯隊の如きも輕爆擊中隊と重爆擊中隊の混成で、これも重砲兵と山砲兵が同一聯隊と成つた形であるから、早晩改變されねばならぬ狀態になつてゐる。

民間飛行界　以上の如く我空軍の現狀は、甚だ不完全であるが更にこれを我民間飛行界について見るに、一層の貧弱さを示してゐる。卽ち亞米利加は民間に約一萬の飛行機と二萬人のパイロットを有し、獨逸はまた民間飛行機を到る處に飛ばし航空路八十有餘、一日の飛行距離五萬キロメートルに達してゐるが、然かも國內にある飛行機製作所は、一ヶ月に三千機

を造り得る能力を有つてゐる。これに反し我民間飛行界は、その有する機數僅かに二百臺內外で、それも多くは陸海軍の拂下品である。滿洲事變以來飛行機の必要は一般に痛感されて、陸軍に愛國號、海軍に報國號の寄贈が續出するに至つたのは誠に喜ぶべき現象であるが、同時に民間飛行界も、今後漸次その勢力を增大し、神風號級の優秀なるものを、多數に出現せしめる必要があるのである。

航空工業　我國の航空工業は時勢に刺激せられて、漸次技術的進步を遂げ、今や航空工業の獨立を見んとする狀況にある。卽ち陸軍工場としては東京工廠砲具製造所、名古屋工廠熱田兵器製造所（以上機體製造）名古屋工廠千種器製造所（發動機製造）があり、民間工場においても中島飛行機製作所、三菱航空機製造會社、川崎造船所（以上機體、發動機製造）石川島飛行機製作所（機體製造）があり、續々國產新鋭機を建造しつゝある狀況で、殊に中島、川崎兩工場製造の新制戰鬪機は、世界に誇るべきものであり、更に新らしき偵察機並に爆擊機も、續いて建造されんとしてゐる。

各種軍用機　現代の軍用機には偵察機、戰鬪機、爆擊機の三種があり、偵察機は新時代空中戰の騎兵と稱せられ、搜索を主なる任務とし、また砲兵に共力して空中觀測を行ひ、時には輕爆彈を機行して、敵の軍事機關を爆擊する。偵察機には寫眞機と無線電信機とを備へ、空中寫眞を撮影し、また敵軍の狀況を刻々司令部に報告して、偵察の任務を遂行するのであるが、一度び偵察機が戰場の空に現はれるときは、敵軍は直ちに戰鬪機隊を放つて攻擊して來るから、これに應戰するために機首に固定機關銃、後方に旋廻機關銃を備へ、更に或種の機は胴體の下に、銃口のみを出す下方機關銃を備へつけてゐる。將來の偵察機は優秀な寫眞技術によつて、驚くべき遠距離撮影及び高空撮影を行ひ、いよ〳〵その任務を擴大して、上昇限度も一萬メートル以上に達するであらうと豫期されてゐる。

戰鬪機は空中戰の主兵で、その任務の一は、偵察機の上空數百乃至一千メートルの位置にあつて偵察機を護衞する。元來空中戰の第一義は常に敵の上空に出で、機首を下方の敵に向け、機關銃を以て敵機に彈雨を注ぐことである。また敵の急襲を受けた場合は、速かに昇騰して敵の上に出るのであるが、敵機の攻擊を避けるためには橫轉、橫ざり、錐揉み、水平旋廻、反轉等を行ふのである。戰鬪機は敵の飛行隊を攻擊

するのみでなく、敵の氣球隊及び地上部隊をも攻撃し、殊に決戰に際し敵機を目がけて急降下攻撃を行ふことは、敵軍に對して、最も痛烈なる精神的打撃を與へるのである。

現代の戰闘機は速力と昇騰力とを生命とするから、速力が遲く。昇騰力の鈍いものは。敵機に制抑せられて殆んど攻撃の機會を摑むことが出來ない。世界の新銳機は時速三百キロメートルを最大限度とするが、我空軍には三百キロメートルを遙かに突破する、九一式新單葉戰闘機と、更に優秀な防空戰闘機が配備されんとしてゐる。新しい空中戰略乃至空中戰術の完成と共に、我戰闘飛行隊が世界空軍中の精銳となるべき日は、既に目前に近づいてゐるのである。

爆撃機は空襲の主隊で、投下爆彈、燒夷彈、毒瓦斯彈などを携へて、地上の敵軍隊及び軍事機關を爆撃することを任務とする。この飛行隊こそ獨立空軍の主力として、敵地爆撃に猛威を振ふ恐るべき兵團であるが、その任務によつて輕爆撃隊と、重爆撃隊とに分れ、輕爆撃隊（晝間爆撃隊）は偵察機級の飛行機に、約五百キログラム程度の爆彈を積み、主として戰場附近の敵軍隊と軍事施設を爆撃し、重爆撃隊（夜間爆撃隊）は、敵の後方機關を襲撃するのである。

投下爆彈　現在の飛行機投下爆彈には多くの種類がある。卽ち榴彈はその彈丸の炸裂によつて非常な破壞力を生じ、人馬を殺傷する目的のために用ひられ、破甲榴彈は家屋、橋梁其他固牢なるものを破壞するために使用される。また燒夷彈は火災を起さしめるために用ゐられるもので、敵の軍隊の宿舍、軍需品、倉庫等を燒き且つ都市などを襲ふて火災を起させるのである。

地雷彈は爆彈中最も威力のあるもので、地中に突入して大爆裂を起し、附近のあらゆるものを粉碎するのである。

投下爆彈は水雷に似た形をなし、その重量一千キログラム以上のものになると、人間の三倍位の高さを有し、附近二三十メートル以內にあるものは悉く粉碎されて終ふ。

毒瓦斯彈による毒瓦斯の發射方法は種々あり、彈丸として地上に發射するものと、晦暮のやうに比重の重い毒瓦斯を空中から撒きちらす方法とが一般に行はれてゐる。

海軍航空部隊の任務　將來戰において陸軍の飛行隊が非常な重要性を有するが如く、海軍の飛行部隊もまた重要なる役目を帶びてゐる。海軍航空部隊の任務は偵察戰に初まり、次いで戰闘機軍の空中權爭奪戰が行はれ、攻撃機の軍艦爆撃が敢行

される。從つて航空部隊の優劣は、戰局を支配するものであり、航空部隊の劣弱な海軍は到底戰勝を期することは出來ないのである。

海軍航空隊の組織　我海軍航空隊は海軍航空本部が、これを監督し、航空兵器の計畫、造修並びに艦船の航空機搭載設備、其他航空教育等を掌り各鎭守府に所屬して、司令長官の指揮命令に從ふものである。

海軍航空隊の現狀　我海軍航空隊の機數は昭和六年九月、國際聯盟に提出された軍備現狀報告書に依るときは、沿岸航空隊四百七十二機、航空母艦、軍艦搭載機三百二十九機、合計八百一機であるが、海軍航空隊の任務は、陸に對しては陸軍航空隊と共同戰線に立つのは勿論であるが、主として海洋戰において敵の空軍及び海軍を擊破するにあるから、艦隊搭載航空隊が最も重視されてゐる。然し艦隊搭載航空隊のみでは、作戰上十分とはいへないから、沿岸航空隊が設けられてゐる。

海軍航空隊の將來　今や我國の海空軍は一大躍進期に入り、技術的には戰闘機、攻撃機乃至飛行艇に、續々と獨創的な新銳機を生みつゝあり、一方、戰略、戰術的には、空軍と海上部隊とが一有機體として動くところの、用兵作戰上の新兵術が完成されつゝある。殊に昭和七年横須賀に、大規模な海軍航空廠が生れたことは、我海空軍の前途に優秀なる勢力を加へたものと言はねばならぬ。

海軍機の任務　現代の海軍機には偵察機、戰闘機、攻撃機等のあることは前述の通りであるが、偵察機は海上偵察を主任務とし、空中觀測を行ふ一方、小爆彈を以て敵艦隊を攻撃することもあり、更らに哨戒任務に服しては、敵の潛水艦魚雷、機雷を警戒して艦隊の安全を守るのである。我海軍の一五式水上偵察機は、三百馬力、時速百浬に近いが、强力な戰闘機の飛び廻る戰場においては幾分の危險を感ずるのである。武器としては旋廻機關銃を機の後方に備へて、敵戰闘機の攻撃を防ぐのである。將來の偵察機は速力を三百キロメートルに近づけ、戰闘機と交戰する能力を有し、更らに小爆彈を機翼に抱いて、輕爆撃機の機能をも兼ねるものが出現する筈である。

戰闘機は空中戰の主兵であるから、艦隊の上空にあつて敵の攻撃機隊の來襲を擊破し、進んで我攻撃機隊、偵察機隊を擁護して敵艦隊の上空に迫り、敵の戰闘機隊と戰ひ、敵艦上に急降下して、機銃でその甲板上を掃射する。そのため機首

に二基の固定機關銃を有し、プロペラ廻轉の間隙から前方を射撃するのである。新式戰鬪機は速力三百キロメートル以上上昇力は五千メートルの威力を有してゐる。

攻撃機（雷爆撃機）は爆撃、雷撃などを以て、敵海軍に絶大な脅威を與へ、空中戰鬪力の重點となつてゐる。戰鬪機は華かに空中戰場に亂舞するが、その戰鬪は決して空中戰略の最後の目的ではない。海空軍の眞の威力は、攻撃機隊の敵艦爆撃においてその頂點に達するから、將來海戰の勝負を決定するものは、この攻撃機隊に他ならぬ。

攻撃機は敵の砲火を避けるため、黎明或ひは薄暮に乘ずるか、または攻撃に先立ち快速戰鬪機を以て、敵艦隊の前面に煙幕を展張し、その白煙を突いて迫つて行くのである。我一三式攻撃機（四五〇馬力）は、往年の上海戰に勇名を轟かしたが、今はやゝ舊式に屬し、將來に於ける海戰攻撃機隊の主力たることは出來ない。これに反し、新らしい八九式攻撃機は、少くも馬力六百五十で、直徑十八インチの魚雷を積み、千二百キロメートルの航續圈を有して居るから、列國機に比して優秀を誇り得るものである。

飛行艇　海軍の雷爆撃隊は、根據地が航空母艦であるため、陸軍の重爆撃機の如く巨大なものを有することは出來ないが、海から發着する飛行艇には驚くべき巨大なものがある。この飛行艇は爆撃、偵察の兩任務に服するもので、我新飛行艇九〇式一號の如きは、全金屬の單葉艇で全長二十一メートル、翼幅三十メートル、重量十二噸、馬力二千百を有し、英吉利空軍の大飛行艇、サンプトンを遙かに凌ぐものであり、時速二百二十キロメートルの速快力を以て洋上を縱橫無盡に雄飛し得るのである。

第二章　陸海軍の兵器

戰車　我國で戰車と呼ばれてゐるタンクは、千九百十六年歐洲大戰當時、英吉利の陸軍に依つて初めて用ひられたもので、一般的には厚い裝甲を以て覆はれ、無限軌道を有して機關銃または小口徑の砲を備へ、これに數人搭乘して敵陣めがけ猛突するものである。其當時は一種しかなかつたが、現今では輕戰車、中戰車、重戰車の種別があり、輕戰車は十噸以下、中戰車は二十噸以下、重戰車は七十噸もあり、十數人を搭乘せしめ、また以前の戰車は單獨で活動したが、現今では重戰車や中戰車は歩兵の先頭に立ち、歩兵を掩護しつゝ敵陣に進むのである。輕戰車はサイドカー位の大きさで、一人の兵士が馬の代りに戰車に乘り、數人または數十人を以て、隊をなし出動する騎兵用のものであるから、速力も迅く、そのため軍馬無用論さへ唱へられる程である。

裝甲自動車　裝甲自動車は自動車に鋼鐵板を張り、機關銃を備へた半戰車式の兵器であるが、現今では次第に改良されて戰車と殆んど同樣なものとなつた。強ひて兩者の相違點を擧ぐれば、裝甲自動車は戰車に比べて、敵陣に對する防禦力がなく、障害物を蹂躙する力も少ないが、これは輕戰車も同樣であるから、純攻撃用の自動車を戰車といひ、特種目的用のものを裝甲自動車と呼んで區別してゐる。

攻撃用裝甲自動車には對戰車裝甲自動車と、强行偵察用裝甲自動車とがあり、對戰車裝甲自動車は快速力をもつて、敵の戰車に肉薄し强力な機關砲火を浴せる一方、敵の飛行機を追つて、對空射撃をも行ふことが出來る。

强行偵察用裝甲自動車は、車輪と軌道とを併用し、二個の運轉座席を有して、自由に前進後退が出來るのである。其他浮袋を有つ水陸兩用の裝甲自動車をはじめ、騎兵專屬の裝甲自動車、兵員、彈藥、食糧等を運搬する裝甲自動車等もある。

裝甲列車　裝甲列車は列車に裝甲板を張り、敵彈を防ぐと共に砲や機關銃を裝備して、敵軍と交戰しながら軍隊を移動することが出來るものである。

各種機關銃　現今用ひられてゐる機關銃には、十一年式輕機關銃、三年式機關銃、飛行機用機關銃及び高射用機關銃などがある。十一年式輕機關銃は歩兵や騎兵の持つ小型のもので、歩兵ならば射手が擔いで行く程度のものである。重量は十キログラム位で、射程距離は三千メートル餘である。發射速度は一分間に百二十發乃至四百發で、彈丸は一度に三百發づつ射つことが出來る。

三年式機關銃は普通に機關銃といはれ、歩兵や騎兵の持つもの〻中最も威力のある銃である。重量は五十キログラム位、發射速度は一分間に五百發、着彈距離は四千メートルである。これを運搬には分解して馬に乘せて行くのである。

飛行機用機關銃は口徑六ミリ半から七八ミリまであり、一分間に千發程度の發射速度を有つてゐる。主として戰鬪機の機首に備へられる固定機關銃はプロペラの廻轉に應じて、プロペラの隙間々々に自動的に發射されるやうになつて居り、

また偵察機、爆撃機などに備へられる旋廻式機關砲は、旋廻俯仰共に自由で、敵機の攻撃に應戰しつゝ同乘者が操作して發射するのである。高射用機關銃は飛行機を射落すために出來た特殊なもので、口徑は十三ミリ乃至、四十ミリあり、發射速度は一分間に五百發程度である。

以上は、機關銃についての說明であるが、尙ほ步兵の持つ主要な兵器に三八式步兵銃がある。これは我國で發明改良したもので、重量は四キログラム垂平射程距離四千メートル上空に發射するときの射程距離は千メートル位である。

各種の大砲　現在用ひられてゐる大砲には步兵砲、野砲、山砲騎砲、加農砲、榴彈砲、列車砲、長距離砲など種々あり、步兵砲には、また十一年式平射と曲射砲との二種がある。

平射砲は口徑三十六ミリの最も小さい砲で、步兵によつて運ばれ、敵の戰車、機關銃、步兵砲などを射撃するものである。一發づゝ發射するのであるが、發射程度は一分間に二十發位、着彈距離は約五千メートルで、その特徵は、彈丸が地上に近く飛ぶ點である。

曲射砲は彈丸が彎曲して飛ぶ特徵があり、掩護物や塹壕に隱れた敵の機關銃などを射撃するために用ひられる。これも數人の步兵によつて持ち運び、重量は六千キログラム位で着彈距離は三四百メートルから千五百メートルまでである。

三八式野砲は口徑七十五ミリの小砲で、重量は千七百キログラム位しかない。着彈距離は約八千五百メートルで、六頭の馬に牽かせて山野を駈けまはり、步兵と共に最前線に進んで敵の鐵條網や、目標を破壞するために用ひられる。尙ほ我九〇式野砲は一萬五千メートルの射程距離を有し、世界第一流のものといはれてゐる。

四一式山砲は口徑七十五ミリ、着彈距離は野砲よりも短いが、彈丸が彎曲して飛ぶ特徵があり、掩護物の蔭に隱れたものを射つときに用ひられる。

四一式騎砲は野砲と殆んど同じものであるが、輕いのを以て特徵とし、六頭の馬に牽かせて、輕快に山野を自由自在に馳驅することが出來る。

十四年式十サンチ加農砲は口徑十サンチ、着彈距離は約一萬四千メートルに達するもので、彈丸の重量は十六キログラムもある。自動車で牽き廻るやうになつてゐるが、彈丸が地上に近く直線的に飛ぶのがこの砲の特徵であり、また加農砲の意味の存する所でもある。

四年式十五サンチ加農砲は口徑十五サンチ、彈丸の重量も三十五キログラムあり、從つて威力も大きい。石造、鐵骨コンクリートなどで出來た堅固な砲壘や、建築物を破壞するのに用ひられてゐる。

四五式二十四サンチ榴彈砲は口徑二十四サンチ、彈丸も約百八十キログラムあり、大砲の總重量は五千キログラムにも達し、最も堅固な建造物を破壞する場合に用ひられる。

列車砲は特別裝置の列車に据ゑつけた大砲で、大小種々あるが、レールの上を自由に馳驅し得ることを以てその特徵としてゐる。

長距離砲は攻城砲中最も異色あるもので、歐洲大戰當時獨軍はこの大砲で巴里を脅かしたものである。これは「ベルタ」と稱せられたもので口徑は僅かに二十一サンチに過ぎないが、彈丸は百二十キログラムもあり初速度九百六十メートル、着彈距離百二十キロメートルであつた。戰後は佛蘭西と米國が最も熱心にこの大砲の研究を續け、現今佛蘭西では着彈距離百六十キロメートルに達する大砲を製造してゐる。

各種の砲彈　今日の火砲に用ひられる彈丸には榴彈、榴霰彈、破甲榴彈、徹甲彈、燒夷彈、發煙彈、照明彈、毒瓦斯彈の種類がある。

榴霰彈は人馬殺傷用の砲彈で、發射と共に彈丸の頭部にある信管が燃え、それが燃え終ると共に火は中心管を通つて低部の黑色炸藥を爆發せしめ、その力を以て多數の彈子を前方に散亂させるものであるが、この砲彈の缺點とするところは遠距離射撃が利かない點である。

榴彈は諸種の高級爆藥を填め、目標に命中するや瞬間的に信管が作用して彈丸が地中に突入しない前に炸藥が爆發し、また信管の構造によつては、地中爆發によつて鐵條網其他の防禦物を破壞し、破片を四散せしめて人馬を殺傷する。榴彈射撃は榴霰彈射撃よりも、遠距離に達するが、近距離射撃の場合でも、一度地上に達した彈丸が再び飛び上り、第二の彈道を描きながら空中で爆發するから、その殺傷力は頗る偉大なものである。

破甲榴彈は大、中口徑砲に用ひる砲彈で彈頭が尖り、その侵徹力と爆發とによつて、敵の防禦工事を破壞することを主目的としてゐる。歐洲大戰中榴彈とともに最も威力を振つたものはこの彈丸で、ベトンで固めた現代的要塞をも脅かすことさへ出來るのである。

徹甲彈は二十サンチ以上の大口徑砲に多く使用せられ、破甲榴彈とともに最大最重の巨彈である。厚さ十二インチ級の鋼鐵板をも侵徹する力を有してゐるから、海岸要塞用として缺くべからざるものである。

燒夷彈は燒夷劑を塡めた彈丸で、落下した地上で燃え上るものと、空中に曳火するものとの二種あり、その爆發力は凄慘な狀景を呈する。

發煙彈は發煙劑と炸藥とを塡めた砲彈で、榴彈の如く空中に炸裂して煙幕を構成するものである。

昭明彈はマグネシウム、アルミニューム、バリウムなどの發光劑を入れて夜間敵の行動を探り、または暗空を飛ぶ敵飛行機の姿を發見するために發射せられるのである。

毒瓦斯　戰爭に毒瓦斯を使用することは、千八百九十九年のヘーグ條約によつて禁止されたが、歐洲大戰當時獨軍がこれを使用して、佛蘭西軍に多數の死者を出して以來、各國もこれに倣つて毒瓦斯を使用することになつた。同時にこれを防ぐマスクや中和劑が考案されたが、千九百二十二年のワシントン會議において、再び列國の申合せにより毒瓦斯の使用を禁じた。然し愈々戰爭となれば、相手國がその禁を犯さないとは限らないといふので、各國とも大いに研究しつゝあるから將來戰においては化學兵器中の花形となるかも知れない。

毒瓦斯の威力はあらゆる間隙に向つて侵入する點にあり、種類の多い中にも、糜爛瓦斯イペリットは最も恐ろしいものとされてゐる。火砲から射出されたこの瓦斯は約十日間位その魔力を失はずしてあらゆるものを糜爛させ、遂には射擊地帶全體を廢地にして終ふのであるが、臭氣が少いために侵され易く、然かも症狀が現はれるのは、作用後一日乃至二日後であるから、被害兵は侵されたことを感知せぬ間に微かに眼が爛れ、皮膚が痛んで戰鬪力を失ふに至るのである。

ルイサイト液は臭氣が強いため、イペリットよりは避け易いが、一度これに侵されると全身が激烈な砒素中毒にかゝる。

窒息瓦斯としてはホスゲンが最も効果的で、この瓦斯も火砲から射出された砲彈が空中で炸裂するとともに、腐つた林檎のやうな臭ひを放つて擴がり、敵兵を窒息せしめるのである。其他敵の戰鬪力を一時的に奪ふためには、催涙瓦斯鹽化アセトフエノン、臭化ベンゾールや、催涙嘔吐瓦斯、鹽化ビクリンなどがある。

煙幕と火焰　現代陸軍の化學兵器としては毒瓦斯以外に、發煙劑及び燒夷劑がある。發煙劑、黃燐、硫酸、四鹽化チタンなどは遮蔽煙幕をつくるために用ひられ、主として火砲、發煙筒から射出され、また戰車、飛行機の噴霧器からも放射される。その白煙は或は地上を這ひ、或は空中に垂れて敵軍の視力を奪ひ、我が行動を隱蔽するのである。

燒夷劑も毒瓦斯と共に、歐洲大戰以來野戰に用ゐられるやうになつたもので、液體の燒夷劑は石油、重油、揮發油を混合せしめて製し、火焰發射器から壓搾空氣で噴射されると同時に、特種の裝置によつて點火され、長さ約五十メートルの火焰が僅か二分間位の間に地上のあらゆるものを悉く燒いて終ふ。また液體燒夷劑よりも更に猛威を逞うするものは、火砲によつて發射され、又は飛行機によつて投下される固體燒夷劑、殊にテルミットである。これは酸化鐵とアルミニューム粉末の合劑で、點火すると猛烈な火焰となり、攝氏二千度の高熱を發し鐵でもコンクリートでも忽ち溶かして終ふ。これに固體油を加へ、燐や過酸化曹達などを混入したものは、更らに一層甚だしい威力を逞うする。

殺人光線　軍隊では怪力線といつてゐるが、一般には殺人光線と呼ばれてゐる。電波光線或はその中間または外側の各種波動其他の放射線を、特殊な裝置によつて一ヶ所に集中し、これを遠距離に放射して、人體を燒切り、家屋、要塞、機械などを破壞するものであるが、未だ完成されてゐないから實用の域に達してゐない。

其他火藥に代つて電氣を使用する超長距離電氣砲、無線電波によつて、總ての兵器を操縱しやうとする電波操縱兵器などが、盛んに研究されつゝあるから、やがて實戰に使用されることゝなるであらう。

各種の海軍砲　戰艦の海軍砲は軍縮會議によつて口徑十六インチ、仰角四十度以上は許されないことになつて以來、各國ともこの制限內において、如何にして威力あらしめるかについて種々苦心し、砲彈の裝備を改良して破壞力の强大を圖ることに努めてゐるのである。その結果として英吉利戰艦ネルソンの十六インチ主砲の如きは初速八百メートル、仰角四十度、最大射程三萬四千メートルで、厚さ約十インチ、鋼鐵板を貫くことが出來るといはれてゐる。

巡洋艦は軍縮會議で一萬噸以下に制限され、主砲も八インチ以下であるが、その威力においては十六インチ砲に多く劣るものでない。然かも仰角が制限されてゐないので殆んど高

射砲に近いものがある。英吉利のロンドン級巡洋艦などは、仰角七十五度、初速九百六十メートル、射程三萬千四百メートルといふ驚くべき威力を備へた八インチ砲を八門も有つてゐる。その上操縦は總て機械力によつて行はれ、一分間に五六發も射つことが出來るのである。

新式主砲は四十五乃至五十口徑（砲口直徑の四十五倍乃至五十倍）の長さを持ち、重量は三十六サンチ、砲（十四インチ）八十二噸、四十サンチ砲（十六インチ）百五噸程度で、砲身は強度の大なる合金を以て造り、火藥の最大壓力が使用出來る。我海軍砲はこの砲身の強い點において世界に冠たるものである。この大砲が厚さ十二インチ乃至十八インチの鋼板を以つて嚴重に防禦された砲塔に据ゑ付けられてゐる。一つの砲塔に据ゑ付ける砲は、我が戰艦では二門であるが、英吉利や亞米利加の戰艦には三門を裝備してゐるものがある。

最新式の八インチ（二十サンチ）砲は長さ五十五口徑、砲彈の初速九百六十メートル、仰角七十五度の記錄を示してゐる。この大角度により大射程三萬千四百メートルに達し、遙かに舊式戰艦の主砲を凌駕してゐる。その上現代の八インチ砲は、射擊の角度の高低、方向の變換、彈藥庫からの揚彈、裝塡に至るまですべて機動である。また砲塔も一門づゝ備へた單裝から、二門聯裝或ひは三門聯裝へと進んでゐる。

尙は六インチ級の砲も、製砲技術の驚くべき進歩によつて殆んど八インチ砲に匹敵するやうになつた。驅逐艦用の四・七インチ、五・一インチ砲も非常に强化され、今日では砲塔に守られて二門聯裝、大仰角の威力を有つてゐる。

砲彈と火藥　大砲の威力とは砲彈の威力である。海軍の砲彈は種々雜多な陸軍砲彈とは異り、悉く穿徹力の强い徹甲彈である。十六インチ砲彈は重量約千八十キログラム、初速一秒間七百五十メートルで、砲口から發射されたときの力は、厚さ六十四インチの鐵板を突破し、また八インチ砲は重量約百十キログラム、初速一秒間九百五十メートル、發射當時の力は厚さ三十二インチの鐵板を破壞することが出來る。

海軍砲の發射用火藥はすべて無煙火藥である。そのため彈丸の初速は大きくなり、海上砲戰に一大變革を與へたが、それと共に悲慘な艦内における自然爆破が頻出するやうになつた。火藥の自然爆破は一瞬にして艦の生命を奪ふのみならず軍艦はこの爆破によつて沈沒するのである

魚雷と機雷　水雷には魚雷と機雷との二種あり、ともに砲丸よりも遙かに猛烈な爆破力を有してゐる。

魚雷は水雷發射管から射出され、自動的に水中を走る水雷で、直徑五十三サンチ、速力三十二乃至四十六浬、駛走距離一萬メートル、炸藥量三百キログラムといふ實に恐るべき怪物である。發射管から火藥または壓搾空氣で海面に射出された魚雷は、その精巧なる自動裝置により、目標に向つて猛然驀進するのである。

機雷とは敷設水雷のことで、砲彈や魚雷の如く快速な兵器ではないが、默々として海底に繫留され、または波上を漂流し、砲彈や魚雷以上の爆破力を有つてゐる。即ち重さ二百キログラム乃至百十四キログラムの機雷で、約二百尋の水深まで敷設される。發火裝置は多くの角式で、これに艦底が觸れると直ちに發火するのである。また潛水艦防禦機雷は、機雷群の上空に浮標を置き、この浮標または繫索に敵艦が觸れるときは原機雷が爆破するやうな裝置になつてゐる。

尙は角式機雷の外に浮沈水雷、時限機雷、曳航機雷などがある。其他にも潛水艦攻擊用の小兵器に爆雷がある。これは簡單な裝置で海中へ投下するか、または輕快な投射機から發射され、發射距離は百メートル以下であるが、一定の深度まで沈むと機械的發火裝置によつて發火爆裂するので、潛水艦にとつては最も恐るべき兵器である。

各種の光學兵器　海軍の眼である光學兵器には、望遠鏡、測距儀、潛望鏡、探照燈などがある。

望遠鏡は觀測用兵器で、双眼鏡、照準望遠鏡、彈着觀測鏡、對空望遠鏡などの種別があり、それ〳〵の目的のために使用されてゐる。

測距儀は距離測定用の兵器で、單眼合致式測距儀は光線とプリズムの作用によつて、映像が上下に二分される裝置になつて居り、二つの影像を合することによつて初めて距離を測定することが出來るのである。

潛望鏡は潛水艦が水面下に入つて全沒したとき、外界を視るために使ふものであるから、そのレンズは非常に複雜な光學的配列が施されてゐる。

探照燈は夜戰用、信號用の兵器である。探照反射鏡の直徑は三十サンチから三百サンチまであり、百十サンチ級のものでも、その反射燭力は約六萬四千燭光もあつて、八キロメートル以上の海上を照らすことが出來るのである。

其他無線電信、電話が海軍の耳として重要性を持つてゐる

のは言ふまでもない。また砲彈や水雷以外にも毒瓦斯や煙幕が最新兵器として使用されてゐるのは陸軍と同樣である。

第三章　兵役義務と徴兵制度

兵役義務　兵役に服することは納稅及び、教育と共に、我國民の三大義務の一つとなつてゐる。これは帝國憲法第二十條に「日本臣民は法律の定むるところに從ひ、兵役の義務を有す」と規定されてゐることによつて明かである。即ち日本は國民皆兵の國で、帝國臣民にして、滿十七歳より四十歳までの男子は、總て兵役に服する義務を負ふてゐるのである。

然かし日本臣民中でも朝鮮人、臺灣人及びアイヌ人にはこの義務なく、また不具、廢疾者並びに、六年以上の懲役または禁錮に處せられた者も除外されてゐる。普通の場合は滿二十歳に達し、徴兵檢査に合格した男子は兵役に服するのであるが、志願によつては滿十七歳から、現役に服することが出來るのである。

徴兵制度と服役　我國は軍隊を編制するに、徴兵制度を採つてゐる。帝國臣民は男子滿二十歳に達したとき、徴兵檢査を受け、その結果身體强健にして智能尋常の者は、現役兵として入營し、一定の期間だけ軍隊教育を施される。現役の終つた後は豫備役に編入され、次で後備役となつて終るのである。徴兵檢査に不合格の者も、補充兵或ひは國民兵となつて兵役の義務に服し、その義務年間は左の如く區分されてゐる。

一　常備兵役、常備兵役は現役と豫備役とに分れ、現役は陸軍は二年、海軍は三年。豫備役は陸軍は五年四ヶ月で海軍は四年である。

二　後備兵役、後備兵役は陸軍は十年、海軍は五年である。

三　補充兵役、補充兵役は第一補充と第二補充とに分れ、第一補充は陸軍十二年四ヶ月、海軍一年。第二補充は陸海軍とも十二年四ヶ月。但海軍の第一補充兵役を終つた者は十一年四ヶ月である。

四　國民兵役、國民兵役も第一國民兵役、第二國民兵役とに分れ、第一國民兵役は陸海軍に分れてゐる。第一國民兵役とは後備兵役、補充兵役を終つた者が服し、第二國民兵役とは常備兵役、後備兵役、補充兵役及び第一國民兵役に服しない者が服するものである。

現役期間の伸縮　現役兵中輜重特務兵は概ね二ヶ月、看護兵及び磨工兵は一年六ヶ月、補助看護兵は三ヶ月の在營を以て除

隊せしめられ、現役兵で青年訓練所の訓練またはこれと同等以上の訓練を修了したものは、歩兵科（戰車隊を除く）にあつては六ヶ月、其他の陸海軍兵（輜重特務兵、看護兵、磨工兵、補助看護兵を除く）にあつては、六十日以内を短縮し、右の訓練を受けない者は、四十日以内在營期間を短縮され得ることになつてゐる。また陸軍現役兵で、下士、憲兵上等兵たらんことを志望する者は、任用または採用の見込ある者に限り、二ヶ年を限り現役期間を延長在營せしめられる。尚は在營中本人によらねば家族の生活が出來なくなつたときは、現役を免除されることもあるのである。

短期現役兵　年齡二十五歳までに、師範學校を卒業した者の現役は五ヶ月（但し師範學校の教練を修了しない者は七ヶ月）としてこれを短期現役兵と稱する。短期現役兵は陸軍では歩兵科、海軍では兵科に屬し、現役を終つた後は直ちに第一國民兵役に編入されるのである。

幹部候補生　服役に先立ち配屬將校を附した學校を卒業し、または配屬將校を附した高等學校高等科または大學令により、大學豫科の第一學年の課程を修了し、若しくは配屬將校を附した專門學校または高等師範學校、其他陸軍大臣において高等學校高等科と同等以上と認めたもの、第一學年の課程を修了した者が、豫備役及び後備士官たるの希望を有する者（年齡十七年以上二十六年未滿に限る）は、幹部候補生を志願し選拔の上、その本務に必要な勤務及び軍事學を習得すれば、士官に任ぜられる資格を獲得するのである。

下士任官者　下士に任官された者は、海軍にあつては現役六年豫備役四年、後備役三年であるが、現役期間滿了後も引續き數次再現役を志願し、現役定限年齡四十年に達するまで服役することが出來る。また陸軍にあつては一憲兵科下士の現役期間は、前服役年月を通算して六年二歩、騎、砲、工、航空及び輜重兵科下士並びに、經理部及び衞生部下士の現役期間は、前服役年月を通算して四年、但し航空免狀を有し、航空兵下士となつた者は、任官年の十二月より起算して三年三砲工兵諸工長の現役期間は、任官年の十二月より起算して三年四獸醫部下士の現役期間は、前服役年月を通算して五年五軍樂部下士の現役期間は、樂手補を命ぜられた年の十二月から起算して五年六豫備役または後備役の下士で、再び現役に服した者並びに、歸休中豫備役または後備役の上等兵及び同等級の兵士で、現役下士となつた者は、前各號に拘らず、再び

現役に服した年、または現役下士となつた年の十二月から起算して二年とし、歩、騎、砲、工、航空及び輜重兵科の隊附下士は四十歳、其他の下士は四十五歳を以て現役定限年齢とされてゐる。

徴收・延期　前年十二月一日よりその年十一月三十日迄の間において、年齢二十年に達するものを徴兵適齢者とし、毎年一月中に戸主から、本籍の市町村長に届出で、徴兵檢査を受けなければならないが左記の者は徴集を延期される。

一　兵役の適否判定しがたい者　二　禁錮以上の刑に該當する犯罪のため、豫審または公判中の者、犯罪のため拘禁中の者、刑の執行停止中の者、假出獄中の者、少年法の定むる所により感化院、矯正院または病院に收容中の者、矯正院法の定むる所により假退院中の者　三　徴集により家族が生活不能となるべき確證あり、延期を出願した者（二年間）　四　中學校、實業學校（修業年限五年）、高等學校準常科（以上年齢二十二年まで）師範學校、高等學校高等科及び專攻科、大學令による大學豫科、修業年限三年または四年の專門學校高等師範學校（專攻科を除く）臨時教員養成所、實業教員養成所及び實業補習學校教員養成所（以上年齢二十五年まで）修業年限五年以上の專門學校、高等師範學校專攻科、大學令による大學學部（以上年齢二十七年まで）に在學し延期を出願した者　五　徴兵適齢及びその以前より帝國外の地にある者で延期を願出た者、尙ほ左記の者は徴集を免除される。

一　戸籍法の適用を受けない者で、徴兵適齢を過ぎ、戸籍法の適用を受くる者の家に入つたとき。

二　徴集又は入營事故者にして年齢三十七歳を過ぎたとき。

召集と免除　豫備兵及び後備兵は勤務演習のため兩兵役を通じて五回以内（一年一回、陸軍にあつては三十五日以内、海軍にあつては七十日以内）召集され、第一補充兵は教育のため百二十日以内召集される。また補充兵にして軍隊教育を受けた者は、勤務演習のため召集される。尙ほ歸休兵、豫備兵後備兵及び補充兵に對しては、毎年一回簡閲點呼が行はれるが、左記各號の一に該當する者は、勤務演習召集または簡閲點呼を免ぜられる。一　餘人を以て代へることの出來ない職に有る官吏または官吏待遇者　二　市町村長、助役、收入役其他これに準ずる職にある者　三　帝國議會府縣會、市町村會、其他これに準ずるもの、議員、但しその會期中に限る　四　帝國外の地に旅行または在留する者　五　帝國外の地を往復する帝國船舶の船員。

第三編　外交知識

第一章　外交の基調と國際會議

第一節　日本の國際的地位

英米の對日外交　過去半世紀に於て我國が、國際場裡に中實に履行した歷史的足跡を想起するならば、何等の解說を加へることなく、單に事實の連續を指摘するのみで、十分その緣由する所を證明することが出來る。先づ國士を擧げて戰つた日清戰役の清算に當り、我國は三國干涉によつて、當然得る筈であつた遼東半島を支那に還附した。次いで日露戰役に拂つた犧牲の代償として、日本の得たものは滿洲の限られた利權と、北洋の漁業權と、不毛のサガレン南半に過ぎなかつた。日英同盟の義務を果さんために歐洲大戰に參加して、獲得した山東の如きも、何等樂氣なくこれを現實に支那に還附したのである。

然も大戰參加の賠償として、日本の得た所のものは何んであつたか。山東還附を決意したのは、列國をして滿洲における我既得權益を再認識せしめるためであつたにかゝはらず、華府會議において彼等の企圖したものは、日英同盟に代ふるに四國條約の空文を以てし、東亞における日本の自由を束縛する目的の下に九ヶ國條約を締結し、更にこの條約の實效を保證せんがため、對美米六割の海軍制限條約を締結せしめたのである。これは英米が海軍條約に名を藉りて、日本の行動を抑制せんため、對支九ヶ國條約を締結せしめたものと解することが出來るのである。

東亞の政治問題を除外して、海軍々縮問題のみを議することが彼等に取つて無意味であり、且その興味を著しく減殺することは、其後千九百三十四年倫敦豫備會議が實證してゐる。華府會議において、日本に極端を加ふることに成功した英米の、その後における極東外交のかずかずは、假りに惡意はなかつたとしても、結果から見れば支那を邪道に誘發して、日本に當らしめるにあつたと解するの外はない。戰償問題、對華賠償問題、經濟復興問題、其他通商貿易戰を續つて英米單獨乃至は米國と歐洲諸國の間では、幾度か繰返し來つたにせよ、事一たび東亞問題に及ぶときは、英米は共同戰線を張つて日本に對抗して來たのである。

支那を誤るもの　千九百二十五年の支那特別關稅會議に於て、日本が提唱權を獲得した支那關稅自主權確認の一投票は英米に異常な衝動を與へ、千九百二十七年の暮から翌年の春にかけて英米の相次ぐ對支自由政策宣言を誘導した。その結果支那の不平等條約撤廢や、國權回復運動を助長した。支那を國家の擬制から救ひ、これに完全國家の資格を與へ、その國際的地位を向上せしめることは、日本としては何等異議はないのであるが、この理想を實現する方法を講ずるに當つては、支那の民族性、風俗習慣、歷史、社會組織、文明の階段等一切の實體を直視して、責任ある且合法的の手段を選ばねばならぬ。既成條約を無視し、公約を蹂躙して、竇恩的行動を取るが如きは、全然その企圖するところと逆の現象を生じ、無益に支那を刺激煽嗾することに依り、最も迷惑を蒙るものはその隣邦の日本である位のことは、英米側の知悉するところであり、無批判なる對支自由政策が、如何なる結果に歸着するかは、何人も想像に難くないところである。

關稅自主權確認問題　關稅自主權確認問題や治外法權撤廢問題は、日本は合理的に、漸進主義を以て處理せんとし、然かも事前において英米に對し、腹藏なく試案を提示し、飽くまでも協調主義を以て終始せんとした。然るに彼等は日本との紳士的諒解を破り、日本によつて示唆された腹案を、拔駈的に支那に提示し、その甘心を買はんとしたのである。かくて日本を含む關係國と支那との間に惹起されたものは濟南事件、南京事件、漢口事件、隣所における英租界の濶附、廣東貨物の壞滅、支那全土にわたる排外運動の激化等であつた。

條約と自衞權　歐洲大戰後國際外交界に流行した顯著な傾向は會議外交と國際關係の法典化であつた。關係各國の主權行使を制限するための多邊的條約の集積であつた。國際聯盟規約を含むヴェルサイユ條約、華府海軍條約、對支九ケ國條約千九百二十八年の不戰條約、三〇年の倫敦海軍條約、其他關係國相互間に於て、單獨または數國間に締結された局部的條約を擧げるならば、枚擧に遑もない程であるが、これらの如何なる條約公約でも、當該國の生命に脅威を與へ、その重大利害にかゝる事態が發生した場合は、被害國の行使すべき筈の國家自衞權の發動を防遏し得るものではない。國家の自衞權は、條約に明示されて居るとあないとに拘らず、常に留保されてゐる。隣家に住む未成年の放火常習者が、自家に油を注ぎつゝある事實を目擊しながら、保險契約者たるの故を以て傍觀してゐる者はない筈である。

千九百三十一年滿洲における日本軍の行動は、上記の說明によつて正當化されねばならぬ。然るに保險會社側においては、未成年放火常習者の素性に對する心證判斷を誤り、これを保護せんとする行動に出たのである。かくの如き保險會社に對する契約は、速かに破棄するの外はない。かくて千九百三十三年日本は國際聯盟を脫退したのである。

三國干涉による遼東還附以來、四十年前後の間において、日本は滿洲全版圖に關する限り、世界の殆ど全部を擧げて、明確な反對意思を表明し來つたに拘らず、勇敢にこれを退けて、所信を斷行し得る地位に立つたのである。日淸日露また歐洲大戰に至る間の日本は、世界における自國の國際的地位を、確認せしめる時期であつて、歐洲大戰を淸算する際の國際條約の數々によつて、日本は他動的に英米佛伊と伍し、世界五大國の一たる地位をさへ認められたのである。

羈絆を脫した日本　滿洲事變や上海事件を敢行して、聯盟脫退をまで辭せざるに至つた後の日本は、世界の何れの國家と雖も、東亞の政局緊調に關する限り、絕對に容喙をゆるさぬことを宣明し、眞に世界の一等國たる資格と用意あることを、自主的に闡明したが、更に華府條約の存否を豫告すべき千九百三十三年末に及び、日本は軍備均等權を基調とすべき新方式が、日英米三國に採用せらるべきことを提案して、關係列國に異常なる衝動を與へた。華府條約廢棄の豫告の如きは、これを聯盟脫退に比較すれば、日本の脫退によつて聯盟が、特にその機構と存在を否認せられず、依然として存續するに反し、華府條約は日本の廢棄により、全然解消されるべき運命にあり、從つて華府條約廢棄こそは、日本が世界の實際的平和機構破壞の責を負ふべき口實に、利用される處れなしとして危惧されたのである。然かも日本は崩壞の道程を辿りつつある、世界の主流國の結成を再建し、國際平和脅威絕滅を期する徹底的新軍縮案を提示し、世界の平和機構再檢討の提唱權を獲得した。

かくて英米兩國の現狀維持主張と、日本の軍縮改組案とは平行線の如く對立したまゝ、次の會議まで持ち越されたが、民族特殊の躍進性に對し、何等考慮を加へない舊態のまゝの現狀維持論で、到底終始せらるべき筈なく、遂に千九百三十五年から倫敦に於て開かれた軍縮會議において日本はこれを脫退し、次いで華府條約を廢棄するに至つた。

新日本外交の將來　日本の國際的地位の發展動向は、上記の說明によつて、略ぼ明らかになつたと思ふ。對支九ヶ國條約締約國や、聯盟國の殆ど全部が、滿洲國不承認を決議しながら事實上各國はこれを承認するが如き外交手段及び、商取引を行つてゐるのである。政治的見地から見た日本は、國際場裡において今や、その所信を單獨に遂行し得るに至つた。たゞ滿洲事變以來、世國列國をして日本に對する經濟的國家主義極端なる保護貿易政策敢行を容易ならしめた觀はあるが、日滿經濟ブロックの强化、日支通商貿易關係の再整調によつてこれに抵抗し得る餘地は存してゐるのである。

要するに國際非常時に面して、當該國家または民族が、不屈の忍從をもつてこれを押切る勇氣さへあれば、その國家若くは民族は無限に躍進する。大和民族にこの可能性のある限り、我國の當面する國際非常時局は、案外無難に切り拔け得るであらうし、日本の國際的地位は、確固不拔のものとなるであらう。

第二節　二大思想の對立

國民主義　國際間の問題は、國民主義と國際主義との二大思潮の對立によつて、蒼起されるのが常である。

國民主義は民族主義又は一民族主義、一國家主義とも呼ばれ、一つの民族は、一つの獨立國家を組織、形成すべきものであることを主張して居るのである。その言ふところは凡そ民族なるものは種族、言語、宗教、制度、文化などを共有することに依つて、一つの自然的、血族的、傳統的な團體を成してをり、且これを自覺して、その團體に屬する人民は、兄弟の如く相結び、共存共榮を圖らねばならぬとして居る。從つてこの民族團體は、一つの獨立且統一された國家を成さねばならぬから、同一民族が四分五裂して相鬩ぎ、或は多くの强國によつて分割され、又はその一部が或る國の支配下に屬するなどは不自然である。あくまでも一つに纏め一つの獨立國家を爲さなければならぬと言ふのである。

國民主義と帝國主義　この國民主義は、强固な一國家を組織するには必要であるが、一度この主義が完成された時は、その統一された自國の國力を根柢とし、これに據つて外部に向ひ膨脹發展を策し、他民族の範圍にまで勢力を擴張しやうとする傾向がある。かくて國民主義は一轉して、所謂帝國主義となるのである。

帝國主義　帝國主義なるものは、近代に入つて歐洲諸國が執り來つたもので、特に第十九世紀の後半期に非常なる發展を遂げてゐる。彼等は露骨的に、世界の各地に膨脹を實行した。例へば英吉利は印度や支那やビルマに、露西亞は西比利亞や亞米利加の比律賓や布哇に領土を膨脹してゐるが、これらは皆帝國主義の發現で、そのため東洋の國土は、白色人種によつて蹂躙された觀がある。獨逸の如きは最も後れてこの主義の運動に參加したものであるが、その勢力は英佛露に脅威を與へることゝなり、こゝに歐洲大戰を惹起するに至つた。かくの如く見るときは、國民主義が單なる國民主義である間は結構であるが、それが一步進んで帝國主義となる時は、甚だ危險性を帶びたものといはねばならぬ。

國際主義　國際主義はインターナショナリズムともいはれるがこれもまた近代の初頭から、徐々に現はれて來たものである。國民主義や帝國主義が民族至上主義、または國民至上主義で、多分に利己的精神を含み、兎もすれば危險性を發揮して、侵略主義を實行して來たのに反し、國際主義はすべての民族、多くの國家に共通なる利害の存在を認め、共同利衷して共同の利益と幸福とを增進しやうとするものである。そして彼の國際法をはじめ萬國平和會議の如き、又海牙仲裁々判所、國際刑事裁判所の如き、その他萬國郵便電信等の國際行政の如きは、皆この主義の發現に他ならないのである。

然し、歐洲大戰前の國際政局の基調は、國民を根柢とする帝國主義で、その活動が旺盛なため、國際主義はそれに牽制せられ、十分に國際關係を動かすまでには至らなかつたのである。然るに歐洲大戰によつて帝國主義が大破綻を來し、これを一轉機として國際主義は、急激なる發展を遂げることとなつた。歐洲各國民はこの大戰によつて非常なる禍害を被り帝國主義の危險を痛感した。そこで歐洲各國が相協同し、極力戰爭を避け、專ら世界の平和と人類の幸福とを圖り、共存共榮の實を擧げねばならないと覺悟するに至つた。かくて國際主義は國際聯盟となり、軍縮會議となり、その他諸種の國際會議となつて、俄に强盛なる發現を示すことになつたのである。

二大主義の將來　かく歐洲大戰後國際主義が急激な發展を遂げたが、この主義と施設が國民主義ほどに、顯著な効果を擧げ得るか否かは疑問である。それは歐洲大戰によつて帝國主義は破滅しても、國民主義は今も尙ほ、世界各國民に牢固たる

根柢を有つてゐるからである。侵略的帝國主義は破滅したとしても、自主的國民主義は決して破滅したのではない。果して然りとすれば無國境的に、各國民を平等視する國際主義が謂する所の制限、拘束、負擔を各國民は果して、何の程度まで甘受するか今の處それは甚だ疑問である。現に今日の國際政局を見ると、國民主義は又々非常な勢で勃興し、これに反して國際主義の影は段々に薄らいで行く傾向である。

これを要するに、國民主義と國際主義とは、國際問題を左右する二大思潮であり、二大原動力であるから、その何れも輕視することは出來ない。この二大潮流が合流し融和する所を目ざして、國際關係は常に進展しつゝあるであらう。

第三節　國際聯盟

國際聯盟の目的　國際聯盟は歐洲大戰後、當時の米國大統領ウイルソンの提唱に基き、ヴエルサイユ平和條約の結果生れ、千九百二十年一月十日から實施されたものである。從來の國民主義乃至帝國主義が、國民至上主義を執つて自國の利慾と權利とのみを主張することを知り、他國を害することを顧みなかつた結果、遂に歐洲大戰を起して歐洲各國民に大慘禍を蒙らしめたので、各國民は漸く國民主義乃至帝國主義の危險を痛感し、世界の建直しを目的に世界の平和を維持し、各國民の共存共榮を確立せんと考へるに至り、國際主義の急激な發現を見て、この國際聯盟が生れたのである。

從つて國際聯盟の目的はと言へば、國際平和の維持と國際協力の增進にある。世界のすべての國家、すべての民族が相集り、一つの團體、一つの社會を形造り一致協力して國際間の平和を保つ

ウイルソン

一面には、軍備を縮小して國際戰爭の破裂を防ぎ、若し不幸にして國際間に紛爭の起つた場合は、武力に訴へることなく仲裁其他の平和的方法を以て解決し、又政治、經濟、人道、社會、文化等の諸問題も、各國協同の力を以て解決して行かうとする世界的組織制度である。

聯盟加盟國　現在の加盟國は五十數ケ國を算し、これに加盟してゐないものは僅かに北米合衆國、エクアードル、ヘジヤス、コスタリア、ブラジル、リヒテンスタイン、モナコ、サン・マリノ、アフガニスタン、埃及等の十數ケ國に過ぎない。尤も日本は千九百三十三年三月二十七日滿洲國承認問題について、他の聯盟各國との間に意見の相違を來した結果、聯盟を脫退し其他にも二三脫退した國家がある。

聯盟の機構　聯盟は其本部をスヰスのジユネーヴに置き、聯盟總會、聯盟理事會、常設聯盟事務局等の中央機關の外、國際勞働事務局及び常設國際司法裁判所等の機關を設けて居る。

聯盟總會　聯盟總會はすべての聯盟國によつて組織され、毎年一回聯盟本部の所在地において總會を開くことになつて居るが、聯盟國は各一個の票決權を有し、三名まで代表を出すことが出來る。また必要に應じては臨時に、別の土地で會合することも出來る。毎年度の總會議事日程は、前期總會以來理事會のなした事業、事務局の事務、總會決議に關する實施報告、聯盟國よりの提案、聯盟豫算案、理事會國の選出などである。

聯盟理事會　聯盟理事會は、五ケ國より成る常任理事代表と、任期三年にして互選される九ケ國の非常任理事國代表から成り、三、六、九の三ケ月は各二回、十二月は一回の通常會議を開く外、必要に應じても臨時に開催することが出來る。理事會總會と同樣聯盟の事務又は、世界の平和に關する一切の事項を處理する權能を有するが、總會が國際立法機關たるの性質を包含するに對し、理事會は執行機關たるの性質を有してゐる。そのため事實上の政治機關として國際紛爭の解決、世界平和問題の處置を審議する例となつてゐる。

聯盟事務局　聯盟事務局は聯盟本部の所在地に設置する、各方面の專門家を網羅した常設の國際事務所で、總會、理事會の指揮によつて、聯盟不斷の運用を圓滑ならしめる機關となつてゐる。現在では事務總長の統轄に屬し、約五百名の職員が各部門の事務を掌り、支局を倫敦、巴里、羅馬等に置いてある。

第四節　軍備縮小會議

各國の軍擴競爭　軍縮問題は現代の世界に於ける國際的最大問題である。歐洲大戰後米國大統領ウイルソンは國際聯盟を提唱し、軍縮を以て聯盟の主要な事業としたが、米國はその主唱國でありながら、主權を拘束されるが如き、義務を負ふを欲せずとして聯盟から脫退した。然し實際問題として當時の米國は、軍縮を實現する必要に迫られてゐたので、ハーヂングが代つて大統領となるに及び、國際聯盟とは別箇に華盛頓に、軍縮會議を招集することゝなつた。

これより先千九百十六年、歐洲大戰中日英米の三國は、共に海軍の擴張を計畫した。先づ我國は八八艦隊の完成を企圖し、英・利は戰鬪巡洋艦四隻の建造に着手し、米國は戰艦十隻、巡洋艦六隻を基幹とする海軍擴張を企てた。この英米兩國の計畫は、當時歐洲の戰場において有利な戰勢を占めてゐた獨逸と、東洋において優勢な海軍を擁してゐる日本とに對抗せんがためであつた。然るに其後米國は大戰に參加したので、この擴張計畫は一時中止となつたが、大戰の終るや共に獨逸艦隊が滅びて了ふと方向を轉じ、英國を目標として前の計畫を復活させたのみならず、間もなく第二の擴張計畫を發表した。

平和を主義とし國際聯盟を提唱した米國が、何故にかゝる突飛な海軍大擴張を企てたかといふに、大戰中米國は英國の封鎖のため、多大の損害を受けたから、將來かゝる屈辱を阻止せんとする一方、巴里の平和會議において自國の利權を擁護するには、國際聯盟中の最大海軍國である英國と、對等以上の海軍力を持つことが必要だからであつた。

然るにこの大擴張案は、當然の障壁として、從來世界第一の海軍國を以て自任する、英國民の感情を非常に害し、一方また我國を脅威したことも一通りではなかつた。

會議開催の事情　我國は歐洲大戰中經濟界の好況を招來したがこれを米國に比べるときは物の數でなく、從つて米國の大擴張案に拮抗して、製艦競爭を行はんとすることは到底不可能であつた。また英國も大戰の痛痍に惱んでゐる際であるから米國と對抗して從來の優勢を持續することは至難である。そこで英國の輿論は、米國を以て自己の海權競爭者であると宣言したものゝ、已むを得ず一時隱忍することになつた。

然し英國人のこの對米惡感は、大西洋の波を越えて彼岸に到達せずには措かない。そこで千九百二十年の末に至り、思慮深き米國人をして自國の海軍政策に就き、再考せしめることゝなつた結果、米國は最初に樹てた英國以上の海軍主義を改め、これと對等の海軍力を保持する方針に改めた。かくて軍縮會議の開催といふ段取りになつたのであるが、內實はこれが最初からの筋書で、米國はその筋書通りに事を運んだのであつた。

華府會議の開催　かくて華府會議は、千九百二十一年十一月十一日に開會せられたが、これより先米國が、海軍制限の主唱者として、如何なる提案をなすであらうかは、列國に取つて重大な關心事となり、種々なる推測をなしてこれに對する準備を整へた。然るに開會劈頭に發表された米國の提案は、次の如き如何にも大膽率直にして且公平なものであつた。

第一　實行中、若しくは既定の主力艦建造計畫は全部これを擴棄する。

第二　老齡艦の或ものを廢棄することにより、更に縮小を行ふ。

第三　一般に關係列強の現在海軍力に考慮を加ふ。

第四　主力艦の噸數を以て、海軍測定の基準となし、又一定の補助艦艇の勢力をこれに比例して割當つ。

この原則に基いて、先づ日英米の三國は左の如く主力艦を廢棄すべきこと。

日本	建造中のもの七隻	（二八九、一〇〇噸）
	第二線努級艦一〇隻	（二五九、八二八噸）
	合計	五四八、九二八噸
英國	建造中のもの四隻	（一七二、〇〇〇噸）
	第二線努級艦一九隻	（四一一、三七五噸）
	合計	五八三、三七五噸
米國	建造中のもの一六隻	（六一八、〇〇〇噸）

第二線努級艦一五隻（二二七、七四〇噸）
合計　八四五、七四〇噸

右主力艦廢棄の結果、日英米三國の主力艦は

米國	一八隻	五〇〇、六五〇噸
英國	二二隻	六〇四、四五〇噸
日本	一〇隻	二九九、七〇〇噸

となるべきこと。また代艦については、第一次代艦噸數に對しては十箇年後十年間起工せざること。而して代艦は、左の如き、主力艦噸數合計の最大限により制限せられるべきこと。

米國	五〇〇、〇〇〇
英國	五〇〇、〇〇〇
日本	三〇〇、〇〇〇

この代艦は、排水量三萬五千噸を超えざることゝいふのであつた。

比率協定の成立　この提案に基いて、その後種々協議折衝を重ねた結果、各國主力艦の總噸數は英米各五十二萬五千噸、日本三十一萬五千噸、佛伊各十七萬五千噸以內とし、各艦の噸數は三萬五千噸、砲口は十六吋を超ゆることが出來ないことになり、同時に航空母艦の噸數並に備砲の制限も行はれた。

この會議において協定された英米日の比率は五・五・三で、日本は著しく不利なものであつたが、根據地問題で補正されたから、攻勢作戰は兎に角として、守勢作戰においては、比率上の缺陷を補ふことが出來た。

海軍制限協定の成立に次いで、米國は、陸軍々備の徹底的縮小をも協定しやうと努めたが、それは佛國の反對によつて不成功に終り、又日本は航空隊の制限を主張したが、これは米國の反對で問題とならなかつた。

失敗した諮府會議　華府會議は主力艦の比率と、主砲の口徑制限とを決定したが、佛國の猛烈なる反對にあつて、巡洋艦をはじめ、驅逐艦及び潛水艦については、制限を行ふことは出來なかつた。

殊に巡洋艦の如きは、たゞ噸數を一萬噸以內、砲を八吋に制限したのみで、隻數の如きも全然各國の自由に委したから列國の間に巡洋艦建造の競爭が始まつた。その結果千九百二十七年の春において、艦齡十七年未滿の巡洋艦について比較すると、英の三十七萬噸、日の十七萬四千噸に對し、米は僅に十二萬五千噸の下風に立たねばならなかつた。米國はこの不均勢打破のため、壽府に軍縮會議を開催すべく提唱した。

かくて會議は千九百二十七年二月に開催せられたが、佛伊兩國は參加を拒絕したから、日英米の三國會議となつた。然も三國の立場も主張もそれ〴〵相異してゐた。元來英國は本國が小さく、海外に於ける領土が大であるから、これを防護すべき交通線の延長も廣汎に亘り、その任に當る巡洋艦は多數の隻數を要する。これに反し米國は本國が大きく、海外領土は小であり且遠距離にあるから、隻數は少くとも成るべく大量の巡洋艦を要するのである。かゝる情勢の相異は英國の小巡洋艦要望と米國の大巡洋艦要望との衝突を招いた。然も一日戰爭となれば、同一噸數であつても大型巡洋艦隊は、小型のそれに比して遙かに有利であるから、さきに主力艦の比率に於て、米國と同列の地位に立つことに甘んじた英國も、この會議では斷然米國の主張に反對し、そのため折角の壽府會議も同年八月遂に決裂した。

倫敦軍縮會議　壽府の海軍々縮會議は失敗したが、英米兩國は其後不戰條約が成立するに至つて、海軍々縮に關する會議開催の機運が再び擡頭した。こゝに於て千九百二十九年十月英國首相マクドナルドは、フーヴアー大統領を米國に訪問した結果、翌年一月倫敦において、日英米佛伊五ケ國の海軍々縮會議を開催すべく提唱した。

マクドナルド

會議を開くことに決定した。かくて第三回海軍々縮會議たる倫敦會議が、千九百三十年一月英國上院貴賓室において開催された。

當時日本は最初からこの海軍々縮問題を、政治的に解決せんことを聲明し、對米七割を以てその主張とした。尤もこの對米七割には、一大型巡洋艦七隻、二潛水艦現有勢力保持、三補助艦總括的七割といふ三大原則があり、これは絕對に動かすべからざるものとした。

而してこの三大原則は、大正十二年に開かれた軍事參議院會議の決定に基き、あらゆる方面から研究し國防計畫の用兵作戰上、最小限度の攻防無脅威必須の計畫として、最後の結晶となつたものである。

然るにこの日本の三大原則は、米國の壓迫によつて放棄され、大型巡洋艦においては米十八隻十八萬噸、英十五隻十四萬六千八百噸、日十二隻十萬八千四百噸と決定した結果、日本は現有勢力十七萬八千四百九十六噸より約その三分の一を削減し、作戰上の根據を奪はれて終つた。かゝる比率の決定は、英米兩國間に妥協が成立して、米國から日本に對する最後案として提出したものである。然も全權若槻禮次郎より、政府に請訓を仰いだ結果、政府は、一國際平和の增進、二國民負擔の輕減、三國防缺陷を生ずることあるも補充の道ありと稱し、千九百三十六年まで關係各國を拘束するに止まることを條件とし、海軍軍令部長の反對を排して、そのまゝ調印すべく回訓を發した。かくて四月調印成立した條約正文によれば、全文五部二十六條より成り、千九百三十六年末日まで効力を有するものであり、これに代るべき新條約を、千九百三十五年の會議に於て開くことを約した。

倫敦會議の結果　千九百三十年の倫敦條約は、壽府會議の前轍に鑑みて、英國は大型巡洋艦に於て、米國に三萬三千二百噸を譲る代りに、小型巡洋艦の噸數は英十九萬二千二百噸、米十四萬三千五百噸、日十萬四百五十噸となり、英國は米國よりも四萬八千七百噸を增すことになつた。然し日本としては最要艦種たる潛水艦が現有勢力を削減されて、三國對等となつた。かくて米國は英國と妥協を行つた後、アングロ・サクソンの偉力を日本の上へ加へた形となつたのである。

この倫敦會議は最初五國會議として招集されたが、佛伊兩

國の歐羅巴における立場は、英米のそれと異るものがあり、殊に潜水艦問題について議論が沸騰した上、佛國に起つた政變の障害のため協定するに至らず、僅かに主力艦の休日延期潜水艦使用制限に關する宣言、其他二三の極めて部分的事項においてのみ條約と結びつけて調印した。

日本の軍縮會議脱退　千九百三十五年十二月、華盛頓及び倫敦條約の規定に基き、英國の招請によつて再び海軍會議が開かれた。開會當日の十二月九日、各國代表は順次起つて、自國の海軍會議に對する態度を表明したが、英國代表は「華府及び倫敦條約を基礎とし、これに適當なる修正を加へて、新條約を作成すべし」と述べ、米國代表は華府、倫敦兩條約に基く各國の保有量を一律に二割削減すべきことを主張し、比率存續を固執した。

これに對し我全權永野修身は、國際平和の維持増進は、帝國政府の終始一貫して、渝らざる政策であることを述べ、今次の會議においても、公正妥當なる軍縮協定達成を希望し、共通最大限の設定とその可及的低下及び、攻撃的武器減廢と防禦的武器の整備による、不脅威不侵略の根本方針を説いた。續いて委員會を構成し具體的討議に入つたが、未決定のまま年は暮れ、翌三十六年一月六日再開して、英佛伊より建艦通告案なるものを提出し、米國の支持を得て日本案と對立する姿となつた。

永野修身

以を力説したがその効がなかつたので、遂に「海軍々備制限縮小に關する帝國提案の根本原則が、一般の支持を得ざるに至つたので、帝國全權は本會議における討議に、引き續き參加するも、最早効なしとの結論に到達した」旨を通告して、會議から脱退するに至つた。

日英兩國は十三日私的折衝を行つたが我主張は容れられず、越えて十五日の全員委員會で我全權は、改めて日本案の公正妥當なる所

三國協約　かくて後に殘つた英米佛伊の四國は、英國案の建艦通告、質的制限を中心として審議を進めることゝなり、日本からも傍聽者を出席せしめた。會議は二十九日再會せられ、英國は從來の二萬五千噸の小艦主義を放棄し、三萬五千噸の大艦主義に轉向したが、英國としてこれは明らかに米國に迎合したものである。

佛伊の兩國はそのため英米との間に、主力艦の艦型において意見の不一致を來し、また英國の獨露兩國の會議招請要求に對し、佛國は獨逸の參加に反對を唱へる等の波瀾ある上に伊エ紛爭の國際的感情も會議に反映して、試は容易に進まなかつたが、三月二十五日に至つて伊太利を除き、英米佛三國間に條約が調印された。その内容は

一　締結國は毎暦年の初め四月以内に、その年の建艦計畫を此の締約國に通告する。

二　主力艦は三萬五千噸以下一萬七千五百噸以上、備砲は日伊の賛成あれば十四吋、無きときは十六吋。

三　航空母艦は二萬三千噸以下、巡洋艦は八千噸以下、但し現有一萬噸巡洋艦はそのまゝ、潜水艦は二千噸以下。

といふ制限で、非締約國が脅威的建艦をなした場合は、別に審議するといふ免除規定もついてゐる。この條約は千九百三十七年一月一日より、千九百四十二年末まで有效なるものとして存續するのである。

第五節　不戰條約

不戰條約案　千九百二十七年六月佛國西外相ブリアンが、北米合衆國に對して二ヶ條から成る、不戰條約案を提議したのが發端で、其後幾多の曲折を經て多邊的不戰條約案となり、米國國務長官ケロッグの提案として日、獨、佛、伊はじめ世界十四ヶ國に廻送されたが、やがて全部から受諾回答のあつた結果、千九百二十八年八月佛國西外務省の時計の間に於て、條約調印式が行はれた。

第一條　締約國は國際紛爭解決のため戰爭に訴ふることを非とし、且つその相互關係に於て、國家の政策の手段としての戰爭を抛棄することを、その各自の人民の名に於て嚴肅に宣言する。

第二條　締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛爭又は紛議は、その性質又は起因の如何を問はず、平和的手段によるの外、これが處理又は解決を求めざることを約す。

第三條　本條約は前文に掲げらるゝ締約國（十五國）によりその各自の憲法上の要件に從ひ批准せらるべく、日各國の批准書が總て華盛頓において寄託せられたる後、直に締約國間に實施せらるべし。

右がその條約本文であるが、これは國際聯盟規約の主眼と

するところを、抽象的に言明したものに過ぎず、また制裁規定のない國際聯盟規約と見ることが出來る。

この條約が巴里において調印を了するや、米國は直に世界四十八ヶ國に參加の勸誘狀を發し、やがて三十七ヶ國の加入確定を見るに至つたが、その批准に關して端なくも、我國に一大問題を惹起した。それは該條約第一條の字句中、原文で「イン・ザ・ネームス・オブ・レスペクティブ・ピープルス」即ち「人民の名において」なる語があるが、これは我憲法に違反するものなりとの議論が、民政黨によつて唱へられたことに端を發し、朝野の議論が沸騰するに至つたことである。

不戰條約と日米交渉　これより先我政府は千九百二十八年四月十三日、米國政府より右條約案の第一次提示として、不戰條約締結によつて、現在國際的義務に障害を來すや否や、日本條約正文案に、如何なる修正を加ふれば受諾し得るやとの照會に接した。こゝに於てその提案が、世界平和の確立に資するところ大なることを認め、直にその精神に衷心同意することに決したが國家の自衞權、國際聯盟規約、ロカルノ條約及び、本條約文中の字句に關する考究を重ねた結果、米國政府に對し、左の趣旨の回答を發した。

一　米國提案の目的には衷心同感なるを以て、その目的達成のため最も誠實に協力せんとするものなること。

二　米國提案の條約は、獨立國家に對し、自衞の權利を拒否せず、又國際聯盟規約、ロカルノ條約等の如き一般平和保障の約定に含まるゝ義務と、何等抵觸するものにあらずと了解す。

三　條約文は關係國間の討議により、各國が相互に受諾し得るものを協定することを希望す。

かくて我國及び列國政府の回答を得たる米國政府は、更に研究を加へて第二次不戰條約案を作成し、千九百二十八年六月二十三日これを各國政府に提示し、且不戰條約案に對する米國政府の法律的解釋を明示するところがあつた。

これに對して我政府は、更に條約文に對する疑點につき米國政府と交渉を開始し、自衞權並に國策遂行の手段等の解釋については、第二次提案に附加された、米國政府の解釋により一致を見たが、原案の日附に存する「アワー・ロード」云々なる文字は、基督教國でない日本に不適當であつたから、これが削除を希望して米國の同意を得、更に第一條の「その各自の人民の名に於て」なる字句は、單に條理上の目的を有するものに過ぎずと解釋するも、帝國憲法の條章に關聯して疑義を生ずる處があるから、その見地からこれを修正するか削除するかの要求を提出した。これに對して米國政府は、條文の變更は幾多の修正意見を誘發し、條約の成立を阻害する處れがあるが、問題の字句には日本政府の憂ふるが如き、憲法上の意義なしと確信して、我要求の撤回を希望した。

かゝる間に列國は何れも本條約に贊成する雲行きとなつたので、憲法上意義なしと解釋せられた字句に拘泥せず、我國も大局上條約に贊同することに決し、唯だ後日の言證として、七月十六日在米澤田代理大使をして、ケロッグに左の覺書を交附せしめた。

不戰條約案第一條中の「その各自の人民の名において」なる字句は『その人民の代理者として』の意ではない。卽ち本條約を締結する者は人民自身に非ず、又右文字は人民に對し戰爭拋棄の重要性を印象せしむる目的を以て、本條約に挿入せられたるものなりと了解する。

右の照會に接したケロッグは、卽日澤田代理大使に對して左の覺書を手交した。

本官は今朝日本代理大使より覺書を受領したが、右覺書において同代理大使は、戰爭拋棄に關する條約第一條中の「その各自の人民の名において」なる字句は、日本國皇帝陛下がその人民の代理者として、署名せらるゝ意にあらざるものと了解せらるべき旨を述べた。本官が千九百二十八年七月六日、日本國代理大使に與へた覺書中に述べた如く「人民の名において」なる字句は「人民のために」なる字句と同意義である。日本國憲法によれば、日本國皇帝陛下は自らの名において署名せられ、その人民に代つて署名せらるゝものではないから、日本國においては右字句は、如何なる代理をも意味し得ないこと極めて明瞭である。本官の右に述ぶるが如き解釋による日本語譯文は完全に正確である。

そこで七月二十日米國政府に對し、その提議に係る條約案の調印を受諾し、八月二十七日內田康哉を全權委員として巴里に派遣し、調印式に列席調印せしめた。

批准問題　然るに調印後國內において、問題の字句が意外の波瀾を生じ、殊に野黨たる民政黨の一部が、これを政府攻擊の材料として利用し、議會において云々するに及び、問題は重大となり、樞府もまた憲法上の違法なりと詰るなど、御諮詢

の手續を容易に進め得ざる有樣となつたが、政府の運動によつて漸く左記の如く、問題の字句は我國に關係なしとの宣言文を附し、六月二十七日御批准を奏請することを得たが、內田全權はこれがため樞府顧問官をも引責辭職するに至つた。

宣言

帝國政府は、千九百二十八年八月二十七日、巴里において署名せられたる戰爭拋棄に關する條約第一條中の「その各自の人民の名において」なる字句は、帝國憲法の條章より見て日本國に限り適用なきものと了解することを宣言す。

かくて御批准書を直に米國に送附して寄託の手續を完了したに對し、米國政府は右宣言書を無條件にて承諾したので、問題は調印後十一ヶ月にして漸く解決した。

第六節　極東及び太平洋の諸問題

東亞に及ぶ列國の帝國主義　極東問題や太平洋問題は、もともと歐米の帝國主義が惹起せしめたもので、當時我國がこれに對抗する必要上、均しく帝國主義を對外政策の基調としたのは、已むを得ざるに出でたるものである。

極東や太平洋における歐米の積極的、能動的な帝國主義は千八百六十年から八十年代の、二三十年間に非常な發展を遂げ英國は千八百四十年代に支那の香港を割取したのを手始めに、その後香港の對岸に根據を据ゑて支那に拔くべからざる勢力を扶植した。露國は千八百六十年に西比利亞の沿海州を手に入れ、浦鹽斯德に根據を据ゑ、更に滿洲朝鮮にまで魔手を伸ばし、佛國は千八百八十年代に安南を保護國として根據とし、米國は千八百九十八年の米西戰爭によりて比律賓を取り、グアム島を奪ひ、布哇を併せて太平洋上に非常な勢力を占めた。この歐米の侵略的帝國主義に對して、極東に位置して、太平洋の一部に國を立てる我國は國家の存立發展上、何等かの方法を取らねばならぬのは當然なことである。

先づ我國としては國家存立上の權利として、日本海の制海權を確保することが必要であつた。そして朝鮮半島は恰も我國の心臟に擬せられた匕首に等しいものである。然るにこの朝鮮に對して支那が、非常な勢力を扶植して陰謀を逞うしてゐた。當時支那が朝鮮を併合すれば、我國の存立は危殆に陷らざるを得なかつた。そこで我國は已むを得ず劍を執つて起ち、明治二十七八年の日清戰爭となつた。

ところが此戰爭によつて得た遼東半島は、露國が久しく野心をかけ、こゝに唯一の不凍港を得んと多年苦心慘憺してゐたのである。されば露國は獨佛の二ヶ國を誘ひ所謂三國干涉を試みて、遂に我國をして遼東を還附せしめ、千八百九十八年獨逸が、青島及び膠州灣を租借した機會に附け込み、旅順大連を二十五ヶ年の期限で租借した。これを見て極東に勢力を爭つてゐた英國も亦、旅順港の對岸である威海衞を租借し伊太利もこの機會に何處かを租借しやうとしたが、これは失敗に終つた。かゝる有樣で歐洲各國は、支那に對して思ひのまゝその勢力を振ひ、領土分割の情勢を示したが、これは我國にとつて對岸の火災ではなかつた。

日露戰爭　支那分割の叫びが盛んとなつた千九百年義和團事件が起り、各國が支那に干涉したドサクサに紛れて、露國はさらに南滿洲を占領した。これはいふまでもなく韓鮮に毒手を伸ばす前提であつた。我國は露國の野心に對して抗爭を試みたが、當時我國一國では、到底彼と抗爭するに力が足らなかつた。そこで明治三十五年一月、第一次日英同盟を結び、日英二ヶ國協力して、露國の野心に當ることゝなつたが、露國は滿洲領有の野心を斷念しないため、我國は長い間平和的解決の交涉を試みた末、已むなく露國に對して鋒を執つた。これが卽ち明治三十七八年の日露戰爭である。この戰爭の結果我國は、樺太の南半を收めると同時に、朝鮮は勿論南滿洲一帶から露國の勢力を驅逐し、且各國の支那分割の勢ひを喰ひ止めた。卽ちこれまで底止することを知らなかつた白色人種の侵略的膨脹は、この戰爭を轉機としてその勢ひを阻止しかくて我國は世界列強の一となると同時に、東洋の擁護者となり、有色人種の盟主となつたのである。

歐洲大戰前の極東　然るに歐米各國は、逆に日本の野心を疑ひその勢力の發展を防止する手段を策するやうになつたが、日露戰爭の終る頃日英兩國は、第一日英同盟を改めて第二日英同盟を締結した。これによつて韓國における我國の優越と、韓國に保護權を行ふことを認めしめると同時に、日英同盟の効力を極東に限らず印度にまで及ぼすことゝなつた。次いで千九百七年六月には佛國と協約を結び、亞細亞大陸における兩國の地位及び領土を、互に尊重すべきことを約し、同年七月には又日露協約を結び、互に滿洲における今後の兩國の地位を認めて、親善關係を保持することを約し、同年十一月には、ルートと高平男との間に日米紳書を交換して、太平洋における現狀維持と、支那の領土保全を期することになつた。

然るに米國々務卿ヘーは、極東における門戸開放、機會均等主義を宣言し、千九百十年には同國々務卿ノックスが、滿洲鐵道の中立を提議して、日露兩國の滿洲における勢力を驅逐せんと計畫した。これに對しては日露は相結んで米國の提議を拒絶し、支那における兩國の地位を、米國其他の干渉に對して保持するため、千九百十年に第二の日露協約を結び、更に千九百十二年支那に第一革命の起つた時、日露兩國は提携を更に固くして日本は南滿洲、東部內蒙古に勢力を張り、露國は黑龍江省に勢力を張ることを互に認めた。かくて我國は日清、日露の兩戰役を經て、極東にその勢力を發展せしめたが、これは歐米の侵略主義に對し、國家の存立上已むを得ず、受動的帝國主義を實行したに過ぎないものであつた。

太平洋と列國　我國は南方に廣大なる太平洋を控ゑてゐるから、この方面に對しても發展を畫すべきが當然である。然るに太平洋上の總ての島嶼は、既に英、米、獨、佛、伊の五ケ國に分割されて了つた。そこで我國は、海軍を興して、太平洋の海上權を確保すると共に、海運業を盛んならしめ、平和的に發展する方針の下に、太平洋方面に力を注ぐことゝなつた。ところがこの方面における我國の計畫は、大陸に於ける露國に對すると同じく、米國との衝突を來した。當時米國はモンロー主義を放棄し、太平洋發展計畫を立てゝ多くの島嶼を手に收め、太平洋に勢力を張るとともに進んで支那に利權を扶植せんと努めてゐたのである。この計畫は千九百十四年パナマ運河の開通によつて一層强められ、大西洋におかれた主力艦隊が、同運河の開通によつて、何時にても太平洋に進出することが出來るやうになつた。

我國の發展　この時に當つて歐洲大戰が勃發した。歐洲各國は亞細亞における勢力を引上げ、これを歐洲に集中しなければならなかつたので、自然亞細亞の監督支配は一時これを、我國に一任するの外はなかつた。このことは我國をして、かねての發展策を實現する機會を得しめたものである。即ち我國は日英同盟の義によつて獨逸に宣戰し、歐洲大戰に參加して先づ青島を收め、一方英國の艦隊と協力して、太平洋に於ける獨領の諸島を占領し、獨逸の勢力を支那及び太平洋から驅逐した。かくて英國との協定により、赤道を以て兩國勢力の分界線となし、赤道以北のマーシャル。カロリン。マリアナの各群島は、戰勝の場合これを日本に取り、赤道以南の島島は英國及びその屬領において取ることを約し、戰爭中聯合國をして承認せしめ、我國の太平洋發展計畫が、こゝに始めて具體的實現の緒についた。

一方大陸方面においては、千九百十五年一月、二十一ヶ條の要求を支那に提出し、將來日本が青島に關して獨逸と協約することを認めさせ、又日本が現に租借してゐる大連、旅順の租借期限二十五年を九十九年に延長し、南滿洲及び東部內蒙古においては日本人が自由に土地を買ひ、商業、農業を營むことを得る權利を承認せしめた。

露國に對しては千九百十六年六月協商を開始したが、當時露國は歐洲方面において非常に疲れて居り、我國の助力を請はねばならぬ場合であつたので、我國に有利な條件で日露盟約が成立した。その內容は、日本の南滿洲、東部內蒙古における自由の活動を認め、滿洲鐵道を松花江に至るまで日本のものとし、場合によつては北樺太も日本に割いてもよいといふやうなものであつた。かくて我國は大陸においても、太平洋においても、その發展策が頗る順調に運んで行つた。

我發展策の頓挫　然るに翌千九百十七年露國に革命が起つて、舊政府が倒れたので、日露間の一切の條約は一片の紙片となつたのみならず、同年十一月にはレーニン等のボルシエビイキ革命が成立し、こゝに日露の關係は一變して寧ろ敵對關係となつた。然しこの革命に對して列國は封鎖政策をとり、翌年の九月頃には日英米佛伊が合同し、各國は七千五百人までの軍隊を出すといふことになつたが、その實日本だけは六七萬の軍隊を西比利亞に派遣した。然るに米國は日本に要求を提出し、共同出兵するについても日本は、露國の內政に干渉してはならぬこと、西比利亞の領土を得または獨占的利益を得ることなどの約束をなさしめ、越えて千九百二十年の春ニコライエフスクの虐殺事件が突發して、七百人の我同胞が橫死を遂げた際、我國は北樺太に出兵して、他日賠償を得る保證にしたのであるが、この時も、米國は日本に故障を申立て、北樺太を永久に占領しないといふ證文を書かしめた。尤も千九百十七年米國は世界大戰に參加し、その全勢力を歐洲に注いだため、極東方面において日本と妥協する必要を感じ同年十一月石井、ランシング協約を結んで、支那における日本の特別の地位を有することを認めたのであるが、これは一時の計略に過ぎず、その後米國が聯合國の牛耳をとり、戰爭の勝敗を決定して世界の指導者となるに及び、日本の露支に對する大陸計畫は、飽くまでも打破しなければならぬと決心

した。

米國の對日政策　それよりも米國は先づ、日本の太平洋計畫を打破せんため、日本が占領したマーシャル、カロリン、マリアナ各群島を永久に領有せしめないやうにしなければならぬとの建前より、巴里媾和會議において國際聯盟を成立せしめ委任統治制度を規定した。これによつて聯合國に占領された獨逸の各植民地を、聯合國各自の領土とはせず、名義上國際聯盟がこれを所有することゝし、統治のみを適當な國家に委任することになつた。從つて日本の占領してゐた諸群島も委任統治は認めるが、聯盟規約の明文によつて、全然武備を施すことが出來ないことになつた。殊に右群島中のヤップ島はグアム島と共に太平洋上における海底電線の中心點で、從來米國はこのヤップ島の海底電線を利用してゐたが、若しこの線が日本の獨占管理に歸しては困るといふので抗議を申し込んで、所謂ヤップ島問題を惹起した。

華府會議と太平洋問題　かくの如く米國は、太平洋において日本の發展計畫を阻害すると共に、大陸において日本が大戰中に行つた膠洲灣の占領とか、二十一ヶ條の要求とか、或は北樺太占領とかを凡て、もとの通りにしやうとした。即ち從來日本が、極東において自由に活動し得たのは、日英同盟の團結力によるものであるから、先づそれを破壞しなければならぬと決心した。勿論日英同盟は千九百十一年の改訂頃から、米國に對しては實際上適用出來ぬものとなつたが、有事の際には事情により、協同し得るのみならず、又同盟によつて、日英の外交政策が常に同一に出づる可能性があるので、米國としては日本を壓迫するには、この日英同盟を破壞する必要を感じたのである。

かくて千九百二十一年の華府會議に於て、參加五ヶ國の海軍制限協定を行ふと同時に、日英米佛四ヶ國條約を締結して日英同盟は廢棄されることゝなつた。二十一ヶ條は全部これを抹殺された譯ではないが、日本は青島を放棄し、滿洲においては將來既得の範圍においても、自由の發展を計さないといふ情勢を示し、又北樺太もこれを永久に占領しないといふことを宣言せしめ、太平洋におけるヤップ島問題は、日米の平等利用といふことに解決されたのである。

かく日本が大戰中に發展し得た大陸並に太平洋計畫は悉く挫折して了つたのみならず、一方は露國の革命によつて、日露協約は破棄され、我國は全然孤立無援の姿となつた。

第七節　四ヶ國條約及九ヶ國條約

四ヶ國條約　華府會議は極東並に太平洋に關する諸問題を、米國の希望通り凡て自國に有利に解決し、我國の極東並に太平洋における發展計畫は悉く挫折し、國際外交上においても孤立無援の地位に陷つたが、海軍制限條約は我國の財政上に多くの利益を與へた。

一方四ヶ國條約はといへば、極東並に太平洋において、日本の發展計畫を蹂躙した米國は、自國の利權確保のため、日本は蹂躙された極東並に太平洋における發展計畫の、殘された利權確保のため、主として日米關係を顧慮して、締結されたのが四ヶ國條約で、その全文は次の如きものである。即ち亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西及び日本國は、太平洋方面における各自の權利を維持する目的を以て條約を締結することに決し——左の如く協定せり。

第一條　締約國は太平洋方面におけるその島嶼たる屬地及び領地に關する各自の權利を互に尊重すべきことを約す。若し締約國の何れかの間に太平洋問題に起因し、且前記の權利に關する爭議を生じ、外交手段によつて滿足なる解決を得ること能はず、且其間に存在せる圓滿なる協調に影響を及ぼすの虞ある場合には、右締約國は他の締約國の共同會商を求め、當該事件全部を考慮調整のため、その議に附すべし。

第二條　前記の權利に關して締約國以外の國の侵略的行爲により脅威せらるゝ場合は、締約國は右特殊事態の急に應ずるため、共同又は各別に執るべき最有效なる措置に關し諒解を遂げんがため、十分に且隔意なく互に交渉すべし。

第三條　本協約は實施の時より十年間效力を有し、且右期間滿了後締約國の何れよりも十二ヶ月前の豫告を以つて、これを終了せしむるの權利を行使せざる限り引續き效力を有す。

第四條　本協約は締約國の憲法上の手續に從ひ、成るべく速に批准せらるべく、日華盛頓において行はるべき批准書寄託のときより實施せらるべし。

千九百十一年七月十三日倫敦に於て締結せられたる大不顚列國及び日本國間の協約は、これと同時に終了するものとす。（大正十年十二月十三日調印）

この條約によつて前記の四ケ國は、少くとも十ケ年間太平洋において現狀を維持し、相互に他國の領土を窺ふことなく若し現狀を紛糾させる事態の生じた場合は、四ケ國は協議して適宜の處置を執ることになつたのであるが、これを米國から見れば少くも十年間、日本の發展活動を抑へたことになり、日本から見れば、孤立無援には陷つたが勢に乘じて、米國がより以上に發展することを抑制したことになり、かくて太平洋の平和は十年間保持され、當分太平洋問題、延いては極東問題も、休養安定の狀態に置かれることゝなつたのである。

四ケ國條約の效果　然かし當時の日本としては、極東並に太平洋の發展計畫を阻止する如きこの條約には滿足することは出來なかつた。たま〳〵四ケ國條約が批准の交換を終つて漸く效力を生ずるや、大正十二年九月一日の大震災が突發したこの大災厄によつて我國は、爾後少くも十年間は復興の時代國力恢復の時期であり、海外に向つて發展を畫することは不可能となつた。當時若しこの四ケ國條約がなかつたならば、更に若しこの條約が效力を發生するまでに至つてゐなかつたならば、既に孤立無援に陷つた我國は一層の窮地に陷り、その際に乘じて列強が、如何なる活動を試み野心を逞しうするやも計りがたく、然かも我國はそれに對して、如何ともすることが出來なかつたかも知れなかつたのである。この點から四ケ國條約を顧みれば、まさに天佑である。

九ケ國條約　華府會議は更に千九百二十二年二月九ケ國條約を成立せしめた。これは支那及び支那に關係の深い日、英、米、佛、伊、蘭、白、葡九ケ國間に締結された條約であるが、その第一條中に次の如く記される如く支那の門戶開放、機會均等主義は改めて定義され、普く確認さるゝに至つた。

一　支那の主權、獨立並に其領土的、行政的保全の尊重。

二　支那に對し有力且安固なる政府の樹立及び維持のため最も完全且障害なき機會を與ふること。

三　支那の全領土に亙り、各國民の商工業上の機會均等主義を有效に確立し且維持するに努むること。

四　友好國の臣民若しくは市民の權利を減殺すべき特殊權利、若しくは特典を獲得するがため、支那における政情を利用せず、又右友好國の安寧を害する行爲を支持せざること。

これより先き、米國全權ルートの四原則なるものが發表されたが、これは支那全權の提出した十原則と、列國の陳述した意見の共通點を採用したもので、右九ケ國條約第一條と殆ど同文である。

この九ケ國條約によつて日英同盟と同じ運命の下に、石井ランシング協定が廢棄された。華府では米國留學生出身の支那代表顧維鈞、王正廷等が、一部の米人と結んで盛んに排日に努め、米人顧問シンプソンも亦、二十一ケ條無效宣言を支那代表に商策した。「支那とは何んぞや」との質問がこの會議の席上、佛蘭西全權ブリアンによつて試みられたに拘はらず支那は終始一貫して米國の援護をうけ、遂にその領土保全を確認されたのである。かくて米國は先づ第一に日英同盟を切り離し、第二に英國の海軍を自國と同一の地位にまで低下せしめ、第三に支那及び太平洋に於ける、自國の地位を鞏固ならしめたのである。

華府條約廢棄　然るにその後世界の情勢は變轉し、我國は太平洋方面においても、華府條約の羈絆を脫する必要を痛感したので、昭和九年十二月二十九日正午、齋藤米大使を通じて米國政府に對し、華府海軍々備制限條約を廢棄する旨通告した。

同條約を締結してから既に十三年を經過したが、其間鑑船、兵器、航空機等の發達及び國際情勢の變化は、華府條約をして殆ど時勢に適しないものたらしめるに至つた。のみならず同條約による等差比率主義による制限では、異常な勢を以て膨脹發展しつゝある我國今後の、國防安全を期することは出來難くなつた。そのため壽府會議以來我國は、數度の軍縮會議において、公正妥當なる新協定を圖らんと努力したが、何等の效果をも收めることは出來なかつた。こゝに於てか、先づ軍縮會議を脫退し、次いで英米佛伊の關係四ケ國に對し華府條約共同廢棄を提議したが、何れも同意を得なかつたので、斷然單獨廢棄を通告し、かくて太平洋は無條約狀態となつたのである。

第八節　我國の聯盟脫退

國際聯盟は世界大戰後、再び戰爭の慘禍を繰返さないため出來上つた平和の殿堂で、我國は最初からこれを造り上げる仕事に携はり又常任理事國として十年の間、直接我國に關係のない問題にまで努力を拂つた。

然るに滿洲問題が聯盟の議題に上るや、世界平和の機關は正

しい認識を失ひ、滿洲における我國の地位乃至行動を、根本から否認すると同時に滿洲國成立の眞意を曲解し、日支間の紛爭解決に對し公正妥當を缺くの處置を採るなど、我國をして忍び難きに置かしめたから、我國はこの有名無實な平和機關に愛想をつかし、遂に斷然脱退するに至つた。

聯盟と滿洲事變　支那の各地方において多年累積された排日氣分は、昭和六年の後半期に至つて表面に現はれ、小幡大使のアグレマン問題、萬寶山事件、上海方面における對日經濟絶交運動、青島邦人商店襲撃事件を惹起し、さらに北滿山中に於ける支那兵の、我中村大尉一行虐殺事件となつたが、九月十八日の夜奉天城外なる柳條溝における、支那正規兵の滿鐵破壞事件が起るに及び、こゝに日支兩軍が砲火を相交へることゝなつた。この事變において我滿洲守備軍隊は、極めて迅速なる行動をとつて、奉天に於ける張學良麾下の精兵を驅逐するとともに、關東軍及び朝鮮守備軍の增援を得て長春、撫順、鳳凰城、營口、昌圖、公主嶺、蓋平及び吉林、間島地方の各要地を占據した。

このとき國際聯盟理事會が開かれてゐたので、滿洲における我軍の行動について抗議が提出された。我政府は聲明を發して滿鐵の守備、在留民の生命財產並に、滿洲に於ける我權益を保護せんとするのみであつて、好んで戰火を交へるものではなく、元より領土的野心のないことを中外に聲明した。

其後暴慢なる馬占山軍を昂々溪と齊々哈爾に破り、土匪を糾合して遼西地方を荒す張學良の殘兵を、錦州より關內に一掃するに及んで、又もや國際聯盟理事會の紛議を釀し、米國の對日抗議、リットン調査員の派遣となるなど、各國から日本の軍事行動に非難が加はつたが、我當局は飽くまでも正義によるものであることを主張して、是等の干渉を退けた。

滿洲の建國　滿洲より張學良の勢力が驅逐されると共に、遼寧、吉林、黑龍、熱河の四省は獨立の形式をとり、東省特別區が加はつて千九百三十二年二月十八日三千萬人民は、東四省獨立共和國建設宣言を發表し、同三月九日舊清朝宣統帝たる溥儀氏を迎へて執政に推戴し、國名を大滿洲國となし、內外に建國の趣旨を宣言した。即ち國體は立憲共和國で、執政の任期を八ヶ年と定め、長春を新京と改稱して首都となし年號を大同と稱し、紅藍白黑黃の五色旗を國旗と定めた。かくて新國家の根本組織を決定する重要なる過渡的憲法並に、政府組織を作つて着々と建設を進めることゝなつたが、これに對し我國は、九月十五日を以て滿洲國を新國家として承認した。

上海事變　昭和六年夏以來上海における排日及び排日貨の形勢と、それによつて激化された日支感情の對立は、滿洲事變の進行を伴ひ、兩國間の敵愾心を高めつゝあつたが、たま〳〵七年一月十八日、日本人僧侶並に信徒の五名が、租界外を通行中暴行を受け死者を出した事件が發生したゝめ、俄かに危機が促進せられたので、我上海總領事は、上海市長に對して排日團體解散等の數ヶ條の要求を提出した。二十八日に至り支那側は遂にこれを受諾したが、他方において上海の物情不穩なるため、同日午後四時上海工部局は戒嚴令を布いた。當時工部局當局との打合せにより、日本の警備區域に當てられた地域に、我陸戰隊が出動するや、支那便衣隊は上海吳淞鐵道附近で、手榴彈を以て我軍を襲撃し、支那正規軍も我軍に砲火を浴びせたから、こゝに日支兩軍の衝突を見るに至つた。

上海は東洋一の國際都市であり英、米、佛等が重大な利害關係を有する地域である。この地域において日本軍が軍事行動を起した報道は全世界に一大衝動を與へた。こゝに於てかねて機會を窺ひつゝあつた支那政府は、一月二十九日突如として國際聯盟に對し、日支事件に聯盟規約第十五條を適用すべきことを要求した。

聯盟と上海事變　滿洲事變については國際聯盟は、その解決をリットン調査委員會の報告まで延期し、其後これ以上の處置に出る意思はなかつたが、上海事件が起るに及び、聯盟內の形勢は俄然一變し、折柄開會中の第六十六回理事會は、一月二十九日午後の會合において支那の要求につき討議することゝなつた。

當時日支事件に關する第十五條適用に對しては、我佐藤代表は斷乎反對の態度を持したのであるが、理事會は日本の主張を認めず、第十五條第一項の適用によつて、先づ事務總長をして上海事件の實情調査に當らしめることゝなり、上海駐在六ヶ國の總領事より成る上海調査委員會を組織し、實地について上海事件の原因、經過を調査せしめた。

一方聯盟とは別に英米佛三國は、上海における戰鬪行爲の擴大を防止するため、東京にある三國大使は、我外務省に調停案を換出したが、これは我國の立場を顧みず、單に戰鬪行爲を中止せしめやうとするものであつたから、支那政府はこの調停案を受諾したが、我外務省は三國大使に回答を交附し

て右の調停を拒絶した。

かくて上海の事態はます〳〵惡化し二月七日日本陸軍の上海派遣となるや、さきの調停拒絶と相俟つて列國の惡感を招來し、聯盟の空氣をいよ〳〵險惡に導いた。かゝる間に支那は事件を聯盟の手に委ねんとし、日本側はまた徒らに事態の解決せんがため、二月十八日支那軍の撤退を要求するため最後通牒を提出したから、對日空氣はいやが上にも惡化した。この間日支兩國を除く十二理事國代表會議が開かれた結果、理事會議長ボール・ボンクールの名を以て、日本政府のみに宛てた警告が發せられたから、日本政府は從前になき遠慮なる調子で反駁的聲明をなした。

松岡洋右

一方日本軍の最後通牒は支那によつて拒絶されたから、二月十九日午前一時半より總攻撃を開始し、十九路軍の頑強な抵抗を排して支那側の各陣地を掃蕩した。この日本の大規模な戰闘行爲は各國に一大衝動を與へ、聯盟と日本との正面衝突は避くべからざる形成と見られるに至つたから、我軍は軍事行動の結末を急ぐとともに、他方壽府において英佛と談合し停戰交涉の促進と、上海の安全保障の方案を探求するため、三月三日圓卓會議を開くこと丶なつた。

然かもこの會議の當日、上海にある我陸海軍司令官は、戰鬪行爲中止の命令を變したので、會議の空氣は著しく緩和され、その翌日停戰交涉促進に關する決議案が成立した。かくて日支代表には、英米佛伊四ヶ國公使の斡旋の下に停戰會議を重ね、四月二十七日日支間に完全な協定が成立した。

聯盟理事會の解決案　かゝる中に派遣されたリットン調査員より、滿洲の實地調査の報告書が聯盟に提起されたから、千九百三十二年十一月、壽府において理事會の審議にかけられることゝなつた。我國からは松岡洋右が代表としてこれに出席し、我國より提出した意見書に基いて說明し、我立場を明かにしたが、理事會は十一月二十一日の會議で、リットン報告書及び理事會議事錄を、十二月六日より開催さるべき臨時總會に移して決議することゝなつた。

リットン報告書　この本會議の審議基幹となつたリットン報告書は、英國の政治家リットンを委員長とし、佛國のクローデル將軍、米國のマッスイ將軍、伊國のアルドロヴアンヂ伯、獨逸のシュネー博士等を一團とする國際聯盟調査員が、支那における日支紛爭の現場を視察した報告書である。

この調査員派遣の提案をしたのは日本で、日本はこれによつて、滿洲事變における聯盟の認識不足を改めしめる目的であつた。かくて千九百三十一年十二月十日の聯盟理事會決議第五項によつて設立された一行は、支那各地を月餘に亙つて調査し、その結果北平での報告を最終として、千九百三十二年九月四日に完成し、極秘裡に隨員の一名をしてこれを壽府に携行せしめ、九月二十二日聯盟本部へ到着した。

この報告書なるものは、全篇三百八十九頁に達し、これに附屬書も附いた膨大な文書であつたが、これによつて取扱はれた事項は、我國の期待を全く裏切つたものであつた。

即ち我國の軍事行動を自衞權の範圍內と認めず、その結果として出來上つた日支間の紛爭情勢を、曩狀に復し難きものとは認めつゝも、なほ一種の責任を日本に負はさんとし、且滿洲國の成立が三千萬民衆の、自發的要望に出でたりとする見解を排し、日本側の積極的策動は無かつたとしても、全然日本軍憲を除外しては、獨立の實現を考ふる能はずとなし、これにも亦同じく我國に一種の責任を問はんとするなど、凡て我國在來の方針や聲明と、正面衝突するものばかりであつた。

然かし我國としては、既に成すべき事を成し遂げ、今後更に大成すべき事を多々控えてゐたので、既定の方針に一點一劃の變更を許さぬ決心を固めてゐる際であるから、當局においてはこの報告書審議の結果、外交上如何なる難境に立つとも、勇敢にこれを切拔ける覺悟をきめた。

聯盟總會の經緯　かくて十二月三日より聯盟會議は開かれたがリットン報告書を基礎として作つた解決案は、日本の根本的な主張と相反する點が多々あつた。そのうち歲末年頭を迎へこの休暇中、日本側と下協議を纏めておくことになり、我國はこれに一縷の望みをかけ、杉村聯盟事務次長とドラモンド事務總長との間に、數回の會談が重ねられた結果、漸く妥協案の成立を見た。

この妥協案を聯盟が尊重すれば問題はなかつたが、十六日から再開された聯盟會議は態度を急變し、日本の忍從出來ない解決案に逆戻りした。そして聯盟側は、規約第十五條第三項の和議手續に見切りをつけ、突然第四項の報告書の作成にとりかゝつた。第十五條第三項の手續といふのは、聯盟にお

いて日支双方の受け入れ得る解決案を作製することで、どうしても兩方とも承知出來ない場合、始めて第四項の手續に移るのが妥當である。

ところが聯盟は、この第三項を詳しく附議せず、第四項の手續に移つたのである。第四項とは聯盟の決議によつて解決の方法を勸告するといふ方法である。それを受諾するや否やは、日支各自の心任せで、別に法律上の拘束力はないが、世界の輿論といふ、道義上の制裁を伴ふのである。日本は極くまで、第三項による妥協の努力を續け、二月七日に最後の讓歩案を聯盟に提出したが、聯盟側は責任逃れの態度をなしたのみで、第四項の報告書の作成を急ぎ、二月十五日には完全な草案を日支兩國に内示した。

その内容は先づ滿洲國の獨立を劈頭無視して、日本の承認行爲を眞正面から非難し、日滿防守同盟を一蹴して、日本軍の撤退を勸告し、更に非聯盟國たる米露を仲間に入れた、日支直接交渉委員會を設けやうとするなど、飽くまで我國の主張を蹂躙したものである。聯盟は二十四日の會議において、この報告案を附議し、我代表の反對を排して、四十二對一票を以て採擇するに至つた。それがため我國は聯盟脱退を決し昭和八年三月二十七日直接聯盟事務總長ドラモンドに宛て、毅然たる脱退通告文を電送するの餘儀なきに至つた。

第二章　委任統治及び移民

第一節　南洋の委任統治

聯盟脱退と南洋問題　千九百二十年一月巴里にて、ヴエルサイユ媾和條約が批准交換せられ、國際聯盟が正式に成立してより十四年間、日本はその加盟國の一として、忠實な世界平和の遵奉者たり、國際正義の擁護者を以て歩んで來たが、滿洲事變が勃發してより後は、聯盟との間に根柢より所見を異にするものがあつて我主張は拒絶せられ、面目は蹂躙せられるに至つたから、遂に千九百三十三年我國は聯盟より脱退した。

この機に乘じて突然起つて來たのは、實に獨逸領南洋諸島に對する委任統治問題であつた。南洋諸島は形式的には、國際聯盟より日本に統治を委任したものであり、從つて日本の聯盟脱退により、南洋諸島はこれを返還せねばならぬといふ議論が起つて來たのであるが、然らば誰に返還すべきかについて國際聯盟側といふ説と、米國側及び獨逸側といふ説との三様の見解を生じた。

南洋は誰に返すべきか　第一の國際聯盟側といふ意見については、聯盟の成立と同時に、獨逸は主たる同盟及び聯合側のために、一切の權利及び權限を放棄した。舊海外屬地の主權は聯盟の手に移轉し、委任統治國はたゞ聯盟の寄託をうけてゐるに過ぎないから、聯盟脱退と同時にこれを聯盟に返還すべきものであると主張するのである。

第二の米國側説は、委任統治國の聯盟脱退と共に、あらゆる權利は主なる同盟及び聯合國に歸するものとし、その處分については米國が容喙すべき權利ありと主張し、

第三の獨逸側説に至つては、右の何れにもせよ日本の聯盟脱退と同時に、南洋諸島に對する日本の統治權は消滅するものと解釋し、これを直接に舊持主に返還すべきことを要求するものである。

かゝる見解の鼎立ある以上、假りに日本が正當に、南洋諸島を棄てなければならぬ筋合にありとするも、結局何れにも返還出來ぬことになるが、それよりも問題の本質は、日本が聯盟脱退によつて、果して南洋諸島の統治權を喪はねばならぬか否かに存し、然かもこれは國際法理の上からいつても、國際政治の上からいつても、斷乎として決定せねばならぬ緊切問題である。

委任統治に至るまで　獨逸が歐洲大戰において、阿弗利加、亞細亞及び太平洋に有せし領土を喪ひ、聯合國の前に和を請ふに至つた時、最高國會議において、獨逸領東阿弗利加は英國、西南阿弗利加は南阿弗利加聯邦、サモアはニュージランド、赤道以南の太平洋諸島はオーストラリア、ナウルは英國、赤道以北の太平洋諸島は日本の委任統治とすることを決議し、尙ほトーゴーランドとカメルーンの將來に關しては、英佛兩國より國際聯盟に對し、共同勸告をなすべき旨を決定した。

これより先き大戰中、日英兩國の間に申合せがあつて、赤道以北の獨逸領諸島は、大戰終了後日本の領土とすることが決定されたが、米大統領ウイルソンは、戰爭の結果領土を割讓することは帝國主義的政策で、時代精神に逆行するものであると主張し、事態紛糾の虞れがあつたから、上述の如く最高國會議において日、英、米、佛、伊の五大國相互間の協議により、これらの殖民地を聯盟に代り統治するといふ名義で、大戰中の申合せを實行することになつた。當時國際聯盟は未だ組織されてゐなかつた。聯盟は千九百十九年六月二十

八日、ヴエルサイユ條約が調印された時組織せられ、實際にその効力を發生したのは、翌年一月十日媾和條約の批准交換を了し、其後三日第一回國際聯盟理事會が招集せられ、次で一月十六日公式に聯盟の設定を見てからである。これによつても知られる如く、南洋諸島が日本の委任統治地域と決定したのは、聯盟の誕生よりも八ヶ月以前であるから、未だ存在せざるものが、日本に委託する譯はなく、又獨逸は最高國會議の後一ケ月にして、ヴエルサイユ條約第十九條により、その海外屬地に關する一切の權利及び權限を、五大國のために拋棄したから、前記最高國會議の決定がいよ〳〵有効となつたのである。

それのみでなく我國が南洋諸島を獲得したのは、何んの因緣もなき列強が、好意を以つて日本に附したものではなく、歐洲大戰中我海軍力により、獨逸の勢力を太平洋上より驅逐したる結果である。されば英國を初め佛蘭西、露西亞、伊太利の諸國も、媾和の曉はこれを我國に與ふべく約束してゐた。たゞ米國のみは最も遲れて大戰に參加したゝめ、かゝる約束はしなかつたが、右諸大國の約束あるが故に、媾和會議においても、日本を委任國と定めたのである。かくの如く見るときは脫退により、南洋諸島の放棄を餘議なくせしめらるる理由はないのである。

聯盟規約による解釋　聯盟規約第二十二條は、その第一項に委任統治の目的を述べ、第二項において

この主義を實現する最善の方法は、該人民（被統治民）に對する後見の仟務を、先進國にして資源、經驗又は地理的位置により、最もこの責任を引受くるに適し、且これを受諾するものに委任し、これをして聯盟に代り受任國として右後見の任務を行はしむるに在り。

と、統治受任國に關し規定してゐるが、これにつきて注意すべきは「先進國」なる語が、こゝでは規約の他の場所に「聯盟國」とあるべき位置にあることで、日本が聯盟の一員たると否とは、受任國としての資格に何等の關係なきことを明示してゐる。他の一例を以て證明すれば、聯盟はヴエルサイユ條約の批准を拒絶した非聯盟國の米國に、アルメニアの委任統治を引受くべく勸告したことさへあつた。委任統治地域については、同規約第三項において、自ら人民發達の程度、領土の地理的地位、經濟狀態其他類似の事情に從ひ、A式、B式、C式三段の差異を設け、第六項において、卽ちC式委任

統治地域を次の如く規定してゐる。

西南阿弗利加及び西南太平洋諸島の如き地域は、人口の稀薄、面積の狹小、文明の中心より遠きこと、又は受任國領土と隣接せること、其他の事情により、受任國領土、構成部分として、その國法の下に施政を行ふを以て最善とす。但受任國は土着民の利益のため、前記の保障を與ふることを要す。

かくて聯盟は最初から南洋諸島を以て、受任國日本の領土の構成部分として承認してゐたのである。

ヤツプ島　日本の南洋諸島委任統治に關聯し、ヤツプ島問題を日米間に惹起した。ヤツプ島はカロリン群島の西端にある、面積十五方哩の一小島であるが、米國グアム、支那上海、關領メナドとの海底電線連絡を有し、殊に米國が巨資を投じて武裝したグアム島を距る西南五百六十哩の地點にあるので、米國は日本がこの島嶼を委任統治することに不同意を表し、一時問題となつたが、千九百二十一年十二月華盛頓會議において、日米兩國のヤツプ島に關する妥協成立し、千九百二十二年米國は、日本の委任統治を承認する代りに、日本は米國に對し、

一グアム、ヤツプ海底電線又は將來米國又は米國民が、ヤツプに敷設することあるべき海底電線の同島陸揚及び運用の權を認め、

二米國民がヤツプ島に無線電信を敷設する權利を承認した。

かくの如く解決せられたる日米條約前文には

前記四國（日、英、佛、伊）は、ヴエルサイユ條約により、太平洋中赤道以北に位する舊獨逸領諸島に付左記の條項に準據して、その施設を行ふの委任を、日本國皇帝陛下に付與することに一致したることを思ひ、

とあり、また同第一條には

受任國は本委任統治條項による地域に對し、日本帝國の構成部分として、施設及び立法の全權を有すべく……

とあつて、これによつて米國は、最高國會議が日本に南洋諸島の統治を委任したることゝ、日本帝國領土の構成部分であることを、再確認したことを證明してゐる。

南洋の開發　日本は南洋諸島の統治を受任して以來、孜々として土着人民の福祉增進に努め、且通商貿易に對する聯盟國の、機會均等を確保し來つた結果、南洋諸島の經濟は著しき發展を遂げ、獨逸領當時に比較して隔世の觀を呈するに

至つた。我國は大正十一年四月、南洋廳を設けてより本廳をパラオに置き、その下に六支廳をサイパン、ヤップ、パラオ、トラック、ポナペ、ヤルートの六島に設け、外から一指をも觸れ得ぬだけの統治に當つてゐる。それがため當初毎年三百萬圓前後の國庫補助を要した特別會計も、昭和七年度以後は補助金の必要なく、いよ〳〵財政の獨立を見たのみならず、今後は逆に國庫に對し剩餘金を繰入れ得ること〵なつた。

尙ほ南洋諸島委任統治問題に關し昭和八年四月四日、政府は松岡南洋廳長官の名を以て左の如き告諭を發し、聯盟脫退によつて政府の方針に、何等變ることなきを表明した。

今般帝國と國際聯盟とは、東洋の平和確立の根本方針に關して、全くその所信を異にするものあるを確信したるを以て、帝國政府はこの上聯盟と協力するの餘地なきを信じ、遂に三月二十七日を以て脫退の通告をなすのやむなきに至り、畏くも大詔を煥發せられ、帝國の向ふ所を明かにせらるゝと共に、今後國民の進むべき道を示させ給へり。然して我南洋群島に對する日本帝國の地位は、國際聯盟脫退により毫末も影響を受くるものにあらず、依然帝國においてその構成部分として、我國法の下に萬般の施設を行ふこと何等從來と異るところなし。我群島住民は深く詔書の聖旨を肝銘し、官民一途戮力協心を以てその本務に精勵し大に綱紀を張り、嚴に荒怠を戒め、道義尊重を耳に銘さず益々我群島開發の使命に邁進せんことを望む。

第二節　米國の移民禁止

移民制限の理由　米國では千九百二十四年四月日本人排斥を目的とする、歸化不能外國移民禁止條項を含む移民法案が、上下兩院を通過し、五月二十六日クーリッヂ大統領の署名を終り、七月一日より實施されることゝなつた。この法案は一般白人種に對しても、移民の制限をしたのであるが、それは何れも千八百九十年の在米各國人口統計を基礎とし、その數の二分だけを入國せしめる規定になつて居り、思ひ切つた制限ではあるが、日本人に對しては無制限でなく、全然これを禁止したものである。

クーリッヂ

米國が移民を制限乃至禁止したのは最早その必要なしといふのである。勞働者の主張を重んじて、工業も農業も現在の勞働者で十分であるといふのであるが、其他にも深刻な理由があるのである。例へば獨逸人や日本人は法律上何時まで經つても、國籍を變更しないばかりか、人種としても好戰的な所があるから薄氣味がわるいといふのである。また伊太利人や露西亞人は、金も貯めもなくして入國し、英語も分らないなりに歸化して米國人になりすまし、米國の民主政治が何やら、國民精神が何やら少しも分らないから、何かにつけ狡獪にならぬといふのである。

日本人の移民禁止　然かし、特に日本人に對して、制限でなく全然移民を禁止したのは、他にまた理由があるのである。米國はその開發に、外國の勞働者を必要とした千八百六十年代までは、大いに移民を歡迎したのであつた。中でも支那人は安い賃銀でよく働くから、千八百六十八年には、支那人入國の自由を許したが、鐵道敷設や金鑛開發の事業が漸く發展し支那人勞働者の必要がなくなると、千八百八十年にはこれを絕對に禁止はしないが、勝手に制限又は中止することが出來ると規定し、爾來千九百四年に至る間に、漸次排斥の度を嚴にし、支那人のみならず、臺灣人も支那人の血統であるといふ理由で、移民を禁止することにきめ、徹底的に排斥してしまつた。

かくて米國に移民し得る亞細亞人の主なるものは、我日本人のみとなつたが、千八百七十年に白人が弗利加人のみに歸化權を許してゐることを基礎として、千九百二十四年に至り日本人に對しても、歸化不能外國移民を禁止することを規定して、全然これを排斥することになつた。

排日斷行　かくて米國は、我國に突發した大震災の翌年、多年の懸案であつた排日を徹底的に斷行した。それを惡意に解せば、四ヶ國條約によつて、他に手出しが出來ないから、日本が感情を害してゐるのを幸ひ、何も出來ぬ此機會にせめては移民禁止でも斷行せよと考へたとしか思へない。果してそれならば米國の正義人道も眉ものだと言ふの外はないが、何れにしても米國が、かくの如く我國の移民を禁止した以上、濠洲は既に白人濠洲を表徴して、黃色人種に向つて門戶を閉鎖してゐるから、太平洋上我國の移民し得るところは、南米にあらざれば南洋の外にはない。かくて、今後に於ける我國の移民政策が、重要なる役目を帶びてゐるものとするならば、太平洋の波は何時までも、穩かであり得る筈はない。然かし最近に至り米國は、近來漸く我國に對する移民法改正の必要

を感じ來り、政府當局においてもその意圖があるやうに傳へられるが、さうすることが日米の親交上、非常に大切なことではある。

第三節　滿洲移民

滿洲移民計畫　滿洲國が獨立してから、我國の移民計畫は失業難、就職難、生活難に喘ぐ國民大衆の間に、非常な希望を以て注目され、向ふ何年間に百萬人の移民計畫が樹てられたとか、一兩年中に何萬人の移民をするとか、色々の消息が傳へられてゐる。

拓務省の發表によれば、現在滿洲國に對して行はれてゐるものは農業移民計畫で、昭和七年九月の議會を通過した豫算により、第一回に同年九月五百人の移民を送り、第二回、第三回と各五百人づゝ移民せしめる計畫で廣く募集してゐる。第一回の移民は東北、關東、北陸に亙つて十一縣から募り、これに一週間の訓練を施して滿洲せしめた。この時の條件は三十歲以下の青年で、既教育の在鄉軍人、又は農業に經驗ある者とし、經費は政府によつて保證されてゐる。

移民の生活狀態　移民の生活狀態及び經濟狀態等は、渡滿後は全部政府の保證によつて、共同合宿の生活を營み、一年位にして農業經營としての一定の型をとるやうになれば、獨立の生活を營ましめることになつてゐる。新聞などでは滿洲行きの花嫁などゝ騷がれたが、やがてこれも實現するやうになるのであらう。

尙ほ獨立生活を營むやうになれば、一人當り十五町歩の土地が與へられることになつてゐる。

工業移民計畫もあるやに傳へられてゐるが、これは政府の手によつて行はれるのではなく、彼地新興事業として民間の諸會社において計畫され、これを拓務省や關東軍の方で援助するといふ關係になつてゐるやうである。

第四編　政治知識

第一章　五箇條の御誓文

我國政の基礎は憲法に示されて居るが、憲法の基礎を固めたものは五箇條の御誓文である。それより先明治天皇は、慶應三年十二月「紳武弁堂上の別なく、當の公議を竭し、天下と休戚を同じくし云々」との御沙汰を宣し給ふたが、次で明治元年三月十四日、畏くも天皇は親王、公卿、諸侯等を率ゐて紫宸殿に出御あらせられ、天神地祇を祭り、臣民開國のため誥して立憲思想を御示しになつた。これ即ちが五箇條の御誓文で、その全文は次の如くである。

一　廣く會議を興し萬機公論に決すべし。
一　上下心を一にし盛んに經綸を行ふべし。
一　文武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す。
一　舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし。
一　知識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

我國未曾有の變革を爲さんとし、朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ、大に是國是を定め萬民保全の道を立てんとす。衆亦此旨趣に基き協力努力せよ。

是れ實に今日の我立憲政治の基礎を成すものである。

第二章　帝國憲法

我國の憲法は、明治二十二年二月十一日紀元の佳節を以て皇室典範と共に發布された。歐洲各國に憲政を布かれた由來を見るに、王家が衰滅して政權が庶民の手に歸したとか、人民が王家に迫り暴力を以て立憲を強制した等の例を以て充たされて居るが、我國の憲法は是等と全然その趣を異にし、明治維新の際、明治天皇が躬ら發し給ふた御誓文の御趣旨を奉戴し、有司が朝廷に建議した結果明治十四年十月十四日の詔勅を以て大權渙發のことに定められ、二十二年に至つて發布されたものである。上下を通じて萬民歡呼の裡に、かゝる一大盛典の行はれたことは、世界に曾てその例のない所であると共に、我國の憲法は實に東洋に於ける立憲政體の先驅をなしたものである。

第三章　國體と政體

第一節　國體

土地と人民とを基礎とし、主權者がこれを統治して、初めて國家なるものが成立する。國體は國家を組織する根本要素であるが、國によつて國家成立の事情を異にするから、從つて國體も君主國體、民主國體（共和制國體）貴族制度國體等の差を生ずる、君主國體は主權者が君主である國、民主國體は主權が人民にある國、貴族制國體は貴族によつて統治される國である、我國は純然たる君主國體であるが、君主は萬世一系の天皇であらせられる。且國民の大部分も擧ね君主の後裔であるから、治者と被治者との間が親子の如き關係を以て結ばれて居る、これが我國體の精華で世界無比である所以であつて、他の君主國の如く、一片の理論を以て君主の標準とし。人心を收攬して統治するものとは素より同日の論ではない、

第二節　國家

個々の人間が集まり、同心協力して一團體をつくつたものを人間社會といひ、この人間社會が一定の領土を有し、一定の制度法規を定め、主權者を戴いて有形無形の利益を保護されるものを國家といふ。つまり國家は主權者に依つて統治される人間社會のことである。

第三節　國民

國家を組織する一要素は人民で、人民はその國家にとつて組織の根本要素を成して居る。國家は國民を取扱ふ上に於てその利益と必要に應じ、職業や階級等の區別を設けることがあるがこれは便宜上から斟酌したもので、國民の國家に對する資格は一切平等である。國家は一個人では成し得ない萬能の力を持つて居るから、國民は國家の支配を受けて、各個の利益を鞏固にし、各人の行爲と意思とは、これを國家に委ねて一大團結を完成せねばならぬ。そのため國民は一個人としての生活と、國家の一員としての生活との二重の生活を營まねばならぬ。

第四節　政體

政體は統治權の總攬者が統治權を行はせられる方法形式をいふのである。故に政體は國體と全く異なり、統治權が何人に在るかといふ問題でなく、統治權者が定まつてから政治を行はせられる方式に過ぎないのである。而して政體は所謂三權分立主義を採用するかどうかによつて、立憲政體と專制政體とに區別される。

立憲政體　立憲政體とは立法、司法、行政の國權作用を各々異つた獨立の機關に分けて行はせる政體をいふ。これは三權分立主義によるもので、立法權は議會により、司法權は裁判所により、行政權は政府によるなど、各々その機關を別にして行はしめる。例へば我國の政體の如きである。

專制政體　專制政體とは統治權の作用を立法、司法、行政の三權に分けず、且つ是等の作用を一人又は一機關をして行はしめる政體をいふのである。

第四章　政府

政府といふ語は、國家最高の行政機關の意にも用ひ、天皇に屬して國家を統治する一切の機關とも解釋せられ、又內閣を指すこともあるが、現今の學說では天皇の命を奉じて、憲法上の大權を施行する國務大臣を意味するものと解釋されて居る。

內閣　內閣は行政各部の統一を保持するために設け、國務大臣を以て組織する官廳である。現行の制度では國務大臣と行政大臣とは、同一の人に結合されるから、憲法上の機關である大臣と、行政上の機關である大臣と、混同し易い誤解がある。然し國務大臣と行政大臣とは全然その性質を異にして居る。內閣を組織するものは國務大臣であつて行政大臣ではない。その結果として行政大臣以外に、尙ほ特旨を以て國務大臣をして內閣に列せしめられることがある。

外務省　大臣官房、東亞局、歐亞局、亞米利加局、通商局、條約局、情報局、文化事務部、調査部。

內務省　大臣官房、神社局、地方局、警保局、土木局、衞生局、社會局。

大藏省　大臣官房、主計局、主稅局、理財局、銀行局、專賣局、外國爲替管理局、預金部。

陸軍省　大臣官房、人事局、軍務局、兵器局、經理局、醫務局、法務局、整備局。

海軍省　大臣官房、軍務局、人事局、教育局、軍需局、醫務局、經理局、建築局、法務局。

司法省　大臣官房、民事局、刑事局、行刑局。

文部省　大臣官房、專門學務局、普通學務局、實業學務局、社會教育局、思想局、宗教局、圖書局、教育調査部。

農林省　大臣官房、農務局、山林局、水產局、米穀局、畜產局。

商工省　大臣官房、商務局、工務局、鑛山局、貿易局、保險局、特許局。

遞信省　大臣官房、郵務局、電氣局、工務局、管船局、經理局、航空局、電氣局、貯金局、簡易保險局。

鐵道省　大臣官房、監督局、運輸局、建設局、工務局、工作局、電氣局、經理局。

拓務省　大臣官房、朝鮮部、管理局、殖産局、拓務局。

第一節　内閣總理大臣

内閣總理大臣は、憲法上では國務大臣として内閣の一員たると同時に、行政上では單獨制の中央行政官廳たる地位にある。又各大臣の首班として機務を奏宣し、旨を承けて行政各部の統一を保持する。その權限は、

一須要と認める時は行政各部の處分又は命令を中止せしめる。

二所管の事務について警視總監、北海道廳長官、縣府知事を指揮監督する。若し命令又は處分が成規に違ひ、公益を害し又は權限を犯す者ありと認めるときは、これを停止又は取消すことを得る。

三法律勅令の範圍内に於て、職權又は特別の委任に依り、法律勅令を施行し、又は安寧秩序を保つために、所管の事務につき閣令を發する。

第二節　閣議事項

内閣は行政の方針を確立し、行政各部の統一を保つために設けられたものである。處理する事項については、官制上必ず閣議を經なければならぬものと、然らざるものとがある。その中閣議を必要とするものは、

一法律案及び豫算決算案。

二外國條約及び重要なる國際要件。

三官制又は規則及び法律施行に係る勅令。

四各省間の主管權限の爭議。

五天皇から下附せられ又は帝國議會から送附した人民の請願。

六豫算外の支出。

七勅任官及び地方長官の任命及び進退。

八各省主管の事務につき、高等行政に關係して事體のやゝ重大なるもの等である。

第三節　各省大臣

各省大臣は國務大臣として、憲法上の機關であると同時に、一方では單獨制の中央行政官廳たる地位にある。我國法上では國務大臣が同時に行政大臣であるから、前述の如く二者を混同される處があるが、國務大臣は憲法上の機關であつて、各省大臣は行政上の機關である。各省大臣の權限はその主管事務に應じて異るが、一般的には

一法規の制定權。

二下級官廳に對する指揮監督權。

三人民の訴願に對する裁決權。

四所部の官吏に對する統督及び任免權を有して居る。

第四節　行政裁判所

行政裁判所は合議制の行政官廳で一人の長官と十四人の評定官から組織される。評定官は五年以上高等行政官又は裁判官の職を奉じ、滿三十歳以上の男子たることを要し、裁判をなすときは裁判長及び評定官五名以上の列席を必要とする。行政裁判所は法律、勅令によつて行政裁判所に出訴をした事件を審判する權限を持つて居るが、概括的にその職權に屬する事件は、

一關稅を除く租稅及び手數料の賦課に關する件。

二租稅滯納處分に關する件。

三營業免許の許否及び取消に關する件。

四水利及び土木に關する件。

五土地の官民有區分の査定に關する件。

この外恩給法、土地收用法、鑛業法、河川法、砂防法、府縣制、市町村制、其他各種の法令に於て、個別的にその權限に屬するものも少くはない。

第五節　會計檢査院

會計檢査院は、會計檢査官を以て組織する合議制の行政官廳で三部に分れ、各部に一名の部長と四名の檢査官があり、檢査の事務を分掌する。會計檢査院は天皇に直屬し、國務大臣に對しては獨立の地位にあり、官金の收支、官有物及び國債に關する計算を檢査確定し、一般國家の會計を監督することを以てその職責とするものである。

第五章　立法

第一節　立法、司法、行政

立法とは法律を制定することをいふ。その手續は政府又は議院から法律案を議會に提出し、議會はこれを討論審議した上で條項を確定し、天皇の裁可を經て初めて法律が制定される。されば國家の機關たる帝國議會が立法の機關となるので、一

旦裁可を得た法律は直ちに公布せられ、一定時期を以て效力を生ずるのである。

司法とは裁判所が民事及び刑事の訴訟に對し、天皇の名に於て法律を適用することをいふ。卽ち司法は獨立の地位に在る裁判官が自分の自由意思で、民事又は刑事の訴訟事件に對して法律を適用する統治權の作用である。天皇は議會の協贊によつて立法權を行はせらるゝも、司法權は天皇が裁判所に委任して行はせられるのである。

行政とは天皇の大權及び法律の範圍内で、國家の目的を達するため、行政廳が統治權を行ふことで、立法及び司法以外の政務を總稱する。司法は法律の適用を目的とするも、行政は國家又は公共の利益を圖るために行動する諸種の作用であつて、法律の適用を目的としない。

第二節　帝國議會

帝國議會は憲法の規定に基き、明治二十三年創設せられたもので、貴族院と衆議院との二院から成つて居る。議會はその性質上、主として立案審議をなすものであるから、その執る所は敏速よりも鄭重を尚び單調よりも複雜であることを欲する。從つて社會の各階級から成るべくその意思を發表せしめることを精神とせねばならぬ。所謂公議を輿論に求める方法は、二院制を以て最上とするが、一面には又政府と議會との衝突を避ける上にも必要がある。若し議會が一院制であつたならば、政府は直ちに議會と衝突するが、その間に別に一院がある時は、二者の調和を圖つてこれを調整することになる。例へば衆議院に於て政府を攻撃しても、貴族院が政府の提案に贊助すれば、政府は危殆に陷ることはない。又貴族院が政府に盲從するやうな場合にも、衆議院でこれを非難すれば、政府の非を改めしめることが出來る。帝國議會は毎年東京に召集せられ、三ヶ月の期間を以て開會される。

第三節　衆議院

衆議院は、各府縣の選擧區から、一般に選出された議員によつて組織される。議員の選擧權及び被選擧權は大正十四年五月五日を以て公布せられた改正選擧法に明示されて居る如くである。議員の選擧法は世界各國一樣でなく、その種類もいろ〳〵あるが、最も普通なものは直接選擧法と間接選擧法、普通選擧法と制限選擧法等である。直接選擧法は我國の選擧法の如く國

民が直接に議員を選擧するものであり、間接選擧法は米國の如く、先づ議員を選擧する人を選び、夫等の人々によつて議員を選擧する方法である。又普通選擧法は選擧人の資格を定める上に、財産上や教育上等の制限を設けないが、制限選擧法はこれに反し財産や教育の程度により資格を制限する。我國は以前は制限選擧法が行はれたが、現在では普通選擧法によつて衆議院議員を選擧せしめてゐる。

第四節　選擧區

選擧を行ふ便宜上、全國を多くの區劃に分割し、議員の全數をこれに配當し、その各部から所定の議員を選出するために設けられたのが選擧區で、理論からいふときは全國を通じて一選擧區とし、別に選擧區劃を設けないことを至當とするが、元來選擧は國民の行ふものであるから、その實行には最も便利な方法を執らねばならぬ。然るに全國を通じて一選擧區とするときは、地域の極めて狹い國を除く外は、その實行が頗る困難であるから、何れの國でも選擧區を設けて居る。選擧區を設ける方法には區域を狹くして、一區から一人づゝの議員を選出するものと、區域を廣くして一區から數人を選出するものとの二種がある。この場合前者を小選擧區制、後者を大選擧區制といふのである。

第五節　貴族院

貴族院は、次の如き議員に依つて組織される。

一　成年に達せられた皇族の男子。

二　公侯爵にして滿三十歲以上の男子。

三　伯子男爵の男子で神官、諸宗僧侶、敎師の職に在る者を除いた中から互選された伯爵十八人、子爵と男爵各六十六人。

四　滿三十歲以上の男子で、國家に功勞あり又は學識ある者から勅選された者。

五　滿三十歲以上の男子で、帝國學士院會員中から、互選し勅任された者。

六　滿三十歲以上の男子で、北海道及び各府縣に於て土地又は商工業につき、多額の直接國稅を納める者の中から互選して勅任された者。

第六節　召集、開會、閉會

召集は議員各個人を召集することで、議會そのものに對する

命令ではない。議會が合議體で成立したことを開會といひ、議會は開會と同時に始めて權限を行使する能力を生ずる。議會が合議體として權限の行使を停止することを閉會といひ、閉會後は議員はあつても議會はない。

第七節　議會の權限

議會の權限の主なものは次の通りである。

一　法律の制定に協賛を與へること。
二　憲法の改正案を議決すること。
三　緊急命令に承諾を與へるや否やを議決すること。
四　豫算案に協賛を與へること。
五　豫算超過若くは豫算外の支出に對し、承諾を與へるや否やを決すること。
六　國債を起し又は豫算外國庫の負擔となるべき契約をなす場合には協賛を與へること。
七　緊急財政處分に對し、承諾を與ふるや否やを決すること
八　豫算を審査すること。
九　毎年度發行の大藏證券最高額を決すること。

第八節　議院の權限

議院の權限の主なものは次の通りである。

一　天皇に上奏すること。
二　天皇に奏上すること。
三　政府に建議をなすこと。
四　法律案を議決し又は提出すること。
五　人民の請願を受理すること。
六　議員の逮捕を許諾すること。
七　內部に必要な規則を定めること。
八　議員の資格を審査すること。
九　議員の懲罰をなすこと。
一〇　議員の請暇及び辭職を許可すること。

第九節　議員の權利義務

兩院議員はすべて左の權利を有し義務を負ふものである。

權利

一　發言表決を自由にすること。
二　身體の自由を有すること。
三　質問すること。
四　議案及び上奏案を發議すること。

五　歲費及び旅費を受けること。

義務

一　召集に應ずること。
二　自ら出席すること。
三　議場に出席すること。
四　院內の整理に服すること。
五　選擧人の指示若くは委囑を受けざること。

第十節　休會、停會、解散

休會　議會の會期中その時日を定めることは各院の自由である。一開會日と他の開會日との間が幾日隔つも亦各院の自由である。各院はこの權限により或は休暇のため、或は議事の準備のために、その討議を一時止めることがある。これが議會の休會で、素より大權の發動によるものではない。

停會　停會とは大權によつて議會の會期中、議會の議事を中止することである。だから停會中は兩院とも本會議はもとより、委員會も一切開くことは出來ぬ。然し停會は議事を中止するもので、これを廢止するものでないから、停會の期日さへ經過すれば、召集を行はずして當然開會し、會議の組織も亦停會のため改められることはない。

解散　解散とは議員の資格を任期に先つて剝奪することである。解散は衆議院にのみ行はれるので、貴族院に對しては行はない。それで衆議院が解散されたときは貴族院は停會となる。解散は閉會中でも出來るが、普通は開會中に行はれる。

第十一節　協賛と承諾

協賛は天皇の行爲に對し、同意を表するものでも無ければ、又その申込みに對する承諾でもない。たゞ天皇の統治權の行動に際し、議會の希望する所を表示するに過ぎない。だから協賛は事件の前にのみにするもので事件後には無い。承諾は緊急命令や豫算超過や豫算外の支出に對し、事後に於て異議のないことを表示するものであるから、協賛のやうに修正權はない。

第十二節　上奏と奏上

上奏は國事に關し重要な事柄を直接天皇に訴へる方法である。卽ち立法又は行政の改良を要する點について、議院の希望を述べる場合或は政府の失政に對して異議を唱へ、將來の矯正を計る目的に出た場合などに、兩院はその決議を以て上奏する

ことが出來る。然るに奏上は議院が議決の結果を奏聞に達することで、法律案の可決、又は議長、副議長の候補者の選擧に限られて居るのである。

第十三節　建　議

建議は議院が政府に對して、立法又は行政事項に關する將來の希望を述べることである。然しこの希望が直ちに行はれると否とは建議の性質に關係なく、從つて政府は必ずしも議院の建議を採用せねばならぬ義務もない。そこで一旦建議が採納されたならば、同一會期中に同一建議を再びなすことは出來ぬ。

第十四節　委員會

委員會は特定の事項を審査せしめるために、特定の人を以て組織される本會議の豫備機關で、議案を鄭重愼密に調査することゝ、議決の經過を敏活ならしめることを目的とする。この委員會には全院委員會と、常任委員會と特別委員會との三種がある。全院委員會は議員の全數を以て委員とし、その本會議と異る所は唯議長が違ふことゝ、法律上效力ある議決が出來なく議案を審議するのみである。常任委員會は事務の必要により、これを數科に分ち、擔任の事件を審査するためには、每會期の始めに委員を選任し、その會期中存續する。特別委員會は一事件を審査するために設けるもので、政府から提出した法律案の如きは、この委員會を經なければ本會議に上程することは出來ないのである。

第十五節　政府委員

政府委員は帝國議會の開會に當り、政府の意見を述べ又は說明をなすために任命された官吏で、國務大臣とは別である。從つて政府委員はその任命された事務の範圍外に亙つて意見を述べ、又は說明する權能はない。

第十六節　政　黨

政黨は多數人が、同一の目的の下に結合した政治上の結社であるから、各政黨とも各々異つた政治上の主義、綱領、宣言等を有して居る。政黨は政治の狀況によつて幾つもあるが、これを大別すれば政府の與黨と反對黨の二つに大別される。從つて反對黨の勢力が政府を凌ぐときは、內閣を更迭せしめることもあり得るのである。

第十七節　法律と命令

法律は帝國議會の協賛を經て、法律といふ名稱で天皇の裁可公布された法規をいふ。命令は帝國議會の協賛を經ることなく天皇の親裁により、又はその委任により行政官廳の發する法規其他の規則である。法律と命令との區別は立憲政體で始めて認めることが出來るもので、專制政體ではこの區別は認められない。命令には緊急勅令、執行命令、獨立命令、委任命令などがあつて各々その效力を異にしてゐる。

第六章　司　法

第一節　司法制度

司法は法律の適用を目的とする統治權の作用で裁判所がこれを行ふ。司法について司法行政といふことがあるが、これは司法大臣が裁判所や檢事局を監督する行政事務の如く、司法といふ國家行爲を行ふために必要な準備及び補助をなす各種行政の總稱である。又司法事務を大別して司法行政事務と司法裁判事務との二つに分つが、一般的に司法に關係する事務は行政事務であり、事件の審理及び裁判に關し且各訴訟の終るを目的とする事務は裁判事務である。例へば各司法年度に於ける事務の分配、判事の配置を定めるなどは司法行政事務に屬し、被告の呼出、證人の訊問などは司法裁判事務に屬して居る。

裁判所　裁判所は法律の適用を目的とする統治權の作用を行ふ所で、普通裁判所は區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四種に分たれて居る。

區裁判所　區裁判所は、一人の判事を以て組織する單獨制の司法官廳である。その裁判權は

一　民事々件については、千圓を超過しない金額又は價格千圓を超過しない物に關する請求。

二　價格に拘らず住家其他の建物、又はその或る部分の受取、明渡、使用、占據又は修繕に關し、又は賃借人の家具若くは所持品を賃貸人が差押へたことに關して、賃貸人と賃借人との間に起つた訴訟、不動產の境界のみに關する訴訟、占有のみに關する訴訟、雇主と雇人との間に雇傭期限一年以下の契約に關して起つた訴訟、賄料、宿料、旅人の運送料、これに伴ふ手荷物の運送料、旅店若くは飮食店の主人、又は運送人が旅人より保護のために預つた手荷物、金錢、有價物等につき、旅人と旅店若くは飮食店の主人との

間、又は旅人と水陸運送人との間に起つた訴訟。

三法律に特別の規定あるものを除き非訟事件に關する事務。

四破產事件。

五刑事々件では拘留又は科料に該る罪、有期の懲役若くは禁錮にあたる罪で豫審を經ないもの、其他訴訟法又は特別法によつて、區裁判所に屬せしめた訴訟を取扱ふ。

地方裁判所　地方裁判所は民事、刑事の訴訟を裁判する合議裁判所で、區裁判所の控訴審となり、又は區裁判所に屬しない事件の第一審裁判所となり、三人の判事を以て民事部又は刑事部を組織する。地方裁判所の裁判權は

一民事々件については區裁判の權限に屬するもの、又は皇族に對する民事訴訟にして東京控訴院の權限に屬するものを除く以外の訴訟、區裁判所の判決に對する控訴、區裁判所の決定及び命令に對し法律で定められた抗告。

二非訟事件では區裁判所の決定及び命令に對し、法律に定められた抗告についての裁判。

三刑事々件については訴訟法其他法律の定めたる事件の裁判などである。

控訴院　控訴院は民事、刑事の裁判をする合議裁判所で、各控訴院に一乃至二以上の民事部及び刑事部がある。控訴院の裁判權は

一民事と刑事の事件を問はず、地方裁判所の第一審に對する控訴、地方裁判所の第一審として爲した決定及び命令に對し法律に定められた抗告。

二東京控訴院に限り皇族に對する民事訴訟につき第一審及び第二審の裁判所としての裁判權。

三以上の外訴訟法其他の法律で定めたものなどである。

大審院　大審院は最高裁判所で、法律の解釋適用の統一を圖ることを以てその本務とするから、大審院の特別權限に屬する皇室に對する罪、內亂に關する罪、皇族の犯した罪に對する以外は、事實審として審理しないのが原則であるが、刑事々件に付ては例外として事實審理をする。その裁判權に屬する事項は

一終審裁判所として地方裁判所及び控訴院の第二審判決に對する上告、地方裁判所の第二審として爲した決定及び命令並に控訴院の決定及び命令に對して法律に定められた抗告

二皇室に對する罪、內亂に關する罪、皇族の犯した罪で、禁錮以上の刑に當るもの、豫審及び裁判。

三以上の外訴訟法及び特別法の定めた事項等であるが、大審院は法律の解釋適用を歸一することを職責とするから、各部に於て同一の法律點につき相容れない意見を發見するときは、人民をしてその適從する所に迷はしめる結果となるので、この弊を避けるため、この場合には各部の聯合審判制が行はれてゐる。

檢事局　檢事局は裁判所に對し獨立した官廳で各裁判所に附置されてゐる。一人乃至數人の檢事を置くが各檢事局が相對立して獨立するもので無く、その內部では融合して同一體となつてゐる。この點で檢事局は全く裁判所とその性質を異にした一の司法行政官廳である。卽ち檢事局は司法大臣に從屬し、各檢事局は一個の行政官廳の一部であるから、檢事はその最上官たる司法大臣及び所屬上官の命令に服せねばならぬ。これを檢事同一體の原則といふのである。

第二節　司法職員

判事　判事とは所謂裁判官のことで、司法裁判所を構成し、その裁判事務を司り、豫審判事、受託判事、受命判事、監督判事、豫備判事等の種別がある。豫審判事は司法大臣から各地方裁判所の裁判權に屬する、刑事の豫審手續をなすことを命ぜられた地方裁判所の判事で、大審院の特別事件を除く外地方裁判所に限つて常設される。受託判事は或る裁判所又は判事が訴訟行爲を他の裁判所の判事に囑託した場合、その囑託を受けた判事のことである。受命判事は合議裁判所の合議體卽ち部の一員で、特別の場合に部の委任を受けて事務の執行に就ては、部を代表し檢證、臨床訊問などを行ふ。監督判事は區裁判所に二名以上の判事を置いた場合、司法大臣がその一人に命ずる職名で、司法大臣の委任により司法行政事務を行ふが、たゞ大臣の委任によつて行政事務を行ふのみで裁判官たる職司は他の判事と異る所はない。豫備判事は判事に缺員あるまで司法大臣が新任の判事に命ずる職名である。

檢事　檢事は司法行政の事務を行ふ官吏で、裁判官では無いから、如何なる場合でも裁判事務に干與することは出來ぬ。それと同時に裁判所に對して獨立して居る。その職務の大要は左の如くである。

一刑事訴訟に關する職務として犯罪を搜査すること、公訴を提起すること、公訴を實行すること。

二公益の代表者として上告、再審、非常上告をなすこと。

三民事々件については必要と認むるとき、通知を求め又は裁判所の通知に依つて法廷に立會ひその意見を述べること。

四裁判所に屬し又はこれに關係する司法行政事件に付き、公益の代表者として、法律上その職權に屬する監督事務を行ふこと。

司法官試補　高等試驗の司法科に合格し、判事又は檢事の事務を修習する者を司法官試補といふ。

裁判所書記　裁判所書記は上官の命令により、その事務を執る者で、管掌する事務の主なるものは左の通りである。

一公判又は判事、檢事の事務に立會ふこと。

二書類の調製。

三書類の送達。

四判決の正本、謄本、抄本の作製、認證及び執行文の附與等に關すること。

五訴訟關係人の呼出に關すること。

六會計事務に關すること。

執達吏　執達吏は裁判所から發する文書を送達し、又は裁判所の裁判を執行し、並に強制執行をすることを常職とする官吏で、區裁判所のみに置くものである。

第七章　行政機關

行政機關は行政を司る機關で、中央行政と府縣行政（地方行政）に分つことが出來る。地方行政は行政機關を分つた土地の區劃により、その地方の政治を委任する制度である。又中央行政は行政の事務の性質に依りその機關を區別し、廣く全國一般に及ぶ政治を行ふのである。中央行政を行ふものは、前に述べた內閣、內閣總理大臣、各省大臣などである。

第一節　官制と職制

行政機關は行政官廳と、公共團體との二つに分れて居る。その公共團體は人格を有し、自己獨立の生存目的を有する間接の國家機關である。行政官廳は人格を有しない國家機關である。そして行政官廳によつて行はれる行政を、官治行政又は單に行政と稱する。官制はこの行政官廳の組織及び權限を定めた規則である。官廳の組織を定めるといふことは、官廳が一人で組織されるか、數人を以て組織されるか、其他の補助機關の員數を如何にすべきかを定める謂ひである。又權限を定めるとは、官廳が國家の機關として國家を代表し得る事務の範圍を定める謂ひである。これを例へば地方官々制に於て「各府縣に左の職員を置く、知事、內務部長、警察部長、事務官、警視、技師、屬、警部……」と規定する類である。官制の制定は憲法上天皇の大權に屬するから、原則としては勅令に依るべきものであるが、法律を以ても亦これを定めることが出來る而して官廳は人を以て組織し、一定範圍內の國家事務を外部に對して行ふ所の機關である。官職は一人の官吏に委任される國家事務の全部をいふ。國家の行政事務は多數の官廳に分配し、この官廳はその分配を受けた事務を更に幾多の官吏に委任して處理せしめる。この處理する全部の事務が官職である。又地方廳は府縣廳の如く、全國中一定の地域を劃し、その一地方のみを管轄する行政廳で、內地一般の地方制度はその行政區劃を府縣及び市町村の二階級に分ち、府縣は知事をして國家の行政と自治行政を掌らしめ、市町村は自治團體の吏員をして、自治行政を行はしめると共に、國家の行政をも委任して行はしめて居る。

第二節　地方行政機關

府縣知事　府縣は單獨制の地方官廳で、府縣知事は法令を以て特に他の特別官廳に屬せしめるもの〻外は、廣く管轄區域全般にわたつて總ての行政事務を掌る。府縣知事は又國家の機關であると同時に、他方では府縣自治體の行政機關であるから、同一府縣知事の行爲であつても、官廳としての行政行爲と、自治體の機關としての行政行爲とは嚴格に區別せねばならぬ。例へば府縣知事が過料を科するのは官廳としてするのであるが、府縣の財產を管理するのは府縣の機關としてするが如くである。府縣知事は內務大臣の指揮監督の下に、各省の主務について各省大臣の指揮監督を受け、法律命令を施行し、部內の行政事務を處理するもので、職務執行については

一內部の行政事務につき、その職權又は特別の委任によつて管內一般又はその一部に府縣令を發することを得る。この府縣令には五十圓以內の罰金、科料又は拘留の制則を附することが出來る。其他行政執行法第五條により、行政處分を強制するために執行罰として、十圓以內の過料を科することが出來る。

二非常急變の場合に際し又は警護のために兵備を必要とする時は、師團長に移牒して出兵を求めることが出來る。

三下級官廳及び部下の官吏を指揮監督し、支廳長、島司、警察署長の處分又は命令が正規に反して公益を害し權限を犯した場合は、その命令や處分を取消し又は停止することが出來る。市長に對しても同一の權限があり、部下奏任官の功過及び懲戒を內務大臣に具申し、判任官以下については自らその進退及び懲戒を行ふ

四自治法規の規定により市町村、町村組合、水利組合等の行政に對し監督權を行ふことが出來る。

北海道廳長官　北海道廳長官は內務大臣の指揮命令を受け、各省の主務に就ては各省大臣の指揮命令に基いて法律命令を執行し、北海道の拓殖、植民の事務及び部內の行政事務を總理する外、他の權限職務は府縣知事と同一であるが、北海道には長官の下に支廳長を置き、長官の指揮命令によつて法律命令を執行し、部內行政事務の掌理及び部下官吏の指揮監督等の職權を與へて居る。

朝鮮總督　朝鮮總督府は單獨制の地方行政官廳で、朝鮮總督は文官又は武官を以て之に當て、官等は親任官である。朝鮮はその民度、風俗、慣習等が著しく內地と異るものがあるから、此處に行はれる法令もまた內地と趣を異にし、その區域が頗る廣大なため特に總督府を設け、總督をして全朝鮮を管轄せしめるのである。總督の下には內地の府縣知事に相當する道知事、舊郡長に相當する府尹、郡守、島司等が配屬されて居る。總督の地位は天皇に直隸するが、諸般の政務、奏任文官の進退などは、內閣總理大臣を經て、上奏し裁可を受ける。その權限は頗る廣く、法律で定める事項でも、制令で規定して發布することが出來る。

臺灣總督　臺灣總督府は臺灣及び澎湖列島とをその管轄區域とする單獨制の地方官廳で臺灣總督を親任官とし、文武官を以て任ぜられる。臺灣は國防上重要な位置にあるのみでなく、內地と遠隔の地にあり、その區域も廣大で、且つ民情、風俗も內地と趣き異にして居るから、朝鮮と同じく特に總督府を設け、他の一般地方廳に比して特別の地位を與へて居る。總督は拓務大臣の監督を受け奏任文官の進退等は、拓務大臣により內閣總理大臣を經て上奏裁可を仰ぐ。總督の下には知事及び廳長がある。

樺太廳長官　樺太廳は單獨制の地方官廳である。樺太も朝鮮と等しく內地と事情を異にして居るが、舊來の人民は少く、地域も比較的狹いから長官の權限も從つて狹い。樺太廳長官は拓務大臣の指揮監督を受けて法律命令を執行し、部內の行政事務を管理するが、郵便電信等に關する事務に就ては、大藏大臣の監督を受ける。長官の下には支廳長を置いて事務を分掌せしめてゐる。

關東州廳長官　關東州廳は關東州の長たる單獨制の官廳で、關東州廳長官は勅任である。滿洲國駐劄特命全權大使の指揮監督を受け、關東州內の行政事務を管理する。

南洋廳長官　南洋廳は南洋の長官たる單獨制の官廳で、南洋廳長官は拓務大臣の指揮監督を受けて部內の事務を管理するが、郵便電信に關する事務に就ては遞信大臣、貨幣、銀行及び關稅に關する事務に就ては大藏大臣、度量衡及び計量については商工大臣の監督を受ける。廳內を內務、財務、拓殖の三部に分ち部長をして管理せしめ、學校、法院、郵便局等がこれに屬して居る。

第八章　府縣行政

第一節　府縣の組織

現在の府縣制は明治三十二年三月、法律第六十四條を以て發布せられ、その後明治四十一年には法律第三號、大正三年には法律第三十五號、大正十五年には法律第七十五號、大正十五年には法律第七十五號、昭和四年には法律第五十五號、昭和十年には法律第四十四號を以て改正を加へられたもので、府縣の組織については、從來の區域に依り市町村及び島嶼を以て組織すべきことを規定されてゐる。地方團體としては最上級に位するが、その固有の事務を有すること等は市町村と異なる所はない。

府縣會　府縣會は市町村の公民で、市町村會議員選擧有權者を以て選擧有權者と定め、是等の人々から選擧された議員を以て組織される。その定員は人口七十萬未滿の府縣では三十人七十萬以上百萬未滿の府縣では人口五萬を加へる毎に議員一人を增し、人口百萬以上の府縣では七萬人を加へる毎に議員一人を增す規定となつて居る。府縣會の議決すべき事項は

一府縣條例及び府縣規則を設け又は改廢すること。

二歲出入の豫算を定めること。

三決算報告に關すること。

四法律命令に定めるもの、外使用料、手數料、府縣稅及び夫役、現品の賦課徵收に關すること。

五不動産の處分並に賣買讓渡に關すること。
六標立金穀等の設置及び處分に關すること。
七歳入出豫算を以て定むるものを除くの外、新たに義務の負擔をなし又は權利の拋棄をなすこと。
八財産及び營造物の管理方法を定むること。
などがその主なるものである。

府縣參事會　府縣參事會は議長及び名譽職府縣參事會員を以て組織する。府縣參事會の職務權限は

一府縣會の權限に屬する事件にして、その委任を受けたものを議決すること。
二府縣會閉會中府縣會の權限に屬する事件で、輕易なものを府縣會に代つて議決すること。
三府縣會が成立しないとき、招集に應じないとき、府縣知事が府縣會を招集する暇がないと認めたときに、府縣會の權限に屬する事件を代つて議決すること。
四府縣會の議決したる範圍内に於て、財産及び營造物の管理に關し、重要なる事項を議決すること。
五府縣費を以て支辨すべき工事の執行に關する規定を議決すること。
六府縣に係る訴願、訴訟及び和解に關する事項を議決すること。
七其他法律命令により、府縣參事會の權限に屬する事項等である。

府縣官吏及び吏員　府縣には知事の外に官吏、吏員及び委員を置く。官吏は別に定めた官制によつて任免し、吏員は府縣知事が任免し、委員は府縣會の議決を經て府縣知事がこれを定める。委員は名譽職であるが其他は皆有給である。

第二節　府縣稅

府縣稅は府縣に要する費用を支辨するために賦課徴收するもので、府縣收入の主體となつて居る。稅目及び徴收方法について、法律に規定あるもの、外は勅令の定める所による。又勅令の定める所により、府縣は管内の市町村に對しその費用を分賦することが出來る。

第三節　府縣の監督

府縣はその區域廣大で、國家との利害關係が密接である。從つてその監督權の範圍も嚴重で、國家はその執行機關である府縣知事に對し法規に依つて監督する外、絶對の指揮命令權を有するのである。而して府縣に對する監督は一般的には内務大臣であるが、特定の事項に付ては各省大臣も亦監督權を有する。内務大臣は府縣の行政が法律命令に違反しないか、又は公益を害しないかを監督するため左の權限を有するものである。

一行政事務に付き報告を爲さしめ、書類、帳簿を徴し、又は實地に付て事務を視察し、出納を檢査すること。
二府縣行政の監督上必要な命令を發し又は處分を爲すこと。
三府縣の豫算中不適當と認めたるものは之を削減すること。
四府縣會又は府縣參事會の議決が、權限を超え又は法規に背反したときは、その決議を取消すこと。
五府縣に代つて府縣の意思を決定すること。
六一定の事項に對して許可を與へること。
七勅裁を經て府縣會の解散を命ずること。
八訴願に對して裁決を與へること。
九府縣吏員の服務規律を定めること。

第九章　市町村行政

第一節　市町村の構成

自治　一般に廣く自治とは、自から自己の事を處理する謂ひであるが、行政法上の自治は、自治團體が法律に依つて與へられた行政事務を自己の生存目的として行ふことである。だから自治行政は、國家の事務であると同時に又自治團體の事務でもある。例へば市が市政を行ひ、町村が町村政を行ひ府縣が府縣政を行ふが如きは皆自治である。

自治團體　自治團體は一定の土地とその住民によつて構成する公共團體で、國家から與へられた權能によつて團體の公共事務を自ら施行し、同時に國家から委任された行政を行ふもので、現行法では市町村はこれに依り、府縣は自治行政と官治行政を兼ねた體裁となつて居る。

市町村の組織　市町村は土地及び住民を以て組織されるが、その土地は市町村の區域を示すものであり、區域は又同時に國家の行政區劃ともなつて自治權の行はれる標準となる。市町村は直接人民に接して國家の事務を行ふものであるから、その區域は餘りに廣くてはいけない。若し廣きに過ぐるときは風俗習慣を異にする諸地方を合一するの結果、最小下級自治體である本旨に失ふことになる。然し區域が餘りに狹きに過ぐるときは又費用の支辨に堪えられないから、餘り狹くても

いけないのである。

市町村住民　市町村に住居を有する者は、老幼男女たるに論なく、又本籍地たると寄留地たるとを問はず、悉くその市町村の住民である。市町村住民は市町村制に從ひ、その市町村の財産及び營造物を共用する權利を有し、これに對して市町村の費用を負擔する義務を帶びて居る。

公民及公民權　市町村の住民にして、その市町村機關の組織に參與し得る資格ある者を、市町村公民と稱し、この資格を得るには

一　帝國臣民たる男子にして滿二十五歲以上であること。

二　二年以上その市町村の住民たること。

三　禁治產者、準禁治產者、破產者で無いこと。

四　一定の住所を有すること。

五　貧困に因り生活のため、公私の救助又は扶助を受けた者で無いこと。

六　六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者でないこと。等の條件を具へねばならぬ。若しこの條件の一を失ふときは公民權は失はれる。又次の各號の一に該當しない者で、名譽職の當選を辭し或はその職を辭し、又はその職務を實際に執行しないときは、市町村は一年以上四年以下、その公民權を停止することが出來る。

一　疾病により公務に堪えない者。

二　業務の都合上常にその市町村內に居ることの出來ない者。

三　年齡六十年以上の者。

四　官公職のため市町村の公務を執ることの出來ない者。

五　四年以上市の名譽職、市町村吏員、市町村會議員の職に任じ爾後同一の期間を經過しない者。

六　其他市町村の決議に依り正當の理由ありと認める者。

この外滯納處分中又は破產の宣告を受け、その確定の時から復權の決定確定するまで、禁錮以上の宣告を受けた時からその執行を終り、若くは執行を受けることの無くなるまでは公民權は停止される。市町村公民は公民でない普通住民の持つて居る權利義務の外、市町村の選擧に參與し、市町村の名譽職に選擧される權利を有し、同時に又これを擔任する義務を負はねばならぬ。

第二節　市町村條例及び規則

市町村はその自主權に依つて條例及び規則を設定することが出來るっ　その條例及び規則は市町村長が發案し、市町村會の議決を經た上一定の許可の手續を履み、公告式によつて告示することを要する。條例はその市町村の事務及び住民の權利義務に關して設けるものであり、規則は營造物に關し條例を以て規定しない部分に對して設定する。例へば營造物自體については條例を以てし、その使用に關する事項並に使用料等については、規則で補足するのである。この條例及び規則は一般の法令と同樣に、市町村民に對して拘束力を持つて居るが、法律命令の範圍內に於て存在するものであるから、法令に反した規定は許されないのである。

第三節　市町村の機關

市町村會　市町村會は市町村公民の選擧した議員を以て組織する合議制の決議機關で、市町村の意思を決定することが主要な任務であり、外部に對しては市町村を代表しないのである市町村會の決議事項は左の通りである。

一　條例及び規則を設定し、又はこれを改廢すること。

二　市町村費を以て支辨すべき事業に關する事項。

三　歲入出豫算を定むること。

四　決算報告を認定すること。

五　法令に定めるものを除く外使用料、手數料、加入金、市町村稅又は夫役、現品の賦課徵收に關すること。

六　不動產の管理處分取得に關すること。

七　基本財產及び積立金穀等の設置管理及び處分に關すること

八　歲入出豫算に定むるものを除く外、新たに義務の負擔をなし及び權利の拋棄をなすこと。

九　財產及び營造物の管理方法を定むること。

一〇　市町村吏員の身元保證に關すること。

一一　市町村に係る訴願訴訟及び和解に關すること。

又市町村會は市町村の事務に關する書類や計算書を檢閱し、市町村長の報告を請求して事務の整否を調べ、豫算に準據して收支の當否をも調べることが出來る。

市町村會議員の定數　市會議員の定數は人口五萬未滿の市では三十人、五萬以上十五萬以下の市では三十六人、十五萬以上二十萬以下の市では四十人、二十萬以上三十萬以下の市では四十四人、三十萬人以上の市では四十八人、人口三十萬を超ゆる市では人口十萬、五十萬を超ゆる市では人口二十萬を加へる毎に各議員四人を增加するが、この定數は市條例を以て

増減することが出來る。

町村會議員の定數は、人口五千以下の町村では十二人、五千以上一萬以下の町村では十八人、一萬以上二萬以下の町村では二十四人、人口二萬以上の町村では三十人と規定されて居るが、この定數は町村條例を以て增減することが出來る。

市參事會　市參事會は市長、名譽職參事會員を以て組織する。名譽職參事會員の定員は十六名であるが東京、京都、大阪市等ではこれを十五人まで增加することが出來る。名譽職參事會員は、市會議員から隔年選擧する。參事會は

一　市會の權限に屬する事件で、その委任を受けたものを議決すること。

二　市會の閉會中市會の權限に屬する事件で、輕易なものを市會に代つて議決すること。

三　市會が成立しないとき、市會が議員の定數を缺くため會議を開くことが出來ないとき、又は市長が市會を招集する暇がないと認めたとき、市會の權限に屬する事件を市會に代つて議決すること。

四　其他法令により市參事會の權限に屬する事件についての權限を有する。

市參與　市參與は現今發展しつゝある瓦斯、水道、電燈、電車等の如き、市の經營する事業の事務を管掌するに當り、特別な吏員としてその事業に參與する者である。

町村公民總會　特別の事情ある町村に於ては、公民權ある町村民全員が總會を開いて町村會に代へることが出來る。町村が決議機關として町村會を設ける理由は、多數の町村民を一堂に會することが困難なため代議員を選出して議決せしめるのであるが、人口の少い町村では必ずしも町村會を設ける必要なく、公民が全部集つて共同事務を議定するのが、寧ろ實際に適切であるから、かゝる事情のある町村では公民總會を以て、町村會に代へることが出來るのである。

市町村吏員　市町村吏員はその市町村の事務を擔任する執行機關で、市町村に對する是等吏員の關係は、國家に對する官吏の關係と同樣である。然し市町村吏員は官吏でないから、官吏に對する法規は特別の明文のある場合の外は市町村の吏員に適用されない。

市町村長　市町村長は市町村會で選擧する市町村の執行機關で市町村を統轄してこれを代表するもので、その權限は

一　市町村會の議決を經べき事件について、その議案を發し、

又その議決を執行する。

二　財產及び營造物を管理する。

三　收入支出を命令し又會計を監督する。

四　證書及び公文書を保管する。

五　法令又は市町村會の議決により使用料、手數料、加入金、市町村稅又は夫役、現品を賦課徵收する。

助役　助役は市町村長の事務を補助する。又市町村長に故障のある場合はこれを代理するが、助役が數名あるときは市町村長の定めた順序によつてその任に當る。

收入役　收入役は市町村の出納其他會計事務、及び國府縣其他公共團體の出納又は會計事務を掌る。

副收入役　副收入役は收入役の事務を補助し、收入役に故障ある場合は之を代理する。

區長　區長は市町村長の命を承けて、市町村長の事務に屬するその町村內の事務を取扱ふ。

委員　委員は市町村長の指揮監督を受け、財產又は營造物を管理し、其他委託を受けた市町村の事務を調査し又これを處辨する。

有給吏員　有給吏員は市町村長の命を受けて、各委任された事務に從事する。

第四節　町村吏員の選任、待遇

町村長及び町村助役は任期四年の名譽職であるが、町村條例によつて有給とすることが出來る。町村長は町村會に於て選擧し、助役は市町村長の推薦により、町村會がこれを定める。すべて府縣知事の認可を受くべきものであるが、若し府縣知事の不認可に對して町村長又は市町村會が不服あるときは、內務大臣に具狀して認可を請ふことが出來る。收入役は有給吏員で町村長の推薦により町村會がこれを定めるが、町村長又は助役と父子兄弟である者は收入役となることは出來ぬ。町村委員には臨時と常設との二種がある。いづれも名譽職で町村會が之を選擧するが、委員長は町村長又はその委任を受けた助役を以てこれに充てる。町村長、助役、議員等の名譽職員は職務のために要する費用の辨償を受けることが出來る。又名譽職町村長、助役、區長、委員等に對しては費用辨償の外勤務に相當する報酬を給與することが出來る。その額方法等は町村會の議決を經てこれを定める。有給吏員に對しては俸給により退隱料、退職給與金、死亡給與金、又は遺族扶助料を支

給することが出來る。尙ほ市吏員の選任及び待遇も町村と略ぼ同樣である。

第五節　市町村稅

市町村稅とは市町村がその財產から生じた收入、使用料、手數料、過怠金其他法令によつて、市町村に屬する收入を以て支出に當て、尙不足する場合に賦課徵收するもので、附加稅と特別稅との二種に分れる。附加稅は既に在る國稅、府縣稅を根據とし、その稅額の幾分を市町村稅として賦課徵收するものをいふ。又特別稅は市町村に限り、別に定めて賦課するものであるが、市町村稅は附加稅を先にし、その附加稅のみで不足する場合に限り、特別稅を賦課徵收するのが原則である。

第六節　市町村組合

市町村組合は二個以上の市町村が、その事務を共同して處理する組合で、これには協議上の組合、强制組合、一部組合、全部組合の種類がある。協議上の組合は關係市町村の協議により、府縣知事の許可を得て設けるものであり、强制組合は公益上必要ある場合に府縣知事が關係市町村の意見を聞き、府縣參事會の議を經た上、內務大臣の許可を受けて設けるものである。又一部組合は市町村が或事務の一部を共同處理するために設ける組合であり、全部組合は特別の必要ある場合に於て、或事務の全部を共同處理するために設けられる。全部組合を設けるときは、町村の合併を行つた方が得策であるが、地方の事情によつて合併することの出來ないときはこの組合を組織する。

第七節　市町村の監督

市町村は地方自治團體であると同時に國家の行政機關であるから、その市町村の事務が完全に行はれると否とは、延て國家の利害に關係を及ぼすので、國家は市町村に對し常にこれを監督するの必要を生ずる。その監督の機關は府縣知事と內務大臣であるが、特別の事務に關しては大藏大臣、行政裁判所等が監督權を持つて居る。監督の目的は、消極的には町村が法律命令に違反し、權限を超え又は公益を害することを防ぎ、積極的には町村をして適當にその公共事務を執行せしめるにある。

第十章　警察行政

警察行政は社會公共の安寧秩序を維持するために、危難を防ぐ目的で、臣民の自由を制限する統治權の發動である。それで危難を防ぐ目的と、自由を制限する手段との二要素を備へなければ警察とは言はれない。例へば火災豫防の目的から、燃燒し易い家屋の建築を禁止したり、市街交通上の危害を防ぐため左側通行を强制するの類は警察行政であるが、普通教育を受けしめるために、臣民を强制してその兒童を入學せしめるが如きは、私人の自由を制限するけれども、危害を防ぐといふ要素はないから、これを警察作用とは言ひ得ないのである。

第一節　警察の分類

警察はその觀察を異にするに依つて、種々に分類される。その主なるものは次の如くである。

保安警察と行政警察　保安警察は一般に社會公共の安寧秩序に對する危害を防ぐのを目的とするので、獨立の區域と一定の範圍とを有する。例へば集會、結社、出版物等の取締の如きである。行政警察とは獨立一定の範圍を有しないで、各種の行政事務に附隨して安寧秩序を維持するを目的とする作用である。例へば森林行政に伴ふ森林警察、鑛山行政に伴ふ鑛業警察の如きである。

司法警察と行政警察　司法警察は犯罪の搜査と犯人を逮捕するのを目的とする作用で、犯罪發生後に司法權の行使を補助するものである。この警察は本來純然たる警察作用ではないが事實上警察機關がこれに從事して居るから、世人は警察といへば直に司法警察を指すものと思つて居る。行政警察は警察作用中の司法警察を除いた總ての警察をいふので、前に述べた保安警察も行政警察もこの中に含まれる。

高等警察と普通警察　前に述べた保安警察は、更にこれを高等警察と普通警察とに區別することが出來る。高等警察は直接に國家又は公共全體の安寧秩序に對する危害を防止するを目的とする。普通警察は直接に一個人の身體財產に對する危害を防止するを目的とする。故に高等警察に屬するものは、集會、結社、出版等に關する事項で、普通警察に屬するものは泥醉者の檢束、衞生に關して個人に淸潔法の執行を命令するなどである。

國の警察と地方警察　國の警察は國家全般又は大部分に涉つて執行する警察で、國家の官廳が掌る警察である。地方警察は市町村の區域內に限り執行する警察で、市町村長が法律命令に依つてその事務を掌るものである。

第二節　警察官廳

玆に警察官廳といふのは、公安を維持するために特に設けられた機關を指すのである。

內務大臣　內務大臣は最上級に在る普通警察官廳で單獨制の官廳である。その補助機關として、一般警察事務のために警保局を置き、衞生警察事務のために衞生局を置く。

地方長官及び警視總監　地方長官は中級に在る普通警察官廳で最も重要な地位に在る。警視總監は東京府に限り設けられた中級の警察官廳である。

警察署長　警察署長は最下級に在る普通警察官廳で、警視、警部又は警部補がこれに當つてゐる。

第三節　警察執行機關

警察官吏　前に述べた內務大臣、地方長官などは警察權を行ふものであるが、實力を行ふ權限を有しない。それで實力を行ふ機關が必要である。この機關は地方長官などの補助機關である警察部長、警視、警部、警部補及び巡査等である。是等を警察官吏といふのである。

憲兵　憲兵も警察執行機關の一種である。然し憲兵は軍事警察を掌るを本來の職務とするから、行政警察事務を行ふのは、警察官吏を援助する程度に過ぎないのである。

軍隊　軍隊は通常警察事務に關與するものでないが、戰時や事變に當つて、普通の警察力で公安を維持し得ない場合に、軍隊に依つて警察權を行ふ必要がある。天皇が戒嚴の宣告をした場合、又は地方長官が軍隊の出動を要求した場合などは軍隊が警察執行機關となるのである。

第十一章　行政救濟

行政救濟とは國家の行政作用によつて、臣民の權利又は利益を侵害された場合にこれを救濟することをいふ。行政救濟の種類は請願、行政訴願、行政訴訟の三種である。

第一節　請願

請願は臣民が天皇又は國家機關に對して、行爲又は不行爲を請ひ願ふことである。請願は公共の利益に關する事項でも、又個人の利害に關する事項でも、過去、將來の事項でも爲すことを得る。又請願は天皇を始め奉り如何なる官廳に對しても爲すことが出來る。請願が請願令に反しない限りはこれを受理すべきものであるが、これに對しては何等の指令をも與へないから、その效力は頗る薄弱である。

請願の中帝國議會に對して爲すものは、議院法に規定されてあるが、其他の請願は請願令に依つて文書を以て爲すべきものである。

第二節　行政訴願

行政訴願は行政官廳又は地方自治團體などの違法な處分や不當な處分の審査を求めるために、他の行政官廳に對して救濟を求める手續である。例へば警察署長が不當に營業の許可を取消した場合に、府縣知事に對してその處分の取消を求めるが如きである。

訴願は法律、勅令で特にこれを許した事項に付てのみなし得るもので、總ての行政處分に付て訴願を許してゐない。一般的に訴願をなし得る事項は左の通りである。

一　租稅及び手數料の賦課に關する件。
二　租稅滯納處分に關する件。
三　營業免許の拒否又は取消に關する件。
四　水利及び土木に關する件。
五　土地官民有區分に關する件。
六　地方警察に關する件。

訴願をするには一定の期間內に一定の形式を備へた文書で、一定の順序を經て爲すべきものである。

第三節　行政訴訟

行政訴訟は行政官廳の違法なる行政處分に付て、行政裁判所にその取消又は變更を求むる救濟手續である。行政訴訟も亦訴願と同じやうに、特に法律、勅令でこれを許した事項に付てのみなし得るもので、その事項は前に述べた行政裁判所の部に揭げてある。又行政訴訟も一定の期間內に、一定の形式を具へた文書で提起すべきものである。

行政裁判所は行政訴訟に付き當事者を呼出し、裁判の形式で審理して判決を爲すのである。

第五編　法律知識

民法

民法は一般民衆の社會生活につき、主として人の身分、能力、財産に關し、彼此相互間の權利義務を規定したもので、吾人の日常生活に最も密接な關係を有する法律である。

第一章　總則

第一節　人

人及び法人は權利義務の主體であるが、玆にいふ人は自然人のことで、その男性と女性たるとを問はぬ。然し民法第一條に「私權の享有は出生に始まる」と規定してある通り、胎兒は自然人たるの資格はないのが原則である。

第二節　能力

能力には權利能力、意思能力、行爲能力等の區別がある。權利能力は權利を享有し得る資格のことで、この資格ある者を法律上の人格者又は主體といふのである。意思能力は正常な認識力及び判斷力のことで、嬰兒、幼兒、白痴等の如く、正常なる意思作用をなし得る能力のない者を意思無能力者といふ。行爲能力は例へば成年者が物權を設定したり、債權契約をなすが如く、有效に法律行爲をなし得る資格のことで、權利能力を有する者は一般に行爲能力ある者と看做されて居るが、意思能力を有せぬ者や民法上の無能力者に對しては、行爲能力を制限して居るのである。

第三節　民法上の無能力者

未成年者、妻、禁治産者、準禁治産者の如きを民法上の無能力者といひ、法律行爲能力を制限されて居る。未成年者とは、滿二十歲に達しない者のことで、精神作用が未だ充分に發達して居ないから、法律は是等未成年者の法律行爲に就ては、一定の例外を除く外、法定代理人の同意あることを必要として居る。從つて法定代理人の同意のないときは之を取消し得るのである。禁治産者とは心神喪失の狀況にあつて正常の意思能力を缺くため、一定の手續に從ひ裁判所に於て禁治産者の宣告を受けたものである。禁治産者の行爲はこれを取消すことが出來る。而して禁治産者の法律行爲は後見人が代つて爲さねばならぬ。準禁治産者とは心神耗弱者、啞者、盲者及び浪費者で、一定の手續に從ひ裁判所から準禁治産者の宣告を受けた者であつて、法律行爲をなすには保佐人の同意を必要とする。妻を民法上の無能力者としたのは家族制度を重んずる結果、家族の統一を圖る必要上、夫の權利を保護するため、その法律行爲能力に制限を加へたものである。

第四節　住所

住所は人の生活關係の中心たる場所であるから、一人に就いて住所は一箇所に限られて居る。住所は本籍や寄留地とは意味を異にする。若し住所の知れない場合は法律上その居所を以て住所と看做すのである。

第五節　法人

自然人のやうに體軀は有しないが、私法上の權利に就ては、人と同一な權利を享有し得べき人の集團又は財産の集團を法人と稱する。法人にあつては理事がその機關の主となつて、一切の事務を執行し、外部に對しては法人を代表する。理事の外法人の機關としては監事及び社員總會がある。

第六節　物

民法上の物とは、外界の一部で私權の客體となり得る形體のあるものゝことで不動産と動産とに分れる。不動産とは土地又は土地に定着せる建物、立木法による立木の集團等をいひ、不動産以外のもので自由に處分し得るものはすべて動産である。

第七節　法律行爲

その行爲に依つて法律上の權利を發生し或は義務を負ひ、その效力を取消し又は變更することが法律行爲で、契約がその主なるものとなつて居る。この外遺言、催告、通知、追認、取消等も法律行爲である。法律行爲はこれをなすべき能力あることを要し、公の秩序や善良な風俗に反することなく、眞實に且つ自由なる意思表示であらねばならぬ。

第八節　時效

時效は時の經過によつて權利が消滅し、又は反對にこれを取得する原因のことで、消滅時效と取得時效とに分れる。時效の效力は起算の日に遡り、請求、差押、假差押、假處分、承認によつて中斷される。取得時效は所有の意思をもつて二十年間善意に且つ平穩に公然と他人の物を占有した者が、その所有權を

取得し、又は十年間同樣に他人の不動產を占有することによつて、その所有權を取得することである。消滅時效は債權にあつては權利を行使し得る時より算へて、十年間これを行はざることによつて消滅し、債權、所有權以外の財產權については、二十年間これを行はぬことによつてその權利は消滅する。尙ほ醫師や產婆等の債權や、日用品の賣掛代金などに付ては特別に短い時效がある。

第二章　物權法

第一節　物權

物權とは一定の物につき、直接利益を享有することを內容とする權利で、所有權、占有權、地上權、永小作權、地役權、留置權、先取得權、質權、抵當權等の種類がある。

第二節　所有權

所有權は物について、一般的にこれを使用、收益及び處分し得る權利である。例へば自己所有の土地を耕作し、或は家屋を建築し、こゝに住居し或は他人に貸し、又は賣却するなどはすべて所有權の作用である。

第三節　所有權に關する實際問題

自分の所有地に家を建てたり、塀を築いたりするときは、これと相接する隣地を使用せねばならぬことがある。この場合隣地の持主に向ひ正式に請求すれば、請求を受けた者は拒むことは出來ぬ。袋地となつて居る場合も正式に請求して隣地の土地を通行することが出來る。そのために生じた損害は辨償する責がある。隣接の高地から水が流れて來る場合、低地の人は抗議を申込むことが出來ぬ。然しこの水は自然の理によつて流出する水に限られて居り、人工的に流し込むものに就ては拒むことが出來る。自分の土地に家屋を建築するときは、隣接地との境界線から、一尺五寸以上の距離を置かねばならぬ。他人の宅地を窺み得る窓、緣側などが境界線から三尺未滿の所にある場合は目隱をつけねばならぬ。下水溜、用水溜、井戶等は境界線より六尺以上、池、厠等は三尺以上離すべきことを規定されて居る。都會等で人家稠密のため、隣家同志が窓越に家屋內を見通される場合は、住宅の所有者は隣家との協議を經て、板圍、土塀、垣根等を設らす權利がある。隣地の竹や木の根が、境界線を越えて來たならば、無斷で切斷することが出來るが、若し枝

である場合は切り去るやうに請求せねばならぬ。

第四節　占有權

占有權とは自分のためにする意思で、物を所持する權利である。現實に物を支配する事實から生ずる權利が占有權である。それで占有權は人が物を現實に所持する狀態を保護するために認めたものであるから、占有者が占有物の上に行ふ權利は適法に有つて居るものと推定される。例へば盜んだ物を占有して居ても正當に有つて居るものと推定されるのである。

第五節　地上權

地上權は建物其他地上地下に設ける建設物、又は竹木を所有する目的で、他人の土地を借入れて使用する權利である。地上權の期間は地主と借地人との契約によつて定め、若し期間の定めのないときは、地上權者は何時でもその權利を拋棄することが出來る。然し地代を拂ふべき場合は一年前に預告し、且つ期限の來ない一年度の地代を支拂はねばならぬ。地上權者は權利消滅のとき、土地を原狀に復し、工作物や竹木を取去らねばならぬが、若し地主が其時の相場で買取らうとする場合は、地上權者は理由なくしてこれを拒むことは出來ない。

第六節　地上權と土地賃借權の異同

土地の賃借權は地上權と同樣な目的のために設定することが出來るが、法律上では全然その性質を異にして居る。先づ地上權は地主の意思如何に拘らずこれを自由に讓渡し得るが、賃借權は賃貸人の承諾のない間は、その權利を讓渡することは出來ぬ。期間に就ても地上權には制限はないが、賃借權は二十年以下と限定されて居る。地上權では借地人が二年以上地代の支拂を怠るか、破產の宣告を受けた場合でなくては、地主は土地の返還を請求することは出來ぬが、賃借權は一ケ月地代を怠つてもその支拂を求め、若し支拂のないときは、土地の明渡しを請求することが出來る。

第七節　永小作權

他人の土地に農業を營む形式に二種ある。一つは地主との賃貸借契約で債權關係により土地を借る方法であり、他の一つは物權たる永小作權である。永小作權は小作料を拂ひ、他人の土地に於て農牧をなし得る權利で、その期限を二十年以上五十年

以下の長期として居る。期限二十年以下のものは單なる借地又は小作で、債權とはなるが永小作權とはならない。單なる借地や小作の場合は、地主が變ればその要求に應じて土地を返還せねばならぬが、永小作權では地主の交代によつて、その權利に何等の影響も受けないのみならず、當事者との特約があれば、又貸をしたり讓渡したりすることも出來る。

第八節　地役權

地役權は自己の土地の利用のために、他人の土地を利用することを內容とする權利で、例へば自己の土地から他人の土地を通行する權利、又は他人の土地から用水を汲み取る權利の如きである。故に地役權は土地以外の物には行はれない。

第九節　留置權

留置權は他人の物を占有する者がその物に對して生じた債權につきその辨償を受けるまで、物の引渡しを拒み得る權利のことである。例へば仕立屋が他人から衣服の裁縫を依頼されたとして、仕立屋は當然その衣服の仕立賃を受ける權利があるからそれを受取るまで、裁縫を依頼された衣服を自分の手許へ留め置き得る類である。然し留置權は債權のかたでは無く。必ずその物に對して直接生じた債權であらねばならぬ。又その債權は辨濟期にあるもので無くてはならぬから、品物を渡すべき約束の期日が、その代金を受取る期日の以前であれば、相手がその債務を果すと否とに拘らず品物は引渡さなくてはならぬ。

第十節　先取特權

先取特權は一人の債務者に對し、數人の債權者のあつた場合その債務者の財產につき、他の債權者に先立つて辨濟を受ける權利である。この權利は法律の規定によつて發生し、當事者の契約によつて定まるものではない。我民法の認めて居る先取特權の主なるものは左の通りである。

一　共益の費用。
二　葬式の費用。
三　雇人の受くべき給料。
四　日用品の賣掛代金。
五　土地家屋の賃貸料。
六　旅館の宿泊料。
七　旅客、荷物の運輸料。
八　公吏の職務上の過失に因る損害金。
九　動產の保存料。
一〇　種苗、肥料の供給代金。
一一　農工業勞役者の賃銀。
一二　不動產の保存費、工事費、賣買代金。

第十一節　質權

質權は債權の擔保として受取つた物を占有し、その辨償を受けなかつた時には、相手方の承諾なくもこれを賣却し、その代金を以て辨濟に當てることを得る權利であるが、民法では擔保物を處分することを辨濟期前に豫め契約することを禁じて居る。質の目的物は原則として有體物であることを條件とするが貸金の債權、手形の債權等の非有體物も權利質と稱して質權の目的とすることが出來る。然し質權は債務者が返濟を怠つたとき、他に賣却してその代金を收めるのであるから、恩給、年金、扶助料等の如く、他に讓渡することの出來ないものは質の目的とすることは出來ぬ。

第十二節　抵當權

抵當權は不動產を擔保として金錢其他の物を融通した場合、その不動產について債權者が他の債權者に先立つて辨濟を受ける權利であるが、これは登記を經て初めて完全になる。登記を經なければ第三者に對抗することは出來ぬから、債務者が一旦抵當に入れた自己の不動產を更に他に賣渡して、その貸金を辨濟せぬ場合でも、債權者はその不動產の讓受人に對して權利を主張することは出來ない。

第十三節　附加物と從物

附加物とは家屋を抵當に入れた者が、その後納屋を增築した場合にその納屋のことをいひ、從物とは家屋を抵當に入れた場合それに附屬せしめた疊、建具の類をいふ。附加物は抵當權設定の際反對の定めのない限りは抵當權の目的中に含まれ、抵當權設定後は無條件で抵當權の目的中に加へられるのである。又從物についてもその通りである。

第十四節　賣渡抵當と根抵當

賣渡抵當は不動產を抵當にするとき、その抵當物の所有權を債權者の名義に書きかへ、債務辨濟の後再び債務者に所有權の移轉をする方法である。根抵當は不動產を抵當として或金額を借用する際、債務者は一時にその金額を受取らず、必要に應じて受取り、順次に約束の金額まで達せしめる方法である。又現在の金錢貸借に關係なく將來貸借のあつた場合として、この抵當權を設定することも出來るのである。

第三章　債權法

第一節　債權

債權は或人をして、或事を爲さしめ、又は反對にこれを爲さ

しめない權利で、契約、事務管理、不當利得、不法行爲など人爲又は法律の規定の原因に依つて發生する。債權は金錢に見積ることの出來ないものでも、その目的とすることが出來るが、不法なこと、人として爲し得ないこと、其他確定し得ないことを目的とすることは出來ぬ。

第二節　債權の效力

債權者は債務者がその債務の履行をしない場合は、裁判所に強制履行を請求することが出來る。又契約を解除することも出來るし、債務不履行に因つて生じた損害を賠償せしめることも出來る。又債權者は自分の債權を保全するため、その債務者の有つて居る權利をも行ふことが出來るものである。

第三節　債權の消滅

債權は辨濟、相殺、更改、免除等によつて當然消滅するが、この他にも時效によつて消滅する。即ち一定の年數を經過した場合に、法律上債權が消滅するのが時效消滅で、時效にかゝる年限を權利の性質によつて分けると、

一貸金其他の債權は十年。

二債權又は所有權以外の財產權は二十年。

三利息、會社の配當金など一年より短かい時期で定めた金錢其他の物の給付を目的とする債權は五年。

四醫師、產婆、藥劑師の施術費、藥代、技師、棟梁、請負人の工事請負の債權は三年。

五辯護士、公證人、執達吏の債權は二年。

六商品及び產物の賣掛代金、居職人、製造人の工賃、生徒の授業料及び寄宿舍の賄料は二年。

七雇人の月給又は日給、勞力者及び藝人の賃錢、運送業者の運送賃、旅店、料理店、貸席及び娛樂場の宿泊料飲食代、席料、木戸錢、消費物代償、立替金、動產の損料は一年。

八商行爲の債權は五年。

九損害又は生命保險の保險金額支拂の義務及び保險料返還の義務は二年。

一〇保險料支拂の義務は一年。

一一生命保險の積立金を拂戻す義務は二年。

一二引受人又は約束手形の振出人に對する債權は滿期日より三年。

一三所持人の前者に對する償還請求權は支拂拒絕證書作成の日より一年。

一四裏書人の前者に對する償還請求權は償還をなした日より六ケ月。

一五船長の船主に對する債權は一年。

一六共同海損又は船舶衝突の債權、又はこの場合に於ける救助料は一年。

第四節　時效の中斷

債權は時效によつて自然に消滅し、法律上強制する權利が無くなる。これは時效中斷によつて豫防する方法がある。その手續は時效年數の來ない前に、債務者に交涉して更に債務の承認書を取るのである、又裁判所に訴へて請求してもよい。時效を中斷するときは、更に十年とか五年とかの期間內は債權は消滅しないのである。即ち時效は債權者の請求、差押、假差押又は假處分、債務者の債務の承認などで中斷されるのである。然し債權者が債務者に催促して時效を中斷するには、催告後六ケ月內に裁判上の手續をしなければならぬのである。

第五節　契約

契約は二人以上の意思の合致によつて法律上の效果を生ずるものである。意思の合致は申込と承諾とによつて成り、申込は相手方に達したときから、承諾はこれを發したときから效果を發生する。契約は公安を害せず、法律や善良な風俗に反せず、不可能事でない限り如何なるものでも成立せしめることが出來るが、民法では贈與、賣買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇傭、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解の十三綱目を擧げて居る。

第六節　金錢貸借上の實際問題

契約の中で最も問題の起り易いのは、貸借の契約であるが、それも金錢貸借に於て特に多くの問題が生ずる。金を貸してその取立が出來ぬからと言つて、債務者の家へ押しかけて居催促でもすると、家宅侵入罪に問はれることがある。貸金のかたからと言つて、勝手に債務者の家財道具を持ち出すやうなことをすれば、强盜として訴へられても仕方がない。書替のとき元の證文を返さず、その古證文を利用して二重取りをしやうとすれば立派な詐欺罪が構成する。又債務者の側からいへば、勝手に親や兄弟の印鑑を持ち出し、是等を連帶債務者として借金をすれば、それが原因で他人に損害をかけた場合は、債權者が告訴しなくとも、私印盜用行使詐欺罪が成立する。貸金の返濟を强制するには法律の力を借りなければならぬのである。この場合は先づ、債務者に對して請求訴訟を起すとか、支拂命令の送達を裁判所に申請し、その結果によつて、假執行や强制執行を行ふとかの方法を執るのである。

第七節　保證と連帶

金錢貸借の場合の保證に、普通の保證と連帶保證との區別が

ある。普通の保證人は借主が破産したとか、行方不明となつたとか、又は強制執行をしても債務を充たすことが出來ぬ場合に借主に代つてこれを辨濟する義務を負ふものであるから、借主をさしおいて保證人に債務の辨濟を迫ることは出來ぬ。又保證人は借主に代つて債務を果した場合は、借主に對してその元利金、返濟後の法定利子、其他の費用を請求することも出來るし借主が保證人の同意を得ずして、貸借關係の條件を變更したる場合は、保證人はそれに從ふ義務を負はない。連帶保證は主たる債務者が債務を履行せぬ場合、その主たる債務者の資産の有無に關係なく、直ちに連帶保證人にかゝることが出來る。即ち保證人に對して最初から請求が出來る。他の點は連帶債務と異なる所はない。連帶債務は債務者間で債務額の全部を支辨する責任があつて義務に輕重がない。例へば三人連帶で三千圓を借りたとすれば三人共各三千圓宛の債務を負ふ譯で、三人で三千圓だから、一人の債務は一千圓といふことは出來ぬ。貸主は連帶債務者の誰に對しても三千圓の辨濟を求めることが出來る。

第八節　貸金の利子

利子は貸金に對する謝禮だから、道德上から言へば當然支拂ふべきものであるが、法律上では必ずしも支拂はねばならぬものでない。當事者間の協議により無利息貸借で、元金だけ返しても差支ない場合もある。又利子をつける契約をして、その利率を定めなかつた場合は法定利子だけ支拂へばよい。法定利子は民法では年五分、商法では年六分である。貸借者相互の契約により、非常な高率な利子を定めることがあるが、利息制限法は相互契約上の利子を制限して居るから、制限以上の利子は必ずしも支拂ふ必要はない。卽ち元金百圓未滿は年一割五分、百圓以上千圓未滿は年一割二分、千圓以上は年一割の利子を限つて利子を支拂へばよいのである。利子の支拂が一年以上滯つた場合は、貸主は借主に催告狀を發送せねばならぬ。この催告狀を受取つても、尙ほ借主が支拂はないときはその利子を元金に加へ、更に其日から利息に利息をつけることが出來る。

第九節　債權の賣買

債權は讓渡すことが出來る。金を貸して證文は取つたが、催促しても返さぬとか、自分で取立てにかゝつて居る暇が無いとかのときは、これを第三者に賣渡した方が便利である。この場合は內容證明の書留郵便などによつて、通知しなければ債務者

外の者に讓渡を主張し得ないのである。

第十節　金錢債務臨時調停法

昭和七年十月一日から、金錢債務臨時調停法が實施されることゝなつた。これは借金の重壓に苦んで居る農山村の人々や中商工業者を、法律によつてその借金を整理し、少しづゝでも返せる道を開けてやるといふのが精神であるが、債權者のためにも亦これによつて貸金取立の見込がつくから、双方とも便益を與へられることになる。活用については例へば一千圓の金を借りて居る商人があつて、毎月十圓づゝ返す契約になつて居る。不景氣のため迚も返せないといふ場合、商人は調停法によつて區裁判所に申立てると、區裁判所では判事一名と民間から選任され調停委員二名以上から組織される調停委員會にかけ、その席上へ債務者の商人と債權者の金貸とを呼び、膝を突合せてお互の事情を陳述せしめ何んとか折合はせる。この結果十圓づゝ返すところを五圓にする者もあり、當分据置いて何時頃から月賦で返すといふ風に調停する場合もある。又高利貸から借金して返金に苦んで居る者が、この委員會に持出して話のつかないやうな場合は、裁判所は調停委員の意見を徵し、これ位が適當だといふ點まで利子を引下げることも出來るし、手數料、延期料、調査料等の名義で既に支拂つた金が殆ど借金の元金に達して居るやうな場合にも、この法律で話をつけること、が出來る。調停申立の手續は、區裁判所へ行つて用紙を貰ひ受けそれ〴〵の項に記入して一定の手數料を納めればよい。手續料は金額一口につき、五十圓までは二十錢、百圓までは三十錢、二百五十圓までは五十錢、五百圓までは一圓、一千圓までは二圓である然しこの法律は小作料、地代、家賃、保險料、無盡の掛金は取扱はない。又昭和七年七月三十一日以前のものに限り、それ以後の借金には適用されないことになつてゐる。

第十一節　買戻契約

不動產はこれを賣買するに際して、後日買戻しの契約をすることが出來る。買戻しの代金は賣渡代金と同額の金員と、契約に要する費用を加算したものでよい。買戻しの契約は賣渡しと同時に登記せぬと第三者に對しては效力なく、期間は十年以上を許さない。期間について特別の契約がないときは五年以內に買戻さなければ無效となる。

第十二節　不動產賃貸借の實際問題

地主が土地を他人に賃貸した場合は、その土地に對して他に所有權を主張する者があれば、これを引受けて妨害物を取除き又土地が破壞されて居たならばこれを修繕し、借主に對してその土地の用法に從ひ、使用に堪へ得るやう取計ふ義務がある。家主が他人に借家を賃貸した場合も同樣破損した個所を修繕しその家屋を完全に使用せしめるやうにせねばならぬ。又借主がその賃借した土地又は建物を改良し從前より價値あるものとした場合は、賃貸借契約の終了と共に、貸主は改良によつて得ただけの利益を借主に支拂ふ義務がある。然し改良するときは貸主の同意を得ることを要し、無斷で改良した場合は貸主に辨償の責任はないのである。

第十三節　事務管理

事務管理は法律上何等の義務なくして、他人のために事務を管理し、その性質に從つて最も本人の利益に適する方法を取ることである。例へば甲の土地に隣接せる乙の土地の所有者が、その土地に溝を掘つた場合、掘り出した土は當然乙が處理すべきであるが、乙がこれを處理せず甲の土地との境界に積んで置いたとすると、甲は甚だ迷惑を感ずるから、乙に代つてその土を取拂ひ、地ならしをするなどのことである。この場合甲が、乙の利益のために費用を出したならば、これを乙に向つて請求することが出來る。

第十四節　不當利得

不當利得は法律によらず、他人の勞務又は財產によつて利益を受けることで、そのため他人に損害を及ぼした場合、收得した利益の有する限りこれを返還すべき義務がある。又若し惡意の受益であつたならば、受益者はその利益に利息を附して返還し、尙は損害があればこれを賠償しなければならぬ。

第十五節　不法行爲

不法行爲は故意又は過失により、他人の身體、生命、財產、名譽等の權利を侵害することで、これに對しては損害賠償の義務がある。不法行爲による損害賠償の請求權は、被害者又はその法定代理人が、損害及び加害者を知つたときより三年間これを行はなかつたならば、時效によつて消滅し、又不法行爲のときから二十年を經過した場合も失效する。賠償は金錢を以てするのが原則であるが、名譽毀損等の不法行爲に對しては、新聞紙などに謝罪廣告を掲載させる如き方法もある。

第四章　親族法

第一節　親族

法律上の親族とは六親等內の血族、配偶者、三親等內の姻族のことである。血族とは自己と血統を同じくする者、姻族とは夫婦の一方と、その配偶者の血族との關係、親等とは自己に對する血族及び姻族との關係の遠近であつて、親等は次の如くなて居る。（但數字は一親等、二親等々の親等である）

六親等內の血族親等

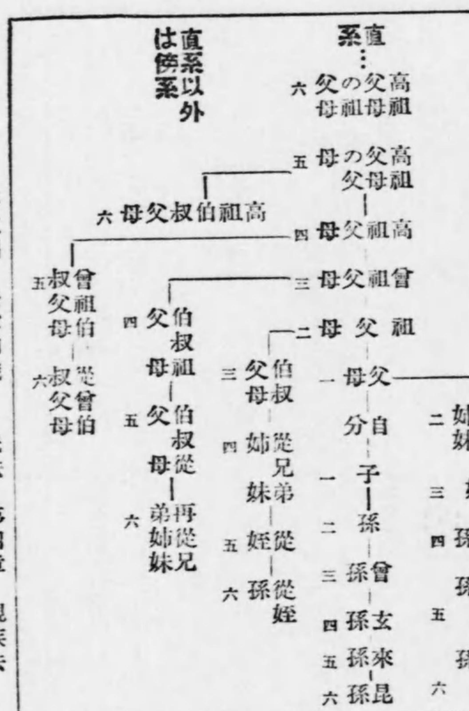

三親等內の姻族親等

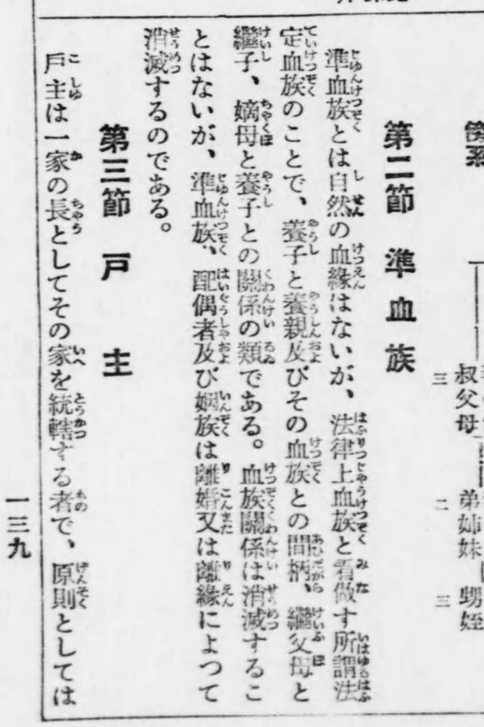

第二節　準血族

準血族とは自然の血緣はないが、法律上血族と看做す所謂法定血族のことで、養子と養親及びその血族との間柄、繼父母と繼子、嫡母と養子との關係の類である。血族關係は消滅することはないが、準血族、配偶者及び姻族は離婚又は離緣によつて消滅するのである。

第三節　戶主

戶主は一家の長としてその家を統轄する者で、原則としては

代々長男が繼ぐべきものであるが、若し男子のない場合は長女が繼いで女戸主となる。女戸主が入夫婚姻により他家から夫を迎へたときは、その入夫が戸主となるのが通常であるが、夫婦協議の上ならば、そのまゝ女が戸主となつて差支はない。

第四節　家族

家族は戸主の親族及びその配偶者で、その家に在る者をいふが、家に在るといつても現在同居せる者の意味ではなく、戸籍上その家に籍のある者はすべてその戸主の家族である。

第五節　戸主權

戸主の權利には家族の住所指定權、家族の婚姻及び養子緣組の同意權等がある。この權利に對して戸主は家族を教育し、これを扶養すべき法律上の義務を負ひ、又道德上からは一家を主宰し、家族の生活を維持するため家運を發展せしめる義務がある。戸主は滿六十歲に達し完全な家督相續人の相續の單純承認を得た場合は隱居することが出來る。戸主は疾病又は本家の相續再興其他止むを得ぬ事由のため、爾後家政を執ることが出來なくなつた場合には、裁判所の許可を得て隱居することが出來る。又女戸主は適當な相續人さへあれば、夫の同意を得て何時でも隱居が出來るのである。

第六節　婚姻

婚姻は男子は滿十七歲、女子は滿十五歲以上に達すると法律上公然と出來るのであるが、男子は滿三十歲以下、女子は滿二十五歲以下の場合は、戸主及び父母の同意を要する。而して左の場合は法律上婚姻を許されぬことになつて居る。

一　配偶者のある者。
二　女子が離婚して六ケ月を經過せぬ場合。
三　姦通した男女同志。
四　直系血族又は三親等内の傍系血族の關係にある男女。

又養子及びその配偶者、直系尊族又はその配偶者と養親又はその直系卑族との間に於ては、死亡又は離婚等により親族關係が止んだ後でも婚姻することを許さぬ。

第七節　離婚

離婚には協議上の離婚と裁判上の離婚とがある。前者は夫婦とも承諾の上の離婚であるが、裁判上の離婚は配偶者の一方が不服であるにかゝはらず、他の一方が裁判所に訴へて判決を受ける離婚である。裁判上の離婚は左の條件を必要とする。

一　配偶者が重婚をなしたとき。
二　妻が姦通をしたとき。
三　夫が姦通罪の刑を受けたとき。
四　配偶者が破廉恥罪を犯し、又は其他の罪により三年以上の懲役に處せられたとき。
五　配偶者が同居に堪へざる虐待又は重大な侮辱を加へたとき。
六　惡意を以て配偶者から遺棄されたとき。
七　配偶者の親又は父祖母から虐待又は重大な侮辱を加へられたとき。
八　配偶者が自己の親又は祖父母を虐待し、又は重大な侮辱を加へたとき。
九　配偶者の生死が三年以上分明ならざるとき。
一〇　堺養子緣組の場合は離緣のあつたとき、又は養子が家女と婚姻をなした場合に於て、離緣若しくは緣組の取消のあつたとき。

第八節　婚姻豫約の問題

婚姻の豫約といふのは婚姻の届出はしないけれども、事實上男女が夫婦關係を結んで、將來婚姻届をすべきことを目的とすることである。故に當事者の一方が正當な理由なくして、婚姻を爲すことを拒んだ場合は、裁判所に訴へてこれにより被つた損害の賠償として慰藉料を請求することが出來る。例へば男と女が各々兩親の承諾の下に、三々九度の儀式を擧げると、社會は一般にこれを夫婦と見るのであるが、法律ではその届出（婚姻届）がなければ夫婦と認めないのである。この届出をしない前の男女の結合生活を所謂婚姻の豫約といふのである。

第九節　實子

實子には嫡出子、庶子、私生子の區別がある。即ち正式に婚姻した夫婦の間に生れた子は嫡出子、婚姻關係のない男女間に生れた子は私生子、私生子にして父が認知した子は庶子である庶子は父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するのである。庶子にしてその父に正當の妻あるときは、その妻を嫡母、實際の母を生母といふ。

第十節　養子

實際の親子ではないが、法律上親子と認められた者を養子といふ。養子は普通の養子と堺養子との二種に分れる。元來養子は一家の斷絶を防ぐため、養子緣組に依つて生ずる關係であるから、養子緣組を爲すには養親と養子との合意の届出を必要とするのである。

第十一節　養子緣組

養子緣組には成年に達した者であれば、自己の意思で養子と

なることが出來るが、左の場合は何れも緣組をなすことが出來ない。

一尊族又は年長者を養子とすること。

二法定推定家督相續人である男子のある者は男子を養子とすること（但女壻となすためにする場合を除く）。

三後見人は被後見人を養子とすること（但遺言でする養子の場合を除く）。

四配偶者のある者はその配偶者と共にせざるとき。

第十二節　養子離緣

養子の關係は、實子と異り離緣によつて消滅するのであるが、この離緣には、協議上の離緣と裁判上の離緣との二種に分れる。協議上の離緣については、養子が滿十五歲以下のときは、當人の父母又は戶主が代つて協議しなければならぬが、滿二十五歲以下の場合は、父母の同意を必要とする。養親が死亡した後離緣するには、養家に戶主があれば、その戶主の同意を要するのである。而して裁判上の離緣については左の條件を必要とするのである。

一他の一方から虐待又は重大な侮辱を受けたとき。

二他の一方から惡意を以て遺棄されたとき。

三養親の父又は祖父母から虐待又は重大な侮辱を受けたとき

四他の一方が一年以上の懲役に處せられたとき。

五養子に家名を汚し又は家産を傾くべき重大な過失のあつたとき。

六養子が逃亡して三年以上復歸せぬとき。

七養子の生死が三年以上不明であるとき。

八他の一方が自己の直系尊族を虐待し、又は重大なる侮辱を與へたとき。

九婿養子緣組の場合に於て離婚ありたるとき、又は養子が家女と婚姻をなした場合に於て、離婚又は婚姻の取消のあつたとき。

第十三節　親權

親權は父又は母が、その家に在る未成年の子の身上、財産又は獨立の生計を營まない成年の子の身上に對して行使する監護教育、懲戒、財産管理等の權利で、その內容は、

一未成年の子の監督教育をなす權利義務を有し、その結果として居所指定、兵役志願の許否、職業許否の權利。

二必要な範圍內に於けるその子の懲戒。

三未成年の子の財産を管理し、その子に代つて行ふ戶主權及び親權（但成年に達し、既に獨立の生活を立てる子は父母と同居して居ても親權に服しない）

等である。親權を行ふ者は同じ戶籍面にある父母のみで、實父でも戶籍面が違へば親權を行使することは出來ぬ。又戶籍面は父母でも母や繼父母や嫡母である場合は、親權にいろ〳〵の

制限がある。

第十四節　後見

後見は未成年者に對して親權を行ふ者のないとき、又は親權者が財産管理權を有しないとき、及び禁治産の宣告を受けたときに開始される。後見と親權の異なる所は重大事項について、母、繼父母、嫡母が親權を行ふ場合の外、親族會の同意を必要としないが、後見の場合にはこれを必要とする點である。後見人には指定と法定と選定との三種がある。指定は最後に親權を行つた者が遺言を以て指定する後見人、法定は法律の規定による後見人、選定は親族會に於て選定された後見人である。後見人の地位は公職ではないが、公職に準ずべきものであるから、後見人となつた者は婦人を除くの外、特別の事由がなければ、その任務を辭することは出來ぬ。又無能力者や公權を剝奪され或は停止された者は、後見人となることが出來ないのである。

第十五節　親族會員

親族會は會員三人以上を以て組織し、一家の重大事件を議するために設けられるもので、會議を要する事件の本人、戶主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、檢事又は利害關係者の請求により、裁判所がその申請人、又は其他の利害關係人に適當な者を指名せしめ、その中から適當と認めた者を會員に選定するのである。

第十六節　親族會

親族會を招集するときは本人、戶主、家に在る父母、配偶者分家の戶主、後見人、後見監督人、保佐人等にその旨を通知することを要し、通知を受けた者は親族會に列して意見を述べることが出來る。親族會の決議に對しては、會員又は親族會招集請求者から、一ヶ月以內に不服を裁判所に訴へることが出來る。親族會で決議を見ることの出來なかつた場合は、會員は裁判所に決議に代るべき裁判をなすことを申請し得る。

第十七節　扶養義務

道德上から言つても、親族間は互ひに扶養すべきが當然であるが、然し生活の困難なものは、無制限にこれを救助することが出來ないのも又當然である。それ故法律は一定の親族間に扶養の義務を認めて居る。即ち

一戸主は家族を扶養すべきこと。
二夫婦は互に扶養すべきこと。
三直系血族は同一の家に在ると、他家に在るとを問はず扶養すべきこと。
四兄弟姉妹の間は同一の家に在ると否とを問はず、又養子たると否とを問はず扶養すべきこと。
五親族間では夫婦の一方と他の一方の直系尊族との間でその家に在る者に限り互に扶養すべきこと。

等がこれであるが、是等の者の間にも一定の順序があつて

一配偶者。
二直系卑族。
三直系尊族。
四戸主。
五夫婦の一方と他の一方の直系尊族にしてその家に在る者。
六兄弟姉妹。

の順に從つて扶養の義務がある。又扶養を受ける權利ある者が數人あつて、扶養義務者の資力がその全部を救助し能はざる場合は、扶養義務者は、

一直系尊族。
二直系卑族。
三配偶者。
四夫婦の一方と他の一方の直系尊族でその家に在る者。
五兄弟姉妹。
六以上に該當せざる家族の順序によつて扶養する義務を負ふ

られた制度である。

第十八節　扶養義務の發生

扶養の義務は、扶養を受ける者が、自己の資産又は勞務に依つて生活し得ないとき、教育を受け得ないときにのみ發生する。兄弟姉妹の間では、扶養を受ける必要が、これを受ける者の過失でなく生じたときにのみ發生するのである。

第五章　相續法

第一節　家督相續

相續は家督相續と遺産相續との二に分れる。家督相續とは戸主の死亡した場合、又は戸主がその身分を失つた場合、戸主に屬する權利義務を繼承することをいふのである。即ち家督相續は戸主たる身分を承繼せしめて、家を斷絶させないために認められた制度である。

第二節　遺産相續

遺産相續は家族の死亡に原因し、その遺産上の權利義務を承繼するものである。家督相續では相續人は一人に限つて居るが遺産相續の場合は相續人は數人に及ぶことがあり、各自の相續

分は相等しきものとなつて居る。家督相續でも遺産相續でも法定の場合に自己に不利であると認めたときは、法定家督相續人の外、相續を拋棄することが出來る。

第三節　單純承認

家督相續又は遺産相續の承認については、單純承認と限定承認との二つがある。單純承認は被相續人の一切の權利義務を承認するものであるが

一相續人が相續財産の全部又は一部を處分したとき（但保存行爲及び民法第六百二條に定めた期間を越えざる賃貸を爲すのは差支ない）。
二相續人が民法第千十七條の期間内に限定承認又は拋棄を爲さざりしとき（註―相續人が自己のために相續の開始されたことを知つたときより三ケ月間内に限定承認又は拋棄を爲さなかつたとき）。
三相續人が限定承認又は拋棄を爲さざりし後と雖も、相續財産の全部若しくは一部を隱匿し、私かにこれを消費し又は惡意を以てこれを財産目錄中に記載せざりしとき（但その相續人が拋棄をなしたるに因り相續人となりたる者が承認をなしたる後はこの限りにあらず）。

等の場合には單純承認をしたものと看做される。而して民法第六百二條の規定は

ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ賃貸借ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ズ
一樹木ノ栽植又ハ伐採ヲ目的トスル山林ノ賃借ハ十年
二其他ノ土地ノ賃貸借ハ五年
三建物ノ賃貸借ハ三年
四動産ノ賃貸借ハ六ケ月

第四節　限定承認

限定承認は受繼いだだけの財産で、被相續人の負債を辨濟することを豫め留保して承認する方法である。限定承認をなすには相續開始のあつたことを知つた日から、三ケ月以内に財産目錄を調製し、これを裁判所に提出して限定承認をなす旨を申述べねばならぬ。この手續を怠るときは單純承認をなしたものと認められ、法律上被相續人の全責任を負はねばならぬことになるのである。

第五節　相續の拋棄

相續財産を相續して被相續人の負債を償却しても、幾分殘餘の財産がある場合は、單純承認をしても不利益とはならぬが、若し相續財産で被相續人の負債を辨償することの出來ぬ場合は、相續人は相續の開始ありたることを知つた日から、三ケ月内に裁判所に申述して相續の拋棄をした方が利益である。

第六節　家督相續人の廢嫡

法定の推定家督相續人につき次の原因がある場合は、被相續人はその廢嫡を裁判所に請求することが出來る。

一　被相續人を虐待し又は重大なる侮辱を加へたとき。

二　疾病其他身體又は精神狀態により家政を執るに堪へぬとき

三　家名を瀆す罪により處刑せられたとき。

四　浪費者として準禁治產の宣告を受け改悛の望みなきとき。

右の外正當の事由があれば、被相續人は親族會の同意を得て、相續人の廢除を請求することを得るのである。

第七節　遺言

遺言の方式は、普通と特別との二種に分れてゐる。普通遺言は自筆證書、公正證書、祕密證書等によつて行はれ、特別遺言は口授によつて行はれるのである。而して遺言は滿十五歲に達した者は何人でも爲すことが出來る。遺言は遺言者の死亡のときからその效力を生ずるのであるが、若し停止條件を附した場合は、その條件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は條件成就の日から效力を發生する。公正證書に依る遺言の外、遺言書の保管者は相續の開始を知つた後遲滯なく、これを裁判所に提出してその檢認を請求せねばならぬ。封印のある遺言書は裁判所に於て、相續人又はその代理人立會の上でなくては開封することは出來ぬ。遺言者は何時でも遺言の方式によつて、遺言の一部又は全部を取消すことが出來る。この場合前の遺言と後の遺言とが抵觸した際は、その抵觸する部分のみ後の遺言を以て、前の遺言を取消したものと看做されるのである。

第八節　遺留分

被相續人である戶主又は親は、相續財產の一部を必ず相續人に讓渡せねばならぬ。その割合は相續人が子又は孫の場合は全財產の二分の一、其他の相續人の場合には全財產の三分の一となつて居る。かくの如く法律上相續分として必ず讓渡すべき義務ある財產が遺留分である。被相續人の所有財產は自己の努力によつて得たものであるから、全部勝手に處分してよいやうであるが、それでは相續者が家督を相續して一家の戶主となつた場合、家族を扶養することの出來ない場合があり、我國獨得の家族制度が破壞されるから、法律によつて遺留分の制度を設け、その戶主又は親は家督相續たると遺產相續たるとを問はず、相續人の遺留分を侵害することの出來ないことを規定し、これに違反して爲された贈與、遺贈等は相續人の請求によつて減殺されることになつて居る。

借地借家法

借地法も借家法も都會に於ける借地借家人を保護するために制定せられ、大正十年法律第四十九號を以て公布せられ、同年五月十五日から施行されたのである。

第一章　借地法

第一節　借地法の特質

借地法では建物の所有を目的とする地上權又は土地の賃借權は、特別の規定なき限り、石造、土造、煉瓦造などの堅固な建物では六十年、普通の建物では三十年を法律上の存續期間とし、この期間內は地主の都合によつて解約することは出來ないたとへ借地證書に地主の請求により何時にても明渡す旨が書いてあつても、法律上これは無效である。この法律の施行前に建物を所有する借地人は、既に經過した期間を算入して、堅固な建物では三十年、普通の建物では二十年を存續期間とする。又現存その年限を超えて建物を所有して居るものは、二十年を限して居る建物、其他借地權者が土地に附屬せしめた物を買取契約を改約したものと看做されるのみならず、借地權の消滅期間が來たときには地主は借地人に對し、その建物の腐朽せぬ間は契約の解約を請求することが出來ない。地代は一定の期限のある間は、その特約に從ひ期限後の地代に就ては土地の狀況によつて、相當の增減を要求することが出來る。借地權又は地代等につき、地主と借地人との間に紛爭を生じた場合は、區裁判所其他の調停機關の調停によつて解決せられる。

第二節　借地法の解釋

第一條　借地法で借地權と稱するものは、建物の所有を目的とする地上權と借地權のことである。

第二條　借地權の存續期間は前節に述べた通りである。

第三條　契約を以て借地權を契約する場合、建物の種類や構造を定めないときは、堅固な建物以外の所有を目的とするものと看做すのである。

第四條　借地權消滅のとき建物のある場合は、借地權者は更に契約を改めて請求することが出來る。この場合地主がその契約の更新を欲しないときは、時價を以て、その土地に附屬して居る建物、其他借地權者が土地に附屬せしめた物を買取るべきことを地主に請求することが出來る。

第五條　當事者が契約を更新する場合は、借地權の存續期間は更新の時から起算し、その期間は堅固な建物ならば三十年、其他の建物ならば二十年と規定されて居る。この場合若し建物が期間滿了前に腐朽して居たならば、借地權はこれによつて消滅する。當事者が若しこの規定より長期間を定めたときはその定めに從ふのである。

第六條　借地權者が借地權の消滅後、土地の使用を繼續する場合、土地の所有者が遲滯なく異議を申立てなかつたならば、前の契約と同一の條件で更に借地權を設定したものと看做される。此場合權利の存續期間は第五條の規定を準用する。

第七條　借地權の消滅前に建物が滅失した場合は、殘存期間を超えて存續すべき建物の築造に對し、地主が遲滯なく異議を申立てなかつたならば、借地權は建物消滅の日から起算して堅固なものならば三十年、其他の物ならば二十年間存續せられるが、殘存期間がこれより長いときはその期間による。

第八條　第六條と第七條との規定は、借地權者が更に借地權を設定した場合に準用される。

第九條　以上揭げた規定は、臨時設備のために借地權を設定した場合には適用されない。

第十條　第三者が賃借權の目的である土地の上にある建物、其他借地權者が權限に因つて、土地に附屬して居るものを取得した場合に、賃貸人が賃借人の讓渡又は賃貸を承諾しない場合は、賃貸人に對し時價を以て建物其他借地權者の權限によつて、土地に附屬せしめた物を買取るべきことを請求することが出來る。

第十一條　第二、第四、第五、第六、第七、第八、第十の各條の規定に反する契約條件で、借地權者に不利益なものは、これを定めないものと看做される。

第十二條　地代又は借賃が、土地の租稅其他の公課の增減や土地の價格の高低により、又は近隣の土地の地代や借賃に比較して相當でなかつたときは、契約の條件に拘らず當事者は、將來に向つて地代又は借賃の增減を請求することが出來る。但一定の期間地代又は借賃を增加しないとの特約があればその定めに從はねばならぬ。

第十三條　土地所有者又は賃貸人は辨濟期に至つた最後の二年分の地代又は借賃につき、借地權者がその土地の上に於て所有する建物の上に先取特權を有する。この先取特權は地上權又は借地權の登記をなすことによつて、その效力が保存されるのである。

第十四條　前述の先取特權は、他の權利に對して優先の效力を有するが、國稅徵收法によつて徵收し得る請求權、共益費用、不動產保存、不動產工事の先取特權及び地上權、又は質借權の登記前に登記した質權や抵當權に後れるものである。

第三節　借地法施行地區

借地法の施行地區は、現在のところ東京市、京都市、大阪市、橫濱市、神戸市、名古屋市の六大都市に限られて居り、他の地方に於ては一般に從前の如く民法の規定に從はねばならぬ。

第二章　借家法

第一節　借家法の特質

借家法は都會地に於ける借家人の權利を保護するために制定されたもので、この法に依るときは家主は借家人に對し、勝手に借家の明渡を請求することは出來ない。當事者の契約の如何に拘らず、家主が解約を申込むには明渡しの六ヶ月以前になさねばならぬ。又明渡しの際借家人が附加した造作物があつたならば、時價を以てその造作物を家主に對して買取るべきことを請求することが出來る。借家期限が定めてあつて、その期限が來ても家主は別に異議を申立てなかつたならば、借家人は前の契約と同一の條件を以て、更に契約を爲したものと看做されるが、家賃について特約のある場合は、その契約に從はねばならぬ。家主と借家人との間に爭ひの生じた場合は、借地法同樣に區裁判所の調停によつて決せられる。

第二節　借家法の解釋

第一條　建物の賃貸借は登記をしなくとも、引渡後建物について物權を取得した者に對しても效力を生ずる。民法第五百六十六條第一項及び第三項の規定は、登記しない賃貸借の目的の建物が、賣買の目的物である場合に準用される。民法第五百三十三條の規定も亦この場合に準用される。

第二條　賃貸借の期間滿了後、賃借人が建物の使用又は收益を繼續する場合、賃貸人が遲滯なく異議を申立てなかつた場合は、前賃貸借と同一の條件を以て、更に賃貸借をなしたものと看做されるのである。

第三條　賃貸人の解約申込は六ヶ月以前になさねばならぬが、

六ヶ月未滿の賃貸借は、期間の無いものと看做されるのである。又第二條の規定は賃貸借が解約申入れによつて終了した場合に準用される。

第四條　解約申込によつて終了すべき轉貸借のあつた場合、賃貸借が終了したときは、賃貸人は轉借人に對しその旨を通知せねばならぬ。若しこの通知を怠つたときは、その終了を以て轉貸人に對抗することは出來ぬのである。賃貸人がこの通知をなしたときは、轉貸借はその通知後六ヶ月を經過することによつて終了する。

第五條　賃貸人の同意を得て、建物に附加した疊、建具其他の造作物のあるときは、賃借人は賃貸借終了の場合に於て、その際に於ける賃貸人に對し、時價を以てその造作を買取るべきことを請求することが出來るのである。又賃貸人から買受けた造作も同樣である。

第六條　第一條から第五條までの規定に反する特約をした場合に、賃借人に不利益であるものは、これをなさないものと看做されるのである。

第七條　建物の借賃が土地又は建物に對する租稅其他の負擔の增減により、土地若くは建物の價格の高低により、又は近隣の建物の借賃に比して、不相當であつたときは契約の條件に拘らず、當事者は將來に向つて借賃の增減を請求することが出來る。又一定の期間借賃を增減しない特約のあるときは、その定めに從はねばならぬ。

第八條　借家法は一時使用の建物の賃貸借をしたことの明かな場合には適用されない。民法第五百六十六條、同第五百三十三條の規定は

民法第五百六十六條　賣買ノ目的ガ地上權、永小作權、地役權、留置權又ハ質權ノ目的タル場合ニ於テ、買主ガ之ヲ知ラザリシトキハ之ガタメニ契約ヲナシタル目的ヲ達スル能ハザル場合ニ限リ買主ハ契約ノ解除ヲナスコトヲ得、其他ノ場合ニ於テハ損害賠償ノ請求ノミヲナスコトヲ得。

前項ノ規定ハ賣買ノ目的タル不動產ノタメニ存セリト稱セシ地役權ガ存セザリシトキ及ビ其ノ不動產ニ付キ登記シタル賃貸借アリタル場合ニ之ヲ準用ス。

前二項ノ場合ニ於テ、契約ノ解除又ハ損害賠償ノ請求ハ買主ガ事實ヲ知リタル時ヨリ一年內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス。

民法第五百三十三條　雙務契約當事者ノ一方ハ相手ガ其ノ債務ノ履行ヲ提供スルマデハ自己ノ債務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得、但シ相手方ノ債務ガ辨濟期ニ在ラザル時ハ此限リニ在ラズ。

第三節　借家法施行地區

借家法の施行地區は、借地法の施行地區と同樣、東京市、京都市、大阪市、橫濱市、神戸市、名古屋市の六大都市に限られてゐるから、其他の各地に於ける借家については、民法の規定に從ふべきものである。

第四節　借家法の實際問題

借家人は自己の借りた家を他人に又貸し、又は間貸をなす場合は、家主の承諾を得なくてはならぬ。承諾なくして是等の行爲をした場合は、家主から契約の解除をされても仕方がない。借家人がその借家に對し他に所有權を主張したり、其他の物權を主張したりする者がある場合は、直にその旨を家主に通告せねばならぬ。借家人が借家中建物の一部分が破損したときは、その修繕を家主に請求するか、或は破損の部分に應じて家賃の減額を請求することが出來る。破損の修繕を家主に請求しても家主がこれに應じないときは、自分で修繕費用を立替へて修繕し、その費用を家賃から差引くことが出來るが、この場合は修繕費の受取書を取つて置いて後日の證據とせねばならぬ。又破損したため住家として使用することが出來ず、家主もこれを修繕しないときは借家人は契約の解除を請求することが出來る。

民事訴訟法

民事に關する事は頗る複雜を極めて居るので、吾人の日常生活上に於ても間斷なく紛爭が生ずるのである。是等の紛爭が當事者間の互讓により圓滿な解決がつけば事が濟むのであるが互に主張を曲げないときには、結局訴訟を提起して法の裁斷に俟つの外はないのである。即ち民事訴訟法は是等に關する一般の手續方法、及び執行方法等を規定した法律である。

第一章　裁判所の取扱事件

區裁判所　區裁判所に於て取扱ふ事件は、金額によつて制限のあるものと制限のないものとの二つがある。前者については千圓を超えぬ金額、又は價格千圓以下の物に關する請求の訴訟に限られてゐる。後者については

一　住家其他の建物又はその或部分の受取、明渡、使用、占據若くは修繕に關すること、又は賃借人の家具或は所持品を賃貸人が差押へた事件に關すること、賃借人と賃貸人との間に起つた訴訟。

二　不動產の境界のみに關する訴訟。

三　占有のみに關する訴訟。

四雇人と雇主との間に雇傭期間一年以下の契約に關して起つた訴訟。

五賄料又は宿料、旅人の運送料又はこれに伴ふ手荷物、金錢有價物について旅人と旅店若くは飲食店の主人、又は運送人との間に起つた訴訟。

六支拂命令の申請。

七破産事件。

等の時件が即ちそれである。

地方裁判所　區裁判所に於て取扱はぬ事件の第一審、區裁判所の第一審判決に對する控訴を裁判する。

控訴院　普通には地方裁判所の第一審判決に對する控訴、地方裁判所の決定及び命令に對する法定の抗告を裁判するが、東京控訴院に限つて、皇族に對する民事訴訟につき、第一審、第二審の裁判權を有して居る。

大審院　地方裁判所及び控訴院の第二審判決に對する上告、及び第一審にして同時に終審であるところの皇室並に國事に關する犯罪、及び皇族の犯した禁錮以上の罪を裁判する。

管轄裁判所　訴訟は被告の住所地を管轄する裁判所に訴へるのが原則であるが、例外として一定の地に居住する者に對しては、その住所地を管轄する裁判所に訴へ得られるは勿論、その現住所の裁判所へも訴へ得られる。又住所以外に營業上の店舗を持つて居る者に對する營業上の訴は、その店舗所在地の裁判所が管轄して居るのである。財産上から起つた訴訟は、債務者がその義務を履行すべき土地の裁判所で提起されるが、原告と被告との合意で第一審裁判所に限り、その事件に關する管轄裁判所を定めることが出來る。又訴訟物の價格が千圓以上の場合でも、原被兩告の合意により區裁判所へ訴訟を提起し得られるのである。

第二章　訴訟

第一節　訴訟の手續

訴訟は原告が訴狀を裁判所に提出し、これを受理した裁判所が口頭辯論の期日を定め、被告に通達することに依つて開始される。この場合被告が應訴せんとすれば、先づ答辯書を裁判所に差出し、口頭辯論の期日に裁判所へ出頭してこれを爲すのである。法廷に於ける口頭辯論は、書面に基いて當事者がその訴訟事件に關する事實上及び、法律上の關係事項を陳述し、原告は自己の權利を主張してこれを明確にし、被告はそれに對して防禦の目的を達せんとするものである。この場合當事者の主張した事實が爭ひとなるときは、その證據方法を提出して事實を

證明せねばならぬ。裁判所は證據調の結果事實の有無について心證を得、その事實に基いて訴訟に關する終局の判決をなし、この結果として原被兩告の勝敗が決するのである。

第二節　和解

裁判所が訴訟を受理したらこれを被告に通達し、それから口頭辯論の期日を定めて、原被双方を呼出すのである。若し和解を望むならば、最初起訴するとき、相手方の普通裁判籍のある土地の裁判所に和解のため、相手方を呼出してもらひたい旨を申立て、それによつて相手方が出頭したら、双方立會の上協議上の條件で和解するのである。この場合和解の顚末は、區裁判所書記が調書に明記するが、この和解調書は非常に有效なもので、其後若し相手方が和解の條件を履行しなかつた場合は、これを以て直に强制執行をなすことが出來る。

第三節　支拂命令

一定の金額の支拂、其他の代替物又は有價證券の一定の數量を支拂命令によつて請求する場合には、債務者の住所地の區裁判所に支拂命令の申請をすればよい。この申請に對し裁判所は法律に適つたものと認めたならば、債務者に對して支拂命令を發するのである。支拂命令には異議を申立てる期日が定めてあるが、この場合に債務者が異議の申立をしなかつたならば、債權者は假りに執行することを得る旨の宣言を受け、執行命令を申請することが出來る。

第四節　訴訟費用

訴訟費用は原則として、裁判に負けた者が負擔せねばならぬが、被告が原告の請求を認諾し、且被告の作爲によつて訴を起した場合でなければ、原告は勝訴になつても費用を負擔せねばならぬ。又當事者の一方が期日期間を懈怠したり、自己の過失によつて期日の變更、辯論の延期、辯論の續行のためにする期日の指定及び延長、其他訴訟の遲滯を生ぜしめた場合は、これがために生じた費用は勝訴になつてもこれを負擔する。訴訟費用の負擔責任は裁判所で判定してくれるが、尙々訴訟費用額を定める決定を受けるには、當事者から費用計算書、相手方に附與すべき計算書の謄本、各個費用額の疏明に必要な受取書等を添へ、第一審を受付けた裁判所へ申請し、裁判所はそれによつて、裁判所書記に計算をなさしめ、訴訟費用額の確定決定をな

すのである。

第五節　訴狀に貼用の印紙

訴狀に貼付すべき印紙額については訴訟物の價格に應じ、民事訴訟用印紙法第二條に次の如く規定されて居る。

五圓迄　二十五錢　十圓迄　四十錢
二十圓迄　八十錢　五十圓迄　一圓八十錢
七十五圓迄　一圓五十錢　百圓迄　三圓五十錢
二百五十圓迄　七圓　五百圓迄　十二圓
七百五十圓迄　十五圓　千圓迄　十八圓
二千五百圓迄　二十五圓　五千圓迄　三十圓

五千圓以上は千圓に達する毎に三圓を增す

以上の外に、尙ほ同法に次の如き規定がある。

第三條　財產權上ノ請求ニ非ザル訴訟ニ付テハ其訴訟物ノ價格ヲ百圓ト看做シテ印紙ヲ貼用スルコトヲ要ス

第十條　答辯書ニハ訴訟物ノ價格、又ハ請求ノ價格二十圓以下ノ場合ニ於テハ二十錢ノ印紙ヲ、二十圓ヲ超過スル場合ニ於テハ二十五錢ノ印紙ヲ貼用スルコト

第四條　本訴ト反訴ト其ノ目的ガ同一ノ訴訟物ナルトキハ反訴ノ訴狀ニ印紙ヲ貼用スルヲ要セズ

第五條　控訴狀ニハ右ニ揭ゲタル印紙ノ半額ヲ、上告狀ニハ其ノ全額ノ印紙ヲ加貼スルコトヲ要ス

第八條　再審ヲ求ムル訴狀ニハ其ノ訴ヲ差出スベキ裁判所ノ審級ニ依リ相當ノ印紙ヲ貼用スルコトヲ要ス

第六條ノ二　期日ノ變更、辯論ノ延期又ハ辯論期日ノ指定又ハ中止シタル訴訟手續ノ受繼ノ申立、從參加ノ申請、和解其他ノ申出及ビ申請ニハ訴訟物ノ價格二十圓以下ハ二十錢二十圓ヲ超過スルトキハ四十錢ノ印紙ヲ貼用スルコト

第三章　上訴

第一節　控訴

金錢の貸借、物品の賣買、其他の紛爭に關し裁判所へ訴を起したとき、その訴を受けた裁判所の裁判を第一審といひ、第一審の判決に對し不服を唱へて第二審の裁判所に上訴することが控訴である。控訴は第一審が區裁判所であつた場合は、地方裁判所が控訴審となり、地方裁判所が第一審として判決を言渡した事件については、控訴院に控訴するのである。

第二節　上告

第一審の判決に對して控訴し、更に第二審の判決にも不服のある場合、これを上訴するのが上告である。この場合は第二審が控訴院であつても、地方裁判所であつても、共に大審院に向つて上告するのである。而して上告は判決が法令に違背したことを理由とするときに限り爲すことを得るものである。

第四章　再審

裁判所の判決に對しては、一定の期間內上訴の日限を與へられて居り、その期間に上訴しないときは、判決は確定して最早動かすことが出來なくなる。然しこの場合でも民事訴訟法第四百二十條、同第四百二十一條の規定の一に該當するときは、再審の訴を起して何處までも爭ふことが出來る。今試みに該條を擧記すれば

第四百二十條　左ノ場合ニ於テハ確定ノ終局判決ニ對シ、再審ノ訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得、但シ當事者ガ上訴ニ依リ、其事由ヲ主張シタルトキ、又ハ之ヲ知リテ主張セザルトキハコノ限リニ在ラズ

一　法律ニ從ヒテ判決裁判所ヲ構成セザリシトキ

二　法律ニ依リ裁判ニ關與スルコトヲ得ザル判事ガ裁判ニ關與シタルトキ

三　法定代理權、訴訟代理權又ハ代理人ガ、訴訟行爲ヲナスニ必要ナル授權ノ欠缺アリタルトキ

四　裁判ニ關與シタル判事ガ事件ニ付、職務ニ關スル罪ヲ犯シタルトキ

五　刑事上罰スベキ他人ノ行爲ニ依リ、自白ヲ爲スニ至リタルトキ、又ハ判決ニ影響ヲ及ボスベキ攻擊若ハ防禦ノ方法ヲ提出スルコトヲ妨ゲラレタルトキ

六　判決ノ證據トナリタル文書其ノ他ノ物件ガ僞造又ハ變造セラレタルモノナリシトキ

七　證人、鑑定人、通事又ハ宣誓シタル當事者若クハ法定代理人ノ虛僞ノ陳述ガ判決ノ證據ト爲リタルトキ

八　判決ノ基礎トナリタル民事若クハ刑事ノ判決其他ノ裁判又ハ行政處分ガ後ノ裁判又ハ行政處分ニ依リ變更セラレタルトキ

九　判決ニ影響ヲ及ボスベキ重要ナル事項ニ付判決ヲ遺脫シタルトキ

一〇　不服ノ申立アル判決ガ前ニ言渡サレタル確定裁判ト抵觸スルトキ

前項第四號乃至第七號ノ場合ニ於テハ罰スベキ行爲ニ付有罪ノ判決若クハ過料ノ裁判確定シタルトキ、又ハ證據欠缺外ノ理由ニ依リ有罪ノ確定判決若クハ過料ノ確定裁判ヲ得ルコト能ハザルトキニ限リ、再審ノ訴ヲ提起スルコトヲ得控訴審ニ於テ事件ニ付、本案判決ヲ爲シタルトキハ、第一審ノ判決ニ對シ、再審ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ズ

第四百二十一條　判決ノ基本タル裁判ニ付、前條ニ定メタル事由アルトキハ其ノ裁判ニ對シ、獨立ノ不服ノ方法ヲ定メタル場合ニ於テモ其ノ事由ヲ以テ判決ニ對スル再審ノ理由ト爲スコトヲ得

再審は不服申立があつた判決をなした裁判所の專屬管轄とする。再審の訴訟手續には、その性質に反しない限り、各審級の訴訟手續に關する規定を準用するのである。

再審の訴は當事者が判決確定後、再審の事由を知つた日から

ら三十日以内にこれを提起すべきものである。判決確定後五年を經過したときは、絕對に再審の訴を提起することは出來ないのである。

第五章　強制執行

第一節　執行の手續

法律上の爭ひでは、たとへ自分が預けて置いた物でも、先方が拒絕する場合は勝手に持ち出すことは出來ず。裁判で勝つても自分で債務者の許に押しかけて品物を持出すことを許さぬ。必ず法律の規定に從ひ、裁判所に申請し、又は執達吏に委任して執行すべきもので、裁判に於て勝訴となつた場合は、判決又は公正證書等に執行力ある正本を裁判所又は公證人からもらひ受け、それを執達吏に差出さねばならぬ。この場合執達吏は債權者の依賴に應じて債務者の家に赴き、その財產を差押へて債權者に引渡し、又は競賣に附するのである。

第二節　差押の範圍

差押は債務を辨濟する額と、その執行のために要する費用だけを範圍とし、それ以上を差押へることは出來ない。又差押へても執行費用さへ辨償し得ないやうな狀態にある場合は差押へは出來ぬ。他に擔保となつて居る物品は、これを差押へることが出來るが、この場合は擔保に取つた者が、その物の競賣代金に對して優先權を持つて居る。

第三節　差押の出來ぬ物件

左記の物件は、民事訴訟法第五百七十條により差押へることは出來ぬ。然しその中には債務者が承諾すると、差押の出來るものもあり、又差押へる債權が一ヶ年間に三百圓を超えると、その超過額の半額を差押へることが出來るものもある。

一衣類、寢具、家具及び厨具等債權者の家族の生活上必要なる物品（着替等の餘分の物を除く）。
二債務者及びその家族に必要な三ヶ月間の食料及び薪炭。
三技術者、職工、勞役者、產婆等に就てはその營業上必要な物。
四農業者にあつては農具、家畜、肥料及び次の收穫まで農業を續けるに必要な農產物。
五文武官、神職、僧侶、公私立學校の教師、辯護士、公證人及び醫師などにあつては、その職を執行するに必要な物及び身分相當な衣服。
六藥舖は調藥上必要な器具、藥品。
七神體、佛像其他禮拜の用に供する物。
八系譜、
九責務者又は其の家族が未だ公表しない發明に關する物及び著述、及び著述の稿本。
一〇債務者及びその家族が學校に於て使用する書籍。
一一成熟期まで未だ一ヶ月以上の間ある果實及び未だ上簇せぬ蠶。
一二勳章及び名譽の證標。
一三實印其他職業に必要な印。
一四文武の官吏、神職、僧侶、公私立學校の教師等の職務上の收入、恩給又は扶助料。
一五民法に規定する扶助料（但その額一年三百圓を超ゆるときは超過額の二分の一は差押へ得られる）。
一六債務者が第三者の慈惠によつて受くる繼續收入（この場合に於ては生活上必要なるものに限る）。
一七下士、兵卒の給料並に恩給及びその遺族扶助料。
一八出陣の軍隊又は勞役に服したる軍艦の乘組員に屬する軍人、軍屬の職務上の收入。
一九職工、勞役者又は雇人がその勞力又は役務のため受くる報酬。

第四節　不法なる差押

他人から預つた物、借用した物件等はこれを差押へることは出來ぬ。若し差押へられた場合は直に本人に通知し、差押に對する異議と競賣停止命令の申請をせねばならぬ。當然差押への出來ぬ物件を差押へられた場合も同樣である。差押へられた物は日を定めて競賣されるが、それを防ぐには裁判所に對し差押へに對する異議の申立をなし、その間に債權者と示談をするのが得策である。

第五節　假差押

假差押は金錢の債權又は金錢に代へることを得る請求に對し假りに差押へをして置かぬときは、後日に至り債務者の財產が無くなるやうな處のある場合に行ふ手續で、貸金請求の手段として盛んに利用されて居る。そして本訴を起して勝訴の確定判決で本差押をするのである。然かし本訴に勝つか負けるかわからないから、假差押をするには裁判所の定めた金額だけの保證金を積まねばならぬ。この保證金を積ませるのは、差押のために債務者が損害を受けた場合に、その保證金で辨償させるためである。故に最初から公正證書を作つて貸借すれば、何時でも差押が出來るから、假差押の問題などは起らぬのである。

第六節　假差押の取消

假差押の命令書には、債務者が一定の金額を供託すれば、その執行を取消し得られる旨が記載してあるから、債務者がその

命額を供託した場合は、執達吏は假差押をすることは出來ぬ。又既に執行された假差押は取消さねばならぬから、債務者から見てその債務が當然支拂ふべきものであり、且つ金の融通がつくならば、債務を支拂つて取消申請を提出すればよい。假差押の命令に對しては債務者は異議の申立をすることが出來るが、この申立は支拂命令のときと異り、假差押の取消、又は變更を要求する理由を明示しなければならぬ。本訴を起さぬ債權者が假差押をした場合は、債務者は相當の期間を定め、債權者に對してはその期間內に、起訴すべき旨命令されんことを裁判所に請求する權利がある。

第七節　假處分

假處分は現に裁判所に於て爭ひとなつて居る物件が、事件の落着までに變質するとか、竇却されるとか、抵當に入れられるとかの虞れあるとき、それを防ぐ方法として債權者から裁判所に申立てる手續である、裁判所はその申立により抵當に入れてはならぬとか、竇却してはならぬとか、保管人を命ずるとか、適宜の處分を行ふのである。然し假處分（假差押も同樣）は本訴の提起前に行ふもので、それを裁判所が許したとしても、本訴となつた後必ず勝つと決つてゐないから、假處分では一定の保證金を積立てることになつて居る。

第八節　破産

債務者が強制執行の處分を受けた後、その義務を完濟する資力がなかつたならば、裁判所はその債務者に對し、本人又は債權者の申立によつて、裁判所は破產を宣告する。破產者は各種の選擧權や被選擧權を失ふばかりでなく、一切の公務に就くことは出來ない。又私法上でも後見人や親族會員等になることは出來ない。

第九節　強制執行の費用

有體動產や有價證券の差押、假差押手數料は、強制執行額の價格に應じ、執達吏手數料規則第三條に於て次の如く規定されて居る。

二十圓迄　四十錢　五十圓迄　六十錢
百　圓迄　九十錢　二百五十圓迄　一圓二十錢
五百　圓迄　一圓五十錢　千　圓迄　一圓八十錢

千圓を超ゆる時は二圓四十錢

但右の手數料には大正八年法律第四十一號と勅令第百九十三號に依つて百分の五十迄は增加されて居る。

第十節　競賣手數料

動產、不動產及び船舶の競賣に就ては競賣金額に應じ、その手數料を執達吏手數料規則第九條により左の如く規定して居る

二十圓迄　七十錢　五十圓迄　一圓二十錢
百　圓迄　一圓八十錢　二百五十圓迄　二圓四十錢
五百　圓迄　三　圓　千　圓迄　四圓五十錢

千圓以上は千圓を加へる毎に一圓を增す

右の手數料も百分の五十迄增加されて居る。尙ほ競賣費用に就ては、執達吏手數料規則に次の如き規定がある。

第十條　強制執行ヲ中途デ止メタル場合ニ於テ、其ノ執行場所ニ臨マザル以前ナル時執達吏ハ所定手數料ノ十分ノ三ヲ受ケル、但シ競賣手數料ノ場合ハ四十錢トス

第十一條　若シ臨場シタルトキハ、所定手數料ノ半額ヲ受ケル、此場合ニ於ケル競賣手數料ハ六十錢トス

第十二條　以上ノ手數料ト稱スルモノノ中ニハ強制執行ノ場合ニ於ケル左ノ行爲ヲ包含スルモノトス

一　警察ノ援助ヲ求メ又ハ證人、鑑定人ノ申請ヲ爲サシムルコト

二　執行行爲ニ關スル催告其他ノ通知ヲ爲シ又ハ書類ノ送達ヲ爲スコト

三　記名證券ヲ買主ノ氏名ニ書換ヘ及ビ、必要ナ陳述ヲ債務者ニ代ツテ爲スコト

四　支拂其他ノ給付、差押金錢、及ビ竇却金ヲ受取リ、交付シ、若クハ供託シ又ハ受取證書ヲ交付シ、又ハ差押物ヲ還付スルコト

五　競竇ノ公告ヲ爲スコト

商法

商法は商人に對して特に設けられた法律である。商人には普通にいふ商人と法律上の商人との二種類がある。法律上の商人は、自ら商業上の名義人となり、その取引によつて生ずる權利義務を負ふことを以て營業とするもので、その個人たると會社たるとによつて區別はない。商法は言ふまでもなく、法律上の商人に適用されるものである。而して商法の規定には任意的のものが多く、當事者間に於て任意に商法の規定と異る契約をなし得るのを原則とするが、會社の規定に至つては强行的のものが多く、その規定に反する契約をすることが出來ないのである。

第一章　商行爲

第一節　絕對的商行爲

商行爲は利益を目的として、貨物の轉換を行ふことを本體とする法律行爲で、絕對的商行爲、相對的商行爲、附屬的商行爲

等に分類される。絶對的商行爲は營業として行はれると否とに拘はらず、又それが商人の行爲たると否とに關係なく、商行爲として取扱はれるもので、その種別は

一動產、不動產又は有價證券を高く賣り、その差額を利益するため安く買入れる行爲（營利買入）。

二營利買入に類する方法により、買つた品を利益を得る目的で賣る行爲（轉賣）。

三現品は手元にないが後に安く買入れる目的で、先づ高く賣渡す契約をなす行爲（營利販賣）。

四以上の如く賣渡しの約束を果さんがため、その物品の仕入をなす取引。

五取引所の取引。

六手形其他の商業證券に關する行爲（手形の振出、引受裏書、保證又は船荷證券の發行、裏書等）。

第二節　相對的商行爲

左に列擧の行爲を營業のためにする場合は商行爲となるのでこれを相對的商行爲といふ。從つて賃金を得る目的で、物を製造したり、勞務に服する者の行爲は商行爲とはいはない。

一賃貸する意思で物品を買入れ、それを賃貸する行爲（賃貸行爲）。

二又貸をする行爲（轉貸行爲）。

三製造、加工に關する行爲。

四電氣、瓦斯の供給に關する行爲。

五運送に關する行爲。

六作業又は勞務の請負、家屋の建築、不動產に關する工事の請負。

七印刷、出版、寫眞に關する行爲。

八客の來集を目的とする旅店、浴場、飮食店、寄席、劇場等の行爲。

九兩替其他の銀行取引。

一〇保險。

一一寄託の引受、倉庫營業の類。

一二仲立又は取次に關する行爲。

一三商行爲の代理の引受、運送、保險の代理。

第三節　附屬的商行爲

商人が營業のためにする行爲は、その範圍が頗る廣汎にわたつて居て、一々これを列擧することは煩に堪へないが、商人がその營業のためにする行爲は、悉くこれを商行爲とする。而して商人の行爲はその營業のためにするものと推定さるゝのである。故に商人が自分の行爲が營業のためにするものでないと主張するには、その事實を證明しなければならぬのである。

第四節　商事

商事は商行爲よりも範圍が廣く商號、會社、商業使用人の雇傭關係等の如く商行爲以外に、商法の規定する種々の法律關係を含んで居る。夫等の中商行爲は最も重要なもの丶一で、商法の規定の大部分はこれに關するものである。

第五節　小商人

戸々について物を賣買するもの、道路等に於て物を賣るものなど、資本金五百圓未滿の者は商法に規定する小商人で、是等の者に對しては商業登記、商號、商業帳簿に關する商法上の規定を適用しないことになつてゐる。

第六節　商業上の契約

商人がその營業の部類に屬する契約の申込を受けたときは、遲滯なく諾否の通知をなさねばならぬ。若しこの通知を怠るときは承諾したものと看做される。又その部類に屬する契約を申込まれ、それと同時に受取つた物品があつた場合は、たとへ申込を拒絶するにしても物品だけは保管せねばならぬ。尤も保管の費用は申込者の負擔であるから、申込者にしてその義務に反したときは損害の賠償をなさねばならぬ。

第二章　運送及び寄託

第一節　運送

運送人は他人の財產を預り、これを安全確實に目的地に輸送することを引受ける者で、運送店に託した物品が毀損滅失した場合は、貨物の依託者は運送業者に對し損害の賠償を請求することが出來る。從つて運送業者は自己又はその使用人が、運送に關する一般の注意を怠らなかつたことを證明しない限りは、運送品の毀損、滅失、延着等について損害賠償の責を負はねばならぬ。然し天變地異等の不可抗力による損害はこの限りでない。運送品の毀損、滅失等に關する損害の賠償は一年を經過すれば、時效によつて消滅するから請求權が失くなる。

第二節　寄託物損滅の實際問題

浴場、旅館、料理店等の如く、客の來集する場所の主人が、客から寄託された物を毀損、紛失した場合は、主人はその損害を賠償する責任がある。然し貨幣、有價證券、其他の貴重品については、客は特にその種類及び價格を明かに告げて寄託せねばならぬ。浴場等で客が金品を盜取された如き場合、それが主

人又は使用人の不注意から起つたものならば、これも損害賠償の責任がある。

第三節　倉庫の寄託物

倉庫業者に物品を寄託すると、倉庫業者は寄託者に對してその物品の預證券及び倉荷證券、質入證券を交付する。この證券は自由に讓渡すことが出來る。寄託者がこの證券を紛失した場合は、所有者は相當の擔保を供して證券の再交付を請求することが出來る。寄託品が在庫中倉庫業者の不注意により變質又は損滅した場合、寄託者はその損害の賠償を請求することが出來るのである。

第三章　保險

第一節　火災保險

保險には損害保險と生命保險とがあり、火災保險は損害保險の代表的なものとなつて居る。火災保險を契約するときは、失火たると放火たると、又落雷たるとを問はず、保險會社から契約の保險金を受取ることが出來る。家が燒けた場合のみでなく延燒を防ぐため、消防等によつて生じた損害も會社は塡補する義務がある。賃借人其他人の物を保管する者が、家屋を保險に附して置いた場合は、家屋の所有者は直接に保險會社に對し、損害塡補の請求をなすことが出來る。然し保險詐欺の目的で自ら放火して家屋を燒失せしめた場合、戰爭其他の變亂によつて生じた損害、大震災の如き不可抗力によつて生じた損害に對しては、會社はその塡補の責任は持たない。

第二節　生命保險

保險契約は自己の生命のみならず、他人の生命についても保險をなすことが出來る。この場合には本人の同意を得る必要があるが、被保險者が保險金を受取る場合であればこの同意を必要としない。保險契約を結んだ當時保險契約者又は被保險者が惡意又は重大過失のためその重要なことを告げず、或は不實を告げた場合は保險契約を解除されることがある。

第四章　手形及び小切手

第一節　手形

手形は法定の形式を備へた一種の有價證券で、發行者自身で支拂をなす約束手形と、發行者が第三者に支拂を委託して、その人の氏名又は商號及び裏書の年月日を記載して捺印すべきものであるが、例外としては單に署名のみをする。白地裏書、略式裏書、無記名裏書等の方法もある。

第四節　引受人

爲替手形は支拂人が引受けて、初めて手形上の債務を負擔することになるから、爲替手形を受取つた場合はその手形に、支拂人として示された者に手形を呈示して、支拂を引受けてもらはねばならぬ。支拂人が引受けることは手形を安全確實にする方法であるが、支拂人が引受けたからと言つて、それがため振出人又は裏書人の擔保義務が免れた譯ではない。引受はしたがその引受人が支拂はなければ、裏書人や振出人が責任の位置に立つべきもので、若しこの場合振出人が、その償還の請求に應じたならば、次に引受の義務に違反した引受人に對し、振出人は手形上の債權者として、その權利を行ひ得るのである。

第五節　小切手

小切手は銀行を支拂人とする流通證券で效果は手形以上に確實である。小切手はその振出日附後、十日以內に指定の銀行へ

持參すれば、額面の金高を支拂つて呉れるが、若し銀行が支拂を拒絶した場合はその旨を小切手に記載して貰ひ、振出人に對し、嚴重に談判することが出來る。普通の小切手以外に先附小切手がある。この小切手は振出當日よりも、幾日か先の日附を書いたものである。小切手法は先附小切手を認め、第二十八條第二項に「振出の日附として記載した日より前に支拂の爲め呈示した小切手は呈示の日にこれを支拂ふべきものとす」と定めてある。

刑法

刑法は人の反社會的行爲と、これに對する制裁とを規定した法律で、四十章二百六十四條から成り、明治四十年四月二十四日法律第四十五號を以て公布せられ、更に大正十年改正せられて今日に及んで居る。

第一章　總則

第一節　刑の種類

刑には死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料等の種類があり是等を主刑とし沒收を附加刑とする。懲役と禁錮とは無期と有期とに分れ、有期懲役は一月以上十五年以下、懲役は刑務所に於て勞役に服さねばならぬ。罰金は二十圓以上、拘留は一日以上三十日以下、科料は十錢以上三十圓未滿と規定せられ、若し罰金や科料を納付することの出來ない者は、換刑處分によつて規定の期間內勞役場に拘置されるのである。

第二節　刑の執行猶豫

刑法上の罪を犯し罰せられても、次の場合は情狀に依り一年から五年迄の間その執行を猶豫されることがある。そしてこの期間を無事に經過すると、刑の言渡はその效力が失くなる。

一　前に禁錮以上の刑に處せられたことのない者。

二　前に禁錮以上の刑に處せられたことがあつても、その刑の執行を終り、又はその執行の免除を得た日から、七年以內に再び禁錮以上の刑に處せられたことのない者。

刑の執行猶豫の言渡を受けた者は、次の場合には執行猶豫を取消され、直ちに刑に服さなくてはならない。

一　猶豫期間中更に罪を犯し禁錮以上の刑に處せられたとき。

二　猶豫の言渡前に犯した罪につき禁錮以上の刑に處せられたとき。

三　猶豫の言渡前他の罪に付て、禁錮以上の刑に處せられたことが發覺したとき。

第三節　時效

刑事上の時效には、刑の時效と公訴の時效との二種がある。前者は刑の言渡を受けながら何れへか逃亡して、身を隱したまゝ捕へられずに居て罰せられずに濟むことをいふ。左にその種類と年數を擧ぐれば

一　死刑は三十年。

二　無期の懲役又は禁錮は二十年。

三　有期の懲役又は禁錮は、十年以上の刑ならば十五年、三年以上の刑ならば十年、三年未滿の刑ならば五年。

四　罰金は三年。

五　拘留及び科料沒收は一年。

によつて刑罰の執行權が消滅するのである。又公訴の時效については

一　死刑に當る罪は十五年。

二　無期の懲役又は禁錮に當る罪は十年。

三　長期十年以上の懲役又は禁錮に當る罪に付ては七年。

四　長期十年未滿の懲役及び禁錮に當る罪に付ては五年。

五　長期五年未滿の懲役又は禁錮又は罰金に當る罪に付ては三年。

六　刑法第百八十五條の罪に付ては六ケ月。

七　拘留又は科料に當る罪に付ては六ケ月。

によつて公訴權は消滅するから、檢事は公訴を提起することが出來なくなるのである。

第百八十五條　偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス

第四節　犯罪の構成

犯罪の構成には責任能力ある者の故意の行爲にして、刑法に規定された事項に該當するものであることを必要とする。責任能力とは刑罰能力のことで、精神狀態の發達に障碍ある者は犯罪はあつても刑罰を受けず又は輕減される。心神喪失者、心神耗弱者、瘖啞者、十四歲未滿の者は刑法上責任無能力者となつて居る。次に犯罪には犯意あることを要する。即ち犯罪の事實を認識し決意して行はれた行爲でなくては犯罪にはならぬ。例外として過失行爲を罰することもあるが、これは刑法各條に定められた場合に限る。次に違法である行爲であらねばならぬ。違法とは社會一般の常規に反することで、たとへ行爲が刑法各條に該當してゐても、正當防衞や緊急避難の如く社會通念から見て正當な場合には犯罪とはならぬ。

第五節　正當防衛

自己又は他人のため急迫不正の侵害を防禦する目的で、犯人を突き殺し又は負傷せしめた場合は、正當防衛として罪にはならぬ。然し防衛の程度を越えると罪になる。强盜が兇器を以て己に危害を加へんとする場合、これに向つて突き殺しても罪にはならぬが、その强盜が家の外まで逃げ出したのを追ひかけて殺したとすると、防衛の程度を超えるものとして罰せられる。

第六節　緊急避難

自己又は他人の生命、身體、自由、財產等に對する現實の危難を避けんが爲め、已むを得ずして爲した行爲は、その行爲から生じた害が、避けんがために爲した害の程度を超えない場合は緊急避難行爲として罪にならぬ。高所から墜落した人が木の枝に縋りついて、辛うじて身を支へて居る所へ、已れも同じく高所から墜落してその枝に縋りついたが、二人では枝が折れそうだから、他の一人を枝から振り落して墜死せしめ、自分が助かつたといふ如き場合は、已れも枝に取りつかねば助からぬといふ、已むを得ないことから起つた行爲であるから、人を墜死せしめても罪にはならぬのである。

第七節　未遂罪

犯罪には犯意を有しその實行を決意して行爲に現はし、その行意の結果が惹起されなければ成立しない。犯意はあつても實行を缺いたり、實行はしても結果が惹起されないやうなものは不完全な犯罪でこれを未遂罪といふ。未遂罪はその原因によつて障碍未遂、中止未遂、不能未遂、着手未遂、缺效未遂等の種類がある。卽ち犯人に意外な障碍の起つたゝめ、豫期した結果が生じなかつたのは障碍未遂、犯人が故意に犯罪を不完全に終了したものは中止未遂、毒藥の效力なきものを有るものと思つて毒殺用に用ひるが如く、到底犯人の豫期した結果を惹起せしめ得ない如きものは不能未遂、實行中途にして行爲を停止したるものは着手未遂、實行は終了しても豫期の結果を生じなかつた如きは缺效未遂である。未遂罪は刑法に於て特に規定された犯罪については罰せられるが、その刑は減輕又は免除される。

第八節　共犯

共犯には敎唆と幇助と共同正犯とがある。敎唆とは人をして犯罪の決意を生ぜしめる動作で、敎唆が無かつたならば罪を犯さなかつたやうな例も少くないから、敎唆者も正犯に準じて罰せられ、敎唆者を敎唆した者も亦處罰される。幇助は犯罪者の行爲を手傳ふことで、殺人罪を犯す者に銃槍を與へたり、豫備の手段を敎へてその手傳をするなどがこれに類し、從犯として罰せられるのであるが、殺人の現場に於て兇器を與へたりすると從犯ではなく、正犯として罰せられる。共同正犯は二人又は二人以上の者が共同して同一犯罪事實を實行したことをいふ。

第九節　併合罪

併合罪とは、未だ確定判決を經ない數罪のことを言ひ、若し或る罪につき確定判決があつた場合は、その罪とその裁判確定前に犯した罪とを併合罪とする。それで併合罪には數罪何れも確定判決を經ない場合と、數罪の中確定判決を經た罪とを併合罪とする場合がある。例へば竊盜、詐欺、橫領の三罪を犯し、何れの犯罪も確定判決を受けない以前に發覺したときは、その三罪を併合罪とするけれども、若し三罪中詐欺罪について、確定判決あるときは、詐欺罪とその以前の竊盜罪とを併合罪とする。若し橫領罪が詐欺罪の確定判決後に行はれたものであれば、併合罪ではなく累犯となるのである。而して併合罪は合一して判決するけれども、一罪でなく數罪である。卽ち併合罪は數罪を併合して重い一個の刑に處罰するのである。

第十節　累犯

犯罪で懲役に處せられた者が、刑の服役を終り、又は服役の免除のあつた日から五年以內に再び罪を犯し、有期懲役に處すべきときは再犯となる。懲役に該る罪と同質の罪により死刑に處せられた者が、その執行の免除ありたる日又は減刑によつて懲役に減輕せられてその執行を終り、又は執行の免除ありたる日から五年以內に、更に罪を犯して有期懲役に處すべき時も同樣である。再犯の刑はその罪について定められた懲役の長期の二倍以下を以て處斷されるが、如何に加重してもその刑期は二十年を超えることは出來ない。

第十一節　酌量減輕

犯罪の情狀に憫諒すべき點がある場合には、裁判官がこれを酌量してその刑を減輕する、これを酌量減輕といふのである。又刑法は特定の事由ある場合には、その刑を減輕せよと命

じ、その權能を裁判官に與へて居るけれども、更に犯罪の情狀の慨むべきものに對しては、裁判官に於てその刑を自由に減輕することが出來るものと定められてゐるのである。

第二章　罪

第一節　罪と刑罰

刑法第二編には、罪に對する刑罰が規定されてある。其大要を左に摘記する。

第一章　皇室に對する罪　自第七十三條至第七十六條
　重刑　死刑　輕刑　二月以上四年以下の懲役
第二章　內亂に關する罪　自第七十七條至第八十條
　重刑　死刑　輕刑　一年以上十年以下の懲役
第三章　外患に關する罪　自第八十一條至第八十九條
　重刑　死刑　輕刑　一年以上十年以下の懲役
第四章　國交に關する罪　自第九十條至第九十四條
　重刑　一年以上十年以下の懲役
　輕刑　二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金
第五章　公務執行を妨害する罪　自第九十五條至第九十六條
　重刑　三年以下の懲役又は禁錮
　輕刑　二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金
第六章　逃走の罪　自第九十七條至第百二條
　重刑　一年以上十年以下の懲役
第七章　犯人の藏匿及證憑湮滅の罪　自第百三條至第百五條
　二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金
第八章　騷擾の罪　自第百六條至第百七條
　重刑　一年以上十年以下の懲役又は禁錮
　輕刑　五十圓以下の罰金
第九章　放火及び失火の罪　自第百八條至第百十八條
　重刑　死刑又は無期若くは五年以上の懲役
　輕刑　三百圓以下の罰金
第一〇章　溢水及び水利に關する罪　自第一一九條至第一二三條
　重刑　死刑、無期又は三年以上の懲役
　輕刑　三百圓以下の罰金
第一一章　往來を妨害する罪　自第百二十四條至第百二十九條
　重刑　死刑又は無期懲役
　輕刑　五百圓以下の罰金
第一二章　住居を侵す罪　自第三十條至第百三十二條
　重刑　三月以上五年以下の懲役
　輕刑　三年以下の懲役又は五十圓以下の罰金
第一三章　祕密を侵す罪　自第百三十三條至第百三十五條
　重刑　一年以下の懲役又は二百圓以下の罰金
　輕刑　六月以下の懲役又は百圓以下の罰金
第一四章　阿片煙に關する罪　自第百三十六條至第百四十一條
　重刑　一年以上十年以下の懲役
　輕刑　一年以下の懲役
第一五章　飲料水に關する罪　自第百四十二條至第百四十七條
　重刑　死刑又は無期若くは五年以上の懲役

　輕刑　六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金
第一六章　通貨僞造の罪　自第百四十八條至第百五十三條
　重刑　無期又は三年以上の懲役
　輕刑　行使金額三倍以下の罰金
第一七章　文書僞造の罪　自第百五十四條至第百八十一條
　重刑　無期又は三年以上の懲役
　輕刑　六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金
第一八章　有價證券僞造の罪　自第百六十二條至第百六十三條
　三年以上十年以下の懲役
第一九章　印章僞造の罪　自第百六十四條至第六十八條
　重刑　二年以上の懲役
　輕刑　三年以下の懲役
第二〇章　僞證の罪　自第百六十九條至第百七十一條
　三月以上十年以下の懲役
第二一章　誣告の罪　自第百七十二條至第百七十三條
　三月以上十年以下の懲役
第二二章　猥褻姦淫及重婚の罪　自第七十四條至第百八十四條
　重刑　無期又は三年以上の懲役　輕刑　科料
第二三章　賭博及富籤に關する罪　自第一八五條至第一八七條
　重刑　三年以下の懲役
　輕刑　三百圓以下の罰金又は科料
第二四章　禮拜所又は墳墓に關する罪　自第一八八條至第一九二條
　重刑　三月以上五年以下の懲役
　輕刑　五十圓以下の罰金又は科料
第二五章　瀆職の罪　自第百九十三條至第百九十八條
　重刑　一年以上十年以下の懲役
　輕刑　六月以下の懲役又は禁錮
第二六章　殺人の罪　自第百九十九條至第二百三條
　重刑　死刑又は無期懲役
　輕刑　二年以下の懲役
第二七章　傷害の罪　自第二百四條至第二百八條
　重刑　無期又は三年以上の懲役
　輕刑　一年以下の罰金若くは拘留、科料
第二八章　過失傷害の罪　自第二百九條至第二百十一條
　重刑　三年以下の禁錮又は十圓以下の罰金
　輕刑　五百圓以下の罰金又は科料
第二九章　墮胎の罪　自第二百十二條至第二百十六條
　重刑　六月以上七年以下の懲役
　輕刑　一年以下の懲役
第三〇章　遺棄の罪　自第二百十七條至第二百十九條
　重刑　六月以上七年以下の懲役
　輕刑　一年以下の懲役
第三一章　逮捕及監禁の罪　自第二百廿條至第二百二十一條
　重刑　六月以上七年以下の懲役
　輕刑　三年以上五年以下の懲役
第三二章　脅迫の罪　自第二百二十二條至第二百二十三條
　重刑　三年以下の懲役
　輕刑　一年以下の懲役又は百圓以下の罰金
第三三章　略取及誘拐の罪　自第二百廿四條至第二百廿九條
　重刑　二年以上の懲役
　輕刑　三月以上五年以下の懲役
第三四章　濟職の罪　自第百九十三條至第百九十八條
　重刑　一年以上十年以下の懲役

重刑　一年以上の懲役若くは禁錮又は五百圓以下の罰金
輕刑　拘留又は科料
第三五章　信用及業務に對する罪自第二三三條至第二三四條
三年以下の懲役又は千圓以下の罰金
第三六章　竊盜及强盜の罪自第二百卅五條至第二百四十五條
重刑　死刑又は無期懲役
輕刑　免除
第三七章　詐欺及恐喝の罪　自第二四六條至第二五一條
重刑　十年以下の懲役
輕刑　五年以下の懲役又は千圓以下の罰金
第三八章　横領の罪　自第二百五十二條至第二百五十五條
重刑　一年以上十年以下の懲役
輕刑　一年以下の懲役又は百圓以下の罰金若くは科料
第三九章　贓物に關する罪自第二百五十六條至第二百五七條
重刑　十年以下の懲役及び千圓以下の罰金
輕刑　免除
第四〇章　毀棄及隱匿の罪　自第二五八條至第二六四條
重刑　三月以上七年以下の懲役
輕刑　六月以上の懲役若くは禁錮又は五十圓以下の罰金
又は科料

公選の投票を僞造する罪
重刑　一年以上五年以下の懲役
輕刑　一月以上一年以下の禁錮

傳染病豫防規則に關する罪
重刑　一月以上一年以下の禁錮
輕刑　二十圓以上二百圓以下の罰金

決鬪に關する罪
重刑　二年以上五年以下の懲役
輕刑　一月以上一年以下の懲役

爆發物に關する罪
重刑　死刑
輕刑　百圓以下の罰金

罪と刑罰の大要は右の通りであるが、社會生活上一般に最も起り易い犯罪の範圍はさまで廣くない。次に現代の社會に於て最も多く行はれる犯罪につき、一通りの說明を加へることにする。

第二節　騷擾の罪

騷擾の罪は刑法第百六條乃至第百七條に規定されたもので、多數の人々が集合して暴行をなし又は脅迫して社會を恐怖せしめる罪である。かゝる犯罪についてはその首魁は一年以上十年以下の懲役又は禁錮に處せられ、他人を指揮したり又は他人に率先した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮である。この場合其に多數の者に附加隨行したのみならば、五十圓以下の罰金ですむ。暴行や脅迫の目的で、多數の者が集まつて居る場合警察官がこれを認見し、解散を命じてもこれに服從せず、三回まで解散の命に從はぬときは、暴行脅迫の事實はなくとも、首

魁は三年以下の懲役又は禁錮、其他の者は五十圓以下の罰金に處せられるのである。

第三節　放火及び失火の罪

現在人の住つて居る家屋や建築物でなくても、人の現在居る建物、汽車、電車、艦船、鑛坑等に火を放つときは總て放火である。保險金詐欺の目的で放火した場合は刑罰は一層重くなる。放火した家が自分の所有物でも、六月以上七年以下の範圍で懲役に處せられる。放火はしたが早く發見されて消止められたり燃料不足で放火の目的を達しなかつた場合は、その損害は多くないのが當であるが、それでも多少刑罰を輕くされるといふだけで、矢張り放火罪を以て處罰される。放火しなくとも火災の際消火を妨げた者は一年以下の懲役に處せられる。失火は自分の家と他人の家とに拘らず、これを燒いた者は三百圓以下の罰金となる。火藥、汽罐其他破裂すべき物を破壞させ、人家其他の物を損壞した場合は、それが故意の行爲であれば放火、過失ならば失火の例によつて處罰される。瓦斯、電氣、蒸氣等を漏出又は流出せしめ、或はこれを遮斷したゝめに、人の生命、身體財產に危險を生ぜしめたときは、三年以下の懲役又は百圓以下の罰金となる。又このため人を死傷せしめたときは傷害罪と比較して重く處斷される。

第四節　住居を侵す罪

住居を侵す罪には家宅侵入と、横暴なる行爲を加へるものとの二つがある。暴力團や押賣商人が承諾を得ずして他人の住居に入り、立退きを要求されてもその場所から退去しないのが家宅侵入罪で、三年以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處せられる。貸金の居催促なども矢張りこの罪に問はれる。故なくして皇居、禁苑、離宮、行在所、神宮、皇陵等に侵入した者は三年以上五年以下の懲役である。家主が借家人に對して立退きを迫つて居る場合、借家人が猶豫期間を願つて居るに拘らず、家主はこれに應ぜずして人足を差向け、强制的に雨戶を外したり、家財道具を屋外へ持出したりしたならば、借家人は家主に向つて苦情を申込み、辯護士に依賴して告訴すれば立派に家宅侵入の罪となるのである。

第五節　文書僞造の罪

公私の文書、僞證券、公債券、手形、小切手等總て有價證券